

平成20年（ネ）第1226号 出版停止等請求事件

（原審・大阪地方裁判所平成17年（ワ）第7696号）

口頭弁論最終日 平成20年9月9日

## 判 決

## 目次（事実及び理由）

<b>第1 当事者の求める裁判</b>	.....	2
<b>第2 事案の概要等</b>	.....	3
<b>1 事案の概要</b>	.....	3
<b>2 原審の判断及び不服申立て</b>	.....	5
(1) 原審の判断	.....	5
(2) 不服申立て	.....	8
(3) 請求の拡張及び減縮	.....	8
<b>3 前提事実及び争点</b>	.....	10
<b>【原判決の引用】</b>		
<b>第2 事案の概要</b>	.....	11
<b>2 前提となる事実</b>	.....	11
(1) 当事者	.....	11
(2) 沖縄戦と座間味島及び渡嘉敷島における集団自決	.....	11
(3) 本件各書籍の記述	.....	12
(4) 本件各書籍の記述と公共の利害及び公益を図る目的	.....	16
(5) 集団自決に関する他の書籍の記述	.....	17
<b>第3 争点及びこれに対する当事者の主張</b>	.....	24
<b>1 争点①（特定性及び同定性の有無）について</b>	.....	25
<b>2 争点②（名誉毀損性の有無）について</b>	.....	32
<b>3 争点③（目的の公益性）について</b>	.....	33
<b>4 争点④（真実性の有無）について</b>	.....	34
(1) 被控訴人らの主張	.....	34
(2) 控訴人らの主張	.....	58
<b>5 争点⑤（真実相当性の有無）について</b>	.....	86
<b>6 争点⑥（公正な論評性の有無）について</b>	.....	89
<b>7 争点⑦（敬愛追慕の情の侵害があったか）について</b>	.....	90
<b>8 争点⑧（損害の回復方法及び損害額）について</b>	.....	92

<b>4 当審における補充主張の要点</b>	.....	<b>9 4</b>
(1) 控訴人ら	.....	<b>9 4</b>
(2) 被控訴人ら	.....	<b>1 0 5</b>
<b>第3 当裁判所の判断</b>	.....	<b>1 1 4</b>
1 判断の大要	.....	<b>1 1 4</b>
2 検討の対象について	.....	<b>1 1 6</b>
3 名誉毀損の成否の基準等について	.....	<b>1 1 8</b>
<b>【原判決の引用】</b>		
<b>第4・1 名誉毀損の成否の基準等について</b>	.....	<b>1 1 9</b>
(1) 名誉侵害と人格権としての名誉権に基づく差止請求	.....	<b>1 1 9</b>
(2) 名誉毀損を理由とする損害賠償請求	.....	<b>1 1 9</b>
(3) 意見ないし論評による名誉毀損	.....	<b>1 2 0</b>
(3-2) 出版等の継続についての損害賠償請求	.....	<b>1 2 1</b>
(4) 名誉毀損を理由とする本件各書籍の出版等の差止めの要件…	1 2 1	
(5) 敬愛追慕の情を内容とする人格権の侵害による損害賠償請求…	1 2 3	
(6) 歴史的事実の認定	.....	<b>1 2 4</b>
<b>4 特定性ないし同定可能性、名誉毀損性、目的の公益性の有無</b>	.....	<b>1 2 5</b>
<b>【原判決の引用】</b>		
<b>第4・2 争点①（特定性ないし同定可能性の有無）について</b>	.....	<b>1 2 5</b>
(1) 沖縄ノートの各記述	.....	<b>1 2 5</b>
(2) 記述と当該他人との結びつき	.....	<b>1 2 5</b>
(3) 赤松大尉について	.....	<b>1 2 6</b>
(4) 控訴人梅澤について	.....	<b>1 2 7</b>
(5) 小括	.....	<b>1 2 8</b>
<b>3 争点②（名誉毀損性の有無）について</b>	.....	<b>1 2 8</b>
(1) 「太平洋戦争」と本件記述(1)	.....	<b>1 2 9</b>
(2) 「沖縄ノート」と沖縄ノートの各記述	.....	<b>1 2 9</b>
<b>4 争点③（目的の公益性の有無）について</b>	.....	<b>1 3 0</b>

(参考)

(1) 表現行為と動機	.....	130
(2) 本件各書籍の主要な目的	.....	131
(3) 小括	.....	133
<b>5 真実性ないし真実相当性について（その1）</b>	.....	<b>134</b>
<b>【原判決の引用】</b>		
第4・5 争点④及び⑤（真実性及び真実相当性）について	.....	135
(1) 前提事実	.....	135
ア 太平洋戦争当時の沖縄の状況、体制等	.....	135
イ 集団自決の発生	.....	140
ウ 日本軍による住民加害	.....	142
(2) 集団自決に関する文献等	.....	143
ア 座間味島について	.....	144
(ア) 梅澤命令説を記載し、その存在を推認せしめる文献等…	144	
(イ) 梅澤命令説を否定し、その存在の推認を妨げる文献等…	158	
イ 渡嘉敷島について	.....	165
(ア) 赤松命令説を記載し、その存在を推認せしめる文献等…	165	
(イ) 赤松命令説を否定し、その存在の推認を妨げる文献等…	177	
(3) 援護法の適用問題について	.....	184
ア 援護法の適用問題	.....	184
イ 援護法の沖縄に対する適用経緯等に関する事実	.....	184
ウ 援護法の適用経緯と隊長命令説	.....	187
エ 照屋昇雄証言	.....	188
オ 宮村幸延の「証言」	.....	194
カ 母の遺したもの	.....	201
キ 命令ねつ造依頼説	.....	202
ク 隊長命令ねつ造説が否定されること	.....	203
(4) 集団自決に関する文献等の評価について	.....	203
ア 鉄の暴風について	.....	204
イ 母の遺したものについて	.....	208

(参考)

ウ ある神話の背景及びその指摘に係る文献について	.....	217
エ 慶良間列島作戦報告書について	.....	220
オ 沖縄史料編集所紀要等について	.....	221
カ 徳平秀雄らの体験談	.....	222
キ 秘録沖縄戦記	.....	223
ク その余の文献の評価	.....	224
(5) 知念証人・皆本証人・控訴人梅澤・赤松大尉の供述等について	...	226
ア 知念証人の証言について	.....	226
イ 皆本証人の証言について	.....	228
ウ 控訴人梅澤の供述等について	.....	230
エ 赤松大尉の手記等について	.....	231
(6) 沖縄戦に関する文部科学省の立場等	.....	234
ア 昭和58年度教科書検定等	.....	234
イ 平成17年度教科書検定	.....	236
ウ 日本史小委員会の基本的とらえ方及び教科書の記述等	.....	237
6 宮平秀幸の新しい供述及び関連証拠について	.....	240
(1) 秀幸新証言の概要	.....	241
(2) 秀幸新証言の矛盾及び不自然な変遷	.....	242
(3) 他の手記等との矛盾	.....	247
(4) 秀幸新証言を採用、評価する関連証拠等	.....	250
(5) 小括	.....	251
7 真実性ないし真実相当性について（その2）	.....	252
(1) 本件各記述の真実性の証明の対象	.....	252
(2) 「直接命令」の立証の成否など	.....	253
(3) 原判決の引用及び補充主張について	.....	256
【原判決の引用】		
第4・5(8)		
イ 座間味島における集団自決について	.....	258

(参考)

ウ 渡嘉敷島における集団自決について	.....	261
(4) 小括	.....	264
<b>8 公正な論評性の有無について</b>	.....	<b>264</b>
【原判決の引用】		
第4・6 爭点⑥（公正なる論評性の有無）について	.....	265
(1) 沖縄ノートの主題等	.....	265
(2) 沖縄ノートの各記述の評価その1	.....	266
(3) 沖縄ノートの各記述の評価その2	.....	269
(4) 小括	.....	269
<b>9 本件各書籍の出版等の継続について</b>	.....	<b>269</b>
(1) 出版等の継続と不法行為の成否	.....	269
(2) 真実でないことが明白になったとの要件について	.....	271
(3) 出版等の継続による控訴人らの不利益について	.....	273
(4) 小括	.....	280
<b>10 出版等の差止請求について</b>	.....	<b>280</b>
<b>11 結論</b>	.....	<b>281</b>

旨渡	平成 20 年 10 月 31 日
交付	平成 20 年 10 月 31 日
裁判所書記官	

平成 20 年(附)第 1226 号 出版差止等請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所平成 17 年(ワ)第 7696 号）

口頭弁論終結日 平成 20 年 9 月 9 日

### 判 決

控 訴 人 梅 泽 裕

(以下「控訴人梅澤」という。)

控 訴 人 赤 松 秀 一

(以下「控訴人赤松」という。)

両名訴訟代理人弁護士

別紙「控訴人ら訴訟代理人弁護士目録」記載のとおり

被 控 訴 人 株式会社 岩 波 書 店

(以下「被控訴人岩波書店」という。)

同代表者代表取締役 山 口 昭 男

被 控 訴 人 大 江 健 三 郎

(以下「被控訴人大江」という。)

両名訴訟代理人弁護士

別紙「被控訴人ら訴訟代理人弁護士目録」記載のとおり

### 主 文

- 1 本件各控訴及び控訴人らの当審各拡張請求をいずれも棄却する。
- 2 当審における訴訟費用は控訴人らの負担とする。

### 事実及び理由

#### 第 1 当事者の求める裁判

##### 1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人岩波書店は、原判決別紙書籍目録記載 1 及び 2 の各書籍を出版、販売又は頒布してはならない。
- (3) ア 被控訴人らは、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞及び日本経済新聞の各全国版に、原判決別紙 1 記載の謝罪広告を同記載の掲載条件にて各 1 回掲載せよ。

イ 被控訴人岩波書店は、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞及び日本経済新聞の各全国版に、原判決別紙 2 記載の謝罪広告を同記載の掲載条件にて各 1 回掲載せよ。

- (4) ア 被控訴人岩波書店は、控訴人梅澤に対し、内金 1000 万円については被控訴人大江と連帶して金 2000 万円（内 1000 万円は当審拡張請求）及び内金 1000 万円については平成 17 年 9 月 11 日から、内金 1000 万円（当審拡張請求）については平成 20 年 6 月 25 日からそれぞれ支払済みまで年 5 分の割合による各金員を

支払え。

イ 被控訴人大江は、控訴人梅澤に対し、被控訴人岩波書店と連帶して、金1000万円（内500万円は当審拡張請求）及び内金500万円については平成17年9月11日から、内金500万円（当審拡張請求）については平成20年6月25日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

ウ 被控訴人らは、連帶して、控訴人赤松に対し、金1000万円（内500万円は当審拡張請求）及び内金500万円については平成17年9月11日から、内金500万円（当審拡張請求）については平成20年6月25日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。

(5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

(6) 上記(4)につき仮執行宣言

## 2 被控訴人ら

主文同旨

## 第2 事案の概要等

略称は原判決に準ずることとし、初出の際に括弧内に表示する。

### 1 事案の概要

ア 本件は、控訴人梅澤及び控訴人赤松が、控訴人梅澤については被控訴人らが出版し若しくは執筆した原判決別紙書籍目

録記載1の書籍（「太平洋戦争」）及び同記載2の書籍（「沖縄ノート」）によって、控訴人赤松の実兄である赤松嘉次（赤松大尉）については「沖縄ノート」によって、太平洋戦争後期に座間味島及び渡嘉敷島の各住民にそれぞれ集団自決を命じ、住民を多数強制的に死なせながら自らは生き延びたという虚偽の事実を摘示され、控訴人梅澤及び赤松大尉の社会的評価を著しく低下させられて、その名誉を甚だしく毀損され、もって控訴人らの人格権や、控訴人赤松の赤松大尉に対する人間らしい敬愛追慕の情を内容とする人格的利益が侵害されたとして、次の各請求をした事案である。

① 被控訴人岩波書店に対し、人格権に基づき、「太平洋戦争」及び「沖縄ノート」の出版、販売、頒布の差止め

② 被控訴人らに対し、不法行為に基づき、

⑦ 謝罪広告の掲載

⑧ 慰謝料の支払

イ 本件の請求及び訴訟物は以上のとおりであり、その法律構成はマスメディアによる一般の名誉毀損事件と異なるが、本件訴訟の内容的な特色は次のような点にある。

① 太平洋戦争後期の沖縄における集団自決という63年前の歴史的事実についての日本軍の各隊長の命令に関する記述について、その名誉毀損等の有無を問うものであること

② 名誉毀損等にあたるとして出版の差止めが求められてい

る各書籍は、その第1版が、昭和43年（40年前）及び昭和45年（38年前）に出版され、その後も版を重ねるなどして継続して出版されてきた書籍であること

③ 各書籍中の各記述は、出版当時にはいわば通説とされていたものであるが、控訴人らは、その後昭和48年ころから平成12年ころに公刊された資料等に基づき、その時から真実相当性が失われたと主張して、その後の出版継続の不法行為責任を問うものであること

④ 提訴の動機は、単に個人への名誉侵害にとどまらず、本件各書籍や高等学校の歴史教科書（平成17年度検定）等の公の書物に、集団自決が日本軍の命令により強制されたかのごとく記載されているのを放置できないという点などにあるとされ、集団自決の歴史を正しく伝えていくことが本件訴訟の目的であるとされていること

## 2 原審の判断及び不服申立て

(1) 原審は、次のように判断して、控訴人らの各請求を棄却した。

ア 「沖縄ノート」は、座間味島及び渡嘉敷島の守備隊長をそれぞれ控訴人梅澤及び赤松大尉であると明示しているが、引用された文献、新聞報道等でその同定は可能であり、本件各書籍の各記載は、控訴人梅澤及び赤松大尉が殘忍な集団自決を命じた者であるとしているから、控

訴人梅澤及び赤松大尉の社会的評価を低下させる。

イ 「太平洋戦争」は、太平洋戦争を評価、研究する歴史研究書であり、「沖縄ノート」は、日本人とは何かを見つめ、戦後民主主義を問い合わせた書籍であって、控訴人梅澤及び赤松大尉に関する上記各記述を掲載した本件各書籍は、公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的で出版されたものと認められる。

ウ 控訴人らは、梅澤命令説及び赤松命令説は集団自決について戦傷病者戦没者遺族等援護法（「援護法」）の適用を受けるための捏造であると主張する。

しかしながら、複数の誤記があるとは認められるものの、戦時下の住民の動き、非戦闘員の動きに重点を置いた戦記として資料的価値を有する沖縄タイムス社編「鉄の暴風」、米軍の「慶良間列島作戦報告書」などが援護法の適用が意識される以前から存在しており、捏造に関する主張には疑問がある。控訴人らの主張に沿う照屋昇雄の発言や宮村幸延の「証言」と題する書面は採用できない。

エ ①座間味島及び渡嘉敷島ではいずれも集団自決に手榴弾が利用されたが、多くの体験者が日本軍の兵士から米軍に捕まりそうになった際の自決用に手榴弾が交付されたと語っていること、②沖縄に配備された第三二軍が防諜に意を用いており、捕虜になることを禁じ、渡嘉敷島では防衛隊

員が身重の妻等の安否を気遣い数回部隊を離れたために敵に通謀するおそれがあるとして処刑されたほか、米軍に庇護された少年2名、投降勧告に来た伊江島の男女6名が同様に処刑されたこと、米軍の「慶良間列島作戦報告書」の記載も日本軍が住民が捕虜になり日本軍の情報が漏れることを懸念したことを窺わせること、③慶良間列島が沖縄本島などと連絡が遮断され、食糧や武器の補給が困難な状況のもとで、第一、第三戦隊の装備からして手榴弾は極めて貴重な武器であったところ、自決にはこれが使用されていること、④沖縄で集団自決が発生したすべての場所に日本軍が駐屯しており、日本軍が駐屯しなかった渡嘉敷村の前島では集団自決が発生しなかったことなどの事実を踏まえると、集団自決については日本軍が深く関わったものと認められる。そして、それぞれの島では控訴人梅澤及び赤松大尉を頂点とする上意下達の組織があったことからすると、それぞれの島における集団自決に控訴人梅澤及び赤松大尉が関与したことは十分に推認できる。しかしながら、自決命令の伝達経路等が判然としないため、本件各書籍にあるような各自決命令それ自体まで認定することには躊躇を禁じ得ない。

オ 控訴人梅澤及び赤松大尉が集団自決に関与したものと推認できることに加え、平成17年度までの教科書検定の対

応、集団自決に関する学説の状況、判示した諸文献の存在とそれらに対する信用性についての認定及び判断、家永三郎及び被控訴人大江の取材状況等を踏まえると、控訴人梅澤及び赤松大尉が本件各書籍記載の内容の自決命令を発したことを直ちに真実であると断定できないとしても、その事実については合理的資料若しくは根拠があると評価できる。したがって、本件各書籍の各発行時において、家永三郎及び被控訴人らが本件各記述が真実であると信ずるについて相当の理由があったものと認めるのが相当である。そのことは原審口頭弁論終結時（平成19年12月21日）においても径庭はない。

カ 「沖縄ノート」には赤松大尉に対するかなり強い表現が用いられているが、沖縄ノートの主題等に照らして、被控訴人大江が赤松大尉に対する個人攻撃をしたなど意見なし論評の域を逸脱したものとは認められない。

キ したがって、被控訴人らによる控訴人梅澤及び赤松大尉に対する名誉毀損は成立せず、それを前提とする損害賠償はもとより本件各書籍の出版等の差止請求も理由がない。

- (2) そこで、控訴人らは、上記判断を不服として、事実認定及び法律判断の誤りを主張して控訴した。
- (3) なお、控訴人らは、原審では、被控訴人岩波書店に対して、慰謝料として各1000万円（控訴人梅澤は「太平洋戦争」

の出版等によるものとして500万円、「沖縄ノート」の出版等によるものとして500万円、控訴人赤松は、「沖縄問題二十年」の出版等によるものとして500万円、「沖縄ノート」の出版等によるものとして500万円)及びこれに対する平成17年9月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を、被控訴人大江に対して、慰謝料として各500万円(「沖縄ノート」の出版等によるもの)及びこれに対する前同様の遅延損害金の支払を求めていた。

しかし、控訴人らは、当審において、平成19年12月に、軍命令が確認できないとする文部科学省の平成18年度の教科書検定意見が維持され、かつ、梅澤命令説及び赤松命令説に真実性が認められないとした原判決が言い渡された後も、被控訴人らが本件各書籍の出版、販売を継続し、特に「沖縄ノート」については増刷を重ねている(平成20年4月24日に第58刷、同年5月7日には第59刷)として、請求を拡張し、新たに、上記出版、販売継続に係る慰謝料として、控訴人梅澤は、被控訴人岩波書店に対し、1000万円(「太平洋戦争」と「沖縄ノート」の各出版、販売継続によるもの)及びこれに対する平成20年6月25日(当審第1回口頭弁論期日)から支払済みまで年5分の割合による損害賠償金の支払請求を、控訴人らは、被控訴人大江に対し、各500万円(「沖縄ノート」の出版、販売継続によるもの)

及びこれに対する前同日から支払済みまでの遅延損害金の支払請求を付加した。

他方で、控訴人赤松は、原審で請求していた被控訴人岩波書店に対する「沖縄問題二十年」の出版、販売に係る慰謝料の500万円及びこれに対する遅延損害金の請求を取り下げるとして、同金額について被控訴人岩波書店に対する請求を減縮した。

### 3 前提事実及び争点

基礎となる事実、争点及び同争点に対する当事者双方の主張等は、以下に補正し、付加するほかは、原判決が「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 前提事実」、「第3 争点及びこれに対する当事者の主張」に摘示するとおりであるから、これを引用する。なお、当審における補充主張の要点及び争点は、4項(94頁)以下に記載するが、織り込めるものは以下の引用部分にも織り込む。

補正、付加して原判決を引用するについては、わかりやすいように、原告を控訴人、被告を被控訴人と改めて原判決の摘示を以下に再掲(ただし、一部は要約)した上で、それに補正、付加を加えて示すこととする。補正等に際しては、補正、付加あるいは要約等の部分は、区別しやすいようにゴシック体で示す。また、記載を削除した場合は「…」又は「……」で示す。

## 【原判決の引用】

### 『第2 事案の概要

2 前提となる事実（証拠によって認定した事実は各項末尾のかっこ内に認定に供した証拠を摘示し、その記載のない事実は、当事者間に争いのない事実である。）

#### (1) 当事者

ア 控訴人梅澤は、大正5年12月21日生まれの男性で、第二次世界大戦中の沖縄戦において、アメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）が最初に上陸した慶良間列島の座間味島で、第一戦隊長として米軍と戦った陸軍士官学校（52期）出身の元少佐である。

また、控訴人赤松は、同じ沖縄戦において、慶良間列島の渡嘉敷島で、第三戦隊長として米軍と戦った陸軍士官学校（53期）出身の元大尉である赤松大尉（大正9年4月20日生、昭和55年1月13日死亡）の弟である（控訴人赤松が赤松大尉の弟であることについて、甲C1の1及び2）。

イ 被控訴人岩波書店は、大正2年創業の各種図書の出版及び販売等を業とする株式会社であり、本件各書籍の出版をしている。

また、被控訴人大江は、芥川賞、ノーベル文学賞を受賞した作家であり、沖縄ノートの著者である。

#### (2) 第二次世界大戦における沖縄戦と座間味島及び渡嘉敷島における集団自決

昭和16年12月に始まった太平洋戦争は、昭和17年のミッドウェー沖海戦を機に日本軍は劣勢を強いられ、昭和19年7月にはサイパン島が陥落し、昭和20年2月には米軍が硫黄島に上陸し、次の米軍の攻撃は台湾か沖縄に向かうと予想される状態であった。

昭和19年3月、南西諸島を防衛する西部軍指揮下の第三二軍が編成され、同年6月ころから実戦部隊が沖縄に駐屯を開始し、この沖縄守備軍・第三二軍は「球部隊」と呼ばれていた。

昭和20年3月23日から、沖縄は米軍の激しい空襲に見舞われ、同月24日からは艦砲射撃も加わった。慶良間海峡は島々によって各方向の風を防ぎ、補給をする船舶にとっては最適の投錨地であったことから、米軍の最初の目標は、沖縄本島の西55キロメートルに位置する慶良間列島の確保であった。米軍の慶良間列島攻撃部隊は、アンドリュー・D・ブルース少将の率いる第77歩兵旅団であり、空母の護衛のもと、上陸作戦に臨んだ。

慶良間列島には、座間味島、渡嘉敷島、阿嘉島などがあるところ、昭和19年9月、座間味島には控訴人梅澤が指揮する海上挺進隊第一戦隊（以下「第一戦隊」ともいう。）が、渡嘉敷島には赤松大尉が指揮する海上挺進隊第三戦隊（以下「第三戦隊」ともいう。）が配備された。海上挺進隊は、当初、小型船艇に爆雷を装着し、敵艦隊に体当たり攻撃をして自爆することが計画されていたが、結局出撃の機会はなく、前記船艇を自沈させた後は、海上挺進隊はそれぞれ駐屯する島の守備隊となった。

控訴人梅澤の守備する座間味島と、赤松大尉の守備する渡嘉敷島では、米軍の攻撃を受けた昭和20年3月25日から同月28日にかけて、それぞれ島民の多くが集団自決による凄惨な最期を遂げた（なお、以下では、控訴人梅澤が座間味島において住民に集団自決を命じたことを肯定する見解を「梅澤命令説」といい、赤松大尉が渡嘉敷島において住民に集団自決を命じたことを肯定する見解を「赤松命令説」という。）。

#### (3) 本件各書籍の記述

##### ア 「太平洋戦争」の記述

「太平洋戦争」の第一版は昭和43年2月14日に発行され、その改訂版である「太平洋戦争 第二版」は昭和61年11月7日に発行された。「太平洋戦争」は、平成14年7月16日、「太平洋戦争 第二版」を文庫化し、発行されたが、現在まで合計1万1000部が発行されている（「太平洋戦争」が「太平洋戦争 第二版」を文庫化したものであることは争いがなく、その余は

甲 A 1, B 7 及び弁論の全趣旨)。

「太平洋戦争」には、その 300 頁 8 行目から、【本件記述(1)】「座間味島の梅沢隊長は、老人・こどもは村の忠魂碑の前で自決せよと命令し、生存した島民にも芋や野菜をつむことを禁じ、そむいたものは絶食か銃殺かということになり、このため三〇名が生命を失った。」との記述（以下「本件記述(1)」という。）がある。なお、この記述は、昭和43年の第一版以来変更はなく、渡嘉敷島及び沖縄本島の残虐行為等の事例と合わせて、[注]の参考文献として上地一史「沖縄戦史」ほかが掲げられている。以下においては、「太平洋戦争」の第一版をも含めて、本件書籍、「太平洋戦争」や本件記述(1)ということもある。

#### イ 「沖縄ノート」の記述

(ア) 沖縄ノートは昭和45年9月21日に発行され、平成20年5月7日の第5刷まで増刷を重ね、現在まで、合計三十数万部が発行された（弁論の全趣旨）。

「沖縄ノート」には、その 69 頁 10 行目から、【本件記述(2)】「慶良間列島においておこなわれた、七百人を数える老幼者の集団自決は、上地一史著『沖縄戦史』の端的にかたるところによれば、生き延びようとする本土からの日本人の軍隊の《部隊は、これから米軍を迎えうち長期戦に入る。したがって住民は、部隊の行動をさまたげないために、また食糧を部隊に提供するため、いさぎよく自決せよ》という命令に発するとされている。沖縄の民衆の死を抵当にあがなわれる本土の日本人の生、という命題は、この血なまぐさい座間味村、渡嘉敷村の酷たらしい現場においてはっきり形をとり、それが核戦略体制のもとの今日に、そのままつらなり生きつづけているのである。生き延びて本土にかえりわれわれのあいだに埋没している、この事件の責任者はいまなお、沖縄にむけてなにひとつあがなっていないが、この個人の行動の全体は、いま本土の日本人が総合的な規模でそのまま反復しているものなのであるから、かれが本土の日本人にむかって、なぜおれひとりが自

分を咎めねばならないのかね？と開きなおれば、たちまちわれわれは、かれの内なるわれわれ自身に鼻つきあわせてしまうだろう。」との記述（以下「本件記述(2)」という。）がある。

(イ) 「沖縄ノート」には、その 208 頁 1 行目から、【本件記述(3)】「このような報道とかさねあわすようにして新聞は、慶良間列島の渡嘉敷島で沖縄住民に集団自決を強制したと記憶される男、どのようにひかえめにいってもすくなくとも米軍の攻撃下で住民を陣地内に収容することを拒否し、投降勧告にきた住民はじめ数人をスパイとして処刑したことが確実であり、そのような状況下に、「命令された」集団自殺をひきおこす結果をまねいたことはつきりしている守備隊長が、戦友（！）ともども、渡嘉敷島での慰靈祭に出席すべく沖縄におもむいたことを報じた。僕が自分の肉体の奥深いところを、息もつまるほどの力でわしづかみにされるような気分をあじわうのは、この旧守備隊長が、かつて《おひがきたら、一度渡嘉敷島にわたりたい》と語っていたという記事を思い出す時である。」「おひがきたら、この壮年の日本人はいまこそ、おひがきたと判断したのだ、そしてかれは那覇空港に降り立ったのであった。」との記述（以下「本件記述(3)」という。）がある。

(ウ) 「沖縄ノート」には、その 210 頁 4 行目から、【本件記述(4)】「慶良間の集団自決の責任者も、そのような自己欺瞞と他者への瞞着の試みを、たえずくりかえしてきたことであろう。人間としてそれをつぐなうには、あまりにも巨きい罪の巨塊のままで、かれはなんとか正氣で生き伸びたいとねがう。かれは、しだいに稀薄化する記憶、歪められる記憶にたすけられて罪を相対化する。つづいてかれは自己弁護の余地をこじあけるために、過去の事実の改変に力をつくす。いや、それはそのようではなかったと、一九四五年の事実に立って反論する声は、実際誰もが沖縄でのそのような罪を忘れたがっている本土での、市民的日常生活においてかれに届かない。一九四五年の感情、倫理感に立とうとする声は、沈黙にむかってしだいに傾斜するのみである。

誰もかれもが、一九四五年を自己の内部に明瞭に喚起するのを望まなくなつた風潮のなかで、かれのペテンはしだいにひとり歩きをはじめただろう。」「本土においてすでに、おりはきたのだ。かれは沖縄において、いつ、そのおりがくるかと虎視眈々、狙いをつけていた。かれは沖縄に、それも渡嘉敷島に乗りこんで、一九四五年の事実を、かれの記憶の意図的改変そのままに逆転することを夢想する。その難関を突破してはじめて、かれの永年の企ては完結するのである。かれにむかって、いやあれはおまえの主張するような生やさしいものではなかった。それは具体的に追いつめられた親が生木を折りとて自分の幼児を殴り殺すことであったのだ。おまえたち本土からの武装した守備隊は血を流すかわりに容易に投降し、そして戦争責任の追及の手が二十七度線からさかのぼって届いてはゆかぬ場所へと帰って行き、善良な市民となったのだ、という声は、すでに沖縄でもおこり得ないのではないかとかれが夢想する。しかもそこまで幻想が進むとき、かれは二十五年ぶりの屠殺者と生き残りの犠牲者の再会に、甘い涙につつまれた和解すらありうるのではないかと、渡嘉敷島で実際におこったことを具体的に記憶する者にとっては、およそ正視に耐えぬ歪んだ幻想をまでもいだきえたであろう。このようなエゴサントリクな希求にまみねかれた幻想にはとめどがない。おりがきたら、かれはそのような時を待ちうけ、そしていまこそ、そのおりがきたとみなしたのだ。」「日本本土の政治家が、民衆が、沖縄とそこに住む人々をねじふせて、その異議申立ての声を押しつぶそうとしている。そのようなおりがきたのだ。ひとりの戦争犯罪者にもまた、かれ個人のやりかたで沖縄をねじふせること、事実に立った異議申立ての声を押しつぶすことがどうしてできぬだろう？あの渡嘉敷島の「土民」のようなかれらは、若い将校たる自分の集団自決の命令を受けいれるほどにおとなしく、穏やかな無抵抗の者だったではないか、とひとりの日本人が考えるにいたる時、まさにわれわれは、一九四五年の渡嘉敷島で、どのような意識構造の日本人が、どのよう

にして人々を集団自決へと追いやつたかの、およそ人間のなしうるものと思えぬ決断の、まったく同一のかたちでの再現の現場に立ちあつてゐるのである。」との記述（以下「本件記述(4)」という。）がある。

(エ) 「沖縄ノート」には、その213頁3行目から、【本件記述(5)】「おりがきたとみなして那覇空港に降りたった、旧守備隊長は、沖縄の青年たちに難詰されたし、渡嘉敷島に渡ろうとする埠頭では、沖縄のフェリイ・ボートから乗船を拒まれた。かれはじつのところ、イスラエル法廷におけるアイヒマンのように、沖縄法廷で裁かれてしかるべきであったであろうが、永年にわたって怒りを持続しながらも、穏やかな表現しかそれにあたえぬ沖縄の人々は、かれを拉致はしなかつたのである。それでもわれわれは、架空の沖縄法廷に、一日本人をして立たしめ、右に引いたアイヒマンの言葉が、ドイツを日本におきかえて、かれの口から発せられる光景を思い描く、想像力の自由をもつ。かれが日本青年の心から罪責の重荷を取除くのに応分の義務を果したいと、「或る昂揚感」とともに語る法廷の光景を、へどをもよおしつつ詳細に思い描く、想像力のにがい自由をもつ。」との記述（以下「本件記述(5)」といい、本件記述(1)ないし本件記述(4)と併せて「本件各記述」という。また、本件記述(2)ないし本件記述(5)を併せて「沖縄ノートの各記述」という。）がある。

(4)ア 「太平洋戦争」が歴史研究書であり、本件記述(1)が公共の利害に関するものであることは当事者間に争いはなく、それがもっぱら公益を図る目的によるものであることについては、それが公益を図る目的も併せもつてなされたものであるとの限度で当事者間に争いはない。

イ 沖縄ノートは、被控訴人大江が、沖縄が本土のために犠牲にされ続けてきたことを指摘し、その沖縄について「核つき返還」などが議論されていた昭和45年の時点において、沖縄の民衆の怒りが自分たち日本人に向けられていることを述べ、「日本人とはなにか、このような日本人ではないところの日本人へ

と自分をかえることはできないか」との自問を繰り返し、日本人とは何かを見つめ、戦後民主主義を問い直したものである。

沖縄ノートの各記述は、沖縄戦における集団自決の問題を本土日本人の問題としてとらえ返そうとしたものであり、沖縄ノートの各記述は公共の利害に関する事実に係るものである。

#### (5)ア 座間味島について

「鉄の暴風」等の書籍には、それぞれ以下のような記述が存在する。

##### (ア) 「鉄の暴風」（昭和25年）沖縄タイムス社発行

「鉄の暴風」（41頁）には、「座間味島駐屯の将兵は約一千人余、一九四四年九月二十日に来島したもので、その中には、十二隻の舟艇を有する百名近くの爆雷特幹隊がいて、隊長は梅沢少佐、守備隊長は東京出身の小沢少佐だった。海上特攻用の舟艇は、座間味島に十二隻、阿嘉島に七、八隻あつたが、いずれも遂に出撃しなかった。その他に、島の青壯年百名ばかりが防衛として守備にあたっていた。米軍上陸の前日、軍は忠魂碑前の広場に住民をあつめ、玉碎を命じた。しかし、住民が広場に集まつてきた、ちょうど、その時、附近に艦砲弾が落ちたので、みな退散してしまつたが、村長初め役場吏員、学校教員の一部やその家族は、ほとんど各自の壕で手榴弾を抱いて自決した。その数五十二名である。」との記述がある。

##### (イ) 「座間味戦記」（昭和32年ころ、「沖縄戦記」（座間味村渡嘉敷村戦況報告書）所収）

「座間味戦記」（9頁）には、「夕刻に至って梅沢部隊長よりの命に依つて住民は男女を問わず若き者は全員軍の戦斗に参加して最後まで戦い、又老人、子供は全員村の忠魂碑の前に於いて玉碎する様にとの事であった。」との記述がある。

この「座間味戦記」は、座間味村が戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）の適用を申請する際の資料として当時の厚生省に提出

したものである。

##### (ウ) 「秘録 沖縄戦史」（昭和33年）山川泰邦著

「秘録 沖縄戦史」（229ないし231頁）には、「昭和二十年三月二十三日、座間味は米機の攻撃を受け、部隊が全滅するほどの被害を蒙り、住民から二十三人の死者を出した。村民たちは、焼跡に立って呆然とした。早速、避難の壕生活が始まった。その翌日も朝から部隊や軍事施設に執拗な攻撃が加えられ、夕刻から艦砲射撃が始まった。艦砲のあとは上陸だと、住民がおそれおののいているとき、梅沢少佐から突然、次のような命令が発せられた。「働き得る者は男女を問わず、戦闘に参加せよ。老人、子供は全員、村の忠魂碑前で自決せよ」と。」「梅沢少佐の自決命令を純朴な住民たちは、そのまま実行したのである。その日、七五名が自決し多くの未遂者を出した。」との記述がある。

##### (エ) 「沖縄戦史」（昭和34年）上地一史著

「沖縄戦史」（51,52頁）には、「梅沢少佐は、「戦闘能力のある者は男女を問わず戦列に加われ。老人子供は村の忠魂碑の前で自決せよ」と命令した。」「日本軍は生き残った住民に対し「イモや野菜を許可なくして摘むべからず」というおそろしい命令を出した。兵士にも、食糧についてのきびしいおきてが与えられ、それにそむいた者は、絶食か銃殺という命令だった。このために三十名が生命を失ない、兵も住民もフキを食べて露命をつないだ。」との記述がある。

##### (オ) 「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」（昭和43年）下谷修久刊行

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」（7,9,39頁）には、「戦闘に協力できる村民は進んで祖国防衛の楯として郷土の土を血で染めて散華し、作戦上足手まといになる老幼婦女子は軍の命令により、祖国日本の勝利を念じつつ、悲壮にも集団自決を遂げたのであります。」「米軍の包囲戦に耐えかねた日本軍は遂に隊長命令により村民の多数の者を集団自決に追いやつた」「午後

十時頃梅沢部隊長から次の軍命令がもたらされました。「住民は男女を問わず軍の戦闘に協力し、老人子供は村の忠魂碑前に集合、玉碎すべし」との記述がある。

(カ) 「秘録 沖縄戦記」（昭和44年）山川泰邦著

「秘録 沖縄戦記」（156,158頁）には、「艦砲のあとは上陸だと、おそれおののいていた村民に対し、梅沢少佐からきびしい命令が伝えられた。それは『働き得る者は男女を問わず、戦闘に参加せよ。老人、子供は全員、村の忠魂碑前で自決せよ』というものだった。」「梅沢少佐の自決命令を純朴な住民たちは素直に受け入れて実行したのだった。十八日、七十五人が自決、そのほか多くの未遂者を出した」との記述がある。

(キ) 「沖縄県史 第8巻」（昭和46年）琉球政府編集

「沖縄県史 第8巻」（411,412頁）には、「翌日二十四日夕方から艦砲射撃を受けたが、梅沢少佐は、まだアメリカ軍が上陸もして来ないうちに『働き得るものは全員男女を問わず戦闘に参加し、老人子どももは、全員村の忠魂碑前で自決せよ』と命令した。」「（三月二十六日、その夜）村長、助役、収入役をはじめ、村民七十五名は梅沢少佐の命令を守って自決した。」との記述がある。

(ク) 「沖縄県史 第10巻」（昭和49年）琉球政府編集

「沖縄県史 第10巻」（698,699,746頁）には、「午後十時ごろ、梅沢隊長から軍命がもたらされた。「住民は男女を問わず軍の戦闘に協力し老人子供は村の忠魂碑…前に集合、玉碎すべし」というものだった。役場の書記がこの命令を各壕をまわって伝えた。」「部隊長から自決命令が出されたことが多くの証言からほぼ確認できるのである。」「中にいる兵隊が、『明日は上陸だから民間人を生かしておくわけにはいかない。いざとなったらこれで死になさい』と手榴弾がわたされた。」との記述がある。

イ 渡嘉敷島について

「鉄の暴風」等の書籍には、それぞれ以下のような記述が存在する。

(ア) 「鉄の暴風」

「鉄の暴風」（33ないし36頁）には、「赤松大尉は、島の駐在巡査を通じて、部落民に対し『住民は捕虜になる怖れがある。軍が保護してやるから、すぐ西山A高地の軍陣地に避難集結せよ』と、命令を発した。さらに、住民に対する赤松大尉の伝言として『米軍が来たら、軍民ともに戦って玉碎しよう』ということも駐在巡査から伝えられた。」「恩納河原に避難中の住民に対して、思い掛けぬ自決命令が赤松からもたらされた。『こと、ここに至つては、全島民、皇國の万歳と、日本の必勝を祈つて、自決せよ。軍は最後の一兵まで戦い、米軍に出血を強いてから、全員玉碎する』というのである。この悲壮な、自決命令が赤松から伝えられたのは、米軍が沖縄列島海域に侵攻してから、わずかに五日目だった。」「住民には自決用として、三十二発の手榴弾が渡されていたが、更にこのときのために、二十発増加された。」「恩納河原の自決のとき、島の駐在巡査も一緒だったが、彼は、『自分は住民の最期を見とどけて、軍に報告してから死ぬ』といって遂に自決しなかった。日本軍が降伏してから解ったことだが、彼らが西山A高地に陣地を移した翌二十七日、地下壕内において将校会議を開いたがそのとき、赤松大尉は『持久戦は必至である、軍としては最後の一兵まで戦いたい、まず非戦闘員をいさぎよく自決させ、われわれ軍人は島に残った凡ゆる食糧を確保して、持久態勢をととのえ、上陸軍と一戦を交えねばならぬ。事態はこの島に住むすべての人間に死を要求している』ということを主張した。」との記述がある。

(イ) 「秘録 沖縄戦史」

「秘録 沖縄戦史」（218頁）には、「友軍は住民を砲弾の餌食にさせて、何ら保護の措置を講じようとしないばかりか『住民は集団自決せよ！』と赤松大尉から命令が発せられた。」との記述がある。

(ウ) 「沖縄戦史」

「沖縄戦史」（48頁）には、「(しかし,)赤松大尉は住民を守ってはくれなかつた。『部隊は、これから、米軍を迎えうつ。そして長期戦にはいる。だから住民は、部隊の行動をさまたげないため、また、食糧を部隊に提供するため、いさぎよく自決せよ』とはなはだ無慈悲な命令を与えたのである。」との記述がある。

(五) 「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」（107頁）には、「赤松少佐は島の西北端の高地へ守備隊の移動を命じ、島民は自決せよと命令した。」との記述がある。

(イ) 「秘録 沖縄戦記」

「秘録 沖縄戦記」（148頁）には、「赤松隊は住民の保護どころか、無謀にも『住民は集団自決せよ！』と命令する始末だった。」との記述がある。

(カ) 「慶良間列島渡嘉敷島の戦闘概要」(昭和44年、  
争、新崎盛彌)所収、以下「戦闘概要」という。)

「戦闘概要」（12,13頁）には、「昭和二〇年三月二七日、夕刻駐在巡査安里喜順を通じ住民は一人残らず西山の友軍陣地北方の盆地へ集合命令が伝えられた。」「間もなく兵事主任新城真順をして住民の集結場所に連絡せしめたのであるが、赤松隊長は意外にも住民は友軍陣地外へ撤退せよとの命令である。何のために住民を集結命令したのか、その意図は全く知らないままに恐怖の一夜を明かすことが出来た。昭和二〇年三月二八日午前一〇時頃、住民は軍の指示に従い、友軍陣地北方の盆地へ集ったが、島を占領した米軍は友軍陣地北方の約二、三百米の高地に陣地を構え、完全に包囲態勢を整え、迫撃砲をもって赤松陣地に迫り住民の集結場も砲撃を受けるに至った。時に赤松隊長から防衛隊員を通じて自決命令が下された。危機は刻々と迫りつつあり、事ここに至つては如何ともし難く、全住民は陛下の万才と皇國の必勝

を祈り笑って死のうと悲壮の決意を固めた。かねて防衛隊員に所持せしめられた手留弾各々二個が唯一の頼りとなった。各々親族が一かたまりになり、一発の手留弾に二、三〇名が集った。瞬間手留弾がそこここに爆発したかと思うと轟然たる無気味な音は谷間を埋め、瞬時にして老幼男女の肉は四散し阿修羅の如き阿鼻叫喚の地獄が展開された。」との記述がある。

(2) 「沖縄県史 第8巻」

「沖縄県史 第8巻」（410頁）には、「いよいよ、敵の攻撃が熾烈になつたころ、赤松大尉は『住民の集団自決』を命じた。」との記述がある。

(イ) 「沖縄県史 第10巻」

「沖縄県史 第10巻」(689,690頁)には、「上陸に先立ち、赤松隊長は、『住民は西山陣地北方の盆地に集合せよ』と、当時赴任したばかりの安里喜順巡査を通じて命令した。安里巡査は防衛隊員の手を借りて、自家の壕にたてこもる村民を集めては、西山陣地に送り出していた。」「西山陣地に村民はたどり着くと、赤松隊長は村民を陣地外に撤去するよう厳命していた。」「(その時、)陣地に配備されていた防衛隊員二十数人が現われ、手榴弾を投げ出した。自決をしようというのである。」との記述がある。

④ 「家永第3次教科書訴訟第1審 金城重明証言」（昭和63年証言、平成2年「裁かれた沖縄戦 安仁屋政昭編」所収）

「家永第3次教科書訴訟第1審 金城重明証言」(287,288頁)には、「それは当時、村の指導者を通して、軍から命令が出たというふうな達しがありまして、配られた手榴弾で自決を始めると、これが自決の始まりであります。」「はい、当時の住民は軍から命令が出たというふうに伝えられておりまして、そのつもりで自決を始めたわけであります。」「(証人自身は、直接その自決の命令が出たという趣旨の話を直接聞かれたのですか。) はい、直接聞きました。」との記述がある。

(二) 「家永第3次教科書訴訟第1審 安仁屋政昭証言」(昭和63年証言、平

成2年「裁かれた沖縄戦 安仁屋政昭編」所収)

安仁屋政昭は、家永第3次教科書訴訟第1審における証言当時は沖縄国際大学の歴史学の教授であり、沖縄史料編集所に勤務した経歴を持ち、渡嘉敷村史の編集にも携わった者である。

「家永第3次教科書訴訟第1審 安仁屋政昭証言」(54,69頁)には、「第一点、米軍の上陸前に赤松部隊から渡嘉敷村の兵事主任に対して手榴弾が渡されておって、いざというときにはこれで自決するようにという命令を受けていたと、それから、いわゆる集団的な殺し合いのときに、防衛隊員が手榴弾を持ち込んでいると、集団的な殺し合いを促している事実があります。これは厳しい実証的な検証の中で証言を得ております。曾野綾子さんなどは、『ある神話の背景』という作品の中でこれを否定しているようすけれども、兵事主任が証言をしております。兵事主任の証言というのはかなり重要であるということを強調しておきたいと思います。」「兵事主任という役割は、大きな役割だと言いましたが、兵事主任の証言を得ているということは、決定的であります。これは、赤松部隊から、米軍の上陸前に手榴弾を渡されて、いざというときには、これで自決しろ、と命令を出しているわけですから、それが自決命令でないと言われるのであれば、これはもう言葉をもてあそんでいるとしか言いようがないわけです。命令は明らかに出ているということですね。」との記述がある。

#### (サ) 「渡嘉敷村史」(平成2年) 渡嘉敷村史編集委員会編集

「渡嘉敷村史」(197,198頁)には、「すでに米軍上陸前に、村の兵事主任を通じて自決命令が出されていたのである。住民と軍との関係を知る最も重要な立場にいたのは兵事主任である。兵事主任は徵兵事務を扱う専任の役場職員であり、戦場においては、軍の命令を住民に伝える重要な役割を負わされていた。渡嘉敷村の兵事主任であった新城真順氏(戦後改姓して富山)は、日本軍から自決命令が出されていたことを明確に証言している。兵事主

任の証言は次の通りである。①一九四五年三月二〇日、赤松隊から伝令が来て兵事主任の新城真順氏に対し、渡嘉敷部落の住民を役場に集めるように命令した。新城真順氏は、軍の指示に従って『一七歳未満の少年と役場職員』を役場の前庭に集めた。②そのとき、兵器軍曹と呼ばれていた下士官が部下に手榴弾を二箱持つてこさせた。兵器軍曹は集まつ(ママ)二十数名の者に手榴弾を二個ずつ配り訓示をした。〈米軍の上陸と渡嘉敷島の玉砕は必至である。敵に遭遇したら一発は敵に投げ、捕虜になるおそれのあるときは、残りの一発で自決せよ。〉③三月二七日(米軍が渡嘉敷島に上陸した日)、兵事主任に対して軍の命令が伝えられた。その内容は、〈住民を軍の西山陣地近くに集結させよ〉というものであった。駐在の安里喜順巡査も集結命令を住民に伝えてまわった。④三月二八日、恩納河原の上流フィジガーで、住民の〈集団死〉事件が起きた。このとき、防衛隊員が手榴弾を持ちこみ、住民の自殺を促した事実がある。手榴弾は軍の厳重な管理のもとに置かれた武器である。その武器が、住民の手に渡るということは、本来ありえないことである。」「渡嘉敷島においては、赤松嘉次大尉が全権限を握り、村の行政は軍の統制下に置かれていた。軍の命令が貫徹したのである。」との記述がある。

#### 第3 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、

- ①沖縄ノートの各記述は、控訴人梅澤又は赤松大尉を特定ないし同定するようなものであるか(特定性ないし同定可能性の有無)
- ②本件各記述が控訴人梅澤及び赤松大尉の社会的評価を低下させるものであるか(名譽毀損性の有無)
- ③本件各記述に係る表現行為の目的がもっぱら公益を図る目的であるか(目的の公益性の有無)
- ④控訴人梅澤及び赤松大尉が住民に集団自決を命じたか(真実性の有無)
- ⑤被控訴人らが、控訴人梅澤の自決命令及び赤松大尉の自決命令が真実であると

信するについて相当の理由があるか（真実相当性の有無）

⑥沖縄ノートの各記述は、赤松大尉に対する人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評

としての域を逸脱したものであるか（公正な論評性の有無）

⑦控訴人赤松につき、敬愛追慕の情の侵害があったか

⑧損害の回復方法及び損害額

である。

以上の争点に対する当事者の主張は、以下のとおりである。

1 争点①（特定性ないし同定可能性の有無）について

(1) 控訴人らの主張

ア 沖縄ノートの各記述が控訴人梅澤又は赤松大尉を特定ないし同定するものであること

(ア) 本件記述(2)の「日本人の軍隊が命じた住民に対する自決」「血なまぐさい座間味村、渡嘉敷村の酷らしい現場」との記述からは、座間味島の守備隊長が座間味島における自決命令を出したことが伺えるところ、座間味島の守備隊長が控訴人梅澤であることは日本の現代史を研究する者及び控訴人梅澤を知る者であれば誰でも知っている事実であるから、本件記述(2)は、控訴人梅澤を特定ないし同定するものである。

また、本件記述(2)の「日本人の軍隊が命じた住民に対する自決」「血なまぐさい座間味村、渡嘉敷村の酷らしい現場」との記述、本件記述(3)の「慶良間列島の渡嘉敷島で沖縄住民に集団自決を強制したと記憶される男」「『命令された』集団自殺を引き起こす結果をまねいたことはつきりしている守備隊長」「戦友（！）ともども、渡嘉敷島の慰靈祭に出席すべく沖縄におもむいたと報じた」との記述、本件記述(4)の「慶良間の集団自決の責任者も」「渡嘉敷島に乗りこんで」「渡嘉敷島で実際におこったこと」「あの渡嘉敷島の『土民』のようなかれらは、若い将校たる自分の集団自決の命令を受け入れるほどにおとなしく、穏やかな無抵抗の者だった」との記述及び

本件記述(5)の「おりがきたとみなして那覇空港から降りたった、旧守備隊長」との記述からは、渡嘉敷島の守備隊長が渡嘉敷島における自決命令を出したことが伺えるところ、渡嘉敷島の守備隊長が赤松大尉であることは日本の現代史を研究する者及び赤松大尉を知る者であれば誰でも知っている事実であるから、沖縄ノートの各記述は、赤松大尉を特定ないし同定するものである。

(イ) ある記述における登場人物を特定の誰かと同定できるか否かの「同定可能性」の問題は、いわゆる匿名報道等における「匿名性」の問題と表裏をなすところ、匿名記事の「匿名性」の判断基準については、共同通信北朝鮮スペイ報道事件に係る東京地裁平成6年4月12日判決・判例タイムズ842号271頁が次のように判示している。

「(省略)」

(ウ) 上記判例が示した「匿名性」の判断基準、すなわち「同定可能性」の判断基準は、原則として「その報道自体から報道対象が明らかであったことを要」するとするが、ここでの「報道」を本件に適合するよう「表現」と言い換えると、「その表現自体」には、当該表現が掲載されている書籍・論文における他の箇所の記述も含まれることはもちろん、当該表現が、それと一体をなすものとして引用している書籍等の記述も含まれると解される。当該引用によって一般読者が容易に引用書籍に当たり、その表現を読むことができるからであり、名誉毀損という観点からは、当該表現が収められた当該書籍の他の箇所を読む場合と選ぶところはないからである。

この点、被控訴人岩波書店を当事者とした知財高裁平成17年11月21日判決（甲C4）は、次のように判示し、名誉毀損表現における「同定可能性」の判断において引用文献の記述が参照されるべきことを、当然のこととして認めている。

「(省略)」

上記判決の特徴は、「被控訴人書籍」には「執筆者の氏名」は記載されていないにもかかわらず、「被控訴人書籍」に記載されたわずか1500部しか発行されていない文集の出典頁から、執筆者（寄稿者）を知ることができるという場合に名誉毀損が成立する余地を認めていることである。

(二) これを本件について見るに、被控訴人らが準備書面で自ら引用しているように、渡嘉敷島の集団自決命令を下したのは赤松大尉であると実名で記述した書籍等が多数出版されており、更には、沖縄ノートの各記述にあるように、渡嘉敷島で開催された慰靈祭へ出席しようとした赤松大尉が、沖縄の組合活動家らから難詰される等して慰靈祭への出席を阻止されたという事件が複数の新聞、週刊誌、グラフ誌等で赤松大尉の実名をもって報道されていた。そして、被控訴人大江も、当該事件を実名報道した新聞やグラフ誌等の記事を読んでいたことは、沖縄ノートの各記述から明らかである。

以上の事実から、被控訴人大江を含め国民の多くが渡嘉敷島の元守備隊長が赤松大尉であるということを認識していたと認めることができ、それが一般の読者の客観的な認識の水準となっていたと解される。したがって、沖縄ノートの各記述は、多くの書籍、新聞、週刊誌、グラフ誌等において実名を用いてなされた渡嘉敷島集団自決事件の記述と同一性のある記述であると容易に判明するから、匿名性を実質的に失っている。

また、沖縄ノートの本件記述(2)のように、「沖縄戦史」という一般の読者が一般の図書館において容易に閲覧・入手できる書籍の記述を、その「端的に語るところによれば」と明示的に引用してその表現と一体をなしている場合、引用書籍の記述を考慮すべきことは明らかである。

上地一史著「沖縄戦史」は渡嘉敷島の集団自決命令は赤松大尉が出したとし、座間味島の集団自決命令は控訴人梅澤が出たと断定的に記述しており、これを併せて読めば、沖縄ノートの各記述が控訴人梅澤又は赤松大尉を特定しないし同定するものであることは明白である。

#### イ 被控訴人らの主張に対する反論

(ア) 被控訴人らは、沖縄ノートの各記述について、最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁（以下「最高裁昭和31年判決」という。）を引用し、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、それらが赤松大尉及び控訴人梅澤に対する記載だと同定し得ないことを理由に、沖縄ノートの各記述による名誉毀損等の不法行為は成立しない旨主張する。

しかしながら、最高裁昭和31年判決は、「名誉を毀損するとは、人の社会的評価を傷つけることに外ならない。それ故、所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実に反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもつて名誉毀損の記事と目すべきことは当然である。」と判示している。

すなわち、「一般読者の通常の注意と読み方」は、新聞記事等の表現の「名誉毀損性」の有無に係る判断基準であり、出版物における当該記述が表現する登場人物が誰かを特定できるかという「同定可能性」の問題に関する判断基準ではない。被控訴人らの前記主張は、表現の「名誉毀損性」と、表現の「匿名性」ないし「同定可能性」及び表現の「公然性」という異なる3つの次元の事柄を混同するものであり、失当である。また、作家・柳美里が知人をモデルに著述した小説「石に泳ぐ魚」の出版による名誉毀損の成否が争われた「石に泳ぐ魚」事件につき、一番の東京地裁平成11年6月22日判決・判例時報1691号91頁は、小説「石に泳ぐ魚」の登場人物である「朴里花」とモデルとなった知人の原告とを同定しうるか否かにつき、「一般の読者の普通の注意と読み方」を基準として判断すべきであるという被控訴人らの前記主張と同様の主張に対し、次のように述べてこれを退けている。

「（省略）」

ちなみに、同判決は、控訴審の東京高裁平成13年2月15日判決・判例時報1741号68頁及び上告審の最高裁平成14年9月24日判決・判例時報1802号60頁で維持されている。

沖縄ノートは、昭和45年9月から現時点まで37年間にわたり、30万部以上が一般の書店などで販売され、多数の読者に読まれており、その中には、旧軍の関係者や沖縄戦の研究者、そして集団自決に関して記述した他の書籍を読んだ者など、沖縄ノートの各記述が座間味島と渡嘉敷島の元守備隊長がそれぞれ控訴人梅澤と赤松大尉を指すものであることを認識し得る不特定多数の者が存することを否定できない。

したがって、被控訴人らの前記主張は、「石に泳ぐ魚」事件判決における作家と出版社側の主張と同じく、「表現の名誉毀損性ないし侮辱性の判断基準と表現の公然性の判断基準とを混同するものであって、採用することができない」ことは明らかである。

(イ) また、同定情報の資料範囲につき、被控訴人らが引用する東京地裁平成15年9月14日判決(乙14)および前橋地裁高崎支部平成10年3月26日判決(乙15)のいう「一般の読者が社会生活の中で通常有する知識や認識を基準として、その範囲内」にあるか、若しくは「一般の読者において通常知り得る事項」であるかという基準に照らしても、当時の「渡嘉敷島」「座間味島」の守備隊長という公的人事情報という「一定の情報」が与えられれば、これに基づき、各一人しかいない控訴人らと一般の読者が知り得ることは十分であり、また、本件記述(2)に引用されている前記「沖縄戦史」が同定情報の資料となることは明らかである。

#### (ウ) 小括

以上のとおり、被控訴人らが主張する「一般の読者の通常の注意と読み方」基準は、新聞記事等の表現の「名誉毀損性」の有無に係る判断基準であり、出版物における当該記述が表現する登場人物が誰かを特定できるかとい

う「同定可能性」の判断基準ではなく、被控訴人らの主張は、表現の「名誉毀損性」と、表現の「同定可能性」及び表現の「公然性」という異なる3つの次元の事柄を混同するものであって失当である。

そして、「同定可能性」の判断基準は、原則として「その表現自体から表現対象が明らかであったことを要する」が、「当該報道媒体以外の実名報道が多数に上り、国民の多くが当該事件にかかわる人物の実名を認識した後は、それが一般の読者の客観的な認識の水準となるから、多くの実名報道と同一性のある表現であると容易に判明する様態での匿名表現は、匿名性を実質的に失う」のであり、また、「当該表現が書籍等の記述を明示的に引用し、当該表現と一体をなしているとみなされる場合には、引用書籍等の記述も考慮して同定可能性を判断する」ものと解すべきである。

そして、控訴人梅澤及び赤松大尉が、それぞれ座間味島及び渡嘉敷島の元守備隊長であり、それぞれの島で生じた集団自決に係る命令を下したと記述した書籍等が多数あり、赤松大尉の慰靈祭出席をめぐる事件報道が新聞、週刊誌等で多数なされていたこと、そして本件記述(2)が明示的に引用している前記「沖縄戦史」に、赤松大尉及び控訴人梅澤の実名が記載されていることからすれば、沖縄ノートの各記述は、控訴人梅澤又は赤松大尉を特定しないし同定するものである。

#### (2) 被控訴人らの主張

ア 沖縄ノートの各記述は控訴人梅澤又は赤松大尉を特定しないし同定するものではないこと

(ア) 沖縄ノートの各記述には、座間味島の守備隊長が自決命令を出したとの記述も控訴人梅澤を特定する記述もなく、また、渡嘉敷島の守備隊長が自決命令を出したとの記述も赤松大尉を特定する記述もない。

一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、沖縄ノートの各記述が控訴人梅澤及び赤松大尉についてのものと認識されることはない。

(イ) 前記東京地裁平成15年9月5日判決は、一般に販売されている雑誌による名誉毀損の成否が争われた事件について、「(省略)」と判示し、ある表現が誰に関してなされたものであるかは「一般読者の普通の注意と読み方」を基準とすべきであると判断した最高裁昭和31年判決と同様の判断をした。

また、前記前橋地裁高崎支部平成10年3月26日判決は、表現の特定性について、「(省略)」と判示し、最高裁昭和31年判決と同様の基準を用いて判断した。

#### イ 控訴人らの主張に対する反論

(ア) 控訴人らは、最高裁昭和31年判決が示す「一般読者の普通の注意と読み方」という基準は名誉毀損性の有無に係る基準であって同定可能性に関する基準ではないと主張し、被控訴人らが、表現の「名誉毀損性」と、表現の「匿名性」ないし「同定可能性」及び表現の「公然性」という異なる3つの次元の事柄を混同していると主張する。

しかし、当該表現が誰に関するものであるかは、まさに表現が他人の名誉を毀損するかという名誉毀損性の問題であって、表現が誰に関する者であるかを一般読者の普通の注意と読み方によって判断すべきであるとする主張には、何の混同もない。

名誉を毀損するというのは、人の社会的評価を傷つけることに外ならないのであり、人の社会的評価が低下するというのは、表現の対象者を評価する外部の者による当該人物に対する社会的評価が低下するということである。ある表現が誰かの社会的評価を低下させるか否かは、その「誰か」が特定されなければ、当該表現に接した者にとって、表現の対象者の社会的評価が低下することはない。つまり、ある表現が他人の名誉を毀損するか（社会的評価を低下させるか）を判断する際、その表現が誰に関してなされたものかという表現の特定性の問題と、その表現が人の社会的評価を低下させるかという名誉毀損性の問題は、切り離して判断することは不可能であり、両

者は一体のものである。

したがって、表現の特定性と名誉毀損性は同一の基準で判断されなければならない。

また、被控訴人らは、沖縄ノートの各記述が公然性を欠くなどとは主張していない。

(イ) 控訴人らは、赤松大尉が自決命令を下したとの著作物が出版され、赤松大尉が渡嘉敷島の慰靈祭に出席しようとして沖縄県民の反対運動にあったことが報道されたことをもって、多くの国民が、渡嘉敷島の元守備隊長が赤松大尉であるということを認識していたと認めることができ、それが一般の読者の客観的な認識の水準となっていたと解されると主張する。

しかし、渡嘉敷島の集団自決命令に関して赤松大尉の実名を記載した著作物が広く国民に読まれていたわけではなく、全国紙で報道された事実もない。

したがって、渡嘉敷島の集団自決命令について記述した著作物が複数発行されていたとしても、渡嘉敷島の守備隊長が赤松大尉であることが国民の多くに認識されたとはいえず、渡嘉敷島の守備隊長が赤松大尉であるという認識が一般読者の客観的水準となっていたとは到底いえない。

沖縄ノートの発行当時に匿名性が実質的に失われていたとする控訴人の主張は誤りである。

(ウ) 控訴人らが引用する前記知財高裁平成17年11月21日判決は、引用された書籍に人物を特定する記載がある場合に、引用した書籍の人物を特定しない記述について特定人に対する名誉毀損が成立することを一般的に認めたものではない。

#### 2 爭点②（名誉毀損性の有無）について

##### (1) 控訴人らの主張

ア 本件記述(1)は、不特定多数の読者に対し、座間味島の守備隊長であった控訴人梅澤が部隊の食糧を確保するため平然と住民の生命を犠牲にした冷酷鬼のよ

うな人物であるという印象を与え、控訴人梅澤個人の人格を非難し、その社会的評価としての名譽を毀損し、その名誉権と名誉感情を侵害するものである。

イ 本件記述(2)は、渡嘉敷島の集団自決がその守備隊長であった赤松大尉から発せられた命令によって発生し、座間味島の集団自決がその守備隊長であった控訴人梅澤から発せられた命令によって発生したとの事実を摘示したものと読み取れる。

本件記述(3)ないし本件記述(5)は、本件記述(2)と同じく、渡嘉敷島の守備隊長であった赤松大尉が無慈悲な集団自決命令を出したという赤松命令説を間接的ないし默示的に事実摘示する事実表現若しくは赤松命令説を前提とする意見論評で、「屠殺者」「戦争犯罪者」等の個人非難を向けるものである。

こうした沖縄ノートの各記述は、控訴人梅澤及び赤松大尉の社会的評価を著しく低下させるものである。

## (2) 被控訴人らの主張

ア 否認し、争う。

イ 沖縄ノートの各記述は、①集団自決命令が座間味島の守備隊長によって出されたことも、控訴人梅澤を特定する記述もなく、また、②集団自決命令が渡嘉敷島の守備隊長によって出されたことも、赤松大尉を特定する記述もなく、一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、控訴人梅澤や赤松大尉が集団自決を命じた事実を摘示したものではなく、控訴人梅澤及び赤松大尉の名譽を毀損することはない。

## 3 争点③（目的の公益性の有無）について

### (1) 被控訴人らの主張

ア 「太平洋戦争」は、歴史研究書であり、本件記述(1)は、「戦争における人間性の破壊—『戦争の惨禍』上」と題する章において、日本軍の民間人に対する態度の例として記述されたものであり、もっぱら公益を図る目的によるものであることは明らかである。

イ 沖縄ノートは、沖縄の人々が「琉球処分」「皇民化教育」により日本国の体制に組み込まれ、太平洋戦争で本土防衛のための悲惨な戦場とされ多数の住民が犠牲となった上、戦後はサンフランシスコ条約によって米国の施政権下に残されて米国の前線基地とされ、核戦略体制の下で核兵器による恐怖の捨て石とされ、本土のため犠牲にされ続けてきたと指摘し、その沖縄について、「核つき返還」などが議論されていた昭和45年当時、沖縄の民衆の重く鋭い怒りの矛先が被控訴人大江ら日本人に向かっていることを述べ、そのような日本人であることを恥じ、自分を変えることはできないかと自問し、日本人とは何かを見つめ、戦後民主主義を問い合わせたものである。そして、沖縄ノートの各記述も、沖縄戦における集団自決の問題を本土日本人の問題として捉え直したものである。

したがって、沖縄ノートの各記述は、公共の利害に関する事実について、もっぱら公益を図る目的で書かれたものであることは明らかである。

### (2) 控訴人らの主張

ア 「太平洋戦争」については、第2・2(4)アの限度で認める。

イ 沖縄ノートについては、第2・2(4)イの限度で認め、その余は否認し、争う。沖縄ノートの各記述の前提には、悲惨な集団自決が控訴人梅澤及び赤松大尉による自決命令に基づくものであるという全く虚偽が置かれており、そして、そのことこそが被控訴人大江の自問と卑下と自虐的反省の中核部分を占めていたのであり、したがって、その自問による反省が全く的外れな昏迷に陥ってしまったのは、故無きことではない。

したがって、控訴人らは、沖縄ノートの各記述が公共の利害に関する事実に係わることは認めるが、それがもっぱら公益を図る目的によるものであるとの主張は否認し、争う。

## 4 争点④（真実性の有無）について

### (1) 被控訴人らの主張

## ア 背景事情

(ア) 前第2・2のとおり、慶良間列島には、昭和19年9月、陸軍海上挺進戦隊が配備され、座間味島に控訴人梅澤が隊長を務める第一戦隊、阿嘉島・慶留間島に野田義彦（以下「野田隊長」という。）が隊長を務める第二戦隊、渡嘉敷島に赤松大尉が隊長を務める第三戦隊が駐留した。昭和20年3月の米軍進攻当時、慶良間列島の守備隊はこれらの戦隊のみであった。

これらの戦隊は、住民に対し、住居の提供、陣地の構築、物資の運搬、食糧の供出・生産、炊事その他の雑役等を指示するとともに、住民の住居に兵士を同居させ、さらには住民の一部を軍の防衛隊に編入した（乙9・685ないし702頁、甲B5・181頁以下）。また、軍は、村の行政組織を軍の指揮下に組み込み、全権を握り、住民に対し、軍への協力を、防衛隊長、村長、助役、兵事主任などを通じて命令した（甲B5・215頁）。このように、軍官民共生共死の一体化による総動員体制が構築されていた。

(イ) 座間味村では、防衛隊長兼兵事主任の宮里盛秀助役（以下「盛秀助役」という。）が、伝令役の防衛隊員であり役場職員である宮平恵達を通じて軍の命令を住民に伝達していた（甲B5・96,212,215頁）。

渡嘉敷村では、村長の古波蔵惟好（以下「古波蔵村長」という。）、防衛隊長の屋比久孟祥、兵事主任の富山真順（以下「富山兵事主任」という。）らが軍の命令を住民に伝達していた（乙10・6頁、乙13・196,197頁）。

兵事主任は、微兵事務を扱う専任の役場職員であるが、軍の命令を住民に伝達する重要な立場にあった（乙13・197頁）。

また、防衛隊は、陸軍防衛召集規則に基づいて防衛召集された隊員からなる軍の部隊そのものであり、沖縄では、昭和20年1月から3月の沖縄戦にかけて大々的な防衛召集がなされ、17歳から45歳の男子が召集の対象とされた（乙11・138ないし142頁）。

したがって、兵事主任や防衛隊長の指示・命令は、軍の指示・命令そのも

のであった。

(ア) 沖縄の日本軍は、玉碎することを方針としており、軍官民共生共死の一体化の総動員体制のもと、動員された住民に対しても、捕虜となることを許さず、玉碎を強いていた。

座間味島では、昭和17年1月から、太平洋戦争開始記念日である毎月8日の「大詔奉戴日」に、忠魂碑前に住民が集められ、君が代を歌い、開戦の詔勅を読み上げ、戦死者の英靈を讃える儀式を行った。住民は、日本軍や村長・助役（防衛隊長兼兵事主任）らから、戦時下の日本国民としてあるべき心得を教えられ、「鬼畜である米兵に捕まると、女は強姦され、男は八つ裂きにされて殺される。その前に玉碎すべし。」と指示されていた（甲B5・97,98頁）。

(イ) 阿嘉島では、野田隊長による自決命令があったが、これと、上記の軍官民共生共死の一体化の総動員体制を併せ考へると、後記のとおり、控訴人梅澤による自決命令及び赤松大尉による自決命令もあったというべきである。

## イ 座間味島について

### ア 自決命令を示す文献等

a 「鉄の暴風」（乙2）

(a) 「鉄の暴風」は、戦後5年しか経過していない昭和25年に出版された沖縄最初の戦記であり、沖縄タイムス社が多くの住民を集めた座談会を相当回数開催するなどして住民から直接取材し、得られた証言をもとに執筆された。

「鉄の暴風」には、第2・2(5)ア記載のとおり、控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

(b) 控訴人らは、執筆者の牧志伸宏が、神戸新聞において、控訴人梅澤の自決命令について調査不足を認める旨のコメントをしていると主張するが、神戸新聞の記事のとおり牧志伸宏が述べたか疑わしいし、沖縄タイ

ムス社は、現在もなお、控訴人梅澤が自決命令を出したという見解を維持している。

b 「座間味戦記」（乙3・「沖縄戦記（座間味村渡嘉敷村戦況報告書）」所収）

「座間味戦記」は、座間味村が援護法の適用を当時の厚生省に申請した際に提出した資料である。

「座間味戦記」には、第2・2(5)ア記載のとおり、控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

c 「秘録 沖縄戦史」（乙4）

「秘録 沖縄戦史」は、戦争当時は警察官として軍部と協力すべき地位にあり、戦後は戦没警察官の調査を行い、その後は琉球政府社会局長として戦争犠牲者の救援事業に関わり、戦争当時の状況について調査を行った山川泰邦が、自己の戦争当時の体験と警察や琉球政府社会局の調査資料をもとに執筆したものである。

「秘録 沖縄戦史」には、第2・2(5)ア記載のとおり、控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

d 「沖縄戦史」（乙5）

「沖縄戦史」は、沖縄タイムス紙の編集局長であった上地一史が、時事通信社沖縄特派員や琉球政府社会局職員らと共同で執筆したものである。

「沖縄戦史」には、第2・2(5)ア記載のとおり、控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

e 「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」（乙6）

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」は、座間味島における戦闘で死亡した下谷勝治兵長の兄である下谷修久が、戦後、座間味島に赴き、住民の供述をまとめたものである。

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」には、第2・2(5)ア記載のとおり、

控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

f 「秘録 沖縄戦記」（乙7）

「秘録 沖縄戦記」は、「秘録 沖縄戦史」（乙4）を執筆した山川泰邦が、内容を再検討し、琉球政府の援護課や警察局の資料、米陸軍省戦史局の戦史等を参考にして全面的に改訂したものである。

「秘録 沖縄戦記」には、第2・2(5)ア記載のとおり、控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

g 「沖縄県史 第8巻」（乙8）

「沖縄県史 第8巻」は、昭和40年から昭和52年にかけて、沖縄の公式な歴史書として、琉球政府及び沖縄県教育委員会が編集、発行した全23巻中の1巻であり、昭和46年4月28日に琉球政府の編集により発行された。

「沖縄県史 第8巻」には、第2・2(5)ア記載のとおり、控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

h 「沖縄県史 第10巻」（乙9）

「沖縄県史 第10巻」は、「沖縄県史 第8巻」と同様の沖縄の公式な歴史書であり、昭和49年3月31日に沖縄県教育委員会の編集により発行された。

「沖縄県史 第10巻」には、第2・2(5)ア記載のとおり、控訴人梅澤が座間味島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

i 米軍の慶良間列島作戦報告書

平成18年夏、米軍の慶良間列島作戦報告書が、関東学院大学の林博史教授（以下「林教授」という。）によって発見された（乙35、114の各1、2）。上記報告書には、「尋問された民間人たちは、3月21日に、日本兵が、慶留間の島民に対して、山中に隠れ、米軍が上陸してきたときは自決せよと命じたとくり返し語っている」との記述があり、座間味村の

状況について、「明らかに、民間人たちは捕らわれないために自決するよう指導されていた」との記述がある。

この報告書の記載を控訴人らの主張のとおりに、「民間人達は、3月21日に、日本の兵隊達は、慶良間島の島民に対して、米軍が上陸したときは、山に隠れなさい、そして自決しなさい、と繰り返し言っていた。」と英訳したとしても、日本軍が慶良間島の住民に自決を指示していたことに変わりはない。

j 「沖縄県史 第10巻」(乙9)等には、宮里とめ(乙9・738ないし739頁)、宮平初子(乙9・746頁)、宮里美恵子(乙9・741頁、乙50・34頁)、宮平カメ及び高良律子(乙9・753頁)、初枝(甲B5・39,40,46頁、乙6・45頁、乙9・756頁)など、座間味島の集団自決が軍の命令で行われたことを示す手記等が記載されているほか、宮里育江(乙53及び62)、宮川スミ子(乙98)、上洲幸子(乙53)、宮平春子(乙51、乙71の1及び2)、宮村トキ子(乙71の2)らも、近時、新聞の取材に応じて、同趣旨を語るなどしている。

k 以上の資料から明らかのように、座間味島では昭和20年3月25日の夜に、米軍の上陸を目前にして、米軍の艦砲射撃のなか、兵事主任兼防衛隊長である盛秀助役の指示により、防衛隊員が伝令として、軍の玉砕命令がでたので玉砕(自決)のため忠魂碑前に集合するよう軍(隊長)の命令を住民に伝達して回り、その結果集団自決に至った。

そもそも、軍の絶対的支配下にあった座間味島において、控訴人梅澤の指揮下の防衛隊長であり、兵事主任であり、軍の命令を住民に伝達する立場にあった盛秀助役が、軍、すなわち控訴人梅澤の命令なしに、勝手に住民に自決命令を出すなどということはありえず、軍の命令がなければ、幼いわが子を殺すこととはなかったはずである。

控訴人梅澤は、米軍が上陸してくることを認識しながら、住民を他に避

難させたり投降させたりするなどの住民の生命を保護する措置をまったく講じていなかったが、このことは控訴人梅澤が住民を玉砕させることにしていたからにはかならない。控訴人梅澤は、昭和20年3月25日の夜、助役らに面接した際に住民が自決しようとしていることを認識しながら、これをやめるように指示、命令しなかったのも、あらかじめ住民に玉砕を指示、命令していたからにはかならない。

以上のとおり、座間味島の住民の集団自決は、軍すなわち控訴人梅澤の自決命令によるものであることが明らかである。

(イ) 控訴人ら主張の文献、見解等に対する反論

a 控訴人梅澤の陳述書について

「母の遺したもの」(甲B5)に紹介されている宮城初枝(以下「初枝」という。)の手記では、控訴人梅澤は、盛秀助役らの申出を聞いた後、「今晩は一応お帰りください。お帰りください。」と答えただけであったとされており(甲B5・39頁)，控訴人梅澤の陳述書で控訴人梅澤が「決して自決するでない。共に頑張りましょう。」と述べたとされているのと重大な食い違いを示している。また、控訴人梅澤は役場職員らの訪問自体を覚えていなかった様子であったというのであるから(甲B5・262頁)，控訴人梅澤の陳述書の前記記載は信用できない。なお、初枝の供述する控訴人梅澤の発言は、面談の際に控訴人梅澤が自決を命じなかったことを示すにすぎないことは後記eのとおりである。

b 昭和60年7月30日付け神戸新聞について

昭和60年7月30日付け神戸新聞には、初枝の話として、「梅澤少佐らは『最後まで生き残って軍とともに戦おう』と武器提供を断つた」と記載されているが、初枝は、手記ではそのような事実を語っておらず、娘である証人宮城晴美(以下「宮城証人」ともいう。)も初枝からそのような話は聞いていない(甲B5・39,214頁)。神戸新聞の記事は、控訴人梅澤

が神戸新聞の記者に働きかけて掲載させたものであり、初枝の発言とされる部分も控訴人梅澤の言い分をもとに記載された疑いがある。

c 大城将保主任専門員の見解について

「沖縄史料編集所紀要」（甲B14）の中、大城将保専門員執筆の「座間味島集団自決に関する隊長手記」に、控訴人梅澤の手記である「戦斗記録」が掲載されたのは、控訴人梅澤の自決命令に疑問を呈する控訴人梅澤らの談話が神戸新聞に掲載され、当事者である控訴人梅澤の異議がある以上、史実を解明する史料とするためであって、「沖縄県史 第10巻」の記述を修正したものではない。

大城将保が「沖縄県史 第10巻」の実質的修正を行ったとして控訴人らが引用する「沖縄史料編集所紀要」の末尾6行部分（甲B14・46頁）は、控訴人梅澤の文として記載されているものである。仮にこの部分が大城将保の見解として記載されているものであるとしても、初枝が控訴人梅澤の自決命令はなかったと言明していることを付記するものにすぎない。

控訴人らは、大城将保の見解が神戸新聞に記載されているとも主張するが、神戸新聞記載の大城将保のコメントは、大城将保に対する取材に基づくものではない。

d 宮村幸延の証言について

宮村幸延は、「証言」（甲B8）を作成し押印した記憶はなく、宮村幸延が作成し押印したものではないと述べている（乙17及び18）。

宮村幸延は、その経営する旅館に宿泊した控訴人梅澤から、昭和62年3月26日、「この紙に印鑑を押してくれ。これは公表するものではなく、家内に見せるためだけだ。」と迫られたが、これを拒否した。同月27日、控訴人梅澤が同行した2人の男が宮村幸延に泡盛を飲ませ、宮村幸延は泥酔状態となった。宮村幸延は、この時に「証言」を書かされた可能性があるが、そうだとすれば、「証言」は仕組まれたものであり、宮村幸延の意

思に基づくものではないことは明らかである。

宮村幸延は、座間味島の集団自決があった当時、山口県で軍務についており、集団自決の経緯について証言できる立場になかったし、また、実兄である盛秀助役が自決命令を出したなどと証言するはずがない。

e 「母の遺したもの」について

「母の遺したもの」によれば、初枝は、宮城証人に對し、昭和52年3月になって、昭和20年3月25日夜に控訴人梅澤に会った際には控訴人梅澤の自決命令はなかった旨、告白するに至ったとされているが、そうであるからといって、昭和20年3月25日夜の初枝と控訴人梅澤の面会の際に控訴人梅澤の自決命令がなかったということにはなっても、控訴人梅澤の自決命令自体がなかったということにはならない。そして、初枝自身、自分が控訴人梅澤が自決を命じなかったと言ったことで軍の命令がなかったとされては困る、住民は軍の命令だったと思っていると述べ、第3次家永教科書訴訟の際の文部省の指示に怒りをあらわにしていた（乙63・5頁、乙65、宮城証人調書11頁）。

初枝自身、軍の命令で弾薬箱を運搬するため出発する際、木崎軍曹から、「途中で万一のことがあった場合は、日本女性として立派な死に方をやりなさい」と言われ、手榴弾を渡されており、この手榴弾で自決を図っている（甲B5・46頁、乙6・45頁、乙9・756頁）し、また、宮平重信一家らも日本兵から手榴弾を手渡されている。

また、初枝は、農家向けの月刊誌である「家の光」に投稿し、控訴人梅澤が自決命令を出したことを積極的に述べていた（乙19）。

f 住民の手記について

大城昌子の手記には、「阿嘉島駐屯の野田隊長から、いざとなつた時には玉砕するよう命令があったと聞いていました」と記載されている（乙9・730頁）。野田隊長らの玉砕指示は、慶良間列島に駐留していた日本軍

が、軍官民共生共死の一体化の方針のもとに、米軍上陸時には玉砕するよう住民に指示していたことを示す証拠であり、控訴人梅澤の自決命令の根拠となる。

宮里美恵子の手記には、「全員自決するから忠魂碑の前に集まるよう」命令を受けたとの記載があり（乙9・741頁），また、初枝の手記には、軍曹から自決用に手榴弾を渡されていた旨の記載があり（乙9・756頁），さらに、吉田春子の手記には、水谷少尉から「玉砕しよう」と言われた旨の記載がある（乙9・758頁）。

控訴人らが引用していないその他の手記でも、宮平初子の手記には「忠魂碑の前で玉砕するから集まれ」との連絡を受けたこと、壕の中で兵隊から手榴弾を渡されたこと、宮里とめの手記には「全員自決するから忠魂碑の前に集まるよう連絡を受けた」こと、友軍から攻撃用兼自決用に剣をもらったこと、宮平カメ及び高良律子の手記には「全員忠魂碑前で玉砕するから集まるように私達の壕に男の人が呼びにきた」ことが、それぞれ記載されている（乙9・746,753頁）。

#### (イ) 座間味村の公式見解と控訴人梅澤の対応

a 控訴人梅澤から「鉄の暴風」の記述の訂正と謝罪を求められた沖縄タイムス社は、座間味村村長に対し、昭和63年11月3日付けの文書（乙20）により、座間味島の集団自決についての座間味村の公式見解について照会した。

これに対し、座間味村村長は、控訴人梅澤による自決命令はあった、宮村盛永など多くの証言者が自決命令があったと述べている、集団自決が村の助役の命令で行われた事実はない、宮村幸延は酩酊状態で控訴人梅澤に強要されて「証言」（甲B8）に押印した、援護法の適用のために自決命令を作成した事実はない旨の回答をした。この回答には、座間味村の沖縄県援護課宛ての文書（乙21の2）が添付されており、座間味村は、沖縄

県援護課に対しても、同趣旨の回答をしていた。

その後、沖縄タイムス社が、控訴人梅澤に対し、座間味村の上記公式見解を得たことを示したところ、控訴人梅澤は、「日本軍がやらんでもいい戦争をして、あれだけの迷惑を住民にかけたということは歴史の汚点です。座間味村に対し見解の撤回を求めるようなことはしません。もう私はこの問題に関して一切やめます。タイムスとの間に何のわだかまりも作りたくない。」と述べ、沖縄タイムス社に対して「鉄の暴風」の記述の訂正・謝罪要求はしないことを明言した（乙22）。

このように、控訴人梅澤は、座間味村の上記公式見解を受け入れたのである。

b 控訴人らは、宮村盛永の「自叙傳」（乙28）に控訴人梅澤の自決命令の存在をうかがわせる記述は一切ないと主張する。

しかし、「自叙傳」（乙28）には、「その時、今晚忠魂碑前で皆玉砕せよとの命令があるから着物を着換へて集合しなさいとの事であった。」との記述がある（71頁）。また、「自叙傳」には、「3月26日座間味島に米軍が上陸以後の詳細については、沖縄市町村長會編地方自治七周年記念誌に登載されてるので省略する。」との記述もあるところ（67頁），その「地方自治七周年記念誌」（乙29）には、「夕刻に至つて部隊長よりの命によって住民は男女を問わず若い者は全員軍の戦闘に参加して最後まで戦い、また老人子供は全員村の忠魂碑の前において玉砕する様にとの事であった。」との記述がある。

#### (ロ) 援護法適用のための捏造について

控訴人らは、集団自決について援護法の適用を受けるため、座間味村が厚生省に陳情し、適用を拒否されたが、隊長命令があったのであればと示唆され、隊長命令があったことにして援護法の適用を受けるに至ったと主張する。

しかしながら、集団自決の直後に米軍に保護された慶良間列島の島民が、

捕虜にならぬことなく自決するよう軍に命じられていたと証言していたことが、林教授が米国国立公文書館で発見した米軍歩兵第77師団砲兵隊の慶良間列島の作戦報告書に記載されており（乙35の1及び2），昭和25年に刊行された「鉄の暴風」（乙2）にも、日本軍の隊長の命令によることが記載され、座間味島の住民の多くが当時から梅澤隊長から自決命令が下ったと認識していた（甲B5・215頁、宮城証人調書）。すなわち、援護法の公布は昭和27年であるところ、集団自決が日本軍の隊長の命令によることは、援護法の適用が検討される以前である集団自決発生当時から座間味村及び渡嘉敷村当局や住民たちの共通認識となっていたから、控訴人らの前記主張は失当である。

また、控訴人梅澤及び赤松大尉の命令による集団自決は、当初から「戦闘協力者（参加者）」に該当するものとして、援護法による補償の対象とされていた。

元大本営船舶参謀であり、復員後に厚生事務官となった馬淵新治は、「住民処理の状況」（乙36）において、援護法の適用の対象となる「戦闘協力者（参加者）」に該当するものとして、「慶良間群島の集団自決 軍によつて作戦遂行を理由に自決を強要されたとする本事例は、特殊の〔ケース〕であるが、沖縄における離島の悲劇である。自決者 座間味村155名 渡嘉敷村103名」を挙げている（乙36・43頁）。

昭和32年5月の「戦斗参加者概況表」（乙39の5）においても、「座間味島及び渡嘉敷島における隊長命令による集団自決」が、戦闘参加者の20類型の1つとして挙げられている。

その他、「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」（乙36）、「沖縄作戦講話録」（乙37）からも、集団自決が、当初から「戦闘協力者（参加者）」に該当するものとして援護法による補償の対象とされていたことが分かる。

## ウ 渡嘉敷島について

### （ア）自決命令を示す文献等

#### a 「鉄の暴風」（乙2）

「鉄の暴風」には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

「鉄の暴風」の執筆者である太田良博は、山城安次郎と宮平栄治以外の直接体験者からも取材しており、太田良博の取材経過に関する「ある神話の背景」（甲B18）の記述は誤りである。太田良博の「『鉄の暴風』周辺」（「戦争への反省」所収 乙23）に記載されているとおり、「鉄の暴風」は、沖縄タイムス社が体験者を集め、その人たちの話を記録して文書化したものである。

#### b 「戦闘概要」（乙10「ドキュメント沖縄闘争 新崎盛暉編」所収）

（a）「戦闘概要」は、当時の渡嘉敷村村長や役所職員、防衛隊長らの協力の下、渡嘉敷村遺族会が編集したものである。

「戦闘概要」には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に集団自決を命じたとする記述がある。

（b）「戦闘概要」と「渡嘉敷島における戦争の様相」（甲B23及び乙3、以下「戦争の様相」という。）との関係についての控訴人ら主張は根拠のない憶測にすぎない。

「戦闘概要」と「戦争の様相」の順序については、伊敷清太郎が詳細に分析しているとおり、「戦闘概要」には「戦争の様相」の文章の不備（用語、表現等）を直したと思われる箇所が見受けられること、当時の村長の姓が「戦争の様相」では旧姓の古波蔵とされているのに対し「戦闘概要」では改姓後の米田とされていることなどから、「戦争の様相」が先に書かれたものであり、これを補充したものが「戦闘概要」であると考えられる（乙25、「『ある神話の背景』における『様相』と『概

要』の成立順序について」)。

したがって、「戦争の様相」の後に「戦闘概要」が作成されたものであり、「戦闘概要」に赤松大尉の自決命令が明記されたとみることができる。

c 「秘録 沖縄戦史」(乙4)

「秘録 沖縄戦史」には、「三月二十七日一『住民は西山の軍陣地北方の盆地に集結せよ』との命令が赤松大尉から駐在巡査安里喜順を通じて発せられた。安全地帯は、もはや軍の壕陣地しかない。盆地に集合することは死線に身をさらすことになる。だが所詮軍命なのだ。」「西山の軍陣地に辿りついてホツとするいとまもなく赤松大尉から『住民は陣地外に去れ』との命令をうけて三月二十八日午前十時頃、泣くにも泣けない気持ちで北方の盆地に移動集結したのであった。」との記述があり、その後には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある(乙4・217,218頁)。

d 「沖縄戦史」(乙5)

「沖縄戦史」には、「大尉は」「西山A高地に部隊を集結し、さらに住民もそこに集合するよう命令を発した。住民にとって、いまや赤松部隊は唯一無二の頼みであった。部隊の集結場所へ集合を命ぜられた住民はよろこんだ。日本軍が自分たちを守ってくれるものと信じ、西山A高地へ集合したのである。」との記述があり、その後には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある(乙5・48頁)。

e 「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」(乙6)

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある。

f 「秘録 沖縄戦記」(乙7)

「秘録 沖縄戦記」には第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある。

g 「沖縄県史 第8巻」(乙8)

「沖縄県史 第8巻」には、「昭和二十年(一九四四)三月二十七日夕刻、駐在巡査安里喜順を通じ、住民は一人残らず西山の友軍陣地北方の陣地へ集合するよう命じられた。」「ところが、赤松大尉は『住民は陣地外に立ち去れ』と命じアメリカ軍の迫撃砲弾の炸裂する中を、さらに北方盆地に移動集結しなければならなかった。」との記述があり、その後には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある(乙8・410頁)。

h 「沖縄県史 第10巻」(乙9)

「沖縄県史 第10巻」には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある(乙9・689,690頁)。

i 「家永第3次教科書訴訟第1審 金城重明証言」(乙11「裁かれた沖縄戦 安仁屋政昭編」所収)

証人金城重明(以下「金城証人」という。)は、家永第3次教科書訴訟第1審における証言当時、沖縄キリスト教短期大学学長であり、戦争当時渡嘉敷島において、自ら集団自決を体験した者である。

「家永第3次教科書訴訟第1審 金城重明証言」には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある(乙11・286ないし288頁)。

j 「家永第3次教科書訴訟第1審 安仁屋政昭証言」(乙11「裁かれた沖縄戦 安仁屋政昭編」所収)

安仁屋政昭は、家永第3次教科書訴訟第1審における証言当時は沖縄国際大学の歴史学の教授であり、沖縄史料編集所に勤務した経歴を持ち、渡

嘉敷村史の編集にも携わった者である。

「家永第3次教科書訴訟第1審 安仁屋政昭証言」には、第2・2(5)イ記載のとおり、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に自決命令を発したとする記述がある（乙11・54,55,69頁）。

k 「朝日新聞記事（昭和63年6月16日付け夕刊）」（乙12）

「朝日新聞記事（昭和63年6月16日付け夕刊）」は、渡嘉敷村役場の富山兵事主任の、赤松大尉が指揮する日本軍の自決命令があった旨の供述を記載した新聞記事である。それには、「『島がやられる二、三日前だったから、恐らく三月二十日ごろだったか。青年たちをすぐ集めろ、と近くの国民学校にいた軍から命令が来た』。自転車も通れない山道を四キロの阿波連（あはれん）には伝えようがない。役場の手回しサイレンで渡嘉敷だけに呼集をかけた。青年、とはいっても十七歳以上は根こそぎ防衛隊へ取られて、残っているのは十五歳から十七歳未満までの少年だけ。数人の役場職員も加えて二十余人が、定め通り役場門前に集まる。午前十時ごろだったろうか、と富山さんは回想する。『中隊にいる、俗に兵器軍曹と呼ばれる下士官。その人が兵隊二人に手榴（しゅりゅう）弾の木箱を一つずつ担がせて役場へ來たさ』すでにない旧役場の見取り図を描きながら、富山さんは話す。確かに雨は降っていなかった。門前の幅二メートルほどの道へ並んだ少年たちへ、一人二個ずつ手榴弾を配ってから兵器軍曹は命令した。『いいか、敵に遭遇したら、一個で攻撃せよ。捕虜となる恐れがあるときは、残る一個で自決せよ』。一兵たりとも捕虜になってはならない、と軍曹はいった。少年たちは民間の非戦闘員だったのに……。富山さんは、証言をそうしめくくった。三月二十七日、渡嘉敷島へ米軍上陸。富山さんの記憶では、谷あいに掘られていた富山さんら数家族の洞穴へ、島にただ一人いた駐在の比嘉（旧姓安里）喜順巡査（当時三〇）が、日本軍の陣地近くへ集結するよう軍命令を伝えに来た。『命令というより指示だった』

とはいものの、今も本島に健在の元巡査はその『軍指示』を自分ができる限り伝えて回ったこと、『指示』は場所を特定せず『日本軍陣地の近く』という形で、赤松大尉から直接出したことなどを、認めている。その夜、豪雨と艦砲射撃下に住民は“軍指示”通り、食糧、衣類などを洞穴に残し、日本軍陣地に近い山中へ集まつた。今は『玉碎場』と呼ばれるフィジ川という名の渓流ぞいの斜面である。“指示”は当然ながら命令として、口伝えに阿波連へも届く。『集団自決』は、この渓流わきで、翌二十八日午前に起きた。生存者の多くの証言によると、渡嘉敷地区民の輪の中では、次々に軍配布の手榴弾が爆発した。」との記述がある。

1 「渡嘉敷村史通史編」（乙13）

「渡嘉敷村史」は、渡嘉敷村の公式な歴史書として、平成2年3月31日、渡嘉敷村史編集委員会の編集により渡嘉敷村役場が発行したものである。そして、「渡嘉敷村史通史編」には、渡嘉敷村役場の富山兵事主任による供述を主な内容とする次のような記載がある。すなわち、「すでに米軍上陸前に、村の兵事主任を通じて自決命令が出されていたのである。住民と軍との関係を知る最も重要な立場にいたのは兵事主任である。兵事主任は微兵事務を扱う専任の役場職員であり、戦場においては、軍の命令を住民に伝える重要な役割を負わされていた。渡嘉敷村の兵事主任であった新城真順氏（戦後改姓して富山）は、日本軍から自決命令が出されていたことを明確に証言している。兵事主任の証言は次の通りである。①一九四五年三月二〇日、赤松隊から伝令が来て兵事主任の新城真順氏に対し、渡嘉敷部落の住民を役場に集めるように命令した。新城真順氏は、軍の指示に従つて『一七歳未満の少年と役場職員』を役場の前庭に集めた。②そのとき、兵器軍曹と呼ばれていた下士官が部下に手榴弾を二箱持つてこさせた。兵器軍曹は集まつ二十数名の者に手榴弾を二個ずつ配り訓示をした。（米軍の上陸と渡嘉敷島の玉碎は必至である。敵に遭遇したら一発は敵に

投げ、捕虜になるおそれのあるときは、残りの一発で自決せよ。」③三月二七日（米軍が渡嘉敷島に上陸した日），兵事主任に対して軍の命令が伝えられた。その内容は、〈住民を軍の西山陣地近くに集結させよ〉というものであった。駐在の安里喜順巡査も集結命令を住民に伝えてまわった。④三月二八日、恩納河原の上流フィジガーで、住民の〈集団死〉事件が起きた。このとき、防衛隊員が手榴弾を持ちこみ、住民の自殺を促した事実がある。手榴弾は軍の厳重な管理のもとに置かれた武器である。その武器が、住民の手に渡るということは、本来ありえないことである。」「渡嘉敷島においては、赤松嘉次大尉が全権限を握り、村の行政は軍の統制下に置かれていた。軍の命令が貫徹したのである。」（乙13・197,198頁）。

m 米軍の慶良間列島作戦報告書

米軍の「慶良間列島作戦報告書」については、前4(1)イ(ア)i記載のとおりである。

n 以上の文献等からも、渡嘉敷島の集団自決の経緯が次のとおりであることは明らかである。すなわち、渡嘉敷島においては、米軍が上陸する直前の昭和20年3月20日、赤松隊から伝令が来て、富山兵事主任に対し、住民を役場に集めるよう命令した。富山兵事主任が軍の指示に従って17歳未満の少年と役場職員を役場の前庭に集めると、兵器軍曹と呼ばれていた下士官が、部下に手榴弾を2箱持てこさせ、集まった20数名の住民に対し手榴弾を2個ずつ配り、「米軍の上陸と渡嘉敷島の玉碎は必至である。敵に遭遇したら1発は敵に投げ、捕虜になるおそれのあるときは残りの1発で自決せよ。」と訓示した。そして、米軍が渡嘉敷島に上陸した昭和20年3月27日、赤松大尉から兵事主任に対し「住民を軍の西山陣地近くに集結させよ。」との命令が伝えられ、安里喜順巡査（以下「安里巡査」という。）らにより、集結命令が住民に伝えられた。さらに、同日夜、住民が命令に従って、各々の避難場所を出て軍の西山陣地近くに集ま

り、同月28日、村の指導者を通じて住民に軍の自決命令が出たと伝えられ、軍の正規兵である防衛隊員が手榴弾を持ち込んで住民に配り、集団自決が行われた。

渡嘉敷島において、軍を統率する最高責任者は赤松大尉であり、陣中日誌（甲B19）から明らかなように、弾薬である手榴弾は、軍の厳重な管理の下に置かれていた武器である。兵器軍曹が赤松大尉の意思と関係なく、手榴弾を配布し、自決命令を発するなどということはあり得ないし、証人皆本義博（以下「皆本証人」という。）も、「軍の最高責任者である赤松隊長の了解なしに防衛隊員に手榴弾が交付されるはずはない」旨証言している（皆本証人調書25頁）。したがって、手榴弾配布の時点で、あらかじめ赤松大尉による自決命令があったのである。なお、この点について、控訴人らは、小嶺園枝の「義兄が、防衛隊だったけど、隊長の目をぬすんで手榴弾を二個持ってきた」との供述（甲B39・374頁）を挙げて反論するが、わずか1人の、しかも盗んだとされる者とは別の人間の供述にすぎないし、また、盗んだとされる者は防衛隊員という手榴弾を正式に入手できる立場にあったから、手榴弾が軍の厳重な管理の下に置かれていたことの根拠とはならない。

赤松大尉が具体的にどのように自決命令を出したかは必ずしも明確でないが、前記第3・4(1)のとおり、軍は、住民に対し、軍官民共生共死の一体化の方針のもと、いざというときには捕虜となることなく玉碎するようあらかじめ指示していたから、この点からも、軍の自決命令すなわち赤松大尉の自決命令があったことは明らかである。

(イ) 控訴人ら主張の文献等に対する反論

a 「ある神話の背景」について

「ある神話の背景」では、前記のとおり、集団自決の直接体験者から取材を行い執筆された「鉄の暴風」（乙2）を直接体験者からの取材に基づ

くものではないとしている（甲B 18・51頁）。また、その著者である曾野綾子は、取材過程において富山兵事主任に会ったことはないと記しているが（乙24・219頁），曾野綾子の取材経緯を調査した安仁屋政昭が指摘しているように、曾野綾子が渡嘉敷島を調査した昭和44年当時、富山兵事主任は、渡嘉敷島で2回ほど曾野綾子の取材に応じているのであり（乙11・14頁），「ある神話の背景」は、一方的な見方によって、不都合なものを切り捨てた著作である。

b 「陣中日誌」について

「陣中日誌」（甲B 19）は、昭和45年3月に赤松大尉が渡嘉敷島を訪れた際の抗議行動が報道された後の同年8月に発行されたものであり、本来の陣中日誌ではない。赤松大尉自身が自決命令を否定している以上、赤松隊が戦後20年以上経過してから発行した「陣中日誌」（甲B 19）に自決命令の記載がないからといって、自決命令がなかったことの根拠にはならない。

c 「沖縄戦ショウダウン」について

赤松大尉は、渡嘉敷島において住民を虐殺している。米軍が投降勧告のために、伊江島から移送された住民6名を西山陣地に送ったところ、赤松大尉は、これを捕らえて処刑し（乙8・411頁、乙13・200,201頁），投降を呼びかけにきた少年2人を処刑し（乙8・411頁），国民学校の訓導（教頭）であり防衛隊員であった大城徳安を、家族を心配して軍の持ち場を離れたということだけで処刑したことが明らかになっている（乙8・411頁、乙9・693頁）。このように、赤松大尉は、罪のない住民を虐殺した人物であるにもかかわらず、「沖縄戦ショウダウン」は、赤松大尉を「立派な人」「悪くいう人はいない」「人間の鑑だ」と一方的に評価している者の供述だけから執筆されたものであり、信用性がない。

d 照屋昇雄の供述について

琉球政府社会局援護課において援護法に基づく弔慰金等の支給対象者の調査をしたとして、照屋昇雄は、援護法を適用するために集団自決が軍の命令によるものであるとの虚偽の申請を行ったという趣旨の供述をしている（甲B 35）。

しかし、渡嘉敷島の集団自決は、前4(1)イ(エ)で主張したとおり、はじめから援護法の適用の対象となっていたことが明らかである。

また、照屋昇雄は、昭和20年代後半から琉球政府社会局援護課に勤務していたと供述するが、この供述は、琉球政府の人事記録に反する。すなわち、照屋昇雄は、昭和30年12月に三級民生管理職として琉球政府に採用され、沖縄中部社会福祉事務所の社会福祉主事として勤務し（乙56の1及び2），昭和31年10月1日に沖縄南部福祉事務所に配置換えとなり（乙57の1及び2），昭和33年2月15日に社会局福祉課に配置換えとなっている（乙58）。照屋昇雄が社会局援護課に在籍していたのは昭和33年10月のことである（乙59）。

さらに、照屋昇雄は、赤松大尉の同意を得て、赤松大尉が集団自決を命じた文書を当時の厚生省に提出したと供述するが、現在の厚生労働省によれば、そのような文書は保有していないとのことである（乙60及び61）。援護法に基づく給付は現在も継続して行われているから、そのような文書が作成されていたのであれば、それが廃棄されて存在しないということはあり得ない。

以上のことから、照屋昇雄の供述は信用できない。

(イ) 自決命令の命令者・伝達者・受領者について

控訴人らは、赤松大尉が自決命令を出したことを否定しており、自決命令が誰を通じて住民側に伝えられたか全く不明であるとし、命令者・伝達者・受領者が分からぬ命令はあり得ないから自決命令で集団自決したとすることはできない旨主張する。

しかし、渡嘉敷島における集団自決の経緯は、前記第3・4(1)ウ(ア)nのとおりであり、3月28日の段階での命令の伝達経緯が明確に特定されていないからといって（防衛隊員が伝達したことは明らかであるが）、赤松大尉による自決命令が存在しなかったことにはならない。

また、控訴人らは、集団自決が古波蔵村長の責任であるかのような主張をするが、仮に古波蔵村長による演説があったとしても、それは赤松大尉の自決命令を伝達したにすぎない。

#### (二) 自決命令の言い換えについて

a 控訴人らは、古波蔵村長が命令の受領を明確にできない以上、古波蔵村長の供述から自決命令を認定することは不可能である旨主張する。

しかし、古波蔵村長は、「沖縄県史 第10巻」において、赤松大尉の命令によって軍陣地の裏側の盆地に集合させられたこと、陣地から飛び出してきた防衛隊員と合流したこと、米軍の艦砲や迫撃砲が執拗に撃ち込まれている状況であったこと、防衛隊員の持ってきた手榴弾で集団自決が行われたこと、古波蔵村長自身防衛隊員から手榴弾を渡されたことなどを具体的に供述しており、古波蔵村長が、赤松大尉が自決命令を出したことを明確にしていることは明らかである。

b また、控訴人らは、昭和63年になって突然、手榴弾の配布を自決命令であると語り始めた富山兵事主任の供述も信用できない旨主張する。

しかし、富山兵事主任には供述を捏造する理由も必要性もなく、また、富山兵事主任の供述は、前記のとおり、詳細である上、実際に手榴弾を交付されて自決命令を受けた場所を指し示すなど、非常に具体的である。また、「潮」1971年11月号（甲B21）の記事は簡単なものであつて（同記事には「自決のときのことは話したくないんですがね・・・」とある。）、にわかに手榴弾を配布したことが自決命令であると言い出したということでは全くない。富山兵事主任は、朝日新聞の記事（乙12）にお

いて、「43年後の今になってなぜ初めてこの証言を？」との問い合わせに対し、「玉碎場のことなどは何度も話してきた。しかし、あの玉碎が、軍の命令でも強制でもなかったなどと、今になって言われようとは夢にも思わなかつた。当時の役場職員で生きているのは、もうわたし一人。知れきったことのつもりだったが、あらためて証言しておこうと思った」と供述し、供述をした理由を明確にしている。そして、このことは控訴人らが赤松大尉の命令がなかったことの根拠としている星雅彦「集団自決を追って」（甲B17）においても、「防衛隊の過半数は、何週間も前に日本軍から一人あて2個の手榴弾を手渡されていた。いざとなったら、それで戦うか自決するかにせよということであった。」と記載されているところである。

#### (三) 衛生兵の派遣と恩賜の時計について

控訴人らは、赤松大尉が自決命令を出していたとすれば、集団自決後、自決に失敗した住民の治療のために衛生兵を派遣することはあり得ないし、また、恩賜の時計など赤松大尉の記念品が渡嘉敷村の資料館に飾られることもあり得ない旨主張する。

しかし、古波蔵村長が証言しているのは、衛生兵が住民を治療したという事実だけであり、戦場の混乱した状況の中で、現実に負傷している住民を衛生兵が治療したということと、赤松大尉が自決命令を出したということが矛盾するわけではない。また、渡嘉敷村の資料館に赤松大尉の時計が飾ってあるとしても、赤松大尉が自決命令を出さなかったことの根拠となるわけではない。

#### (四) 自決命令を記載していた文献の絶版等について

「沖縄問題20年」が昭和49年に出版終了となったのは、「ある神話の背景」により赤松大尉の自決命令が虚偽であることが露見したからではない。「沖縄問題20年」の著者である新崎盛暉と中野好夫は、昭和40年6月に「沖縄問題20年」を出版した後、昭和45年8月に「沖縄・70年前後」

を出版した。その後、両者は、昭和51年10月、「沖縄問題20年」と「沖縄・70年前後」を併せて「沖縄戦後史」を出版した。「沖縄問題20年」は、このような経緯から昭和49年に出庫終了となったのである。

また、「太平洋戦争」の第2版は、渡嘉敷島の記載を完全に削除したのではなく、「沖縄の慶良間列島渡嘉敷島に陣地を置いた海上挺進隊の隊長赤松嘉次は、米軍に収容された女性や少年らの沖縄県民が投降勧告に来ると、これを処刑し、また島民の戦争協力者等を命令違反と称して殺した。島民329名が恩納河原でカミソリ・斧・鎌などを使い凄惨な集団自殺をとげたのも、軍隊が至近地に駐屯していたことと無関係とは考えられない。」と記述しており、自決命令がなかったとしているわけではない。

(ア) 控訴人らは、渡嘉敷島の集団自決の経緯について、安里巡査の説明（甲B 16）と星雅彦記者の記事（甲B 17）に基づいて主張しているが、両者の説明はいずれも信用性がない。

まず、星雅彦については、いかなる対象についていかなる取材を行ったか明らかでないし、星雅彦自身認めるとおり、星雅彦の記事は、星の想像に基づいたものにすぎない。

安里巡査については、集団自決の現場へ住民を集結させながら、状況を赤松大尉に報告するため自決はできないとして、自らは、集団自決の現場から少し離れたところから見ていたとされる人物であり（乙9・768頁），その責任を逃れるため、集団自決は軍や赤松大尉の命令によるものではなかったとしなければならない立場にある人物であるから、信用性がない。

(イ) 証人知念朝睦及び皆本証人の各証言について

a 皆本証人は、赤松大尉が自ら認めている住民を西山に集結させたについても「知らない」と証言しており、また、當時赤松大尉の傍らにいたのではないことを認めており（皆本証人調書20頁），赤松大尉による自決命令がなかったと証言できる立場にないことが明らかである。

また、皆本証人は、当時の行動について、3月28日の午前1時ころに陣地に到着し、午前3時前後に赤松大尉に対して状況を報告したとしているが（甲B 66・14頁），皆本証人は、「沖縄方面陸軍作戦」（乙55・248頁）に皆本証人が28日午前10時ころ戦隊本部に到着したと書かれていることについて、防衛研修所戦史室の調査に対しては午前10時と答えたかもしれないが後から考えると午前1時ころであると、一貫しない証言をしており（皆本証人調書17ないし19頁），皆本証人の同日の行動についての証言は全体として信用性がない。

b 証人知念朝睦（以下「知念証人」という。）は、赤松大尉が住民に対する伝言として、「米軍が来たら、軍民ともに戦って玉砕しよう」と伝言したことがあるかとの控訴人ら代理人の質問に対し、「これはあります」と答え（知念証人調書5頁），被控訴人ら代理人の質問に対しては、そのように控訴人ら代理人の主尋間に答えたことについて記憶がない旨証言するなど（知念証人調書11頁），証言が一貫しておらず、赤松大尉が住民に対する自決命令を出したことはないとする証言は信用できない。

また、知念証人は、赤松大尉自身が認めている住民に対する西山への避難命令について、知らなかったと証言しており（甲B 67，知念証人調書12頁），知念証人が赤松大尉の出した命令・指示を把握していないかったことが明らかであり、知念証人も、赤松大尉による自決命令がなかったと証言できる立場にない。

そして、知念証人は、赤松大尉が、捕虜になることを許さないとして、伊江島の女性、朝鮮人軍夫、大城徳安の処刑を口頭で命じたと証言しており（知念証人調書15頁），昭和20年3月28日当時においても、住民が捕虜になることがないよう、赤松大尉が自決命令を出したということは十分に考えられる。

(2) 控訴人らの主張

#### ア 真実性の証明の対象となる命令

被控訴人大江の論評の前提となった事実は、「沖縄の民衆の死を抵当にあがなわれる本土の日本人の生」という論評を示すことができる中身を持った命令（以下「無慈悲直接隊長命令説」という。）であり、これと異なる命令について立証しても、真実性の立証とはならない。このことは、本件記述(1)にも同様のことがいえる。

被控訴人らは、手榴弾の交付を自決命令とする「手榴弾交付命令説」、軍官民共生共死の一体化という政治体制による強制的雰囲気が集団自決を生んだ「命令」と評する「政治体制命令説」、日本軍の指示、強制を自決命令とする「広義の命令説」を展開する。

しかし、手榴弾交付命令説は、控訴人梅澤や赤松大尉以外の者の手榴弾交付行為を、控訴人梅澤及び赤松大尉の行為と評価するもので、これを立証しても、無慈悲直接隊長命令説の立証にはならない。

また、政治体制命令説は、軍人の命令が、日本国内すべての人間の生死を徹底的にコントロールできるような政治体制であったということが前提となるはずであるが、そのような体制は旧ソ連や北朝鮮でも聞かない。

広義の命令説は、控訴人梅澤及び赤松大尉以外の者の命令・指示・誘導・示唆等から命令の存在を推認するものであり、内容として一定しないし、本来の立証対象となるべき無慈悲直接隊長命令説の範囲を都合良く拡大解釈するものである。

被控訴人らは、第3・4(1)ア記載の背景事情を軍の自決命令と結びつけていが、それは、極めて粗雑な議論である。また、阿嘉島の野田隊長による自決命令も存在しないし、あったとしても控訴人梅澤による自決命令及び赤松大尉による自決命令の根拠とはならない。

#### イ 援護法適用のための捏造

(ア)a 座間味島の集団自決が控訴人梅澤の自決命令によるものであるとされた

のは、援護法の適用のためである。

「母の遺したもの」（甲B5）には、概略、次のような記述がある。すなわち、「援護法は、軍人・軍属を対象に昭和27年に施行された法律で、翌年には米軍支配下にあった『北緯29度以南の南西諸島（奄美諸島と琉球諸島）に現存する者』にまで適用が拡大された。それによって、戦没者の遺族や負傷した人などに国から金が支払われることになるが、一般の民間人には適用されなかった。」「ところが、昭和34年から、旧国家総動員法に基づいて徵用された者、あるいはそれ以外に軍の要請で戦闘に協力して死亡、または負傷した『戦闘参加（協力）者』に、準軍属という新しい枠が設けられて、結果的には20種のケースに適用されることになった。沖縄関係では、『集団自決』、スパイ嫌疑で日本軍に殺害された人、義勇隊参加、陣地構築、食糧供出、壕の提供、道案内、勤労奉仕などによる負傷者や、死亡者が含まれた。つまり、一般住民の死者たちに対して、単に砲弾に当たって死んだり米軍に殺されたりした人には補償がなされないが、『日本軍との雇用関係』にあって亡くなったり、負傷した人には補償されるという法律である。したがって、この戦争で亡くなった非戦闘員の遺族が補償を受けるには、その死が、軍部と関わるものでなければならなかつた。」「その結論を得るまでの作業として、まず厚生省による沖縄での調査がはじまったのが昭和32年3月末で、座間味村では、4月に実施された。役場の職員や島の長老らとともに國の役人の前に座った母は、自ら語ることはせず、投げかけられる質問の1つ1つに、『はい、いいえ』で答えた。そして、『住民は隊長命令で自決をしたと言っているが、そうか』という内容の問い合わせに、母は『はい』と答えたという。」「座間味村役所では、厚生省の調査を受けた後、村長を先頭に、集団自決の犠牲者にも援護法を適用させるよう、琉球社会局を通して、厚生省に陳情運動を展開した。」「陳情の成果なのか、昭和34年、戦闘参加者への援護法の適用と

ともに、慶良間諸島の6歳未満を含む集団自決の負傷者や遺族に、障害年金、遺族給年金が支給されるようになった。戦闘参加者に6歳未満を含めたのは、当初は集団自決だけで、他の戦争犠牲者には適用されなかつたが、全県的な運動もあって、昭和56年以降は、壕の追い出しなどで犠牲になつた6歳未満の子どもたちにも適用されている。」との記述がある。

- b 渡嘉敷島の集団自決が赤松大尉の自決命令によるものであるとされたのも、援護法の適用のためである。

琉球政府社会局援護課の元職員である照屋昇雄は、平成18年8月27日付け産経新聞において、渡嘉敷島の集団自決について、援護法の適用のために軍による命令ということにしたものであり、軍命令とする住民は1人もいなかつたと述べた。

照屋昇雄は、昭和20年代後半から、琉球政府社会局援護課で、旧軍人軍属資格審査委員会委員を務め、当時援護法に基づく年金や弔慰金の支給対象者を調べるために、渡嘉敷島で聞き取りを実施した。

援護法では一般住民は適用外となつたため、軍命令で行動したことにして準軍属扱いとすることを企図し、照屋昇雄らが、赤松大尉が自決命令を出したとする書類を作成し、厚生省に提出した。これにより、集団自決の犠牲者は、準軍属とみなされ、遺族や負傷者が、年金や弔慰金を受け取れるようになった。

- c その他にも、控訴人梅澤の陳述書（甲B1）や本田靖春の「第一戦隊長の証言」（甲B26）など、援護法適用のために、座間味島の集団自決を控訴人梅澤の命令によるものであることにしたこと及び渡嘉敷島の集団自決を赤松大尉の命令によるものであることを示す関係者の証言、文献等がある。

(イ)a 援護法が沖縄に適用されるに至った経緯は以下のとおりであり、この一連の事実は総合的に踏まえなければならないところ、被控訴人らは、自ら

に都合の良い事実だけを断片的に拾い上げ、粗雑な推論をして事実を歪曲するものである。

昭和27年4月 援護法の公布。援護法の目的は、「軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属であった者又はこれらの者の遺族を援護すること」にあり、軍人軍属ではない一般住民は適用外となつていた。

昭和27年8月 政府が沖縄に「那覇日本政府南方連絡事務所」を設置。政府としても、将来的には援護法の沖縄への適用を考えていたため、主として援護業務推進のために、総理府内に「南方連絡事務局」を創設した。

昭和28年3月 北緯29度以南の南西諸島にも援護法の適用が認められる。琉球政府社会局に援護事務を主管する援護課が設置され、各市町村にも援護係が設置される。宮村幸延が座間味村の援護係に着任する。「琉球遺族会」が「琉球遺族連合会」と改称して、各市町村に遺族会が相次いで結成される。

昭和28年9月 琉球遺族連合会が日本遺族会の一部として正式加入を認められる。

昭和30年3月 総理府事務官の馬渕新治が、援護業務のため沖縄南方連絡事務所へ着任する。

昭和31年3月 中等学校生徒について、男子生徒は全員軍人、女子戦没学徒は軍属として死亡処理され、援護法の適用開始。

昭和31年3月 厚生省の援護課事務官が、沖縄住民の戦争体験の実情調査に訪れる。この際、初枝に対する事情聴取も行

われた。また、昭和31年ころまでに、渡嘉敷村において、照屋昇雄が100名以上の住民から聞き取りを実施していた。その結果、控訴人梅澤の自決命令及び赤松大尉の自決命令が公認されることとなった。

昭和32年7月 厚生省が、一般住民を対象とした「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」を決定し、住民の沖縄体験を20種類に類型化した「戦闘参加者概況表」にまとめる。その結果、軍の命令による「集団自決」に該当すれば、一般住民も兵士同様「戦闘参加者」と認定され、「準軍属」扱いされることになる。ただし、軍の命令を聞き分けられる「小学校適齢年齢の7歳以上」という年齢制限が設けられた。

昭和38年10月 6歳未満の集団自決者も「準軍属」として扱われるようになる。

b 「住民処理の状況」（乙36）は、「軍によって作戦遂行を理由に自決を強要されたとする本事例」「比較的信憑性があり」というように、推測に基づく表現や信用性に一定の留保を付す表現がある。

また、「沖縄作戦講話録」（乙37）は、「渡嘉敷村（住民自決数329名）座間味村（住民自決数284名）」としており、「鉄の暴風」の記載（座間味島52名）や「住民処理の状況」（乙36）の記載（座間味村155名、渡嘉敷村103名）と大きく異なっている。このように、各文献、調査により自決者数が異なることから、集団自決以外の原因で死亡した住民の数も含まれていき、自決者数が増加していくことが疑われ、控訴人梅澤の自決命令及び赤松大尉の自決命令が虚偽であることを示している。

さらに、「戦闘参加者概況表」（乙39の5）は、自決命令の主体を、

単に「警備隊長」としており、その主体が控訴人梅澤及び赤松大尉を指しているのか疑問である。

c 被控訴人らは、「鉄の暴風」が出版された昭和25年には援護法適用の問題は発生していないと主張する。

しかし、「ある神話の背景」（甲B18）にあるように、「鉄の暴風」出版前に、外地から帰郷した者の家族の中で、ある家族は全滅し、ある家族は生きているという事実にさらされた際、島に残っていた者はその責任を追及されることになり、責任を回避するために集団自決が軍の命令によるものだとせざるを得ず、それがいかにもありそうな風説として流布したものと理解することができる。

#### ウ 座間味島について

##### （ア）集団自決は盛秀助役の命令で行われたこと

「母の遺したもの」（甲B5）及び初枝の手記（甲B32）によれば、住民に対し、忠魂碑前に集合し玉碎するよう命令したのは、盛秀助役であった。

「母の遺したもの」には、概要、「そこで、盛秀が戦隊長を前に発した言葉は、『もはや最期の時がきました。若者たちは軍に協力させ、老人と子どもたちは軍の足手まといにならないよう、忠魂碑前で玉碎させようと思います。弾薬を下さい』ということだった。初枝は息が詰まるほど驚いた。しばらく沈黙が続いて。垂直に立てた軍刀の柄の部分にあごをのせ、片ひざを立ててじっと目を閉じて座っていた戦隊長はやお立ち上がり、『今晩は一応お帰り下さい。お帰り下さい』と、五人を追い返すように声を荒げて言い、申入れを断った。五人はあきらめより他なく、その場を引き上げていった。その帰り道、盛秀は突然、防衛隊の部下でもある恵達に向かって『各壕を回ってみんなに忠魂碑前に集合するように……』と言った。あとに続く言葉は初枝には聞き取れなかったが『玉碎』の伝令を命じた様子だった。そして盛秀は初枝にも、役場の壕から重要書類を持ち出して忠魂碑前に運ぶよう命じ

た。盛秀一人の判断というより、おそらく、収入役、学校長らとともに、事前に相談していたものと思われるが、真相はだれにもわからない。」との記述がある。

座間味村の助役であった盛秀助役が、自らの判断を、そう意図したことかどうかは分からぬものの、軍の命令ととれるような形で、住民に指示したというのが実態であった。

後述の宮村幸延の「証言」（甲B8）もこれを裏付けている。

(イ) 被控訴人ら主張の文献に対する反論

a 「鉄の暴風」について

(a) 「鉄の暴風」の初版には、被控訴人ら引用箇所の後に明らかに誤りである「隊長梅沢少佐のごときは、のちに朝鮮人慰安婦らしきもの二人と不明死を遂げたことが判明した。」との記述があり（甲B6・41頁），「鉄の暴風」の集団自決命令に係る記述は、風聞に基づくものが多く信頼性に乏しい。座間味島の住民の宮里美恵子、宮平初子、宮里とめ、宮平カメ及び高良律子の手記（乙9）を見ると、このような風聞が成立したのは、忠魂碑前で玉碎するから集合するようにとの命令が、軍の自決命令であると信じられたからであることが分かる。

また、沖縄タイムス社の牧志伸宏は、昭和61年6月6日付けの神戸新聞（甲B10）の取材に対し、「『鉄の暴風』は戦後の落ち着かない中で、取材、執筆した経過があり、梅沢命令説などについては、調査不足があったようだ。戦後、長い間、自決の命令者とされた梅沢さんの苦悩についてはご同情申し上げる。今後の善後策としては、当時の執筆者らと十分に協議、誠意を持って梅沢さんの理解が得られるようにしたい。」と、「鉄の暴風」について出版経過と内容の杜撰さを認めている。

(b) 神戸新聞の中井和久記者は、沖縄タイムス社に対する電話取材を確かに行い、記事記載のコメントを確かにもらつたと述べている（甲B3

4）。

報道内容の社会的・歴史的重要性、沖縄タイムス社に対する影響力の大きさ、新聞記者の職業倫理からすれば、中井記者が牧志伸宏のコメントを捏造するはずがない。沖縄タイムス社は、神戸新聞の記事に対して、抗議もしていない。

b 「座間味戦記」について

座間味村当局が琉球政府及び日本国政府に提出した「座間味戦記」は、援護法の遺族補償を受けるために、集団自決が控訴人梅澤の命令によるものであるという事実の意図的改変を行ったものである。このことは、座間味村の総務課長を務め戦没者遺族の補償業務に尽力した担当者の供述（甲B8及び10）や「母の遺したもの」（甲B5）によって明らかとなっている。

c 「秘録 沖縄戦史」等について

(a) 大城将保の指摘（甲B14・37,46頁）を踏まえて検討すれば、「戦える者は男女を問わず先頭参加、老人子供は忠魂碑前で自決せよ」という内容を持つ梅澤命令説は、昭和32年ころの「座間味戦記」に初めて現れ、それが引用されて昭和43年、公開の文献である「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」に載つことになる。

また、梅澤命令説を一般に広めることになった「秘録 沖縄戦史」は、大城将保も指摘するとおり（甲B14・37頁）、座間味戦記の引用であり、「秘録 沖縄戦史」の中身は、同じ山川泰邦が昭和44年に著した「秘録 沖縄戦記」の元版（乙7）でも大きな変更のないまま維持されている。

さらに、昭和34年ころに著された「沖縄戦史」の記述は、「秘録 沖縄戦史」とほぼ同様であり、「沖縄県史 第8巻」の内容も「秘録 沖縄戦史」の要約といつてもよいものであり、大城将保自身が記載した

「沖縄県史 第10巻」は、「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」（乙6）所収の初枝の「血ぬられた座間味島」を参考に書かれたものである（甲B14・37頁）。

すなわち、以上の諸文献は、「座間味戦記」を淵源としている。そして、これらにより成立し定説化した梅澤命令説は、後記のとおりの初枝の告白を端緒として破綻していく。

(b) したがって、「秘録 沖縄戦史」、「沖縄戦史」、「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」、「秘録 沖縄戦記」、「沖縄県史 第8巻」、「沖縄県史 第10巻」の各書籍は、「鉄の暴風」や「座間味戦記」などの虚偽の記述に基づいて書かれたものであり、独自の資料的価値はなく、もしくは、援護法の適用を受けるための口裏合わせによって生まれたものである。

d 米軍の「慶良間列島作戦報告書」について

沖縄タイムスに掲載されている英文は、その一部だけが掲載されているだけで、全文が掲載されているわけではなく、一体どのような文脈の中で書かれた文書なのかは不明である。また、掲載部分は本件とは無関係な座間味村「慶留間島」のものであり、「座間味島」のものではない。さらに、これを訳した林教授は「tell 人 to～」を殊更に「命令した」と誤訳し、「Japanese Soldier」という主語は、特定されない一般的な「日本の兵隊達」を意味するだけなのに、わざわざ軍命令が存在したと同じ意味であると解説している。しかし、英文は、「日本人の収容所には、およそ10人の民間人が含まれていた。二つの収容所が設置され、一つは男性用と女性・子供用である。尋問された時、民間人達は、3月21日に、日本の兵隊達は、慶留間の島民に対して、米軍が上陸したときは、山に隠れなさい、そして、自決しなさいと言った、と繰り返し言っていた。」と訳すべきである。また、林教授によれば、「慶留間島」は命令で、「座間味」は

指導であったということになる。

(ウ) 自決命令を否定する文献、見解等

a 控訴人梅澤の陳述書等

控訴人梅澤の陳述書には、「問題の日はその3月25日です。夜10時頃、戦備に忙殺されて居た本部壕へ村の幹部が5名来訪して来ました。助役の宮里盛秀、収入役の宮平正次郎、校長の玉城政助、吏員の宮平恵達、女子青年団長の宮平初枝（後に宮城姓）の各氏です。その時の彼らの言葉は今でも忘れることが出来ません。『いよいよ最後の時が来ました。お別れの挨拶を申し上げます。』『老幼婦女子は、予ての決心の通り、軍の足手廻いにならぬ様、又食糧を残す為自決します。』『就きましては一思いに死ねる様、村民一同忠魂碑前に集合するから中で爆薬を破裂させて下さい。それが駄目なら手榴弾を下さい。役場に小銃が少しあるから実弾下さい。以上聞き届けて下さい。』その言葉を聞き、私は愕然としました。この島の人々は戦国落城にも似た心底であったのかと。」「私は5人に毅然として答えました。『決して自決するでない。軍は陸戦の止むなきに至った。我々は持久戦により持ちこだえる。村民も壕を掘り食糧を運んであるではないか。壕や勝手知った山林で生き延びて下さい。共に頑張りましょう。』と。また、『弾薬、爆薬は渡せない。』と。折しも、艦砲射撃が再開し、忠魂碑近くに落下したので、5人は帰って行きました。翌3月26日から3日間にわたり、先ず助役の宮里盛秀さんが率先自決し、ついで村民が壕に集められ、次々と悲惨な最後を遂げた由です。」との記載があり（甲B1・2,3頁），本人尋問においても、同趣旨の供述をしている。なお、被控訴人らは、控訴人梅澤の陳述書と初枝の手記との記述の相違を指摘する。しかし、控訴人梅澤が、盛秀助役らからの住民の自決目的の弾薬・爆薬の求めの申出を断ったという出来事の核心部分については、両記述ともに一致しており、些末な点の相違を問題とすべきではない。

b 昭和60年7月30日付け神戸新聞（甲B9）

昭和60年7月30日付け神戸新聞は、「絶望の島民悲劇の決断」との大見出し、「日本軍の命令はなかった 関係者の証言」との小見出しの下、「助役とともに自決の前夜梅沢少佐を訪れた初枝」「軍とともに生き延びた上津幸子」「梅沢少佐の部下だった関根清」らの控訴人梅澤による自決命令はなかったとする供述を掲載し、「これまで『駐留していた日本軍の命令によるもの』とされていた座間味島民の集団自決は、「米軍上陸後、絶望のうちに立たされた島民たちが、追い詰められて集団自決の道を選んだものとわかった。」と報道した。

昭和60年7月30日付け神戸新聞の記事を書いた中井和久は、初枝に対する電話取材を複数回行い、その際の初枝のためらいや控訴人梅澤に対する罪の意識が伝わってきたことを記憶していると述べている（甲B34）。

神戸新聞が、控訴人梅澤だけの言い分をもとに、初枝のコメントを捏造して掲載する理由など考えられない。

c 大城将保の見解

(a) 控訴人梅澤が自決命令を出した旨の記載がある「沖縄県史 第10卷」所収「沖縄戦記録2」の「座間味村」の解説を執筆した大城将保は、控訴人梅澤に宛てた親書の中で、「沖縄県史 第10卷」が通史的な戦史や戦記とは異なり、一種の資料集であり、記述されている事柄は沖縄県の公式見解ではないこと、したがって、記述に事実誤認があれば修正することが可能であることを述べている。

大城将保は、昭和61年発行の「沖縄史料編集所紀要」に「座間味島集団自決事件に関する隊長手記」（甲B14・36頁）を発表し、その中で、昭和60年7月30日付け神戸新聞（甲B9）が、控訴人梅澤が自決命令を出したとする見解に疑問を呈したことを契機として、控訴人

梅澤や初枝に事実関係を確認するなどして、史実を検証し、控訴人梅澤の手記である「戦斗記録」（甲B14）を掲載した上、次のように記述して、「沖縄県史 第10卷」を実質的に修正した。すなわち、「以上により座間味島の『軍命令による集団自決』の通説は村当局が厚生省に対する援護申請の為作成した『座間味戦記』及び宮城初枝氏の『血ぬられた座間味島の手記』が諸説の根源となって居ることがわかる。現在宮城初枝氏は真相は梅澤氏の手記の通りであると言明して居る。」と記述した。

こうした大城将保の見解は、昭和61年6月6日付け神戸新聞にも掲載されている。

(b) 大城将保が「沖縄県史 第10卷」を実質的に修正したと控訴人らが主張する上記引用部分は、その直前までの迫真の体験供述と異なり、客観的な内容、書きぶりに変わっており、控訴人梅澤ではなく大城将保が書いたことは明らかである。そして、上記引用部分は、それを大城将保が書いたのであれば、大城将保が「沖縄史料編集所紀要」発表当時、控訴人梅澤の手記及び初枝の説明を真実と考えていたと読まれて当然の結びとなっている。

また、神戸新聞の中井和久記者は、大城将保に対する電話取材を行い、記事記載のコメントを確かにもらったと述べている（甲B34）。

d 宮村幸延の「証言」

(a) 座間味村の遺族会長であり、当時の援護係として「座間味戦記」を取りまとめた宮村幸延は、控訴人梅澤に対し、昭和62年3月28日、「証言」と題する親書（甲B8）を手交した。この親書には、「昭和二十年三月二六日の集団自決は梅澤部隊長の命令ではなく当時兵事主任（兼）村役場助役の宮里盛秀の命令で行なわれた。之は弟の宮村幸延が遺族補償のためやむえ得えず隊長命として申請した、ためのものであり

ます」と記載されている。

宮村幸延の談話は、昭和62年4月18日付けの神戸新聞にも記載されている。

(b) 被控訴人らが主張する「証言」の作成経緯は全く理由がない。

控訴人梅澤は、合同慰靈祭が行われた昭和62年3月28日、集団自決に関する座間味村の見解を尋ねるべく、村長の田中登に会ったが、補償問題を担当していた宮村幸延に聞くように言われたため、1人で宮村幸延を訪ねた。控訴人梅澤と宮村幸延は、面識があったため、再会を懐かしんだ。

控訴人梅澤が訪問した理由を話すと、宮村幸延は、突然謝罪し、援護法を適用するために軍命令という事実を作り出さなければならなかつた経緯を語ったのである。

「証言」(甲B8)は、このような経緯で宮村幸延が述べたことを文書にしてほしい旨、控訴人梅澤が依頼し、宮村幸延自身が一言一言慎重に言葉を選んで作成したものである。決して、控訴人梅澤が原稿を書き、宮村幸延に押印だけさせたものでもないし、泥酔状態の宮村幸延に無理矢理書かせたものでもない。控訴人梅澤が原稿を書いたのであれば、末尾宛名の「裕」の字を間違えるはずがないし、宮村幸延が泥酔状態であれば、筆跡に大きな乱れが生じるはずである。

また、宮村盛永の息子である宮村幸延は、集団自決当時、山口県にいたとしても、その後、村に帰ってから、集団自決の真相を知ったことは明らかであり、「証言」を作成する立場になかったとの被控訴人ら指摘も当たらない。

また、神戸新聞の中井和久記者は、宮村幸延に対する電話取材を確かにい、記事記載のコメントも確かにもらったと述べている(甲B34)。神戸新聞が、記事中で「Aさん」とされている宮村幸延のコメン

トを捏造する理由はない。宮村幸延から神戸新聞に対し抗議があつたこともない。

e 「母の遺したもの」(甲B5)

控訴人梅澤が自決命令を出したという根拠として、初枝の手記である「血ぬられた座間味島」(乙6・39頁)があつたが、初枝の娘である宮城証人は、「母の遺したもの」を著した。

「母の遺したもの」には、前第3・4(2)イ(ア)記載のとおり、初枝が、集団自決についての厚生省の調査の際、役人の質問に対して、「はい、いいえ」で答え、座間味島の集団自決が控訴人梅澤の命令によるものであるかとの問い合わせに対しては、援護法の適用のために肯定したこと、初枝が、宮城証人に対し、昭和52年3月26日、座間味島の集団自決が控訴人梅澤の命令によるものではなかった旨の告白をしたこと、初枝が、集団自決の真相を公表するには盛秀助役の名をあげなければならず、盛秀助役の遺族に迷惑がかかつてしまうとの苦惱を抱えていたこと、初枝と控訴人梅澤が昭和55年12月に面会し、援護法適用のために集団自決を控訴人梅澤の命令によるものだったことにした旨の会話をしたことなどが記載されている。

また、被控訴人らは、初枝の農家向けの月刊誌である「家の光」への投稿で、初枝が、控訴人梅澤の自決命令について積極的に述べていたと主張するが、「母の遺したもの」によれば、初枝が「家の光」への投稿の際、真実でない控訴人梅澤の自決命令について記述すべきか悩んでいたことが分かるのであり、「家の光」の投稿にある控訴人梅澤の自決命令についての記述には証拠価値はない。

f 住民の手記

(a) 「沖縄県史 第10巻」(乙9)に掲載されている、中村仁勇(703頁)、大城昌子(729頁)、宮里美恵子(739頁)、初枝(755頁)、吉田春子(757頁)及び金城ナヘ(775頁)ら住民の手記を読めば、被控訴

人らの歴史認識が誤っていることが分かる。

(b) 大城昌子の手記についての被控訴人らが引用する部分は、阿嘉島の野田隊長の自決命令に関する記載であり、座間味島の集団自決とは関係がない。

宮里恵美子の手記については、自決命令の主体が記載されていない。盛秀助役ら座間味村の幹部による命令を指していると解すべきである。

初枝の手記にある木崎軍曹らの手榴弾交付についての記載は、上意下達の命令ではなく、いよいよ米軍に殺されそうになったらどう行動すべきかという極限の場面の備えについて、個人的に教示された程度のものにすぎず、控訴人梅澤による自決命令の根拠にはならない。

吉田春子の手記については、確かに水谷少尉から「玉砕しよう」と言われた旨の記載があるが、これは、壕の中に米兵がやって来たという進退窮まった緊急場面のことであり、水谷少尉はすぐに「自分が命令をくだすまでは絶対に自決をしてはいけない」と言を改めている。

宮平初子、宮里とめ、宮平カメ及び高良律子の手記についても、自決命令の主体が記載されておらず、主体は盛秀助役ら村の幹部を指していると解すべきである。

## (エ) 座間味村の公式見解と控訴人梅澤の対応について

a (a) 被控訴人らは、座間味村に対する照会に対し、宮村盛永など多くの証言者から、自決命令があつた旨の回答があつた旨主張する。

しかし、宮村盛永らの証言したとする内容は沖縄県史等に記録されておらず、また、昭和63年当時も、援護法による遺族給付を継続し、過去の受給についても違法と評価されることを避けるため、控訴人梅澤が自決命令を出したという事実を維持する必要があったから、座間味村が公式見解として控訴人梅澤による自決命令があつたという真実に反する回答をしたのも当然である。

(b) 控訴人梅澤は、沖縄タイムス社に対し、昭和60年12月10日、控訴人梅澤が自決命令を出したとする記事の訂正と謝罪を要求した（甲B27）。これに対し、沖縄タイムス社の牧志伸宏は、「事の是非を究明し、貴殿の要求事項についてのご返事を差し上げたい」との回答をした。

その後、沖縄タイムス社は、態度を一変させ、座間味村が集団自決は軍命令によるものであるとしていると主張した上、控訴人梅澤に対し、以後沖縄タイムス社に対し謝罪要求をしないことを内容とする書面（甲B29）を示し、押印するよう求めてきた。

これに対し、控訴人梅澤が強く非難したところ、沖縄タイムス社は、結局、控訴人梅澤が自決命令を出したのではないことを認め、謝罪したが、謝罪文の提出については即答を避けた。

b 被控訴人らは、宮村盛永の「自叙傳」（乙28）に控訴人梅澤の自決命令があつたことを示す記述があると主張する。

しかし、宮村盛永の「自叙傳」には、控訴人梅澤の自決命令は記載されておらず、逆に、宮村盛永が一族とともに玉砕する覚悟を固めていく過程が生々しく記載されている。すなわち、「明くれば二四日午前九時からグラマン機は益々猛威を振い日中は外に出る事は不可能であった。敵の上陸寸前である事に恐怖を感じながら、此の調子だと今明日中に家族全滅するのも時間の問題であると考へたので、せめて部落に居る盛秀夫婦、直、春子らと共に部落の近辺で玉砕するのがましではないかと、家族に相談したら皆賛成であった。」「二五日まで間断なく空襲、砲撃は敢行され座間味の山は殆んど焼き尽し、住居も又一軒づつ焼かれてゆく姿に、ただ茫然とするばかりであった。丁度午後九時頃、直が一人でやって来て『お父さん敵は既に屋嘉比島に上陸した。明日は愈々座間味に上陸するから村の近い処で軍と共に家族全員玉砕しようではないか。』と持ちかけたので皆同意して早速部落まで夜の道を急いだ。途中機銃弾は頭をかすめてピュンピュ

ン風を切る音がしたが、皆無神經のようになって何の恐怖も抱かず壕まで来た。早速盛秀が来て家族の事を尋ねた。その時『今晚忠魂碑前で皆玉碎せよとの命令があるから着物を着換へて集合しなさい』との事であったので、早速組合の壕に行ったら満員で中に入ることは出来なかつたが、いつの間に壕に入ったか政子、英樹、邦子、ヒロ子の姿が判らなくなつた。」との記載がある。

この文章から明らかなように、玉碎する方がましではないかと言ひ出しあるのは官村盛永であり、相談した家族は皆賛成している。つまり、玉碎が、軍の命令によらないで住民の自然な発意によって提起されたことがはつきり表れている。

c また、被控訴人らは、第3・4(1)イ(イ)aのとおり、控訴人梅澤が沖縄タイムス社が示した座間味村の公式見解を受け入れたと主張するが、控訴人梅澤は、沖縄タイムス社が座間味村の公式見解を盾に手応えのない返答を延々と繰り返したため、やむなく矛を収める趣旨で被控訴人ら引用の発言をしたにすぎない。

## エ 渡嘉敷島について

### (ア) 集団自決の経緯

安里巡査の「沖縄県警察史 第二巻」における記述（甲B16・772ないし775頁）及び星雅彦の取材結果（甲B17・210ないし213頁）によれば、渡嘉敷島の集団自決の経緯は、概ね以下のようなものであったことが分かる。

a 昭和20年3月23日には初めて本格的な渡嘉敷島への空襲が行われ、村役場や郵便局が焼けた。同月25日には、艦砲射撃も加わった。古波蔵村長は在郷軍人であり、安里巡査は、沖縄本島に妻子を置いて単身1月下旬に赴任したばかりであった。小学生まで陣地構築に協力してきた住民が、これからどうすべきか相談するため、安里巡査は、同月27日朝から赤松大尉を捜し回った。

b 安里巡査は、同月27日午後、夕方近くになって、西山の谷間の日本軍陣地で陣地構築の指示をしていた赤松大尉に会つた。陣地壕はまだほとんど掘られていなかつた。赤松大尉は、安里巡査に対し、「島の周囲は敵に包囲されているから、逃げられない。軍は最後の一兵まで戦つて島を死守するつもりだから、住民は一か所に避難した方がよい。」と言つた。そこで、安里巡査は、居合わせた防衛隊員に西山盆地への集合の伝達を依頼し、自らも各壕を回つて伝えた。防衛隊の1人から古波蔵村長へ伝達をし、古波蔵村長からも同様の伝達が出た。

c 渡嘉敷村の約3分の2の住民が、大雨の中を恩納川に沿つて北上した。米軍に追われた阿波連の人たちは、1時間遅れて西山に到着した。同月28日午前7時ころ、防衛隊の数人が西山盆地に集まれと叫び、住民は命令どおり200メートル離れた平坦な場所へ移動した。郵便局長、校長、助役、幹部十数人が、3時間ほど、これからどうするかについて協議した。話し合ううち、玉碎するしかないという結論になつた。

d 具体的にどうするかという段階になつて、全員が死ぬには手榴弾が足りなかつたため、防衛隊の1人が、「友軍の弾薬貯蔵庫から、手榴弾を取つてしましょう。」と申し出、防衛隊3人が出かけた。

それから1時間後に、防衛隊が住民に対し玉碎の話を広めた。村の指導者は、それぞれ家族や親戚に玉碎の話をした。古波蔵村長が全員の中央に立つて、「敵に取り囮まれて逃げられないから、玉碎しなければならない。大和魂をもって天皇陛下万歳を唱え、笑つて死のう。」と言つた。

手榴弾の炸裂音が起つた。

e 逃げ出す集団もあった。集団から立ち去つた約300人が、日本軍陣地へ向かつたが、300メートルも進まないうちに、米軍の迫撃砲の攻撃を受けた。村長は逆上して「女、子どもは足手まといになるから殺してしまえ。早く軍から機関銃を借りてこい。」と叫んだ。そこで防衛隊長である

屋比久孟祥と富山兵事主任が、日本軍陣地に駆け込み、住民を撃ち殺すために機関銃を貸してほしいと願い出たが、そのような武器は持ち合わせていいないと怒鳴りつけられた。住民の集団が日本軍陣地100メートルまで接近していたが、将校は、泣き叫ぶ住民に対し、抜刀して立ち去るよう威嚇した。

住民は、恩納川の谷間へと散っていった。

f 西山盆地ではほとんど無傷でいた阿波連の人たちは、300人の集団が去った後、殺し合いを始めた。迫撃砲の炸裂音を聞きながら、なたや鎌を借りて生木を切ってこん棒を作り、ベルトで家族を殺した。

手榴弾で死にそこなった住民は、農具を凶器にして殺し合った。

こうして集団自決があったのは、昭和20年3月28日の午後1時ころであった。

#### (イ) 手榴弾の交付について

a 富山兵事主任の手記や家永第3次教科書訴訟第1審における曾野綾子の証言からすれば、富山兵事主任は、曾野綾子の調査当時、17歳未満の少年らに非常招集をかけて手榴弾を配った事実については全く表明していないかった。このことは、そうした事実がなかったことを示している。

手榴弾の交付が自決命令の物的証拠であるとする論は、安仁屋政昭の評価であって、事実そのものではない。

仮に手榴弾を交付していたのであれば、住民に操作方法の指導があったはずであるが、爆発した数より不発であった数の方が多いのは、操作方法の指導がなく、ひいては手榴弾の交付による自決命令がなかったからである。

b また、「渡嘉敷村史 資料編」(甲B39)によれば、小嶺園枝は、「27日玉碎するから、本部に集まれと言われて集まつた、家族が一か所に集まって座っていたら、義兄が、防衛隊だったけど、隊長の目をぬすん

で手榴弾を2個持ってきた」と供述しており(甲B39・374頁)、手榴弾が軍の厳重な管理の下に置かれていたとはいえない。

#### (ウ) 文献に対する反論

a 渡嘉敷島における住民の集団自決が赤松大尉の命令によるとの記述は、「鉄の暴風」(乙2)、「戦闘概要」(乙10)、「戦争の様相」(乙3)、但し、これには赤松大尉の自決命令それ自体の記載はない。)に記載され、その後に出版された「秘録 沖縄戦史」(乙4)、「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」(乙6)、「沖縄県史 第8巻」(乙8)の記載は、「鉄の暴風」等を下敷きにして記載された。

#### b 「鉄の暴風」について

「鉄の暴風」の記述は、控訴人梅澤を不明死扱いにした初版の記述(甲B6)や、沖縄タイムス社自ら調査不足を認めていること(甲B10)から、風聞に基づくものが多く信頼性に乏しい。

また、渡嘉敷島の集団自決の真相について調査した曾野綾子の「ある神話の背景」(甲B18)によれば、「鉄の暴風」の執筆者である太田良博は、自らは渡嘉敷島に行かず、座間味村の助役であった山城安次郎と戦後南方から復員した宮平栄治を取材しただけであった。この2人はどちらも渡嘉敷島の集団自決を直接体験した者ではない。

さらに、「鉄の暴風」には、その記述に本質的な誤りがある。「鉄の暴風」は、米軍の渡嘉敷島への上陸を3月26日午前6時ころとするが、防衛庁防衛研修所戦史室の「沖縄方面陸軍作戦」によれば、3月27日午前9時8分から43分とされている。米軍上陸という決定的に重大な事実が間違って記載され、その後に作成された「戦闘概要」や「戦争の様相」においても、米軍上陸が3月26日と誤って引用されている。

米軍上陸という重大な事実を誤記するようでは戦史としての信頼性は全くなく、事実調査の杜撰さと併せて、「鉄の暴風」「戦闘概要」「戦争の

様相」が一様に信用できないことを示している。

また、「鉄の暴風」には「西山A高地に陣地を移した翌二十七日、地下壕内において将校会議を開いた」との記載があるものの、知念証人は、西山A高地に地下壕がなかったことや、同日に将校会議など開かれていないことを明確に証言しているのであって（知念証人調書6頁），この点でも「鉄の暴風」は信用性に乏しい。

c 「戦闘概要」について

「戦闘概要」は「戦争の様相」と前後の文章が全く同じであり、その内容が極めて酷似しているが、「戦闘概要」の「時に赤松隊長から防衛隊員を通じて自決命令が下された」との一文だけは、「戦争の様相」には記載されていない。「戦闘概要」は私的な文献であり、「戦争の様相」は公的な文献であるから、「戦闘概要」という私的文書では自決命令が記載されていたのが、「戦争の様相」という公的文書とする段階で削除されたことは明らかである。

d 米軍の「慶良間列島作戦報告書」について

「慶良間列島作戦報告書」についての反論は、座間味島に関する主張と同旨である。

(二) 自決命令を否定する文献、見解等

a 赤松大尉の手記

(a) 自決命令を出したとされる赤松大尉は、「私は自決を命令していない」と題する手記を執筆し、次のとおり、自決命令を出していないと明言する（甲B 2）。すなわち、「二十六日夜」「私たちは」「寝ていると、十時過ぎ、敵情を聞きに部落の係員がやってきた。私が『上陸はたぶん明日だ』と本部の移動を伝えると『では住民は？住民はどうなるんですか』という。正直な話、二十六日に特攻する覚悟だった私には、住民の処置は頭になかった。そこで、『部隊は西山のほうに移るから、住

民も集結するなら、部隊の近くの谷がいいだろう』と示唆した。これが軍命令を出し、自決命令を下したと曲解される原因だったかもしれない。」「二十七日、米軍の上陸開始、二十八日には部隊も住民も完全に包囲されてしまった。われわれの陣地のほうからは、集結した住民の姿も見えなかつた。」（甲B 2・216,217頁）。

(b) 赤松大尉は、座間味村がまとめた「座間味戦記」が「マスコミの目にとまるや」「つぎつぎと刊行される沖縄関係の書物のいたるところに、赤松という大隊長が、極悪無残な鬼隊長として登場することになったのである。」「兵士の銃を評論家のペンにたとえれば、事情は明白だ。ペンも凶器たりうる。『三百数十人』の人間を殺した極悪人のことを書くとすれば、資料の質を問い、さらに多くの証言に傍証させるのがジャーナリズムとしての最小限の良心ではないか」「戦記の作者の何人かは沖縄在住の人である。沖縄本島と渡嘉敷の航路は二時間足らずのものなのに、なぜ現地へ行って詳しい調査をしなかつたのか。彼らの書物を孫引きして、得々として“良心的”な平和論を説いた本土評論家諸氏にも同じ質問をしたい」と、現地調査もしないままの無責任な報道を批判する。

b 「ある神話の背景」（甲B 18）

「ある神話の背景」によれば、「鉄の暴風」の記述は、当事者に対する取材も信用に足る証拠もないまま、著者の偏見と風聞に基づいて書かれたものであり、それが他の文献等に引用されることによって、赤松大尉の自決命令が沖縄の神話となっていたことが分かる。すなわち、軍の自決命令により座間味、渡嘉敷で集団自決が行われたと最初に記載したのは「鉄の暴風」であり、これを基に作成したのが「戦闘概要」である。「戦闘概要」には「鉄の暴風」と酷似する表現、文章が多数見られ、偶然の一一致ではあり得ず、引用した際のものと思われる崩し字が「戦闘概要」に見られ

る。さらにこれらを基に作成されたものが「戦争の様相」であるが、「戦争の様相」に「戦闘概要」にある自決命令の記載がないのは、「戦争の様相」作成時には部隊長の自決命令がないことが確認できたから、記載から外したものである（甲B 18・48頁）。そして、これらの3つの資料は、米軍上陸の期日が昭和20年3月27日であるにもかかわらず、同月26日と間違って記載していると指摘する（甲B 18・49頁）。

「ある神話の背景」によれば、上記神話が生まれた背景は、次のとおりである。すなわち、生存者であり集団自決の首領をとった村長であるという立場上、事件について説明責任を免れない古波蔵村長が、遺族からの怨嗟の目から逃れ、責め苦を少しでも軽くするために、元村長としての責任を負担するよりも、集団自決を命じた下手人として赤松大尉を選び、非難を向けた。このことは、古波蔵村長の、赤松大尉や安里巡査に対するあからさまな人身攻撃的言辞や、事件当日の軍命令についてのあいまいで一貫性のない説明などからも窺われる。

大城将保は、昭和58年に発行された「沖縄戦を考える」（甲B 24）において、「曾野綾子氏は、それまで流布してきた赤松事件の“神話”に対して初めて冷冽な資料批判を加えて従来の説をくつがえした。」「今のところ曾野綾子説をくつがえすだけの反証は出ていない。」と評価している。

c 「陣中日誌」（甲B 19）

赤松隊が作成した陣中日誌によれば、自決命令があった形跡は全くなく、「三月二十九日」「悪夢の如き様相が白日眼前に洒された昨夜より自訣したもの約二百名」（甲B 19・13頁）とあるように、赤松隊が集団自決があったことを知ったのも、昭和20年3月29日になってからであった。

d 「沖縄戦ショウダウン」（甲B 44）

沖縄出身の作家である上原正稔は、集団自決を目撃した米軍兵士グレン

・シアレスの紹介する「沖縄戦ショウダウン」を琉球新報に連載した（甲B 44）。上原正稔は、その取材過程において、赤松大尉が自決命令を出しておらず、金城武徳、大城良平、安里巡査、知念証人らの供述または証言から、赤松大尉が立派な人物との評価を得ていることを知った。上原正稔は、取材の結果、「国の援護法が『住民の自決者』に適用されるためには『軍の自決命令』が不可欠であり、自分の身の証（あかし）を立てるとは渡嘉敷村民に迷惑をかけることになることを赤松さんは知っていた。だからこそ一切の釈明をせず、赤松嘉次さんは世を去った」ことを確認した。

e 知念証人及び皆本証人の各証言

- (a) 知念証人は、赤松大尉の側近として常に赤松大尉の側にいた者であるところ、赤松大尉による自決命令を反対尋問も踏まえて完全に否定した。
- (b) 皆本証人は、第三戦隊においては昭和20年3月23日の空襲と艦砲射撃が始まるまで陸上戦を予想していなかったと証言しているところ（皆本証人調書2,15頁），陸上戦を予想していないのに住民に手榴弾を交付することなどあり得ず、同月20日に役場の職員から手榴弾の交付を受けたとする金城証人の証言は虚偽である。

そして、皆本証人は、①集団自決の起きた3月28日は午前1時頃に主力部隊と合流したこと（皆本証人調書10頁），②同日午前3時頃赤松大尉の下に報告に行ったが、自決命令に関する話は一切なかったこと（同10頁），③翌29日になって部下から集団自決が起きたとの報告を受けたこと（同12頁），④赤松大尉とは親密に連絡を取っていたが、8月15日の終戦に至るまで赤松大尉自身からも他の隊員からも、赤松大尉が住民に自決命令を出したという話は一切聞いていないこと（同12頁）を証言している。

f 照屋昇雄の供述

照屋昇雄は、昭和20年代後半から琉球政府社会局援護課において援護法に基づく弔慰金等の支給対象者の調査をしたとして、渡嘉敷島での聞き取り調査について、「1週間ほど滞在し、100人以上から話を聞いた」ものの、「軍命令とする住民は一人もいなかった」と供述し、赤松大尉に「命令を出したことにしてほしい」と依頼して同意を得た上で、「遺族たるに戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用するため、軍による命令ということにし、自分たちで書類を作」り、その書類を当時の厚生省に提出した旨供述している（甲B35）。

g 徳平秀雄の供述

渡嘉敷島の郵便局長であった徳平秀雄は、「恩納川原に着くと、そこは、阿波連の人、渡嘉敷の人でいっぱいでした。そこをねらって、艦砲、迫撃砲が撃ちこまれました。上空は飛行機が空を覆っていました。そこへ防衛隊が現われ、わいわい騒ぎが起きました。砲撃はいよいよ、そこに当っていました。そこでどうするか、村の有力者たちが協議していました。村長、前村長、真喜屋先生に、現校長、防衛隊の何名か、それに私です。敵はA高地に迫っていました。後方に下がろうにも、そこはもう海です。自決する他ないです。中には最後まで闘おうと、主張した人もいました。特に防衛隊は、闘うために、妻子を片づけようではないかと、っていました。防衛隊とは云っても、支那事変の経験者ですから、進退きわまっていたに違いありません。防衛隊員は、持てて来た手榴弾を、配り始めていました。」「そういう状態でしたので、私には、誰かがどこかで操作して、村民をそういう心理状態に持っていたとは考えられませんでした。」と供述している（乙9・765頁）。

徳平秀雄の供述によれば、渡嘉敷村の責任者の協議の中から進退窮まった状態で自然発生的な雰囲気として自決が決まり手榴弾が配布された状況が明らかとなっており、軍や赤松大尉の命令など全く語られていない。

(才) 自決命令の命令者・伝達者・受領者が不在であること

赤松大尉は、自決命令を出したことを明確に否定している（甲B2）。また、恩納河原に避難中に住民に伝えられたとされる自決命令は、誰を通じて、住民の誰に伝えられたのか、全く不明である。命令者も受領者も伝達者も分からぬ命令はあり得ない。

赤松大尉から自決命令が出されるとすれば、副官であった知念証人を通じてであるはずであるが、前記のとおり、知念証人は自決命令が出た事実を否定する（乙9・773頁上段）。知念証人は、地下壕内の将校会議についても否定している。

仮に自決命令が出たとすれば、その命令が村に伝達される経過が必要である。伝達役として考えられるのは、兵事主任、防衛隊長、駐在巡査であるが、古波蔵村長によれば、渡嘉敷村において、軍から命令が村に伝達される場合の伝達者は、安里巡査であった（甲B18）。安里巡査は赤松大尉から自決命令が出たことを認めておらず（甲B16），安里巡査が自決命令を伝達していないことは明らかである。

さらに、古波蔵村長、富山兵事主任、防衛隊長の屋比久孟祥のうち、誰が自決命令を受領したのか明らかにした資料はない。

(才) 自決命令の言い換え

a 古波蔵村長は、住民を部隊の陣地に集合させておきながら出て行けというのは、住民に死ねというのと同じである旨発言しているが（甲B20），部隊の陣地は戦闘のためのものであって、住民の避難場所としては危険であるし、軍の活動に支障が生じることから、部隊の陣地への集合を命じるはずがない。住民が軍の陣地に押しかけたとしたら、住民の安全のために退去を求めるのは当然のことである。

したがって、古波蔵村長のいう「軍の陣地からの退去要求」を自決命令とするのは無理な論理である。

そもそも、古波蔵村長は、他方で、「軍の陣地の裏側の盆地に集合するようにといわれた。」「盆地へ着くと、村民はわいわい騒いでいた。集団自決はその時始まった。」とも述べており（乙9・768頁），赤松大尉が住民を軍陣地に集合させたのでも、陣地から退去させたのでもないことは明らかであるし、乙第9号証に記載された古波蔵村長の供述からすれば、古波蔵村長は、盆地への集合は住民を救う赤松大尉の得策と考えていたのであるから、古波蔵村長には赤松大尉が自決命令を出したという認識がなかった。

むしろ、安里巡査の説明（甲B16）によれば、住民が軍の陣地に押しかけたのは集団自決が始まった後であり、古波蔵村長は、その際の退去要求を「死ねというのと同じ」と言っていることになる。よって、集団自決が始まると赤松大尉が自決命令を出していなかったことは明らかである。

b 富山兵事主任は、昭和63年になって、兵器軍曹が17歳未満の少年と役場職員に対し、手榴弾を、1発は攻撃用、もう1発は捕虜になるおそれのあるときの自決用として、2個ずつ配布した旨供述する。

しかし、手榴弾の配布の事実自体疑わしいし、仮に事実だとしても、当時の日本国民の多くは、捕虜になるなら自決する覚悟を持っていたのであるから、捕虜になるおそれのあるときの自決用として手榴弾を配布したことから赤松大尉が自決命令を出したことにはならない。

富山兵事主任によれば、手榴弾の配布は3月20日ころということであるが、これを自決命令というのであれば、手榴弾配布の時点で、自決命令を受けたという認識が住民にあるはずであるが、「鉄の暴風」の記述によれば、住民の認識では自決命令は3月27日から28日にかけてであった。

そもそも、富山兵事主任は、これまで集団自決について語りながら、昭和63年になって突然、手榴弾の配布を自決命令と語り始めたのであり、信用性がない。

#### (イ) 衛生兵の派遣と恩賜の時計

第三戦隊は、渡嘉敷島の集団自決後、自決に失敗し負傷した住民のために、衛生兵を派遣した。赤松大尉が自決命令を出したとすれば、このようなことはあり得ない。

また、渡嘉敷村資料館には、赤松大尉の陸軍士官学校卒業時の恩賜の時計や第三戦隊の軍医の遺品が、記念品として飾られている。これも、赤松大尉が自決命令を出していなかったとすればあり得ないことである。

#### (ク) 自決命令を記載していた文献の絶版等

赤松大尉の自決命令を記述し、昭和40年6月に被控訴人岩波書店から出版された「沖縄問題20年」は、その後出版されなくなった。これは、「ある神話の背景」により、赤松大尉の自決命令が虚偽であることが露見したからである。

また、「太平洋戦争」は、昭和43年2月に被控訴人岩波書店から出版され、そこでは、赤松大尉の自決命令が記述されていたが、昭和61年9月の第2版の増補発行にあたっては、赤松大尉の自決命令を含む渡嘉敷島の記述が完全に削除され、その後、平成14年7月に発行された文庫版においても、赤松大尉の自決命令の記述は削除されたままであった。これは、「太平洋戦争」の著者である家永三郎と被控訴人岩波書店が、赤松大尉の自決命令を虚偽であると認識していた証左である。

さらに、「秘録 沖縄戦記」は、平成18年10月に復刻版が出版され、控訴人梅澤の自決命令及び赤松大尉の自決命令のいずれも、削除されている。これは、控訴人梅澤の自決命令及び赤松大尉の自決命令が、史実の検証に耐えられなくなったということである。

### 5 爭点⑤（真実相当性の有無）について

#### (1) 被控訴人らの主張

ア 前4(1)で子細に主張したように、控訴人梅澤が住民に対して「自決せよ」と

の命令を出したことを内容とする文献が多数存在しているところ、本件各書籍中、座間味島における控訴人梅澤の自決命令に言及するものは「太平洋戦争」である。

「太平洋戦争」は、昭和61年に出版された「太平洋戦争 第二版」を平成14年に文庫化したものである。

そして、「太平洋戦争 第二版」が出版された昭和61年の時点において、控訴人梅澤により自決命令が出されたとの事実は「歴史的事実」として承認されており、文部科学省は、座間味島や渡嘉敷島などの集団自決が日本軍隊長の自決命令によるものであることは、これまでの通説だったとし（乙95及び96）、軍の強制によるものであるとの教科書の記述の削除を求める検定意見も事実上撤回しているのであって、控訴人梅澤による自決命令があったとの事実が真実であると信ずるにつき相当の理由があったことは明らかである。

また、前4(1)で主張したとおり、赤松大尉が住民に対して「自決せよ」との命令を出したことを内容とする文献が多数存在しており、真実相当性については、控訴人梅澤による自決命令と同様である。

イ 昭和60年7月30日付けの神戸新聞に控訴人梅澤の自決命令を否定する記事が掲載されたことによって、控訴人梅澤による自決命令の虚偽性が明らかになったとはいはず、また、「母の遺したもの」によって、その虚偽性が広く知られるようになったともいえない。

ウ 昭和48年5月の「ある神話の背景」の出版によって、赤松大尉の自決命令を真実と信ずる根拠が失われたということもない。

昭和48年以降今日まで、赤松大尉の自決命令について記載した「鉄の暴風」や「沖縄県史 第8巻」は訂正されていないし、昭和63年6月16日付け朝日新聞（乙12）には、渡嘉敷村の富山兵事主任の供述が掲載されて赤松大尉の自決命令が肯定され、平成2年3月31日に出版された「渡嘉敷村史」（乙13）においても、赤松大尉による自決命令があったことが明記され、こ

れらの記載は今まで訂正されていない。

## (2) 控訴人らの主張

### ア 「太平洋戦争」について

控訴人梅澤が自決命令を出したとする梅澤命令説は、昭和60年7月30日付けの神戸新聞（甲B9）に、初枝の「梅澤少佐は、『最後まで生き残って軍とともに戦おう』と、武器提供を断った」との供述が掲載された時点で、その根拠は失われた。

その後、昭和62年4月18日付け神戸新聞（甲B11）に宮村幸延の「証言」（甲B8）とインタビュー記事が掲載されたことによって、梅澤命令説の虚偽が明らかとなり、これを真実と誤信する相当性は完全に失われることとなった。

そして、平成12年、宮城証人の「母の遺したもの」（甲B5）が出版され、これが平成13年第22回沖縄タイムス出版文化賞を受賞したことによって、梅澤命令説が虚偽であることが広く知られるようになった。

したがって、「太平洋戦争」については、出版された平成14年当初から不法行為が成立する。

### イ 「沖縄ノート」について

赤松大尉が自決命令を出したとする赤松命令説は、その発端となった「鉄の暴風」初版が出版された昭和25年当時から、不確かな風説と伝聞に基づいて創作されたものであり、相当な根拠を欠くものであったが、昭和48年5月に「ある神話の背景」（甲B18）が出版され、「鉄の暴風」の不確実性が明らかにされ、「沖縄県史第10巻」（昭和49年発行 乙9）から赤松命令説が削除された段階で、赤松命令説を真実と誤信する根拠は完全に失われた。

したがって、本件書籍については、出版された昭和45年当時から不法行為を構成する違法有責な著作物であったとする余地があるが、本件訴訟では、「沖縄県史第10巻」が発行された昭和49年3月31日の後である昭和49年7月以

降に出版された第5刷以後の頃につき、不法行為責任が生じる。

## 6 争点⑥（公正な論評性の有無）について

### (1) 控訴人らの主張

沖縄ノートの各記述は、赤松大尉に対する過剰かつ執拗な人格非難をするものである。

例えば、沖縄ノートの各記述には、「生き延びて本土にかえりわれわれのあいだに埋没している、この事件の責任者はいまなお、沖縄にむけてなにひとつがなっていない」 「慶良間の集団自決の責任者も、そのような自己欺瞞と他者への瞞着の試みを、たえずくりかえしてきたことであろう。人間としてそれをつぐなうには、あまりにも巨きい罪の巨塊のままで、かれはなんとか正気で生き伸びたいとねがう。」 「一九四五年を自己の内部に明瞭に喚起するのを望まなくなつた風潮のなかで、かれのペテンはしだいにひとり歩きをはじめただろう。」 「しかもそこまで幻想が進むとき、かれは二十五年ぶりの屠殺者と生き残りの犠牲者の再会に、甘い涙につつまれた和解すらありうるのではないかと、渡嘉敷島で實際におこったことを具体的に記憶する者にとっては、およそ正視に耐えぬ歪んだ幻想をまでもいだきえたであろう。」 「かれはじつのところ、イスラエル法廷におけるアイヒマンのように、沖縄法廷で裁かれてしかるべきであったであろう」との表現があるが、これは、曾野綾子が「人間の立場を超えたリンチ」と評するように、人身攻撃に及ぶもので、適正な言論として保護されるべき公正な論評の域を完全に逸脱するものである。

### (2) 被控訴人らの主張

沖縄ノートの各記述には、前1で主張したとおり、いずれも赤松大尉を特定する記載はなく、赤松大尉に対する人身攻撃たり得ない。

本件記述(2)は、集団自決に表れている沖縄の民衆の死を抵当にあがなわれる本土の日本人の生という命題が、核戦略体制の下での今日の沖縄に生き続けており、集団自決の責任者の行動が、いま本土の日本人がそのまま反復していることであ

るから、咎めは我々自身に向かってくると問いかけるものであり、集団自決の責任者個人を非難しているものではない。

本件記述(4)は、「おひがきたら、一度渡嘉敷島に渡りたい」と語っていた集団自決の責任者の内面を著者の想像力によって描き出すとともに、これは日本人全体の意識構造にほかならないのではないかと論評したものである。

本件記述(5)は、アイヒマンが「或る昂揚感」とともにドイツ青年の間にある罪責感を取り除くために応分の義務を果たしたいと語ったように、渡嘉敷島の旧守備隊長が、日本青年の心から罪責感の重荷を取り除くのに応分の義務を果たしたいと語る光景を想像し、しかし実は日本青年が心に罪責の重荷を背負っていないことについてにがい思いを抱くと述べ、日本青年一般のあり様について論評したものである。本件記述(5)は、ドイツ青年と日本青年の罪責感を対比することが主題であって、控訴人らが主張するように、赤松大尉を、「『屠殺者』やホロコーストの責任者として処刑された『アイヒマン』になぞらえられるような悪の権化」であると人格非難するものではない。

## 7 争点⑦（控訴人赤松につき、敬愛追慕の情の侵害があったか）について

### (1) 控訴人らの主張

ア(ア) 一般的に死者の名誉が毀損されれば、それにより遺族は死者に対する敬愛追慕の情という人格的利益を違法に侵害され、不法行為が成立すると解すべきである。(中略)

本件においては、被控訴人らによって死者赤松大尉の名誉が毀損されたことにより、控訴人赤松は、赤松大尉に対する敬愛追慕の情という人格的利益を違法に侵害されたものであり、不法行為が成立する。そして、不法行為の成立を否定する被控訴人らが、事実の公共性、目的の公益性及び事実の真実性又は事実を真実と信ずるについての相当の理由の立証責任を負うのである。

イ(イ) (以下要約)死者に対する名誉毀損行為が遺族に対する不法行為として一般私法上の救済の対象となり得ることは、大阪地裁堺支部昭和58年3月23日判決、

東京地裁昭和58年5月26日判決、大阪地裁平成元年12月27日判決などにおいて認められ、敬愛追慕の情の侵害に関するものであるからといって、生者に対する名譽毀損の場合と比べて、要件を厳格にしたりする判断はなされていない。

(イ) (以下要約)東京地裁平成17年8月23日判決及び東京高裁平成18年5月24日判決の基準(以下「百人斬り訴訟判決基準」という。)は、真実を蔑ろにする基準であり不当であるし、東京高裁昭和54年3月14日判決を代表とする「虚偽」で足りるとした裁判例を改悪した基準であり、「虚偽の」歴史的事実の表現の自由を認めることになる。また、刑法上死者に対する名譽毀損罪の構成要件が「虚偽の事実を摘示」することとされていることとも齟齬する。

(ロ) (以下要約)被控訴人らは、百人斬り訴訟判決と前記東京高裁昭和54年3月14日判決を挙げて、歴史的事実であることに基づく要件の厳格化を主張するが、沖縄ノートは、赤松大尉の生前に出版されたものであり、その時点では、摘示された事実は「歴史的事実に移行した」ものではなく、「歴史的事実探求の自由、表現の自由への配慮が優位に立つ」という価値判断が働く余地は全くない。

イ 控訴人赤松は、13歳年上の兄で、優秀な軍人であり、親代わりとして家族の長のような存在であった赤松大尉を、幼き頃から強く尊敬していたところ、沖縄ノートの各記述は、控訴人赤松が赤松大尉に対して抱いていた人間らしい敬愛追慕の情を内容とする人格的利益を回復不可能なまでに侵害した。

## (2) 被控訴人らの主張

ア(ア) 控訴人赤松は、死者の名譽が毀損された場合に、遺族の死者に対する敬愛追慕の情という人格的利益を違法に侵害する不法行為が成立する場合があると主張するが、死者に対する敬愛追慕の情といった主観的感情を害したからといって、それだけで違法性を有し不法行為を構成するとはいえない。

(イ) (以下要約)死者に対する敬愛追慕の情を侵害する不法行為の成立は、当該事実摘示が、死者の名譽を毀損するものであり、摘示した事実が虚偽であって、かつその事実が極めて重大で、遺族の死者に対する敬愛追慕の情を受忍し難い

程度に害したといえる場合に限られる。また、死者に関する事実は、時の経過とともに歴史的事実となるもので、その場合、歴史的事実探求の自由やこれについての表現の自由が重視されるべきであるから、虚偽性の要件については、一見明白に虚偽であること又は全く虚偽であることを要する。

(ウ) (以下要約)前記東京高裁昭和54年3月14日判決、東京地裁平成17年8月23日判決、この控訴審判決である前記東京高裁平成18年5月24日判決も、以上の趣旨を判示している。

(エ) 本件においては、沖縄ノートの出版時点で、すでに自決命令から20年以上経過しており、提訴時には60年経過している。したがって、赤松大尉による自決命令は歴史的事実となっている。

イ(ア) (以下要約)控訴人らは、大阪地裁等の判決を挙げて、虚偽性の面で立証責任の転換や要件の厳格化はない旨主張する。しかし、これらの判決も本件とは事案を異にするか、虚偽事実の摘示を要件としており、真実性の立証責任の転換に言及するものではない。

(イ) (以下要約)ある事実が歴史的事実となるか否かは、表現行為が表現の対象者の生前になされたかどうかではなく、当該事実が発生してから事実摘示までの期間が重要である。

## 8 爭点⑧（損害の回復方法及び損害額）について

### (1) 控訴人らの主張

ア(ア) 本件各書籍は、控訴人梅澤の社会的評価を著しく低下させ、その名譽を甚だしく毀損し、もって控訴人梅澤の人格権を侵害し、筆舌に尽くし難い精神的苦痛を与えた。

「沖縄ノート」は、赤松大尉の社会的評価を著しく低下させ、その名譽を甚だしく毀損してその人格権を侵害した上、控訴人赤松が実兄である赤松大尉に対して抱いていた人間らしい敬愛追慕の情を内容とする人格的利益を回復不能なまでに侵害した。

そして、文部科学省が教科書検定意見で軍の命令や強制を認めない立場を堅持することが示され、梅澤命令説及び赤松命令説に真実性が認められないとした原判決が言い渡された後も、被控訴人岩波書店は「太平洋戦争」の、被控訴人は「沖縄ノート」の、各出版、販売を継続し、特に「沖縄ノート」については平成20年4月24日に第58刷、同年5月7日には第59刷と増刷を重ねており、さらに控訴人らの人格権や人格的利益を侵害して、控訴人らに対し精神的苦痛を与えた。

(イ) 控訴人らの名誉回復と精神的苦痛を慰謝するためには、被控訴人岩波書店は、本件各記述に対して訂正、謝罪広告を掲載し、控訴人らに慰謝料の支払いをする必要があり、被控訴人大江は、沖縄ノートの各記述に対して訂正、謝罪広告を掲載し、控訴人らに慰謝料の支払いをする必要がある。

(ウ) 被控訴人岩波書店が控訴人梅澤に支払うべき慰謝料は2000万円(本件各書籍の原審口頭弁論終結時までの発行分1000万円、原判決言渡後の発行分1000万円)、控訴人赤松に支払うべき慰謝料は1000万円(「沖縄ノート」の原審口頭弁論終結時までの発行分500万円、原判決言渡後の発行分500万円)、被控訴人大江が支払うべき慰謝料は、各控訴人に対してそれぞれ1000万円(「沖縄ノート」の原審口頭弁論終結時までの発行分500万円、原判決言渡後の発行分500万円)である。

イ また、前記アのとおりであるから、人格権に基づく本件各書籍の出版、販売、頒布の差止めがなされる必要がある。

## (2) 被控訴人らの主張

ア 否認し、争う。

イ 名誉毀損を理由として出版を差し止めるることは原則として許されず、特に公共の利害に関する事項については、表現内容が真実でないことが明白であるか、または専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある場合に限り、例外的に認められるものである（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4

号872頁）。また、同判決は、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は物権の場合と同様に排他性を有する権利であるという理由により、人格権としての名誉権に基づき例外的に侵害行為の差止めを求めることができるとしているのであるから、死者に対する敬愛追慕の情を侵害することを理由に出版を差し止めることはできないと解される。死者に対する敬愛追慕の情の侵害は、排他性を有する名誉権を侵害するものではなく、単なる不法行為にすぎず、差止請求の根拠とはなり得ない。（以上原判決3頁3行目～95頁8行目）』

## 4 当審における補充主張の要点

当審における当事者双方の補充主張の要点（個々の文献や証言等に関するものを除く）は、以下のとおりである。

### (1) 控訴人ら

ア 特定性ないし同定可能性及び名誉毀損性の有無について  
「沖縄ノート」が「『この事件の責任者』の責任に言及」している部分は単なる「論評」とは評価できず、控訴人梅澤の出した隊長命令の「事実摘示」を含むものである。確かに「梅澤」という固有名詞の使用や「隊長命令」という直接的表現はされていないものの、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に、前後の文脈や記事の公表当時に読者が有していた知識ないし経験等を考慮した場合には、「沖縄ノート」発表当時、座間味島の集団自決事件について梅澤命令説が定説とされていたことは一般の読者の知識の範疇であったといえるし、本件記述(2)が引いている上

地一史著「沖縄戦史」（乙5）には梅澤命令説も明確に記載されているという文脈からして、本件記述(2)が梅澤命令説の事実摘示を含むものであることは動かせない。また、当該記述が、本土の日本人の批判ないし自己批判の趣旨を含むあるいは結論とする表現であるとしても、それを理由に記述中の赤松大尉に対する名誉毀損の事実摘示部分の名誉毀損性が失われるものでもない。

#### イ 本件各書籍の記述の真実性について

「沖縄ノート」に書かれている隊長命令、すなわち「日本人の軍隊の《部隊はこれから米軍を迎撃し長期戦に入る。したがって、住民は、部隊の行動を妨げないために、また食糧を部隊に供給するために、いさぎよく自決せよ》という命令」は、『いざという時』のため、米軍による暴行虐殺を免れ、人としての尊厳を守るために手榴弾を渡して自決を指示したというような類のものとは全然異なるものである。「沖縄ノート」では、赤松大尉は「およそ人間がなしうるものとは思えぬ決断」としての自決命令を発し、「余りに巨きな罪の巨塊」と断定され、「屠殺者」と呼ばれる、「アイヒマンのように裁かれるべきだった」とされている。それは、なによりも部隊が生き延びるため、住民に犠牲を強いいる非情の命令であった。そして、そこでの命令は、住民の意思を制圧するだけの強制力を伴うものであつ

たと一般の読者は理解する。「鉄の暴風」（乙2）で描かれ、「沖縄戦史」（乙5）で記述され、「沖縄ノート」に引用された軍隊の命令は、かかる非情の命令であり、①部隊が生き延びる目的のために②住民の犠牲を③強制するもののことである。

かかる非情かつ無慈悲な自決命令としての赤松命令が存在しなかったことは明らかであって、「いざという時」のための手榴弾の交付と自決の指示はそれとは全く別のものである。それは集団自決という悲劇に対する赤松大尉の責任、あるいは軍の責任を問うことはできても、「沖縄ノート」に事実として引用された自決命令とは重要な点において異なっているばかりか、赤松大尉に対する「罪の巨塊」や「屠殺者」や「アイヒマン」などといった一方的で究極的な人格非難を正当化できるものではない。

事前の手榴弾交付を自決命令の根拠とする被控訴人らの主張は、実態としては「示唆」であり「誘因」に止まるものを「命令」と強弁するものである。集団自決の原因は、島に対する無差別爆撃を実行した米軍に対する恐怖、鬼畜米英の教え、「生キテ虜囚ノ辱メヲウケズ」との皇民化教育、戦陣訓、「死ぬときは一緒に」との家族愛、部隊や兵士そして教員や村幹部からの「いざという時」のための手榴弾の交付と自決の示唆等の様々な要因が絡んだものであ

る。それらは軍や赤松大尉の集団自決の「責任」を論じる根拠にはなっても、事実としての自決命令、すなわち部隊が生き延びるために住民の犠牲を強制する「命令」ではない。これを「軍の命令」として括ってしまうことは過度の単純化、図式化であり、かえって歴史の実相から目をそらせるものである。被控訴人らは、集団自決に関する軍の責任の有無という規範的評価に関する問題を隊長から発せられた自決命令の存否という事実の証明の問題と切り替えようとしている。

#### ウ 本件各記述の真実相当性について

平成19年3月30日に発表された平成18年度検定の集団自決が軍の強制や命令によるものとする断定的な記載は認めないと判断は、その後の教科書発行者らによる教科書訂正申請によっても、揺らぐことなく堅持されており、同年12月26日に発表された文部科学省の立場でも改めて確認されている。すなわち、文部科学省は、日本軍の方針が一般住民にも教育指導されていたという形の主体の曖昧な軍の関与の記述は許容するが、直接的な軍の命令なし強制と読める記述は許容しておらず、検定意見の立場は一貫している。したがって、原判決が軍の命令の記述を容認していた従来の検定意見をもって原審口頭弁論終結における同省の立場であるとして、本件各記述の摘示事実な

いし前提事実に係る真実相当性の根拠としたのは誤りである。

また、原判決は、関係証拠から集団自決における「軍の関与」を認め、そこから隊長の関与を「推認」できるとし、もって隊長命令につき合理的資料若しくは根拠があるとする。しかし、「軍の関与」の認定とそこから推認した「隊長の関与」を基礎として「隊長命令」を摘示することに相当性は認められない。「太平洋戦争」と「沖縄ノート」は、「隊長命令」を「推論に基づく意見論評」としてではなく、「確定的な事実摘示」として記述している。しかし、本件においては、「軍の関与」までしか「立証」できていないから、せいぜい「軍の関与」を基礎事実として隊長命令を推論する意見論評における推論の合理性を担保するものにすぎず、隊長命令を事実として断定的に摘示することは許されない。にもかかわらず、「軍の関与」から「隊長の関与」を推認し、その「隊長の関与」から「隊長による自決命令」を推論し、真実相当性があるとするのは、真実相当性を論理のワンクッションとして誤用して真実性を緩和するものである。原判決は、意見論評としての「推論の合理性」をもって、事実摘示の免責に必要な真実相当性、すなわち行為時における立証可能な程度の真実性と混同している。

#### エ 真実相当性の法的性質及び判断基準について

真実性の証明は客観的事実と合致することの証明であり、その判断基準時は口頭弁論終結時である。他方、真実相当性の判断基準時は、故意又は過失という行為者の主觀面に係る責任阻却事由としての本質から名誉毀損行為時である。真実相当性の法理は、行為時において名誉毀損者側が調査可能な資料に照らし真実性の証明に足りると評価できる場合であっても、後日発見された証拠資料等によって真実性が失われる場合があることに鑑み、これを故意又は過失を阻却することで救済し、正当な表現の自由を保障しようとしたものであり、真実性の根拠となる証拠資料が時間の推移によって変わり得ることに配慮したものである。本件では、人格権の侵害の表現を有する本件各書籍の出版販売が口頭弁論終結時まで継続されていることから、真実相当性の判断基準時も真実性に対するのと同じく口頭弁論終結時であり、真実性の判断も真実相当性の判断も全く同一の資料や根拠に基づいてなされることになる。真実性と真実相当性の判断は、基準時が異なる場合には基礎とされる資料が異なるものの、判断基準自体は同一である。したがって、全く同一の証拠資料に基づき、一方で真実性を否定しながら、他方で真実相当性を肯認することはあり得ない。真実相当性を真実性の証明の程度の緩和としてとらえるのは、最高裁の立場に違背している。また、名誉毀損の事実摘示

を含む書籍の出版が、その後の資料により真実が十分明らかになった後にも、真実相当性を認めて出版の継続が許されることは、名誉の保護を著しく後退させることになる。

#### オ 公正な論評性の有無について

「沖縄ノート」は「屠殺者」という差別用語を用いて赤松大尉を罵っている。そして、赤松大尉の内心の言葉として、「あの渡嘉敷島の『土民』のようなかれらは、若い将校たる自分の集団自決の命令を受け入れるほどにおとなしく、穏やかな無抵抗の者だったではないか」と言わせ、集団自決で死んだ渡嘉敷島の村民を、命令のままに集団自決する主体性なき「土民」と貶しめている。「沖縄ノート」の表現は、異様であり、執拗かつ粘着的であり、憎悪をかきたてずにはおれない扇情的なものであり、悪意に満ち、人間の尊厳と誇りを内面から抉るように腐食するものであり、高見に立って地上で懸命に生きる人々を見下ろす独善と侮蔑的な差別表現に溢れている。それは究極の人格非難であり、個人攻撃である。被控訴人大江は、「沖縄ノート」が沖縄について「核つき返還」等が議論されていた昭和45年の時点において日本人とは何かを考え、戦後民主主義を問い合わせたものであるとするが、そうしたテーマを描く上で、赤松大尉に対する悪意に満ちた人格非難を展開する必要は全くない。かかる究極の人格非難を、隊長命令

という真実性が証明されない不確かな事実をもとに行うことは、明らかに意見論評の範囲を逸脱している。

#### カ 本件各書籍の出版差止めについて

本件各書籍は、長期間にわたり表現の自由市場に出回り、その内容は多くの読者に読まれ、批判検討されてきた。

「沖縄ノート」は38年にもわたり、30万部以上が販売され、一般読者に読まれてきた。控訴人らが求める本件各書籍の出版等の差止めはあくまでも事後的制裁であり、表現一般に対する抑止的効果も限定されていて、その差止めについては事前抑制の危険を論じる余地がない。

北方ジャーナル事件最高裁判決は、出版物の頒布等の事前差止めに関するものであり、事前差止めに伴う弊害等が何ら存しない事後的な出版等の差止請求である本件には当てはまらない。

なお、上記判決は事前差止めが認められる要件を提示しているが、その要件は、①その表現内容が真実ではなく、又は、②専ら公益を図るものでないことが明白であり、かつ、③債権者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあることである。そして、上記差止めの要件には、真実相当性に関するものもなく、北方ジャーナル事件最高裁判決（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決）は、真実相当性を故意又は過失を阻却するものとして認めた最高

裁昭和41年6月23日第一小法廷判決の判示内容を引用しているから、損害賠償請求における真実相当性に関する要件をあえて外したものと解すべきである。つまり、北方ジャーナル事件最高裁判決は、たとえ真実相当性が認められるものであっても、客観的に真実性を欠いていることが認められる表現については、将来における予防的救済措置としての事前差止めを許容する場合があるという態度を取っている。

また、真実相当性の内実は行為時における立証可能な程度の真実性の証明であり、過去において真実だと信ずるに足りる相当な根拠に基づく名誉毀損行為の責任を免じるものである点からも、現在ないし将来の名誉毀損行為を問題とする差止めの場面において真実相当性が登場する余地はない。

そして、仮処分決定や一審判決によって真実性が認められないとの判断によって違法性が宣告された表現については、その宣告直後から真実相当性を認めて故意・過失を阻却する余地がない。

本件各書籍の出版等は控訴人らの名誉等の人格権を侵害するものであり、控訴人らがこれによって重大な損害を被っていることは原判決が認定するとおりである。とりわけ「沖縄ノート」は、その差別的文言を用いた究極の人格非

難によって控訴人赤松ら遺族が被る精神的苦痛は計り知れないものがあるばかりか、原判決後も繰々と増刷を重ねており、本件においては、差止めを認める高度の必要性が認められる。

本件各書籍に記載された隊長命令説の事実には真実性が認められないことは明らかであり、かつ、原判決がその旨判示するところである。したがって、原判決後の出版については違法性の意識を伴う確定的故意が認められるのであり、真実相当性を認める余地はない。

そして、上記判決が人格権としての名誉権に基づく実体的差止請求権の要件について判示しているところから明らかなように、名誉権が違法に侵害されれば事後的差止めを認めるに十分であり、その表現内容が真実でないことが明白であることを求める理由はない。最高裁平成14年9月24日第三小法廷判決は、「石に泳ぐ魚」事件高裁判決の「侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難であると認められるときは、差止めを求めることができるものと解するのが相当である」との判示を肯定しており、事後的な出版差止めにつき真実でないことの明白性を要件としていることは明らかである。

このようにして、本件は、名誉毀損者による真実性の証明がなく、被害者が重大な損害を被っていることが明白な事案であるから、本件各書籍の出版等の差止めは認められるべきである。

#### キ 本件訴訟の目的について

控訴人らは、自らの意思で、本訴を提起し、出版停止等を求めていいる。

控訴人らの提訴の動機は、単なる自己の名誉や敬愛追慕の情の侵害に止まらず、権威をもって販売されている本件各書籍や教科書等の公の書物において、沖縄における集団自決が控訴人梅澤及び赤松大尉が発した自決命令によって強制されたかのごとく記載されていることに対する義憤であり、このまま放置することができないとする使命感であった。

しかし、世間の耳目を集める訴訟が個人の権利回復に止まらず、より大きな政治目的を併有していることは珍しいことではなく、そのことは何ら非難されるものではない。

集団自決の歴史を正しく伝えていくことは、軍命令という図式ではなく、米軍が上陸する極限状態のなかで住民たちが、何をどのように考え、どのような行動の果てに自決していくのかを伝えていくことにある。

そのことが本件訴訟の目的である。

## (2) 被控訴人ら

ア 特定性ないし同定可能性及び名譽毀損性の有無について  
「沖縄ノート」の本件記述(2)には、自決命令が座間味島の守備隊長によって出されたことも、控訴人梅澤を特定する記述もなく、控訴人梅澤が集団自決を命じた事実を摘示したものではない。控訴人梅澤自身、「沖縄ノート」に座間味島の隊長が自決を命令したことが記載されていないことを認めている。また、控訴人梅澤は、本件訴訟提起後の平成18年まで「沖縄ノート」を読んでいなかったことを認めている。したがって、「沖縄ノート」が控訴人梅澤の名譽を毀損するものでないことは明らかである。

また、沖縄ノートの本件各記述には、渡嘉敷島の守備隊長によって自決命令が出されたことも、赤松大尉を特定する記述もなく、赤松大尉が集団自決を命じた事実あるいはこれを強制した事実を摘示したものではない。したがって、上記各記述は、赤松大尉の名譽を毀損するものではなく、控訴人赤松固有の名譽を毀損することもなく、控訴人赤松の赤松大尉に対する敬愛追慕の情を侵害することもないことが明らかである。

### イ 本件各書籍の記述の真実性について

以下のとおり、「太平洋戦争」記載の控訴人梅澤の自決命令は真実を記載したものである。また、「沖縄ノート」

が控訴人梅澤及び赤松大尉の自決命令を記載したものであると仮定しても、控訴人梅澤及び赤松大尉の自決命令があったことは事実である。すなわち、座間味島及び渡嘉敷島駐留の日本軍は各島の住民に対し米軍が上陸した際には捕虜になることなく自決するよう指示・命令をしていた。これは各島の最高指揮官である控訴人梅澤や赤松大尉の意思に基づかずにはあり得ないことである。したがって、座間味島の集団自決は駐留する日本軍の隊長である控訴人梅澤の、渡嘉敷島の集団自決は駐留する日本軍の隊長である赤松大尉の、それぞれの命令によるものというべきである。

以上のような事実がありながら、直接的かつ具体的な証拠がないから隊長命令があったと断定できないとし、名譽毀損の責任を負わせるのは、歴史的事実探求の自由や歴史的事実に対する表現の自由に萎縮効果や自己検閲をもたらし、憲法21条1項の趣旨に反するから、到底許されない。

### ウ 本件各書籍の記述の真実相当性について

文部科学省は、平成19年12月26日公表の教科用図書検定審議会日本史小委員会の「基本的とらえ方」において、本件訴訟の提起及び控訴人梅澤の陳述書等によって隊長命令があったとする従来の通説が覆されたとして行った平成19年3月30日発表の高校教科書の検定の際の立場を事実上撤回し、日本軍によって集団自決に追い込まれた

などの教科書の記述を認める立場に戻った。上記「基本的とらえ方」は、軍の関与は集団自決の要因の主要なものととらえることができるとする一方、それぞれの集団自決が住民に対する直接的な軍の命令により行われたことを示す根拠は、現時点では確認できていないとしているだけで、軍による手榴弾の配布や壕からの追い出しなどの「軍の関与」を集団自決の主要な要因として明確に認めている。したがって、上記「基本的とらえ方」は、原判決が、日本軍並びに座間味島及び渡嘉敷島の隊長が集団自決に関与しており、隊長が自決命令を発したことについて合理的資料若しくは根拠があり、隊長が自決命令を発したことが真実であると信ずるについて相当な理由があると認定することの裏付けにこそなれ、同認定を覆す根拠となるものではない。

また、原判決は、関係証拠から集団自決における「軍の関与」を認め、そこから隊長の関与を「推認」できるとしたが、それだけをもって隊長命令につき合理的資料若しくは根拠があるとしているわけではない。原判決は、控訴人梅澤及び赤松大尉が集団自決にそれぞれ関与したものと推認できることに加えて、少なくとも平成17年度の教科書検定までの高校の教科書の記載や、審議官が座間味島及び渡嘉敷島の集団自決について日本軍の隊長が住民に対し自決命令を出したとするのが従来の通説であった旨発言して

いたことに、学説の状況や諸文献の存在、家永三郎及び被控訴人大江の取材状況等を踏まえ、本件各記述については、合理的資料若しくは根拠があると評価できるとしている。原判決のこれらの判断は極めて正当である。

そして、一旦出版された歴史研究書あるいは歴史的事実に関する論評を述べた書籍が、版を重ねている場合には、このような書籍は出版当時の著者の歴史認識や歴史的事実に対する論評を記載したものであり、読者もそのようなものとして読むことが通常である。したがって、仮に後に当該歴史的事実について新たな説や史料が明らかになったとしても、真実相当性は初版又は改訂版発行時を基準として判断がなされるべきである。仮にそうでないとしても、当該歴史的事実が虚偽であることが明白となり、誰の目からも当該記述を書き改めるべきであるといえる段階にならない限り、真実相当性は失われないというべきである。このように解さなければ、出版後に当該書籍に記載した歴史的事実に関する新たな史料等に常に目を光らせ、当該歴史的事実に少しでも疑問を述べるものがあれば出版の中止を検討しなければならないことになる。そうすると、そのような可能性のない事実以外は記述をしないことになり、歴史的事実を記述したり、歴史的事実に関する論評を行うことは事実上困難になり、まさに萎縮効果、自己検閲の弊害が

生じることになるからである。これらの点をも考慮すると、各自決命令があつたことについて真実相当性が認められることは一層明らかである。

#### エ 真実相当性の法的性質について

同一の証拠によって真実性自体を高度の蓋然性をもって証明できない場合であつても、それが優越的蓋然性の程度に達して真実相当性の証明があるとされる場合があるのは当然のことである。行為後に現れた資料・情報によって真実でないことが判明した場合であつても、行為時に真実相当性が認められることは当然であるが、同一の証拠によつて真実であるとまでは認められないが、真実相当性は認められるという認定があり得るのも当然のことである。

原判決は、控訴人梅澤及び赤松大尉が座間味島及び渡嘉敷島の住民に対し自決命令を発したことを直ちに真実と断定できないとしても、これらの事実については合理的資料又は根拠があると評価できるから、本件各書籍の各発行時及び原審口頭弁論終結時において被控訴人らが真実と信ずるについて相当の理由があつたものと認められると判断したもので、最高裁が真実性の証明を違法性阻却事由とし、真実相当性を責任阻却事由として位置づけていることに何ら違背していない。

#### オ 公正な論評性の有無

本件記述(2)は、慶良間列島の集団自決について「この事件の責任者」に言及しているが、慶良間列島の集団自決に日本軍が深く関わり、守備隊長の関与が十分推認されるのであり、これについて「この事件の責任者」の責任に言及することは真実に基づく公正な論評に該当する。なお、控訴人梅澤自身、守備隊長としての責任を認めている。

#### カ 敬愛追慕の情侵害による不法行為の成否について

原審でも主張したとおり、死者に対する敬愛追慕の情は単なる主観的感情にすぎず、不法行為における被侵害利益として保護に値するものといえるか疑問であり、敬愛追慕の情の侵害は不法行為を構成するとはいえない。また、仮に死者に対する敬愛追慕の情を害する不法行為が成立することがあるとしても、①死者の名誉を毀損するものであり、②掲示した事実が虚偽であつて、かつ、③その事実が極めて重大で、遺族の死者に対する敬愛追慕の情を受忍し難い程度に害したといえる場合に限り、違法となり不法行為が成立すると解すべきである。また、死者に関する事実は、時の経過とともに歴史的事実となり、人々の論議の対象となるもので、その場合には、上記②の要件については、一見明白に虚偽ないし全くの虚偽であることを要するというべきである。

#### キ 本件各書籍の出版等の差止めについて

表現の自由は民主主義社会の基礎をなすものであり、表現の自由は他の基本的人権よりも優越的地位を占めるものとして特に強く保障されなければならず、とりわけ「公共的事項に関する表現の自由」は、特に重要な憲法上の権利として保障されなければならない。そして、出版物の頒布の差止めは、公共的事項に関する事実や考え方人々に到達することを禁止し、民主主義社会の基礎である公共的事項についての討論の機会を奪うことになるものであるから、原則として許されない。

本件は、出版前の差止請求の事案ではなく、既に出版されている書籍の差止請求の事案であるが、同請求は、損害賠償請求や被害回復措置請求等のような事後制裁の請求ではなく、将来にわたり出版を禁止し、公共的事項に関する事実や評価が人々に伝わることを妨げるという点において、出版開始前の差止請求と同様、民主主義社会の基礎を崩壊させる危険のある事前抑制であることに変わりはない。

したがって、本件においても、北方ジャーナル事件最高裁判決が要件とした、その対象が公共の利害に関する事項である場合には、①表現内容が真実でないことが明白であるか又はもっぱら公益を図る目的のものでないことが明白であること、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあること、の①及び②の2要件が必要とさ

れるべきである。出版前の差止めが許されないとすれば、同じ出版物については出版後の差止請求も同様でなければならない。

本件各書籍の内容は、公務員の重大な職務行為についての事実及び評価・批判等を人々に伝達するものであり、多数の住民が死亡した集団自決について軍の責任に関する事実や評価を記載したものであり、多くの人々がその事実に触れ、論評の材料としなければならないものであるから、極めて高度な公共的事項に関するものである。そして、本件各書籍が公益を図る目的のものであることはいうまでもなく、控訴人らが虚偽であると主張する本件各書籍の記載が真実であり、少なくとも真実と信ずるについて相当な理由があつて、真実でないことが明白であるともいえない。したがつて、上記①の要件を欠いている。

また、以下の事実に照らすと、本件各書籍の今後の頒布により控訴人梅澤が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあるとはいえない。すなわち、「太平洋戦争」の記述は著者の昭和61年当時までの歴史認識を示したものとして読まれるものである。そして、歴史認識には見解の相違があり得るもので、梅澤命令説を否定する見解も公表されている。控訴人梅澤は、沖縄タイムス社に対し、今後一切梅澤命令説に異議を述べないと表明している。「太平洋戦

争」は40年間、「沖縄ノート」は38年間もの長期間、それぞれ出版が継続されてきたものであり、控訴人梅澤は、本訴を提起するまで、何ら異議を述べてこなかつたし、本件各書籍以外の書籍等の梅澤命令説については現在に至っても問題にしていない。「沖縄ノート」は、昭和45年9月に出版されたもので、同年3月に渡嘉敷島の元日本軍の隊長が慰靈祭出席のために沖縄に赴いたところ、現地の人々から厳しい抗議を受けた事実について論評したものであり、当時の著者の認識に基づき、著者の感じたことを述べたものであり、そのようなものとして読者もこれを受け止めるものである。梅澤命令は記載されていない。「沖縄ノート」の今後の頒布により控訴人梅澤が重大にして著しく回復困難な損害を被るとはいえない。

次に、控訴人赤松についてみると、「沖縄ノート」が控訴人赤松の名誉を毀損するものでないことは明白であり、赤松大尉に対する敬愛追慕の情を侵害する不法行為に該当するものでもない。敬愛追慕の情の侵害を理由とする出版物の差止めが認められないことも、原審において述べたとおりである。したがって、控訴人赤松については、差止めの要件について論じるまでもない。

#### ク 本件訴訟の目的について

本件訴訟は、控訴人らの自発的意志によって提起された

ものではない。特定の歴史観に基づき歴史教科書を変えようとする政治的運動の一環であり、慶良間列島で発生した集団自決は、日本軍の指示・命令・強制によるものではなく、住民は国に殉じるために美しく死んだのだと歴史観を塗り替え、歴史教科書を書き換えさせようとする目的で提起されたものである。本件訴訟がそのような目的のために利用されることがあってはならない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 判断の大要

当裁判所も、原審同様、控訴人らの各請求は、当審で拡張された分を含めていずれも理由がないものと判断する。

その理由の骨子は、次のとおりであり、詳細は、後記2以下のとおりである。

(1) 「太平洋戦争」の記述は控訴人梅澤の、「沖縄ノート」の各記述は控訴人梅澤及び赤松大尉の、各社会的評価を低下させる内容のものであったと評価できること、しかし、これらは高度な公共の利害に関する事実に係わり、かつ、もっぱら公益を図る目的のためになされたものと認められること、以上の点は、おおむね原判決が説示するとおりである。

(2) 座間味島及び渡嘉敷島の集団自決については、「軍官民共生共死の一体化」の大原則の下で日本軍がこれに深く関わっていることは否定できず、これを総体としての日本軍の強制

ないし命令と評価する見解もあり得る。しかし、控訴人梅澤及び赤松大尉自身が直接住民に対してこれを命令したという事実（最も狭い意味での直接的な隊長命令—控訴人らのいう「無慈悲隊長直接命令説」）に限れば、その有無を本件証拠上断定することはできず、本件各記述に真実性の証明があるとはいえない。

(3) 集団自決が控訴人梅澤及び赤松大尉の命令によるということは、戦後間もないころから両島で言われてきたもので、本件各書籍出版のころは、梅澤命令説及び赤松命令説は学会の通説ともいえる状況にあった。したがって、本件各記述については、少なくともこれを真実と信ずるについて相当な理由があったと認められる。また、「沖縄ノート」の記述が意見ないし公正なる論評の域を逸脱したとは認められない。

したがって、本件各書籍の出版はいずれも不法行為に当たらない。

(4) 本件各書籍（「太平洋戦争」はその初版）は、昭和40年代から継続的に出版されてきたものであるところ、その後公刊された資料等により、控訴人梅澤及び赤松大尉の前記のような意味での直接的な自決命令については、その真実性が揺らいだといえるが、本件各記述やその前提とする事実が真実でないことが明白になったとまではいえない。他方、本件各記述によって控訴人らが重大な不利益を受け続けているとは

認められない。そして、本件各記述は、歴史的事実に属し日本軍の行動として高度な公共の利害に関する事実に係わり、かつ、もっぱら公益を目的とするものと認められることなどを考えると、出版当時に真実性ないし真実相当性が認められ長く読み継がれている本件各書籍の出版の継続が、不法行為に当たるとはいえない。

(5) したがって、控訴人らの本件請求（当審での拡張請求を含む）はいずれも理由がない。

## 2 検討の対象について

当裁判所は、本件訴訟の主要な争点は、先に原判決の事実摘示を引用して示したとおり、①本件各記述が、控訴人梅澤の名誉を毀損し、控訴人赤松の亡兄に対する敬愛追慕の情を侵害するもので不法行為に該当するか否かなどの点（原審争点①ないし⑧）であるが、当審においては、さらに、次のような点についても十分な検討を要するものと考える。それは、⑨発刊当時は真実性ないし真実相当性が認められてその後も出版が継続されている書籍について、新たな資料に基づき名誉毀損の不法行為を主張して損害賠償請求あるいは出版継続の禁止を求めるのはどのような場合かという点、及び、⑩本件各記述の摘示事実及び論評の前提とする事実、すなわちそれらの真実性ないし真実相当性の立証の対象となる事実を、どのようなものとしてとらえるのが相当であるかという点である。

上記④の点は、主に以下のような事情に関わる。すなわち、控訴人らにおいても本件各記述が発刊当時においては少なくとも真実相当性を有していたことは争わず、その後昭和48年ころ以降に発刊された資料等によると真実性はもとより真実相当性も失われたとして、その時以降の出版継続の不法行為該当性を主張しているものである。そして、控訴人らは、当審において、原判決で真実性が認められないと判断された以上それ以降の出版継続は当然に不法行為に該当するとして、請求の大幅な拡張を行った。他方、本件各記述は、歴史的事実に属する沖縄戦における日本軍の自決命令の有無という高度な公共の利害に関する事項に係わり、かつ、もっぱら公益を目的とするものであると言え得るところ、これを含む本件各書籍は、版を重ね世代を超えて読み継がれてきたものであり、その出版継続の禁止については、言論出版の自由、公共的事項に関する表現の自由、歴史的事実探求にかかる思想信条の自由というような重大な憲法上の法益との関係で、慎重な考慮を必要とする。これらの点からすると、上記④の点が当審での重要な争点となることは明らかである。

次に、上記④の点については、本件各書籍（「太平洋戦争」についてはその初版）は昭和43年及び昭和45年に刊行されて以後出版が継続されてきたものであるところ、戦後60年余り、書籍刊行後も40年前後の時の経過と世代の交代により、

一般の読者の关心や本件各記述の読まれ方、さらには、集団自決への日本軍の関わりをどのような次元においてとらえるかという歴史的事実についての一般的認識自体が、大きく変化してきていることが考えられる。そのような変化や社会情勢の変化は、本件各記述の意義や、それが個人の社会的評価としての名誉に及ぼす影響、さらには名誉毀損との関係で証明すべき真実性ないし真実相当性の内容などについても変化をもたらすと考えられるから、④の点についての検討が必要となってくる。

また、原審口頭弁論終結後に、原判決では結論が出ていない状態とされた平成18年度教科書検定について文部科学省の判断が明らかになり、そのことなども根拠にして控訴審で請求の大幅な拡張がなされ、また、控訴人梅澤が自決をしてはならないと厳命し、これを受けて村長が住民に解散を命じたことを直接聞いたとする宮平秀幸新証言があらわれて大きく取り上げられているので、これらの評価については、控訴審としても新たな判断が求められている。

そこで、当裁判所は、以上のような点をも踏まえながら、本件事案を検討してゆくこととする。

### 3 名誉毀損の成否の基準等について

この点については、前項の④に係わる考察を付加して一部の判断を改めるほかは、おおむね原判決が「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の1において説示するとおりである。

そこで、これを以下に引用し、それを補正する形式で当裁判所の判断を示すこととする。（引用の方式については10頁に示した方式により、当裁判所が付加しあるいは判断を改めた部分等は、区別しやすいようにゴシック体で表示する。）

#### 【原判決の引用】

##### 『第4・1 名誉毀損の成否の基準等について

(1) ……。

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償又は名誉回復のための処分を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。

(2) そこで、まず名誉毀損を理由とする損害賠償請求について検討するに、事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図るものである場合に、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があったときには、その行為には違法性がなく、仮にその事実が真実であることの証明がなくても、行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失が否定され、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭和41年6月23日第1小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照）。もっとも、書籍の執筆、出版を含む表現行為一般について公益を図ることが唯一の動機であることが必要であることは、実際上困難であるから、ここにいう「その目的がもっぱら公益を図るものである場合」というのは、書籍の執筆、出版について、他の目的を有することを完全に排除することを意味するのではなく、その主要な動機が公

益を図る目的であれば足りると解するのが相当である。

また、ある書籍中の記述が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記述についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきである（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

(3) 第2・2(3)イのとおり、沖縄ノートの各記述中には、事実を基礎とした意見ないし論評にわたる部分が存在している。

ところで、公然と事実を摘示した場合に限定する刑法230条1項の名誉毀損罪と異なり、民事上の名誉毀損は、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を違法に低下させることによって成立するものであり、侵害の手段は格別限定されないから、意見ないし論評によつても、民事上の名誉毀損は、成立し得る。

そして、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあつた場合に、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和62年4月24日第2小法廷判決・民集41巻3号490頁参照）。そして、仮にその意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失が否定され、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁平成9年9月9日第3小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

したがつて、沖縄ノートの各記述中の事実を基礎とした意見ないし論評にわたる部分については、まず、その部分が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあつたこと及びその意見ないし論評の前提と

している事実が重要な部分について真実であること若しくは真実相当性の証明があつたかどうかを判断することになるが、この点は、名誉毀損を理由とする損害賠償請求の要件と重なる面がある。そして、これが認められた場合には、さらに人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否かを検討することとなる。

(3-2) さらに、本件では、一審判決で真実性の証明がないとされた後の出版等の継続についての損害賠償請求がなされているが、同請求は、次の(4)の後段で検討する出版等の継続が不法行為を構成する場合において認められるものと解される。

(4) 次に名誉毀損を理由とする侵害行為の差止めとしての本件各書籍の出版等差止めの要件について検討する。

人格権としての名誉権に基づく出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めは、その出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関するものである場合には、原則として許されず、その表現内容が真実でないか又はもっぱら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときに限り、例外的に許される（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。

本件では、既に出版され、公表されている書籍の出版等差止めを求めるものであるが、表現の自由、とりわけ公共的事項に関する表現の自由の持つ憲法上の価値の重要性等に鑑み、原則として同様に解すべきものである。さらに、本件のように、高度な公共の利害に関する事実に係り、かつ、もっぱら公益を図る目的で出版された書籍について、発刊当時はその記述に真実性や真実相当性が認められ、長年にわたって出版を継続してきたところ、新しい資料の出現によりその真実性等が揺らいだというような場合にあっては、直ちにそれだけで、当該記述を改めない限りそのままの形で当該書籍の出版を継続することが違法になると解することは相当でない。そうでなければ、著者は、過去の著作物についても常に新しい資料の出現に意を払い、記述の真実性について再考し続けなければならないということになるし、名誉侵害を主張する者は新

しい資料の出現毎に争いを蒸し返せることにもなる。著者に対する将来にわたるそのような負担は、結局は言論を萎縮させることにつながるおそれがある。また、特に公共の利害に深く関わる事柄については、本来、事実についてその時点の資料に基づくある主張がなされ、それに対して別の資料や論拠に基づき批判がなされ、更にそこで深められた論点について新たな資料が探索されて再批判が繰り返されるなどして、その時代の大手の意見が形成され、さらにその大方の意見自体が時代を超えて再批判されてゆくというような過程をたどるものであり、そのような過程を保障することこそが民主主義社会の存続の基盤をなすものといえる。特に、公務員に関する事実についてはその必要性が大きい。そうだとすると、仮に後の資料からみて誤りとみなされる主張も、言論の場において無価値なものであるとはいはず、これに対する寛容さこそが、自由な言論の発展を保障するものといえる。したがって、新しい資料の出現によりある記述の真実性が揺らいだからといって、直ちにそれだけで、当該記述を含む書籍の出版の継続が違法になると解するのは相当でない。もっとも、そのような場合にも、①新たな資料等により当該記述の内容が真実でないことが明白になり、他方で、②当該記述を含む書籍の発行により名誉等を侵害された者がその後も重大な不利益を受け続けているなどの事情があり、③当該書籍をそのまま発行し続けることが、先のような観点や出版の自由などとの関係などを考え合わせたとしても社会的な許容の限度を超えると判断されるような場合があり得るのであって、このような段階に至ったときには、当該書籍の出版をそのまま継続することは、不法行為を構成すると共に、差止めの対象にもなると解するのが相当である。

そして、本件で問題になっているのは、第2・2(1)アのとおり、太平洋戦争後期に座間味島で第一戦隊長として行動した控訴人梅澤及び渡嘉敷島で第三戦隊長として行動した赤松大尉が、太平洋戦争後期に座間味島、渡嘉敷島の住民に集団自決を命じたか否かであって、控訴人梅澤及び赤松大尉は日本国憲法下における公務員に相当する地位にあり各記述は高度な公共の利害に係り、後記のようにもっぱら公益を図る目的のものであるから、本件各書籍の出版の差止め等は、少なく

とも、①その表現内容が真実でない…ことが明白であって、かつ、②被害者が重大な不利益を受け続けているときに限って認められると解するのが相当である。

……。

(5) 控訴人赤松は、第2・2(1)アのとおり、赤松大尉の弟であり、本件請求は、赤松大尉の名誉が本件各書籍により侵害され、これにより控訴人赤松の赤松大尉に対する敬愛追慕の情を内容とする人格権を侵害されたことを理由とする。

ところで、死者に対する敬愛追慕の情を内容とする人格権を侵害されたことを理由とする損害賠償請求について、その要件が名誉毀損を理由とする損害賠償請求より加重されるか否かについては、「控訴、被控訴人らが第3・7で裁判例を引用するなどして主張するとおり、見解の対立があり、「比較的広く知られ、かつ、何が真実かを巡って論争を呼ぶような歴史的事実に関する表現行為について、当該行為（故人の生前の行為に関する事実摘示又は論評）が故人に対する遺族の敬愛追慕の情を違法に侵害する不法行為に該当するものというためには、その前提として、少なくとも、故人の社会的評価を低下させることとなる摘示事実又は論評若しくはその基礎事実の重要な部分が全くの虚偽であることを要するものと解するのが相当であり、その上で、当該行為の属性及びこれがされた状況（時、場所、方法等）などを総合的に考慮し、当該行為が故人の遺族の敬愛追慕の情を受忍しがたい程度に害するものといい得る場合に、当該行為についての不法行為の成立を認めるのが相当である。」と判示した東京高裁平成18年5月24日判決（乙27）は、これを加重…している。

しかしながら、死者に対する敬愛追慕の情を内容とする人格権を侵害されたことを理由とする損害賠償請求について、その要件が名誉毀損を理由とする損害賠償請求より軽減されるとする見解は存しないし、これを軽減すべき法的根拠は見出しづらいから、それが軽減されるとは解されない。したがって、以下においては、まず赤松大尉に関する記述についても、通常の名誉毀損を理由とする損害賠償請求に関する要件を検討し、それが認められる場合に、さらに死者に対する敬愛追

慕の情を内容とする人格権を侵害されたことを理由とする損害賠償請求の要件について検討を進めることとする。……。

(6) 本件で問題となっているのは、太平洋戦争後期に発生した座間味島、渡嘉敷島における住民の集団自決であり、それは、第2・2(2)のとおり、昭和20年3月26日から同月28日にかけて発生したものであって、後記第4・5(6)のとおり、歴史の教科書に採り上げられるような歴史的事実に関わるものであって、既に発生から63年を超える年月が経過していることから、当裁判所に顕著な平均余命を考えると、赤松大尉を含め、関係者の多くが既に死亡しているものと認められる。

このような歴史的事実の認定については、多くの文献、史料の検討評価が重要な要素とならざるを得ず、また、その当時の社会組織や国民教育、時代の風潮、庶民一般の思考や価値観、日本軍の組織や行動規範など多くの社会的な背景事情を基礎として、多様な史料を多角的に比較、分析、評価して、事実を解明してゆくことが必要となる。それらは、本来、歴史研究の課題であって、多くの専門家によるそれぞれの歴史認識に基づく様々な見解が学問の場において論議され、研究され蓄積されて言論の場に提供されていくべきものである。司法にこれを求める、仮にも「有権的な」判断を期待するトスレバ、いさか、場違いなことであるといわざるを得ない。

しかし、もとより、裁判所は、控訴人らに具体的な権利の侵害があればその救済を使命とするものであって、前記歴史的事実の存否の解明それ自体が目的ではないとしても、必要な限度ではこれに触れて、これまで判示した損害賠償請求や差止め請求等の要件へのあてはめを立証責任を踏まえて判断してゆくことになる。その際、真実相当性の有無の判断に際しては、集団自決を体験したとする座間味島、渡嘉敷島の住民の供述やそうした記載を掲載している諸文献が重要な意味を有することは明らかである。

……。

(7) 以上、種々指摘した点を踏まえて、各争点について検討を加えることとする。

(原判決95頁10行目～101頁9行目)』

#### 4 特定性ないし同定可能性、名誉毀損性及び目的の公益性について

本件各記述の、特定性ないし同定可能性の有無（原審争点①）、名誉毀損性の有無（同②）及び目的の公益性の有無（同③）についても、一部の補正並びに2の④及び⑤に関し注記を付加するほかは、原判決が「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の2ないし4において説示するとおりであるから、これを以下に引用する（引用の方式については10頁に示したとおりである。）。

#### 【原判決の引用】

##### 『第4・2 争点①（特定性ないし同定可能性の有無）について

- (1) 沖縄ノートの各記述の内容は、第2・2(3)イ記載のとおりであり、その記載が赤松大尉若しくは控訴人梅澤に関する記述であると特定ないし同定し得るか否かについて検討する。
- (2) ところで、特定の書籍の一定の記述が他人の名誉を毀損するか否かを判断するに当たり、当該記述が当該他人の客観的な社会的評価を低下させるものであるか否かが問題になるのは、先に判示した法的基準に照らして明らかである。そして、当該記述が当該他人の客観的な社会的評価を低下させるためには、当該記述が当該他人若しくはこれを含む一定の人的集団等（以下、便宜上、この項において「当該他人」というに止める。）とが結びつくことが必要であることもいうまでもない。

もとより、その記述が、ある事件を基礎に記載されているものの、具体的な事件内容が文学的に昇華されるなどして、当該事件と当該他人とを結びつけることが

困難な場合には、名誉毀損を論することはできないけれども、問題となる記述がある事件をそのままに題材とし、当該他人の氏名等の特定情報を明示していかなかったとしても、当該事件がかつて大きく報道され、その後の入手可能な文献等にも、氏名等の特定情報が記載されているような場合、その報道に接し若しくは文献等を読み記憶を止めている者やその記述に接して改めて当該文献等を読んだ者などにとってみれば、当該記述と当該他人とが結びつけることは困難であると言い難い。したがって、後者の場合においては、当該記述は、他の公開された情報と結びつくことにより、当該他人の客観的な社会的評価を低下させることは十分にあり得ることである。

もとより、以上のように当該他人と当該記述が結びつけられることにより生じた、氏名等の特定情報を明示していない記述に基づく名誉毀損の場合には、氏名等の特定情報を明示された記述の場合に比して、当該記述と当該他人等を結びつける範囲が狭くなるのが通常であり、侵害される客観的な社会的評価も一定の範囲内に限定される可能性は否定できないものの、表現の公然性は損なわれないと考えられ、先に記した範囲の狭さは損害評価において考慮されるにとどまるというべきである。

- (3) これをまず赤松大尉について検討する。

沖縄ノートの各記述は、著者である被控訴人大江が沖縄戦における集団自決の問題を本土の日本人の問題としてとらえ返そうとしたものであることは、第2・2(4)イ記載のとおりであり、沖縄ノートの各記述の内容は、第2・2(3)イ記載のとおりである。

そして、沖縄ノートの各記述には、慶良間列島の集団自決の原因について、日本人の軍隊の部隊の行動を妨げず食糧を部隊に提供するために自決せよとの命令に発せられるとの記載（本件記述(2)）や慶良間列島の渡嘉敷島で沖縄住民に集団自決を強制させたと記憶される男である守備隊長との趣旨の記述（本件記述(3)）などがあり、沖縄ノートの各記述は、渡嘉敷島における集団自決を命じたのが、

当時の守備隊長であることが前提となっている。

渡嘉敷島における集団自決が行われた際に、赤松大尉が渡嘉敷島の守備隊若しくは軍隊の長であることを記載し若しくは窺わすことができる書籍は、第2・2(5)イ記載の諸文献を始めとして、後記第4・5(2)イ記載のとおり、多数存在する上、沖縄ノートでも取り上げられたとおり、証拠（甲A4ないし7及び甲B2）によれば、赤松大尉は、昭和45年3月28日に渡嘉敷島で行われる戦没者合同慰靈祭に参加しようとしたが、同日、「虐殺者赤松を許すな」と記載した張り紙を掲げた反対派の行動もあって那覇市から渡嘉敷島に渡る船に乗らなかつたことが沖縄タイムス及び琉球新報の同日夕刊に報じられたこと、両夕刊には「赤松氏」又は「赤松元大尉」と大書されていたこと、同月27日の神戸新聞でも、集団自決を命じたといわれる赤松大尉が那覇空港で民主団体等に責任を追及され大騒ぎになったと報道されたこと、アサヒグラフの同年4月17日号でも、赤松大尉は、元隊長として過去の責任追及を受け、慰靈祭に参加できなかつたと報道されたこと、赤松大尉が「潮」（昭和46年11月号）に記載した手記でも、赤松大尉のことが週刊誌で数回取り上げられたことのほか、慰靈祭に参加できなかつたことを記載していたことが認められる。さらに、沖縄ノートが引用する上地一史「沖縄戦史」には、第2・2(5)イ(イ)のとおり、「赤松大尉」と明示した記載がある。

以上の事実によれば、沖縄ノートの各記述に、後記5(2)イ記載の諸文献、前記沖縄タイムス及び琉球新報等の報道を踏まえれば、不特定多数の者が沖縄ノートの各記述の内容が、赤松大尉に関する記述であると特定ないし同定し得ることは否定できない。とりわけ、沖縄ノートで取り上げられた渡嘉敷島の守備隊長が渡嘉敷島に渡る船に乗船できなかつたことなどを報じる前記沖縄タイムス及び琉球新報等の報道に接した者であれば、その関連づけは極めて容易であると認められる。

(4) 次に控訴人梅澤について検討する。

第2・2(3)イ記載のとおりの沖縄ノートの各記述は、主に慶良間列島の渡嘉敷島の元守備隊長に関する記載であることが認められる。

しかしながら、沖縄ノートの本件記述(2)には、「慶良間列島においておこなわれた、七百人を数える老幼者の集団自決」が日本人の軍隊の部隊の行動を妨げず食糧を部隊に提供するために自決せよとの命令に発せられるとの記載がある上、引き続き「この血なまぐさい座間味村、渡嘉敷村の酷たらしい現場」との記載があることは、第2・2(3)イ(ア)のとおりである。そうすると、沖縄ノートの本件記述(2)は、少なくとも控訴人梅澤をも対象とした記載と評価される。被控訴人大江自身、その本人尋問において、「自己欺瞞は、自分に対するごまかしです。そして、これは渡嘉敷、そして座間味島の、慶良間の2つの島の集団自決の責任者たちは、そのようなごまかし、すなわちこの集団自決の責任が日本軍にあるということを言いくるめる、ほかの理由があるかのように言いくるめるということを繰り返したことであろうというふうに書きました。」などのように供述するなどして、沖縄ノートが控訴人梅澤をも対象にしたことを自認している。

そして、座間味村における集団自決が行われた際に、控訴人梅澤が座間味島に駐留する軍隊の長であることを記載し若しくは窺わすことができる書籍は、第2・2(5)ア記載の諸文献を始めとして後記5(2)ア記載のとおり、多数存在する上、この中に存し、沖縄ノートも引用する上地一史「沖縄戦史」には、第2・2(5)ア(イ)のとおり、「梅澤少佐」と明示した記載がある。

以上の事実によれば、沖縄ノートの各記述に、後記5(2)ア記載の諸文献を踏まえれば、不特定多数の者が沖縄ノートの本件記述(2)の内容は、第2・2(3)イ(ア)記載のとおりであり、その記載が控訴人梅澤に関する記述であると特定ないし同定し得ることは否定できない。

(5) 以上、検討したところによれば、特定性ないし同定可能性の有無についての被控訴人らの主張は、理由がないというべきである。

3 争点②（名誉毀損性の有無）について

(1) 「太平洋戦争」の発行年月日、発行部数及び本件記述(1)は、第2・2(3)アのとおりである。

本件記述(1)には、「座間味島の梅澤隊長は、老人・こどもは村の忠魂碑の前で自決せよと命令し」たなどとの記述があり、本件記述(1)は、控訴人梅澤が部隊の食糧を確保するために本来、保護してしかるべき老幼者に対して無慈悲に自決することを命じた冷徹な人物であるとの印象を与えるものであって、控訴人梅澤の客観的な社会的評価を低下させる記述であったことは明らかである(ただし、その後の時の経過などにより、本件記述(1)が具体的に控訴人梅澤の客観的な社会的評価に及ぼす影響にも変化が生じていることについては、後に検討する。)。

(2)ア 「沖縄ノート」の発行年月日、発行部数及び沖縄ノートの各記述は、第2・2(3)イのとおりである。

イ 第2・2(3)イのとおり、沖縄ノートの69頁では、座間味島と渡嘉敷島でのそれぞれの集団自決を併せて慶良間列島の集団自決と包括的に捉えた上で、その原因が日本軍の命令によるものであるとして、集団自決命令の主体を特定人としないような記述がなされているものの、その記述の直後で、慶良間列島の集団自決を指して「この事件」とした上で、「この事件の責任者」が沖縄に対するあがないをしておらず、このような責任者の態度について「この個人の行動の全体は、いま本土の日本人が総合的な規模でそのまま反復している」との記述がなされているから、慶良間列島の集団自決について、自決命令を発した人物が存在するような記述の仕方となっている。

また、第2・2(3)イのとおり、沖縄ノートの各記述においては、「渡嘉敷島で沖縄住民に集団自決を強制したと記憶される男」「「命令された」集団自殺を引き起こす結果をまねいたことはっきりしている守備隊長」、「慶良間の集団自決の責任者」などの表現が使用され、それ以外の部分でも、渡嘉敷島の集団自決の責任者が、渡嘉敷島の旧守備隊長である旨の記述が繰り返されているから、渡嘉敷島の守備隊長が渡嘉敷島の住民に対し自決命令を発したと読

める記述となっていることが認められる。

ウ 沖縄ノートの各記述における座間味島及び渡嘉敷島の守備隊長が、他の諸文献等と併せて考えると、それぞれ控訴人梅澤及び赤松大尉であると特定ないし同定し得ることは、前2において判示したとおりである。

本件記述(2)は、座間味島及び渡嘉敷島を含む慶良間列島での集団自決が日本軍の命令によるものであるとし、慶良間列島での集団自決の責任者の存在を示唆しているから、沖縄ノートの各記述の他の記載と併せて読めば、座間味島及び渡嘉敷島の守備隊の長である控訴人梅澤及び赤松大尉が集団自決の責任者であることを窺わせるものである。したがって、本件記述(2)は、集団自決という平時ではあり得ない残酷な行為を命じたものとして、控訴人梅澤及び赤松大尉の客観的な社会的評価を低下させるものであったと認められる(ただし、その後の時の経過などにより、本件記述(2)が具体的に控訴人梅澤及び赤松大尉の客観的な社会的評価に及ぼす影響にも変化が生じていることについては、後に検討する。)。

本件記述(3)ないし本件記述(5)は、「渡嘉敷島で沖縄住民に集団自決を強制したと記憶される男」「「命令された」集団自殺をひきおこす結果をまねいたことはっきりしている守備隊長」「慶良間の集団自決の責任者」などと記載し、赤松大尉が渡嘉敷島での集団自決を強制したことを前提とする記述になっており、集団自決という残酷な行為を強制したものとして、赤松大尉の客観的な社会的評価を低下させる記載であったことは明らかである(この点についても前と同じである。)。

#### 4 爭点③（目的の公益性の有無）について

(1) 第4・1(2)のとおり、民事上の不法行為たる名誉毀損が違法性がないと判断されるためには、表現行為の目的が、もっぱら公益を図るものであることが必要となるが、書籍の執筆、出版を含む表現行為一般について、唯一の動機のみによつてそれを行うことは実際上困難である。したがって、もっぱら公益を図るという要件は、他の目的を有することを完全に排除することを意味するものではなく、

主要な動機が公益を図る目的であれば足りると解すべきである。

(2)ア これを本件について見るに、まず、「太平洋戦争」については、それが歴史研究書であること、本件記述(1)が公共の利害に関するものであることは当事者間に争いがなく、それがもっぱら公益を図る目的によるものであることについては、公益を図る目的も併せもってなされたものである限度で当事者間に争いがない。以上の当事者間に争いがない事実に、証拠（甲A1及びB7）を総合すれば、「太平洋戦争」の著者である家永三郎は、「太平洋戦争」（第一版）の初版序において、太平洋戦争について、「総力戦として国民生活のあらゆる領域をその渦中にまきこまざにおかなかつたこの戦争の経過を述べようとするならば、他の局部的主題を選ぶ場合と違い、当然、一九三一年以来の日本歴史の総体について述べなければならないことになるのはもとより、第二次世界大戦の一環としてのこの戦争の世界史的性格からして、相手側の国や関係中立国の国内事情およびそれらを基礎として織り出された国際関係史にまで筆を及ぼさなければ、太平洋戦争史の全貌は究めつくされないであろう。厳密に科学的な太平洋戦争史はそれらの要求を充たしたものでなければなるまいが、それは私のごとき視野狭く力のとぼしいものにとっては、到底実行できない注文である。しかし、それと同時に、日本史、なかんずく日本近代史の研究者の一人として、太平洋戦争の歴史的理縫を回避することも、また許されないのでなかろうか。ことに私のように戦争中すでに一人前の国民として社会に出ていて戦後に生きのこった人間の場合、戦争中に、これに協力するか、便乗するか、面従腹背の態度で処するか、傍観するか、抵抗するか、なんらかの形で実践的に戦争を評価することなしにはすましてこられなかつたはずであるから、その当時の実践的評価が今日からありかえって正しかつたかどうかを反省することをしないで現代の世界にまじめに生きていくわけはないと思うし、まして日本史の研究者である以上、学問的見地からのきびしい反省を試みる義務があるとさえ思われるるのである。太平洋戦争のトータルな学問的理縫が私の能力を超えた、

た、あまりにも過大なテーマであることを十分承知しながら、あえてこのようなテーマの書物を書く決心をしたのは、上のような内的動機があったからであった。」と記述していること、家永三郎は、「太平洋戦争」の引用文献から明らかのように、多数の歴史的資料、文献等を調査した上で「太平洋戦争」（第一版）から「太平洋戦争」までの各書籍の執筆をしたことが認められるから、本件記述(1)に係る表現行為の主要な目的は、戦争体験者として、また、日本史の研究者として、太平洋戦争を評価、研究することにあったものと認められ、それが公益を図るものであることは明らかである。

そして、そのような目的をもって執筆された「太平洋戦争」を発行した被控訴人岩波書店についても、その主要な目的が公益を図るものであったものと認められる。

イ 次に、「沖縄ノート」について判断する。沖縄ノートの主題及び目的は、第2・2(4)イのとおりであり、この当事者間に争いのない第2・2(4)イの事実に、証拠（甲A3、乙97及び被控訴人大江本人）を総合すれば、沖縄ノートは、被控訴人大江が、沖縄が本土のために犠牲にされ続けてきたことを指摘し、その沖縄について「核つき返還」などが議論されていた昭和45年の時点において、沖縄の民衆の怒りが自分たち本土の日本人に向かっていることを述べ、「日本人とはなにか、このような日本人ではないところの日本人へと自分をかえることはできないか」との自問を繰り返し、日本人とは何かを見つめ、戦後民主主義を問い合わせ直したこと、沖縄ノートの各記述は、沖縄戦における集団自決の問題を本土の日本人の問題としてとらえ返そうとしたものであることが認められ、これに沿うように、被控訴人大江は、本人尋問において、①日本の近代化から太平洋戦争に至るまで本土の日本人と沖縄の人たちとの間にどのような関係があつたかという沖縄と日本本土の歴史、②戦後の沖縄が本土と異なり米軍政下にあり、非常に大きい基地を沖縄で担っているという状態であったことを意識していたかという反省、③沖縄と日本本土との間のひずみを

軸に、日本人は現在のままでいいか、日本人がアジア、世界に対して普遍的な国民であることを示すためにはどうすればよいかを自分に問いかけ、考えることが沖縄ノートの主題である旨供述している。そして、被控訴人大江は、その本人尋問において、慶良間列島における集団自決について取り上げたことについて「私は慶良間列島において行われた集団自決というものに、歴史の上での日本、そして現在の日本、特に沖縄戦の間の日本、そして沖縄現地の人々との関係というものが明瞭にあらわされていると考えまして、それを現地の資料に従って短く要約するということをしております。」と供述し、また、赤松大尉による集団自決の問題を取り上げたことについて、「私は、今申しました第2の柱の中で説明いたしましたけれども、私は新しい憲法のもとで、そして、この敗戦後、回復そして発展していく、繁栄していくという日本本土の中で暮らしてきた人間です。その人間が沖縄について、沖縄に歴史において始まり、沖縄戦において最も激しい局面を示し、そして戦後は米軍の基地であると、そして憲法は認められていない、その状態においてはっきりあらわされている本土と沖縄の間のギャップ、差異、あるいは本土からの沖縄への差別と、沖縄側から言えば沖縄の犠牲ということをよく認識していないと。しかし、そのことが非常にはっきり、今度のこの渡嘉敷島の元守備隊長の沖縄訪問によって表面化していると、そのことを考えた次第でございます。」と供述している。

これらの事実及び第4・1(4)のとおり、控訴人梅澤及び赤松大尉が日本国憲法下における公務員に相当する地位にあったことを考えると、沖縄ノートの各記述に係る表現行為の主要な目的は、前記の反省の下、日本人のあり方を考え、ひいては読者にもそのような反省を促すことにあったものと認められ、それが公共の利害に関する事実に係り、公益を図るものであることは明らかである。

そして、そのような目的をもって執筆された「沖縄ノート」を発行した被控訴人岩波書店についても、その主要な目的が公益を図るものであったものと認められる。

(3) 以上によれば、本件各記述に係る表現行為の目的がもっぱら公益を図る目的であると認めることができる。（原判決101頁10行目～110頁3行目）』

## 5 真実性ないし真実相当性について(その1)

本件各記述の真実性ないし真実相当性（原審争点④及び⑤）の判断の前提となる各文献や証言等の内容及びそれらについての評価等は、当審での当事者双方の事実認定に関する補充主張に基づく検討や新たな証拠等を加えるなどして、以下のとおり原判決の判断を一部改め、補足し、補正するほかは、おおむね原判決が「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の5(1)ないし(6)において説示するとおりである。そこで、これを以下に引用した上で、それを補正し、付加する形式で当裁判所の判断を示すこととする（引用の方式については10頁に示した方により、当裁判所が判断を改め、補足し、補正した部分等は、区別しやすいようにゴシック体で表示する。）。したがって、判断の順序としては、原判決の説示に従い、まず、(1)で太平洋戦争当時の沖縄の状況や日本軍の体制等を概観したうえで、(2)で基礎となる文献や資料の内容を順次見てゆき、(3)で援護法の適用のためにそれぞれの自決命令が捏造されたとの主張についてまとめて検討し、(4)で各文献等の、(5)で証人及び控訴人梅澤の供述等について評価検討し、(6)で沖縄戦に関する文部科学省の立場等を検討することになる。なお、当審で新たに提出された宮平秀幸の話（秀幸新証言）及びこれに関連する各証拠について

ては、項を改め 6 項で別に検討する。その上で、それらの検討結果を基に、7 項において、本件各記述の真実性ないし真実相当性について「同（その 2）」として改めて検討することとする。

#### 【原判決の引用】

##### 『第4・5 争点④及び⑤（真実性及び真実相当性）について

(1) 前記第2・2で認定した事実、後記第4・5(2)記載の文献等の書証に、証拠  
(甲A 4ないし7, 甲B 3, 5, 25の1及び2, 29, 30, 34, 39, 51,  
52の1及び2, 53, 63ないし65, 68, 74, 75, 76の1ないし4, 7  
7, 97, 105, 129, 乙2, 3, 11, 16, 18, 21の1及び2, 22ない  
し25, 32, 34, 36ないし38, 39の1ないし5, 40の1ないし3, 42,  
43の1及び2, 48, 49, 56の1及び2, 57の1及び2, 58ないし60, 6  
9, 97, 107の1ないし8, 111ないし114(枝番を含む), 皆本証人, 知念証人,  
金城証人並びに控訴人梅澤及び被控訴人大江各本人)を総合すれば、後記各文献  
等を評価する前提として次の事実が認められる。

##### ア 太平洋戦争当時の沖縄の状況、体制等

###### (ア) 沖縄全体の状況、体制等

a 昭和16年12月に始まった太平洋戦争は、昭和17年のミッドウェー沖海戦を機に日本軍は劣勢を強いられ、昭和19年7月にはサイパン島が陥落し、昭和20年2月には米軍が硫黄島に上陸し、次の米軍の攻撃は台湾か沖縄に向かうと予想される状態であった。

b 昭和19年3月、南西諸島を防衛する西部軍指揮下の第三二軍が編成され、同年6月ころから実戦部隊が沖縄に駐屯を開始し、この沖縄守備軍・第三二軍は「球部隊」と呼ばれていた。

第三二軍の司令官であった牛島満は、沖縄着任の際、沖縄における全軍

に対し、訓示として、「防諜ニ厳ニ注意スヘシ」と発した。このように、沖縄においては、防諜対策は、日本軍の基本的かつ重要な方針であった。第三二軍司令部の基本方針を受けて、各部隊においては、民間人に対する防諜対策が講じられた。例えば、沖縄本島中部に駐屯した第62師団の命令文書には、同師団の管轄区域は、土地柄としてデマが多く、また、軍機保護法による特殊地域と指定されているなど防諜上極めて警戒を要する地域であるとして、違反者が出ないよう万全の対策を講ぜよとの趣旨の命令が記載されている。そのほか、軍人軍属を問わず標準語以外の使用を禁じ、沖縄語を使用する者をスパイとみなし処分する旨の命令や、島嶼における作戦では原住民がスパイ行為をするから気を許してはならない旨の訓令などが出された。座間味島では、スパイでない証明のために、老若男女を問わず、外出する際には、海上艇進戦隊を意味する『暁』を示す日の出の線画の中に座間味の頭文字『サ』の文字をあしらったマークを押した布きれを胸元に付けていなければならなかった。

また、第三二軍は、昭和19年11月18日、沖縄県民を含めた総力戦体制への移行を急速に推進し、「軍官民共生共死の一体化」を具現するの方針を発表した。

このように、沖縄において対内防諜に重点が置かれたのは、戦闘準備に多数の住民を動員したため、住民が米軍の捕虜になった場合には、部隊の編成や陣地構成等の軍の機密が漏れるおそれがあることなどのためであったと考えられる。このため、軍官民共生共死の一体化が一層強調され、住民が米軍に投降したり捕虜になることは絶対的に禁止された。

c 沖縄では、昭和20年1月から3月にかけて、大々的な防衛召集がなされ、防衛隊が組織された。防衛隊は、陸軍防衛召集規則に基づいて防衛召集された隊員からなる部隊であり、同規則上は17歳から45歳の男子が召集の対象とされ、沖縄の住民が、多数、防衛隊員として召集された。琉

球政府社会局援護課の資料によれば、昭和20年3月6日付けの召集者だけでも1万4000人に上るとされており、昭和19年10月以降の防衛召集者は、2万人を超えた。

昭和19年10月10日、沖縄本島を中心とする南西諸島は、米軍による大規模な空襲を受け、沖縄や沖縄における重要な軍事施設は大きな被害を被った。

d また、昭和17年1月から、太平洋戦争開始記念日である毎月8日が「大詔奉戴日」と定められ、君が代を歌い、開戦の詔勅を読み上げ、戦死者の英靈を讃える儀式が行われた。沖縄においても、住民は、日本軍や村長、助役らから、戦時下の日本国民としてのるべき心得を教えられていた。

e 昭和20年3月23日から、沖縄は米軍の激しい空襲に見舞われ、同月24日からは艦砲射撃も加わった。慶良間海峡は島々によって各方向の風を防ぎ、補給をする船舶にとって最適の投錨地であったことから、米軍の最初の目標は、沖縄本島の西55キロメートルに位置する慶良間列島の確保であった。米軍の慶良間列島攻撃部隊は、アンドリュー・D・ブルース少将の率いる第77歩兵旅団であり、空母と駆逐艦の護衛のもと、上陸作戦に臨んだ。

#### (イ) 慶良間列島の状況、体制等

a 慶良間列島は、沖縄本島の…西方に位置する、渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島、慶留間島などの島々の総称である。慶良間列島には、昭和19年9月、陸軍海上挺進戦隊が配備され、座間味島に控訴人梅澤が隊長を務める第一戦隊、阿嘉島・慶留間島に野田隊長が隊長を務める第二戦隊、渡嘉敷島に赤松大尉が隊長を務める第三戦隊が駐留した。昭和20年3月の米軍進攻当時、慶良間列島に駐屯していた守備隊はこれらの戦隊のみであった。海上挺進隊は、当初、小型船艇に爆雷を装着し、敵艦隊に体当たり攻撃を

して自爆することが計画されていたが、結局出撃の機会はなく、前記船艇を自沈させた後は、海上挺進隊はそれぞれ駐屯する島の守備隊となった。

慶良間列島は、後記の集団自決発生当時、米軍の空襲や艦砲射撃のため、沖縄本島など周囲の島との連絡が遮断されており、敵の包囲・攻撃があったときに警戒すべき区域として戒厳令によって区画した区域である「合囲地境」ではなかったものの、事実上そのような状況下にあったとする文献もある。合囲地境においては、行政権及び司法権の全部又は一部を軍の統制下に置くこととされ、村の幹部や後記の防衛隊による指示は、軍の命令と捉えられていた。

また、前記のとおり、後記の集団自決発生当時、慶良間列島は沖縄本島などとの連絡が遮断されていたから、食糧や武器の補給が困難な状況にあった。

慶良間列島に配備された陸軍海上挺進戦隊は、O(マルレ)と称する航続時間3.5時間、爆雷1個装備のペニヤ板製の半滑走型の小型特攻船艇により敵の上陸船団を背後から奇襲攻撃する特攻部隊であった。同戦隊の運用は、一度米軍に発覚すればこの艇の脆弱さと自衛能力の不足から容易に対応の処置を講じられるものであり、同戦隊の存在、配置、戦法等全般にわたり厳重に秘密を守ることが作戦成功の絶対条件であった。また、艇の航続力の制約から同戦隊の展開は当然米軍の直近海域に限定されるので、徹底した敵の砲爆撃による制圧に耐えるため、基地の秘匿と掩護は絶対的なものとされていた。

b 座間味村は、渡嘉敷島の西方約2キロメートルに位置する座間味島、阿嘉島、慶留間島など複数の島々で構成される離島村である。昭和15年の統計によれば、座間味村の人口は約2350人であった。

座間味村では、防衛隊長兼兵事主任の盛秀助役が、伝令役の防衛隊員であり役場職員である宮平恵達を通じて軍の指示を住民に伝達していた。兵事主任は、徴兵事務を扱う専任の役場職員であり、軍の命令を住民に伝達

する立場にあった。

昭和19年9月10日、控訴人梅澤を隊長とし、上記特攻船艇約100隻を保有する海上挺進隊約100名と基地守備隊約800名が進駐してきた。翌11日から陸揚作業が始まり、民家に分宿し、同月22日から陣地構築に取りかかった。

住民は、壕堀作業等に全島を挙げて従事した。そのほか、住民は、初枝が団長を務めた女子青年団などが中心となって、救護、炊事などで日常的に部隊に協力していた。

c 渡嘉敷村は、渡嘉敷島を中心として、その他複数の小島で構成されている。昭和19年当時、渡嘉敷村の人口は約1400人であった。

渡嘉敷村では、古波蔵村長、防衛隊長の屋比久孟祥、富山兵事主任、安里巡査らが軍の指示を住民に伝達していた。

昭和19年9月9日、鈴木少佐を隊長とする第三基地隊と呼ばれる約1000人の兵隊が、渡嘉敷村に上陸し、上陸後直ちに陣地構築に取りかかった。渡嘉敷村の村民も、国民学校の生徒を動員するなどして陣地構築作業に従事した。

同月20日には、赤松大尉を隊長とする海上挺進第三戦隊104人が、渡嘉敷島に駐屯した。第三戦隊は、同年4月に海上特攻隊として編成された部隊であり、上記特攻船艇を約100隻保有していた。

渡嘉敷村は、同年10月10日に空襲を受け、この空襲以降、慶良間列島の戦況は悪化していたが、このような状況下で、それまで徴用で陣地構築作業に従事していた男子77名が改めて召集され、兵隊とともに国民学校に宿営することとなった。そのほか、渡嘉敷村の婦人会や女子青年団は、救護班や炊事班などに徴用され、学童に対する授業は停止した状態であった。

前記第三基地隊は、昭和20年2月中旬、特攻基地がおおむね完成に近

づいたころ、勤務隊の一部と通信隊の一部とを第三戦隊の配下に残して、沖縄本島に移動した。

その後、第三戦隊は、同年3月20日に陣地を完成させ、特攻船艇の点検も行い、米軍を迎撃つばかりの状況となっていた。

#### イ 集団自決の発生

##### (ア) 座間味島

座間味島は、昭和20年3月23日、米軍から空襲を受け、これにより、日本軍の船舶や座間味部落の多くが被害を受けた。座間味島は、同月24日、25日も空襲を受けた。また、同月25日には、米軍の戦艦級大艦隊が海峡に侵入し、艦砲射撃を受けた。

住民は壕に避難するなどしていたが、同月25日夜、伝令役の宮平恵達が、住民に対し、忠魂碑前に集合するよう伝えて回った。

その後、同月26日、多数の住民が、手榴弾を使用するなどして集団で死亡した（従来、これを集団自決と呼んでいるが、後記諸文献に記載されているとおり、その実態は、親が幼児ら子を殺害し、子が年老いた親を殺害するなど肉親等による殺害であり、自決という任意的、自発的死を意味する言葉を用いることが適切であるか否かについては議論の余地がある。しかし、集団自決という言葉が後記諸文献で定着していると考えられるので（誤解を避ける意味でかぎ括弧付きで「集団自決」と表記しているものもあるけれども），次の渡嘉敷島での事例も含めて、本判決では、以下において、集団自決と呼称することとする。）。自決を遂げた住民の正確な数については、後記(イ)のとおり、明らかとなっていない。

##### (イ) 渡嘉敷島

第三戦隊は、昭和20年3月25日、特攻船艇への爆雷の取付けやエンジンの始動も完了し、出撃命令を待っていたが、赤松大尉は出撃命令を出さなかった。結局、赤松大尉は、米軍に発見されるのを防止するためとして、特

攻船艇をすべて破壊することを命じた。

同月27日午前、米軍の一部が渡嘉敷島の西部から、迫撃砲の援護を受け、戦車30数台で上陸を始め、応戦した日本軍の小部隊はほとんど全滅した。

赤松大尉は、米軍の上陸前、安里巡査に対し、住民は西山陣地北方の盆地に集合するよう指示し、これを受け、安里巡査は、防衛隊員とともに、住民に対し、西山陣地の方に集合するよう促した。

渡嘉敷島の住民は、同月28日、防衛隊員などから配布されていた手榴弾を用いるなどして、集団で死亡した。死亡した住民の正確な数については、後記のとおり、明らかとなっていない。

#### (ウ) 自決者の人数

沖縄戦においては、戸籍簿をはじめとして多くの行政資料が焼失したため、住民の犠牲の全貌を明らかにすることは困難とされており、現在もなお、犠牲となった住民の正確な数は明らかとなっていないが、主な公的資料等では、集団自決の犠牲者数について、次のとおり記録されている。

「鉄の暴風」では、厚生省の調査による座間味島及び渡嘉敷島の自決者の合計人数が約700人であったとされている（乙2・436頁）。

「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」では、作戦遂行を理由に軍から自決を強要された事例として、座間味村155人、渡嘉敷村103人の自決者があったとされている（乙36・43頁）。

「沖縄作戦講話録」では、援護法の戦闘協力者として昭和25年3月末までに申告された陸軍関係死没者4万8509人のうち14才未満の死没者1万1483人についてこれを死亡原因別に区分して、沖縄戦全体で「自決」313人となるとされている（乙37・4-20）。また、「沖縄作戦講話録」では、渡嘉敷村329人、座間味村284人の自決者があったとされている（乙37・4-31）。

「沖縄県史 第8巻」では、「集団自決」が613人とされている（乙8-

410～412頁）。

「座間味村史 上巻」では、座間味村の座間味部落だけで200人近い犠牲者がいるとされている（乙49・363頁）。

#### (エ) 座間味島及び渡嘉敷島以外の集団自決

座間味島及び渡嘉敷島の集団自決のほか、数十人が昭和20年3月下旬に沖縄本島中部で、数十人が同月下旬に慶留間島で、約10人が同年4月上旬に沖縄本島西側美里で、100人以上が同月下旬に伊江島で、100人以上が同月下旬に読谷村で、十数人が同年4月下旬に沖縄本島東部の具志川グスクなどで、それぞれ集団自決を行った。

以上のうちの慶良間列島の慶留間島には、前記のとおり、第二戦隊が駐留していたが、第二戦隊の野田隊長は、昭和20年2月8日、住民に対し、「敵の上陸は必至。敵上陸の暁には全員玉碎あるのみ」と訓示し、同年3月26日、米軍の上陸の際、集団自決が発生した。

以上の集団自決が発生した場所すべてに日本軍が駐屯しており、日本軍が駐屯しなかった渡嘉敷村の前島では、集団自決は発生しなかった。

#### ウ 日本軍による住民加害

(ア) 元大本営船舶參謀であった厚生省引揚援護局の厚生事務官馬淵新治の調査によれば、軍の住民に対する加害行為が各地で行われていた。

例えば、馬淵新治は、「將兵の一部が勝手に住民の壕に立ち入り、必要もないのに軍の作戦遂行上の至上命令である立退かないものは非国民、通敵者として厳罰に処する等の言辞を敢えてして、住民を威嚇強制のうえ壕からの立退きを命じて己の身の安全を図つたもの、ただでさえ貧弱極まりない住民の個人の非常用糧食を徴収と称して掠奪するもの、住民の壕に一身の保身から無断進入した兵士の一団が無心に泣き叫ぶ赤児に対して此のまま放置すれば米軍に発見されるとその母親を強制して殺害させたもの、罪のない住民をあらぬ誤解、又は誤った威信保持等のため「スパイ」視して射殺する等の姿

行を敢えてし、これが精銳無比の皇軍のなれの果てかと思わせる程の事例」があったとし、また、「敵上陸以後、所謂『スパイ』嫌疑で処刑された住民についての例は十指に余る事例を聞いている」として、軍による住民加害が多數あったとしている（乙36・18,19,25頁）。

また、馬淵新治は、住民の死亡の内訳について、「友軍よりの射殺」「壕提供」があったとし、「壕提供」については、「一番圧倒的に死没者の多い壕の提供について若干申し上げます。これらの犠牲者は御承知の首里主陣地帯の崩壊に伴い、第2線陣地につくため、既に逃げ道のない住民が居住する自然壕を取り上げ、米軍の砲爆撃下に住民を追い出したことに基づくものが相当あるのであります。」としている（乙37・4-21）。

(イ) 日本軍は、渡嘉敷島において、防衛隊員であった国民学校の大城徳安訓導が渡嘉敷島で身寄りのない身重の婦人や子供の安否を気遣い、数回部隊を離れたため、敵と通謀するおそれがあるとして、これを処刑した。また、赤松大尉は、集団自決で怪我をして米軍に保護され治療を受けた二名の少年が米軍の庇護のもとから戻ったところ、米軍に通じたとして殺害した。さらに赤松大尉は、米軍の捕虜となりその後米軍の指示で投降勧告にきた伊江島の住民男女6名に対し、自決を勧告し、処刑したことであった。さらに、渡嘉敷島では、日本軍が朝鮮人の軍夫を処刑したことであった。

(ウ) そのほか、沖縄では、スパイ容疑で軍に殺された者など、多数の軍による住民加害があった。

## (2) 集団自決に関する文献等

第2・2(5)記載の各事実に、証拠（甲B1, 2, 4ないし6, 8ないし14, 16ないし24, 26, 27, 31の1及び2, 32, 33, 35ないし39, 40の1ないし3, 42ないし49, 55, 59ないし62, 66, 67, 73, 74, 77, 78, 81, 82の1ないし3, 83, 84, 86ないし88, 91, 92の1ないし3, 94, 98, 100, 106, 113, 126, 127, 乙2ないし13,

19, 26, 28ないし31, 33, 35の1及び2, 41, 44, 45, 47の1及び2, 49ないし55, 62ないし65, 66の1及び2, 67, 68, 70の1ないし3, 71の1及び2, 72, 73, 78ないし82, 98, 100, 102, 105, 114の1及び2、皆本証人、知念証人、宮城証人、金城証人並びに控訴人梅澤本人）を総合すれば、座間味島及び渡嘉敷島における住民の集団自決に関する文献等について、以下の事実を認めることができる。

### ア 座間味島について

(ア) 梅澤命令説について直接これを記載し、若しくはその存在を推認せしめる文献等としては、以下に記載するものがあげられる。

#### a 「鉄の暴風」（昭和25年）沖縄タイムス社編集

(a) 「鉄の暴風」は、その「まえがき」にあるように、軍の作戦上の動きをとらえることを目的とせず、あくまでも、住民の動き、非戦闘員の動きに重点を置いた戦記である。そして、その第10版に掲載された「五十年後のあとがき」には、その取材方法等について、「戦後も五年目」で「資料らしい資料もなく、頼りになるのは、悲惨な戦争を生き抜いてきた、人々の体験談をきくのが唯一の仕事で、私…牧港篤三のこと…は大田良博記者と「公用バス」と稱する唯一の乗物機関（実はトラックを改装したもの）を利用して国頭や中部を走りまわったことを憶えている。語ってくれた人数も多いが、話の内容は水々しく、且つほっとであった。もっと時間が経過すれば、人々の記憶もたしかさを喪っていたことであろう。戦争体験は、昨日のように生まなましく、別の観念の道入りこむ余地はなかった。」と記載されている。

(b) 「鉄の暴風」には、「座間味島駐屯の将兵は約一千人余、一九四四年九月二十日に来島したもので、その中には、十二隻の舟艇を有する百人近くの爆雷特幹隊がいて、隊長は梅沢少佐、守備隊長は東京出身の小沢少佐だった。海上特攻用の舟艇は、座間味島に十二隻、阿嘉島に七、八

隻あったが、いずれも遂に出撃しなかった。その他に、島の青壮年百人ばかりが防衛隊として守備にあたっていた。米軍上陸の前日、軍は忠魂碑前の広場に住民をあつめ、玉碎を命じた。しかし、住民が広場に集まってきた、ちょうど、その時、附近に艦砲弾が落ちたので、みな退散してしまったが、村長初め役場吏員、学校教員の一部やその家族は、ほとんど各自の壕で手榴弾を抱いて自決した。その数五十二人である。」「この自決のほか、砲弾の犠牲になったり、スパイの嫌疑をかけられて日本兵に殺されたりしたものも含めて、座間味島の犠牲者は約二百人である。日本軍は、米兵が上陸した頃、二、三カ所で歩哨戦を演じたことはあったが、最後まで山中の陣地にこもり、遂に全員投降した。」として、控訴人梅澤が座間味島の忠魂碑前の広場に住民を集め、玉碎を命じた旨の記述がある（甲B6及び乙2・41頁、なお、以下では同じ文献が甲号証及び乙号証で提出されている場合には、便宜上一方の記載にとどめることとする。）。

(c) また、「鉄の暴風」には、本文の後に「沖縄戦日誌」と題して年表形式で事実経緯がまとめられており、昭和20年3月28日の箇所に、座間味島と渡嘉敷島で住民が集団自決したこと、厚生省の調査による両島の自決者の合計人数が約700人であったことが記載されている。

b 「地方自治七周年記念誌」（昭和30年）沖縄市町村長会発行

「地方自治七周年記念誌」は、戦後における沖縄の政治、経済、教育、文化、社会その他の事情を総合して沖縄の全市町村の概要をまとめた記念誌である。

「地方自治七周年記念誌」には、「戦闘記梅沢少佐（隊長）の率いる約千五百名の日本陸軍部隊が初めて座間味村字座間味に本部を設置して離島の阿嘉島および慶留間島の各部落まで駐屯したのが一九四四年九月十日であつた。」「一九四五年三月二十四日土の臭も鼻をつく中で一晩を過ごし

て目を覚す頃にはすでに敵機の来襲である。」「心待ちに待つた友軍機は遂に姿を見せず、おまけに夕刻からは艦砲射撃まで加えて来た。昼夜を徹しての艦砲射撃の連続であつた。恐怖の一晩を明かした二十五日も朝から艦砲と空からの攻撃に一刻も壕を出る事が出来ない。山に谷に畑に砲弾、爆弾の炸烈する音は耳をつんざく程であった。相当数の艦船が港内に来ていると云う事を聞かされ、何んとも言えぬ悪感に背筋が冷くなつた。」「夕刻に至つて部隊長よりの命によつて住民は男女を問わず若い者は全員軍の戦闘に参加して最後まで戦い、また老人子供は全員村の忠魂碑の前において玉碎する様にとの事であつた。」「命令を受けた住民はそろつて指定の場所に集まつて来た。」「当日住民の内には米軍の上陸を知つて自決をはかり友軍の軍刀を借りて来て家族全員も刺殺した悲惨事もあり、天皇陛下万歳を三唱して各自持参せる毒薬（アヒサン）小刀、カミソリ、手榴弾で一挙に六十名も自決したのが内川山壕の惨事であつた。その壕では米軍の進撃によつてあわてふためいた住民に対し専ら慰撫激励に努めた村長野村正次郎、助役宮里盛秀、収入役官平正次郎の三役も妻子と共に自決に参加したのであつた。」として、控訴人梅澤が老人・子供に対して忠魂碑前での玉碎を命じた旨の記述がある（乙29・450,451頁）。

c 「自叙傳」（昭和31年）宮村盛永著

「自叙傳」は、盛秀助役の父親である宮村盛永が著したとされる記録である。

「自叙傳」には、「二十五日」「丁度午後九時頃直が一人でやつて来て「お父さん敵は既に屋嘉比島に上陸した、明日は愈々座間味に上陸するから村の近い処で軍と共に家族全員玉碎しようではないか。」と持ちかけたので皆同意して早速部落まで夜の道を急いだ。」「早速盛秀が来て家族の事を尋ねた。その時、今晚忠魂碑前で皆玉碎せよとの命令があるから着物を着換へて集合しなさいとの事であった。」として、盛秀助役が父親であ

る宮村盛永に玉碎命令の予告をした旨の記述がある（乙28）。

なお、宮村盛永の子である宮平春子も、後記nのとおり、前記状況について、陳述書に記載している。

d 「座間味戦記」（昭和32年ころ、「沖縄戦記」（座間味村渡嘉敷村戦況報告書）所収）

「座間味戦記」は、座間味村が援護法の適用を申請する際の資料として当時の厚生省に提出したものである。

「座間味戦記」には、「夕刻に至って梅沢部隊長よりの命に依って住民は男女を問わず若き者は全員軍の戦斗に参加して最後まで戦い、又老人、子供は全員村の忠魂碑の前に於いて玉碎する様にとの事であった。」として、控訴人梅澤が住民に対して、若年者は最後まで戦い老人・子供は忠魂碑前で玉碎するよう指示した旨の記述がある（乙3・7頁）。

e 「秘録 沖縄戦史」（昭和33年）山川泰邦著

「秘録 沖縄戦史」は、沖縄戦當時警察官であり、その後琉球政府社会局長となった山川泰邦が、自己の体験や、終戦の翌年沖縄警察部が行った戦没警察官の調査の際に収集された数多くの人の体験談や報告、琉球政府社会局長時代の援護業務のために広く集めた沖縄戦の資料などに基づいて執筆したものである（乙4・6頁）。

「秘録 沖縄戦史」には、「昭和二十年三月二十三日、座間味は米機の攻撃を受け、部隊が全滅するほどの被害を蒙り、住民から二十三人の死者を出した。村民たちは、焼跡に立って呆然とした。早速、避難の壕生活が始まつた。その翌日も朝から部隊や軍事施設に執拗な攻撃が加えられ、夕刻から艦砲射撃が始まった。艦砲のあとは上陸だと、住民がおそれおののいているとき、梅沢少佐から突然、次のような命令が発せられた。「働き得るものは男女を問わず、戦闘に参加せよ。老人、子供は全員、村の忠魂碑前で自決せよ」と。」「梅沢少佐の自決命令を純朴な住民たちは、その

まま実行したのである。その日、七五名が自決し多くの未遂者を出した。」として、控訴人梅澤が老人・子供に対して忠魂碑前で自決するよう命じた旨の記述がある（乙4・229ないし231頁）。

f 「沖縄戦史」（昭和34年）上地一史著

「沖縄戦史」は、沖縄タイムス社の編集局長であった上地一史が、時事通信社沖縄特派員や琉球政府社会局職員らと共に執筆したものであるところ、上地一史は、その「まえがき」に「この記録は、時事通信社代表取締役長谷川才次氏のすすめで、沖縄戦の正しい記録を一冊にまとめたつもりである。したがって、日・米両軍および現地沖縄に保存されている最も確実な資料にもとづいて忠実な『沖縄戦史』とするよう…努力した。」と記載している。

「沖縄戦史」には、「梅沢少佐は、「戦闘能力のある者は男女を問わず戦列に加われ。老人子供は村の忠魂碑の前で自決せよ」と命令した。」

「二十六日午前十時、掩護射撃の下にアメリカ軍の上陸がはじまつた。日本守備軍は「番所山」に集結、夜になって斬込みを敢行するといわれたが、これは決行されず、斬込みの弾薬運搬のため先発した女子青年団員五名は、予定の時間になつても斬込隊は来ず、周囲にアメリカ軍の気配を感じ、捕虜になって恥をさらすより、死んで祖国を守ろうと、けなげにも、手榴弾で自決をとげた。二十七日の未明であった。」「村役場の首脳の自決も、二十七日であった。そのほか七十五名の純朴な住民たちが自決した。」

「その後、日本軍は生き残った住民に対し「イモや野菜を許可なくして摘むべからず」というおそろしい命令を出した。兵士にも、食糧についてのきびしいおきてが与えられ、それにそむいた者は、絶食か銃殺という命令だった。このために三十名が生命を失ない、兵も住民もフキを食べて餉命をつないでいた。」として、控訴人梅澤が老人・子供に対して忠魂碑前で自決するよう命じた旨の記述がある（乙5・51,52頁）。

また、「沖縄戦史」には、本文の後に「沖縄戦日誌」と題して年表形式で事実経緯がまとめられており、昭和20年3月28日の箇所に、座間味村長、助役、収入役、住民175名が控訴人梅澤の命令により集団自決した旨記載されている（乙5・290頁）。

なお、女子青年団員五名の手榴弾による自決は、「秘録 沖縄戦史」にも同様の記載があるが、誤記であると認められる（乙9・702頁）。

g 「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」（昭和43年）下谷修久刊行

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」は、座間味島における戦闘で死亡した下谷勝治兵長の兄である下谷修久が、戦後、座間味島に赴き、宮城初枝の昭和38年4月の「家の光」に掲載された手記（乙19）に接し、これに加筆した「血ぬられた座間味一沖縄緒戦死闘の体験手記」を掲載したほか、千代田印刷センターの編集者岩永克己、西岡亨が資料をとりまとめて刊行した書籍である。

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」には、出版当時の座間味村村長である田中登の序文として「戦闘に協力できる村民は進んで祖国防衛の楯として郷土の土を血で染めて散華し、作戦上足手まといになる老幼婦女子は軍の命令により、祖国日本の勝利を念じつつ、悲壯にも集団自決を遂げたのであります。」との記述があるほか、座間味村遺族会会长である宮里正太郎の序文として「米軍の包囲戦に耐えかねた日本軍は遂に隊長命令により村民の多数の者を集団自決に追いやった」との記述がある。また、本文中の前記「血ぬられた座間味一沖縄緒戦死闘の体験手記」には「午後十時頃梅澤部隊長から次の軍命令がもたらされました。「住民は男女を問わず軍の戦闘に協力し、老人子供は村の忠魂碑前に集合、玉碎すべし」として、控訴人梅澤が老人・子供に対して忠魂碑前に集合して玉碎するよう命じたとする記述がある（乙6・7,9,39頁）。

h 「秘録 沖縄戦記」（昭和44年）山川泰邦著

「秘録 沖縄戦記」は、山川泰邦が、前記「秘録 沖縄戦史」の内容を再検討し、琉球政府の援護課や警察局の資料、米陸軍省戦史局の戦史等を参考にして改訂したものである。

「秘録 沖縄戦記」には、前記「秘録 沖縄戦史」同様、「艦砲のあとは上陸だと、おそれおののいている村民に対し、梅沢少佐からきびしい命令が伝えられた。それは「働き得る者は男女を問わず、戦闘に参加せよ。老人、子供は全員、村の忠魂碑前で自決せよ」というものだった。」「梅沢少佐の自決命令を純朴な住民たちは素直に受け入れて実行したのだった。十八日、七十五人が自決、そのほか多くの未遂者を出した。」として、控訴人梅澤が老人・子供に対して忠魂碑前で自決するよう命じたとする記述がある（乙7・156,158頁）。

i 「沖縄県史 第8巻」（昭和46年）琉球政府編集

「沖縄県史 第8巻」は、昭和40年から沖縄の公式な歴史書として、琉球政府及び沖縄県教育委員会が編集、発行した別巻を含め、全24巻中の1巻（各論編7に当たり、沖縄戦通史とされる部分である。）で、昭和46年4月28日に刊行されたものである。

「沖縄県史 第8巻」には、「軍自らは」「現実とはうらはらの『大本営発表』でもって県民に幻想を抱かしめる欺瞞的行為をしながら、県民が作戦の邪魔になるからということで、安全保証も与えず県外や県内の山岳地帯への疎開を強制したり、あるいは集団自決を強要したり、また無実の県民をスペイ視したり、県民の住宅その他の建物の強制収用、食糧品の供出強要、ひいては避難壕の軍へのあけ渡しを要求する、などのことをしたものであった。」と記述され（乙30・48頁），座間味島における集団自決について、「翌日二十四日夕方から艦砲射撃を受けたが、梅沢少佐は、まだアメリカ軍が上陸もして来ないうちに「働き得るものは全員男女を問わず戦闘に参加し、老人子どもは、全員村の忠魂碑前で自決せよ」と命令

した。」 「(三月二十五日), 村長, 助役, 収入役をはじめ, 村民七十五名は梅沢少佐の命令を守って自決した。」と記述され, 控訴人梅澤が老人・子供に対して忠魂碑前で自決するよう命じた旨の記述がある (乙8・411, 412頁)。

j 「沖縄県史 第10巻」(昭和49年)琉球政府編集

(a) 「沖縄県史 第10巻」は、「沖縄県史 第8巻」と同様の沖縄の公式な歴史書の一部であり, 昭和49年3月31日に発行され, 「沖縄戦記録2」に当たる。

沖縄県史の作成に関与した安仁屋政昭は, 沖縄県史の資料価値等について「これは, 客観性のある, 極めて科学性のあるものだと思います。それはどういうことかと言いますと, 戦争体験者の証言を語ったとおりに記録するという, そういう手法は採っておりません。私どもは, 証言の客観性を高めるために, 行政記録, 外交史料, 軍事記録, 報道記録, 第三者の証言などを突き合わせて, その客観性を高める努力をし, また一つの事件についても一人から聞き取りをするという…だけではなくて, 場合によっては関係者の座談会などを開きまして, これを四方八方から光を当てて, その客観性を保証できる, そういう証言をつくってきたつもりであります。」「で, 多くの証言者一私自身について言いますと, おそらく一万人近い証言に接しております。それは, 私の個人の話であります, 私のようなことをやっているのが」「百数十名, そういう努力を重ねてきていた, 集団討議を重ねてきていた, ということです。」と語っている(乙11・28頁)

(b) 「沖縄県史 第10巻」には, 「午後十時ごろ, 梅沢隊長から軍命がもたらされた。「住民は男女を問わず軍の戦闘に協力し老人子供は村の忠魂碑…前に集合, 玉砕すべし」というものだった。役場の書記がこの命令を各郷をまわって伝えた。」「ここでは, 部隊長から自決命令が出

されたことが多くの証言からほぼ確認できるのである。」との記述がある(乙9・698,699頁)。

(c) 「沖縄県史 第10巻」には, 大城将保の記載として, 初枝らの自決について, 前記「沖縄戦史」及び「秘録 沖縄戦史」に誤記があり, 前記「鉄の暴風」にも控訴人梅澤の死亡についての誤記があると指摘した上で, 「このように, 慶良間諸島の戦争記録のなかには, 渡嘉敷島の集団自決の記述なども含めて, 誤記と欠落が少なくない。本編の証言がこれらを訂正する資料ともなれば幸いである。」とし, 後記1のとおり, 集団自決の体験者の体験談が記載されている。

k 米軍の「慶良間列島作戦報告書」(昭和20年)

米軍の「慶良間列島作戦報告書」は, 米軍歩兵第77師団砲兵隊が慶良間列島上陸後に作成したとされ, 米国国立公文書館に保存されていた資料であり, 平成18年夏, 関東学院大学の林教授によって発見された。林教授によれば, この報告書には, 「尋問された民間人たちは, 三月二十一日に, 日本兵が, 慶留間の島民に対して, 山中に隠れ, 米軍が上陸してきたときは自決せよと命じたとくりかえし語っている」との記述があり, 座間味村の状況について, 「治療を施された外傷の多くは自傷によるものである。明らかに, 民間人たちは捕らわれないために自決するように指導(勧告)されていた。これらの自決の企ての多くが成し遂げられていたことが, 後に発見されている。」との記述がある…(乙35の1及び2, 乙114の1及び2)。

1 体験者らの供述等

(a) 以上の文献のほか, 「沖縄県史 第10巻」には, 宮里とめ(乙9・738,739頁), 宮里美恵子(乙9・741頁), 宮平初子(乙9・746頁), 宮平カメ及び高良律子(乙9・753頁)など, 座間味島の住民の体験談が紹介されている。

すなわち, 宮里とめについては, 「二十五日の晩, 全員自決するから

忠魂碑前に集まるよう連絡を受けたため、一番いい服を取り出してきれいに身仕度を整えてから、子供たちの手をひきながら忠魂碑に向かいました。」「近くにいた兵隊さんが、『こんなに小さな島に米兵が上陸すると、どんなに逃げても袋のねずみとかわからないし、どうせいつかはみんな死んでしまうもんだよ』といいました。それを聞くと、前に友軍から、もし米兵が上陸してきましたら、この剣で敵の首を斬ってから死ぬように、ともらった剣を知り合いの男の人に、敵の首を斬るのは男がしか（ママ）できないから、と上げてしまったのを非常に後悔してなりませんでした。」との体験談が掲載されている。

宮里恵美子については、「二十三日から始まった戦闘は相変わらず衰えることなく、二十五日…晩の『全員自決するから忠魂碑の前に集まるよう』連絡を受けた頃などは、艦砲射撃が激しく島全体を揺るがしている感じです。『このような激しい戦闘では生きる望みもないから』ということで、命令を受けると、みんなは一張らの服を取り出して身仕度を整えました。」との体験談が掲載されている。

宮平初子については、「二十五日の晩、忠魂碑の前で玉碎するから集まれ、との連絡を受けたため、今日は最後の日だから、と豚を一頭をつぶしみそ煮をして食べたが、なまにえであったにも拘らずひもじさも手伝ってか、あの時の味は何とも言えないおいしさでした。食事を終えてからきれいな着物をとりだし身づくろいをしてから、忠魂碑の前まで家族で行ってみるとだれもいない。しようがないので部落民をさがして近くの壕まで行ってみると、そこには部落民や兵隊らがいっぱいしている。私達の家族まではいると、あふれる状態でした。それでもむりにつめて、家族はまとまってすわれなかつたが適当にあっちこちにすわることにした。中にいる兵隊が、「明日は上陸だから民間人を生かしておくわけにはいかない。いざとなったらこれで死になさい」と手榴弾がわたされ

た。」との体験談が掲載されている。

宮平カメ及び高良律子は、連名の体験談の中で、「二十五日の夜、母は私と弟の二人を残して、空襲のスキをねらって家に戻り、二人の姉と妹をつれておにぎりをつくりに帰っていた。ちょうどその時、全員忠魂碑前で玉碎するから集まるよう私達の壕に男の人が呼びにきたため、小学校一年生である私は、母はいないしどうしていいものかわからないため、ただみんながむこうで死ぬのだというので、六歳の弟を連れて忠魂碑へと歩いていった。」と記述している。なお、ここにいう私は、体験談に記載された年齢から、高良律子（当時8歳）と思われる。

(b) また、「座間味村史 下巻」（乙50）や「沖縄の証言」（甲B45）にも、座間味島における集団自決の体験者の体験談が記載されている。

宮里育江は、「座間味村史 下巻」に「三月二十五のこと、伝令が、敵の艦隊が安室島に上陸したことを伝えてきたのです。そしてよいよ、特幹兵が出撃するということになりました。それで「私たちも武装しますから、皆さんの洋服を貸してください。それを着ますので、一緒に連れていって下さい」とせがんだのですが、「あなた方は民間人だし、足手まといになるから連れて行くわけにはいかない」と断られました。そして、「これをあげるから、万一のことがあったら自決しなさい」と、手榴弾を渡されました。」との体験談を寄せている。また、宮里とめ、宮里美恵子が「沖縄県史 第10巻」と同様の体験談を「座間味村史 下巻」に寄せているほか、「住民は全員忠魂碑前に集まりなさいという連絡がはいりました。忠魂碑前に集まるということは、暗黙のうちに『玉碎』することだと認識していました」とする宮里米子や「二五日の晩、激しい艦砲射撃のなかを、伝令がやってきて、忠魂碑前に集まるように言うわけです。とうとう玉碎するのかと思いながら壕を出て行」ったと

する宮平ヨシ子らの体験談も記載されている。

さらに、宮里美恵子の体験談が「沖縄の証言」（甲B45）にも掲載されるなど、体験者の供述は様々な文献で紹介されている。

(c) また、初枝の手記は、様々な形で残されているが、「座間味村史 下巻」（乙50・17頁）に「午後九時頃のことです。部隊全員が斬…込み隊となって、夜襲を敢行することになったのです。その出発間際に、私たちは斬込み隊長の内藤中尉に呼ばれて「今夜半、斬込み隊は座間味の敵陣地を襲撃する。斬込み隊の生存者は稻崎山に集合することになってるので、お前たちは別働隊として、この弾薬を稻崎山の山頂まで運んでくれ。これで一緒に戦うんだ。」と弾薬箱を渡されました。また、木崎軍曹からは、「途中で万一のことがあった場合は、日本女性として立派な死に方をしなさいよ」と、手榴弾一個が渡されました。」と記載されているエピソードは、その他の手記（乙6・45頁、乙9・756頁、乙19等）にも記載されている。

#### m その他

(a) 沖縄タイムスは、昭和63年11月3日、座間味村に対し、座間味村における集団自決についての認識を問うたところ（乙20），座間味村長宮里正太郎は、同月18日付けの回答書（乙21の1）で「部隊による「自決命令」は要請された。自決者の援護処理で事件の真相を執筆し、陳情書を作成された故宮村盛永氏、当時の産業組合長、元村長は部隊命令だとはっきり要請され…又、当時有力な村議會議員であった故中村盛久氏（初代村遺族会長）も厚生省ではっきりと部隊命令による自決と要請された。その他多くの証言者も部隊命令又は、軍命令と言っている。」「遺族補償のため玉碎命令を作成した事実はない。遺族補償請求申請は生き残った者の証言に基…き作成し、又村長の責任によって申請したもので一人の援護主任が自分で勝手に作成できるものではな」いな

どとし、添付された県援護課等への回答書（乙21の2）には、宮里恵美子ら証言者が15名記載されている。

(b) 「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」（昭和53年、乙36）は、住民を援護法の適用対象とすることについて、昭和32年までに政府の調査した事項として軍によって自決を強要された慶良間列島のケースを挙げている。

n(a) また、座間味島の集団自決については、本件訴訟を契機とした新たな住民の供述や新聞報道等がある。

(b) 盛秀助役の妹である宮平春子は、陳述書に「昭和20年3月25日の夜のことでしたが、盛秀が外から宮里家の壕に帰ってきて、父盛永に向…って、「軍からの命令で、敵が上陸してから玉碎するよう言われている。まちがいなく上陸になる。國の命令だから、いさぎよく一緒に自決しましょう。敵の手にとられるより自決したほうがいい。今夜11時半に忠魂碑の前に集合することになっている」と言いました。そして、皆で玉碎しようねということになり、私が最後のおにぎりを作って、皆で食べ、晴れ着に着替え、身支度を整えました。」「座間味島の住民の集団自決は、私の兄の盛秀が命令したものではなく、軍が命令したものであることは間違いありません。盛秀は、「軍の命令で玉碎するよう言われている」と、はっきり言っていました。軍の命令がなければ大変可哀がっていた幼い子どもたちを死なせるようなことは決してなかったはずです。」「なお、私は、昭和20年3月23日の空襲のあと、外を歩いていたところ飛行機による爆撃があったので、爆撃から逃れるため、たまたま近くにあった民間の壕に避難しましたが、その壕にいた日本の兵隊から、「アメリカ軍が上陸しても絶対に捕まることなく、いさぎよく死になさい。捕まつたら日本の恥だから、日本人らしく、日本の魂を忘れないように」「捕まつたら強姦され、残酷に殺されるから、自分で

死になさい」と言われました。日本軍の人たちは、米軍が上陸したら、私たち住民を、絶対に捕虜にさせないため、自決させなければならないと思っていたようです。」と記載し、沖縄タイムスの取材に対しても盛秀助役の言動等について同趣旨の供述をしている（乙51、71の1及び2）。

(c) 上洲幸子は、昭和60年に神戸新聞の取材で「米軍上陸後は奥地へ転戦する日本軍とともに行動した。集団自決の命令はなかったが、上陸後、四、五日たって日本兵の一人から「米軍に見つかったら舌をかみ切って死になさい」と言われた」と述べていたが（甲B9），その陳述書の中に、赤崎のため池「に筒井という日本軍の中尉がやってきて、私たち島民に集まるように言いました。私たちを含め10人くらいが筒井中尉のところに集まると、筒井中尉は、私たちに、「アメリカ軍が上陸しているが、もし敵に見つかったら、捕まるのは日本人として恥だ。捕まらないように、舌を噛みきってでも死になさい。」と指示しました。知恵が遅れた男の人が死にたくないとき泣き出したのを覚えています。」と記載している（乙52）。

(d) 宮里育江は、その陳述書の中に、「『座間味村史』下巻61頁に、昭和20年3月25日に特幹兵が出撃するときに、特幹兵から、「自決しなさい」といって私が手榴弾を渡されたことが書いてありますが、そのとおり間違いありません。特幹兵とは、第三中隊の壕にいた海上挺進戦隊（梅澤戦隊長）の特別幹部候補生のことです。「栓を抜いてたたきつけると破裂するから、そうして自決しなさい」と教えられました。渡された場所は第三中隊の壕の前です。」「私の夫の妹の宮川スミ子の話では、昭和20年3月25日の夜、妹たち家族が玉碎のため忠魂碑前に集まつたときに、大坂伍長という人が、これで死になさいといって手榴弾を渡そうとしたということです。」「座間味島の集団自決は、村の幹部

が軍の命令なしに勝手に行ったものでは決してないはずです。当時、村の三役は軍の指示や命令なしに勝手に行動することは許されませんでした。集団自決の責任は軍にあり、その隊長に責任がなかったとはいえないと思います。」と記載している（乙62）。

また、「世界臨時増刊 沖縄戦と『集団自決』」（平成20年1月、乙102）中の國森康弘の「元日本兵は何を語ったか 沖縄戦の空白」中には、「勤労奉仕で軍に協力した宮里育江氏（八歳）は「（米軍上陸に際して）一ヵ所に集まれと伝令が来たとき、それはもう皆と一緒に『死ね』と軍から言われたものだと感じた」という。実際宮里氏は米軍上陸の前日、陸軍船舶兵特別幹部候補生（特幹）から、「あなた方は足手まといになる」「いざというときにはこれで自決しなさい」と手榴弾を手渡されていた。爆破のさせ方も教わった。」との記載がある。

(e) 垣花武一作成の平成20年6月6日付け陳述書には、同人は昭和42年から座間味村郵便局に勤務していたが、戦前から同村の郵便局長であった石川重徳が「村の幹部は、米軍が上陸したら軍の足手まといにならぬよう住民を玉碎させるよう、軍から命令されていた。昭和20年2月ころ、村の三役が石川ら村の要職者を密かに集め、米軍が上陸した場合は住民を玉碎されるよう軍から命令されていると打ち明けた。」と何度も話していたとの記載がある（乙105）。

(f) 梅澤命令説について否定し、又はその存在の推認を妨げる文献等としては、以下に記載するものがあげられる。

a 控訴人梅澤の陳述書等

控訴人梅澤の陳述書には、「問題の日はその3月25日です。夜10時頃、戦備に忙殺されて居た本部壕へ村の幹部が5名来訪してきました。助役の宮里盛秀、収入役の宮平正次郎、校長の玉城政助、吏員の宮平恵達、女子青年団長の宮平初枝（後に宮城姓）の各氏です。その時の彼らの言葉

は今でも忘れることが出来ません。「いよいよ最後の時が来ました。お別れの挨拶を申し上げます。」「老幼婦女子は、予ての決心通り、軍の足手纏いにならぬ様、又食糧を残す為自決します。」「就きましては一思いに死ねる様、村民一同忠魂碑前に集合するから中で爆薬を破裂させて下さい。それが駄目なら手榴弾を下さい。役場に小銃が少しあるから実弾を下さい。以上聞き届けて下さい。」その言葉を聞き、私は愕然としました。この島の人々は戦国落城にも似た心底であったのかと。」「私は5人に、毅然として答えました。「決して自決するでない。軍は陸戦の止むなきに至った。我々は持久戦により持ちこたえる。村民も壕を掘り食糧を運んであるではないか。壕や勝手知った山林で生き延びて下さい。共に頑張りましょう。」と。また、「弾薬、爆薬は渡せない。」と、折しも、艦砲射撃が再開し、忠魂碑近くに落下したので、5人は帰って行きました。翌3月26日から3日間にわたり、先ず助役の宮里盛秀さんが率先自決し、ついで村民が壕に集められ…次々と悲惨な最期を遂げた由です。」との記載があり（甲B1・2ないし3頁），控訴人梅澤は、本人尋問において、同趣旨の供述をしている。

また、控訴人梅澤は、沖縄タイムスの牧志伸宏に対し、昭和60年、梅澤命令説を否定して抗議している。

#### b 昭和60年7月30日付け神戸新聞などの報道

昭和60年7月30日付け神戸新聞は、「絶望の島民悲劇の決断」との大見出し、「日本軍の命令はなかった 関係者の証言」との小見出しの下、関係者らが生き残った島民や日本軍関係者に尋ねた結果として、「助役らとともに自決の前夜梅沢少佐を訪れた宮城初枝」「軍とともに生き延びた上津幸子」「梅沢少佐の部下だった閔根清」らの控訴人梅澤による自決命令はなかったとする証言を掲載し、「これまで「駐留していた日本軍の命令によるもの」とされていた」座間味島民の集団自決は、「米軍上陸後、

絶望のふちに立たされた島民たちが、追い詰められて集団自決の道を選んだものとわかった。」と報道し、初枝らのコメントを掲載した。

昭和60年7月30日付け神戸新聞の記事を書いた中井和久は、初枝に対する電話取材を複数回行い、その際の初枝のためらいや控訴人梅澤に対する罪の意識が伝わってきたことを記憶していると述べている（甲B34）。

そのほか、昭和61年6月6日付けの神戸新聞は、「沖縄県などが、通史の誤りを認め、県史の本格的な見直し作業を始めた。」として、後記「沖縄資料編集所紀要」（甲B14）を取り上げ、控訴人梅澤による自決命令がなかった旨の報道をした（甲B10）。

#### c 大城将保の見解

大城将保は、「沖縄県史 第10巻」所収「沖縄戦記録2」の「座間味村」の解説を執筆した者である。

大城将保は、昭和60年10月、沖縄史料編集所の主任専門員として控訴人梅澤に宛てた親書の中で、「沖縄県史 第10巻」が通史的な戦史や戦記とは異なり、一種の資料集であり、記述されている事柄は沖縄県の公式見解ではないこと、したがって、記述に事実誤認があれば修正することが可能であることを述べた（甲B25の1及び2）。

そして、大城将保は、昭和61年発行の「沖縄史料編集所紀要」（甲B14）で「座間味島集団自決事件に関する隊長手記」と題して、梅澤命令説が従来の通説であったが、前記昭和60年7月30日付けの神戸新聞の報道を契機として、控訴人梅澤や初枝に事実関係を確認するなどして史実を検証したと述べ、控訴人梅澤の手記である「戦斗記録」を前記紀要に掲載した（甲B14）。

また、前記紀要には、「以上により座間味島の「軍命令による集団自決」の通説は村当局が厚生省に対する援護申請の為作成した「座間味戦記」

及び宮城初枝氏の「血ぬられた座間味島の手記」が諸説の根源となって居ることがわかる。現在宮城初枝氏は真相は梅澤氏の手記の通りであると言明して居る。」との記述がある（甲B14・46頁）。

さらに、昭和61年6月6日付けの神戸新聞に、大城将保の談話として「宮城初枝さんからも何度も、話を聞いているが、「隊長 命令説」はなかったというのが真相のようだ。」「梅澤命令説については訂正することになるだろう。」との記載がある（甲B10）。

d 宮村幸延の「証言」（昭和62年）

宮村幸延は、盛秀助役の弟であり、…「証言」と題する親書（甲B8）を作成し…ている。

この親書には、昭和62年3月28日付けで、「昭和二十年三月二六日の集団自決は梅澤部隊長の命令ではなく当時兵事主任（兼）村役場助役の宮里盛秀の命令で行なわれた。之は弟の宮村幸延が遺族補償のためやむを得えず隊長命として申請した、ためのものであります 右当時援護係宮村幸延」との記載がある。

e 「母の遺したもの」（平成12年）官城証人著（一応ここに挙げるが、同書の全体的な評価は、後に述べるとおりである。）

(a) 「母の遺したもの」は、座間味村の女子青年団員であった初枝の娘である宮城証人が初枝からの告白を受けたとして執筆したものである。

(b) 「母の遺したもの」には、「沖縄敗戦秘録－悲劇の座間味島」に掲載された初枝の手記の控訴人梅澤の集団自決命令について「母は…梅澤氏に面会して「あなたが命令したのではありません」と告白しました。」との記載がある。（甲B5・8,9,262,263）。

(c) また、「母の遺したもの」には、概要、「そこで、盛秀が戦隊長を前に発した言葉は、「もはや最期の時がきました。若者たちは軍に協力させ、老人と子どもたちは軍の足手まといにならないよう、忠魂碑前で玉

碎させようと思います。弾薬をください」ということだった。初枝は息が詰まるほど驚いた。しばらく沈黙が続いた。垂直に立てた軍刀の柄の部分にあごをのせ、片ひざを立ててじっと目を閉じて座っていた戦隊長はやおら立ち上がり、「今晚は一応お帰りください。お帰りください」と、五人を追い返すように声を荒らげて言い、申入れを断った。五人はあきらめるより他なく、その場を引き上げていった。その帰り道、盛秀は突然、防衛隊の部下でもある恵達に向かって「各壕を廻ってみんなに忠魂碑の前に集合するように……」と言った。あとに続く言葉は初枝には聞き取れなかつたが、「玉碎」の伝令を命じた様子だった。そして盛秀は初枝にも、役場の壕から重要書類を持ち出して忠魂碑前に運ぶよう命じた。盛秀一人の判断というより、おそらく、収入役、学校長らとともに、事前に相談していたものと思われるが、真相はだれにもわからない。」との記述がある。

(d) もっとも、第4・5(2)ア(ア)1(c)のように、「母の遺したもの」にも、木崎軍曹からは「途中で万一のことがあった場合は、日本女性として立派な死に方をしなさい…」と手榴弾一個が渡されたとのエピソードも記載されており（甲B5・46頁），この点では、「母の遺したもの」にも、座間味島での集団自決に軍が関係したことを窺わせる記述が存することが指摘されなければならない。

(e) さらに「母の遺したもの」には、援護法の適用に關連して、次のような記載がある。すなわち、「貧しいながらも住民の生活が落ちつきだした一九五七（昭和三二）年、厚生省引揚援護局の職員が「戦闘参加（協力）者」調査のため座間味島を訪れたときのこと。母は島の長老から呼び出され、「梅澤戦隊長から自決の命令があったことを証言するようにな」と言わされたそうである。」「母が梅澤戦隊長のもとへでかけた五人のうちの唯一の生き残りということで、その場に呼ばれたのである。

母はいったん断った。しかし、住民が『玉碎』命令を隊長からの指示と信じていたこともあり、母は断れずに呼び出しに応じた。」「厚生省による沖縄での調査がはじまったのが一九五七（昭和三二）年三月末で、座間味村では、四月に実施された。役場の職員や島の長老とともに国の役人の前に座った母は、自ら語ることはせず、投げかけられる質問の一つひとつに、「はい、いいえ」で答えた。そして、「住民は隊長命令で自決したと言っているが、どうか」という内容の問い合わせに、母は「はい」と答えたという。」「座間味村役所…では、厚生省の調査を受けたあと、村長を先頭に「集団自決」の犠牲者にも「援護法」を適用させるよう、琉球政府社会局をとおして、厚生省に陳情運動を展開した。その時に提出した資料「座間味戦記」が私の手元にあるが、内容は一九四四（昭和一九）年九月の日本軍駐屯にはじまり、翌敗戦の年の阿嘉島住民が投降していく八月下旬まで、座間味村での戦闘の模様がタイプ文字およそ九千五百字で綴られている。主語は省略されているが、明らかに私の母の行動と思われる文章が数カ所に見られる。そしてこのなかに、「梅澤部隊長よりの命に依って住民は男女を問わず若き者は全員軍の戦斗に参加して最後まで戦い、又老人、子供は全員村の忠魂碑前に於て玉碎する様との事であった」というくだりが含まれている。」「その後、前述した「援護法」の適用を申請するため作成された公文書が出されるが、個人的に座間味島の「隊長命令説」を証言として書いたのが、実は私の母だった。一九六二（昭和三七）年、農家向けの月刊誌「家の光」で「体験実話」の懸賞募集の記事を見つけた母は、さっそく、軍の弾薬運びや斬込みの道案内をした体験を書いて応募した。日本本土はすでに高度成長に入っていたが、沖縄はなお米軍の支配下にあり、教育・文化の復興は取り残されていた。その沖縄の、さらに離島である座間味島に自由に入ってきた唯一の雑誌が、この「家の光」であった。隅から隅までむさぼる

ように「家の光」を読んでいたという母が、小さな囲み記事とはいえ募集告知を見逃すはずはなかった。原稿をまとめるにあたり、「自決命令」についてどう記述するか、母はずいぶん悩んだ。落選すれば問題はないが、万一入選した場合は雑誌に掲載されることになっている。「集団自決」で傷害を負った人や遺族にはすでに国から年金や給与金が支給されており、証言を覆すことはできなかった。悩みに悩んでの執筆だったが、母の作品は入選し、翌年の「家の光」四月号に掲載された。そのなかには、「[三月二五日] 夕刻、梅澤部隊長（少佐）から、住民は男女を問わず、軍の戦闘に協力し、老人子どもも全員、今夜忠魂碑前において玉碎すべし、という命令があった」と記述されている。村役所から厚生省への陳情に使われた文書を引用したものだった。」「「集団自決」を仕事として書くためにやってきた娘に、自分の発言がもとで「隊長命令」という「ウソ」を書かせてはいけないと思ったのか、あるいは、死者の弔いが「三三回忌」で終わってしまうことを意識してか、慰靈祭が終わった日の夜、母は私に、コトの成り行きの一部始終を一気に話しだした。梅澤戦隊長のもとに「玉碎」の弾薬をもらいにいったが帰されたこと、戦後の「援護法」の適用をめぐって結果的に事実と違うことを証言したことなど。そして、「梅澤さんが元気な間に、一度会ってお詫びしたい」とも言った」との記載がある。そのほか、同書には、初枝が昭和55年12月に沖縄を訪れた控訴人梅澤に面会して、「住民を玉碎させるようお願いに行きましたが、梅澤隊長にそのまま帰されました。命令したのは梅澤さんではありません」と告白したことの記載や、娘である宮城証人に対し、手記を記載したノートを託して、機会を見て発表するよう求めたので、晴美自身の取材結果等とともに上記手記を収録した「母の遺したもの」を公にしたとの記載もある。（甲B5・8,9,250ないし255, 260ないし263頁）

f その他

(a) 前第3・4(2)ウ(ウ)fのとおり、控訴人らは、住民の手記には自決命令の主体が記載されていないことをもって梅澤命令説を否定しているところ、座間味島の住民の供述を掲載する「潮だまりの魚たち」（平成16年、甲B59）にも、控訴人梅澤が住民に対して自決命令を出したことを明言する供述はない。

(b) 「週刊新潮」（平成18年、甲B46）の櫻井よしこのコラムには、座間味島の集団自決について、概ね控訴人梅澤の供述に沿う事実経緯が記載され、梅澤命令説を否定する櫻井よしこの見解が記載されているが、記載内容からして、控訴人梅澤に対する取材や前記神戸新聞の記事等に基づく見解にとどまり、控訴人梅澤に対する取材を除き、櫻井よしこが生き残った住民等からの聞き取りを行ったものとまでは認められない。

#### イ 渡嘉敷島について

ア 赤松命令説について直接これを記載し、若しくはその存在を推認せしめる文献等としては、以下に記載するものがあげられる。

##### a 前記「鉄の暴風」

「鉄の暴風」には、「赤松大尉は、島の駐在巡査を通じて、部落民に対し「住民は捕虜になる怖れがある。軍が保護してやるから、すぐ西山A高地の軍陣地に避難集結せよ」と、命令を発した。さらに、住民に対する赤松大尉の伝言として「米軍が来たら、軍民ともに戦って玉砕しよう」ということも駐在巡査から伝えられた。」「恩納河原に避難中の住民に対して、思い掛けぬ自決命令が赤松からもたらされた。「こと、ここに至っては、全島民、皇國の万歳と、日本の必勝を祈って、自決せよ。軍は最後の一兵まで戦い、米軍に出血を強いてから、全員玉砕する」というのである。この悲壮な、自決命令が赤松から伝えられたのは、米軍が沖縄列島海域に侵攻してから、わずかに五日目だった。」「住民には自決用として、三十二発の手榴弾が渡されていたが、更にこのときのために、二十発増加され

た。」「恩納河原の自決のとき、島の駐在巡査も一緒だったが、彼は、「自分は住民の最期を見とどけて、軍に報告してから死ぬ」といつて遂に自決しなかった。日本軍が降伏してから解ったことだが、彼らが西山A高地に陣地を移した翌二十七日、地下壕内において将校会議を開いたがそのとき、赤松大尉は「持久戦は必至である、軍としては最後の一兵まで戦いたい、まず非戦闘員をいさぎよく自決させ、われわれ軍人は島に残った凡ゆる食糧を確保して、持久態勢をととのえ、上陸軍と一戦を交えねばならぬ。事態はこの島に住むすべての人間に死を要求している」ということを主張した。これを聞いた副官の知念少尉（沖縄出身）は悲憤のあまり、衝突し、軍籍にある身を痛嘆した。」として、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に対して自決命令を出したとする記述がある（乙2・33ないし36頁）。

##### b 前記「秘録 沖縄戦史」

「秘録 沖縄戦史」には、「三月二十七日一「住民は西山の軍陣地北方の盆地に集結せよ」との命令が赤松大尉から駐在巡査安里喜順を通じて発せられた。」「安全地帯は、もはや軍の壕陣地しかない。盆地に集合することは死線に身をさらすことになる。だが所詮軍命なのだ。」「西山の軍陣地に辿りついてホツトするいとまもなく赤松大尉から「住民は陣地外に去れ」との命令をうけて三月二十八日午前十時頃、泣くにも泣けない気持ちで北方の盆地に移動集結したのであった。」「友軍は住民を砲弾の餌食にさせて、何ら保護の措置を講じようとしないばかりか「住民は集団自決せよ！」と赤松大尉から命令が発せられた。」「場所を求めて、友軍陣地から三〇〇米の地点に約一五〇〇名が集結した。」「防衛隊員は二個ずつ手榴弾を持っていたのでそれで死ぬことに決めた。」「一個の手榴弾のまわりに二、三十名が丸くなった。」「天皇陛下バンザイ「バンザ…」「叫びが手榴弾の炸裂でかき消された。肉片が飛び散り、谷間の流れが血で彩られていった。」として、赤松大尉が住民に対して西山盆地への集合

・軍陣地からの立ち去り・集団自決を命じたこと、防衛隊員が所持していた手榴弾を用いた自決が発生したことなどの記述がある（乙4・217,218頁）。

c 前記「沖縄戦史」

「沖縄戦史」には、「大尉は」「西山A高地に部隊を集結し、さらに住民にもそこに集合するよう命令を発した。住民にとって、いまや赤松部隊は唯一無二の頼みであった。部隊の集結場所へ集合を命ぜられた住民はよろこんだ。日本軍が自分たちを守ってくれるものと信じ、西山A高地へ集合したのである。しかし、赤松大尉は住民を守ってはくれなかつた。「部隊は、これから、米軍を迎えうつ。そして長期戦にはいる。だから住民は、部隊の行動をさまたげないため、また、食糧を部隊に提供するため、いさぎよく自決せよ」とはなはだ無慈悲な命令を与えたのである。」「住民の間に動搖がおこった。しかし、自分たちが死ぬことこそ国家に対する忠節であるなら、死ぬよりほか仕方がないではないか。あまりに柔順な住民たちは、一家がひとかたまりになり、赤松部隊から与えられた手榴弾で集団自決を遂げた。なかには、カミソリや斧、鎌、鎌などの鉋器で、愛する者をたおした者もいた。住民が集団自決をとげた場所は渡嘉敷島名物の慶良間鹿の水を飲む恩納河原である。ここで三百二十九名の住民がその生命を断つのである。」として、赤松大尉が住民に対して自決命令を出したとする記述がある（乙5・48,49頁）。

d 前記「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」

「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」中の「沖縄作戦と座間味の戦い」の章には、「赤松少佐は島の西北端の高地へ守備隊の移動を命じ、島民は自決せよと命令した。谷底に追い込まれた住民達は「さあ、みんな、笑って死のう」という古波蔵村長の悲壮な訣別の言葉が終わると一発の手榴弾の周囲に集まつた。手榴弾はあちらこちらで炸裂し、男や女の肉を散らした。

死ねない者はお互いに根棒で殴り合い、カミソリで頸を切り、子を絞め、鎌で頭を割り、谷川の水を血で染めつくした。そこへ迫撃弾が炸裂した。思わず死をこわがり逃げ出す者も出て混乱が起つた。自決者三三〇、戦死者三〇余名を除いて、三三六名が未遂に終わった。」として、赤松大尉が住民に対して自決命令を出したとする記述がある（乙6・107頁）。

e 前記「秘録 沖縄戦記」

「秘録 沖縄戦記」には、「秘録 沖縄戦史」同様の赤松大尉の集結命令の記載のほか、「赤松隊は住民の保護どころか、無謀にも「住民は集団自決せよ！」と命令する始末だった。住民はこの期におよんで、だれも命など惜しいとは思わなかつた。敵弾に倒れ、醜い屍をさらすよりは、いさぎよく自決したほうがいいと思いつつ、最後の死に場所を求めて、友軍陣地から三百メートルほどの地点に、約千五百人の島民が集まつてきた。防衛隊員が二個ずつ手榴弾を持っていたので、それで死ぬことに決めた。一個の手榴弾の回りに、二、三十人の人々が集まつた。「天皇陛下バンザイ」の叫びが、手榴弾の炸裂音でかき消された。肉片が飛び散り、谷間はたちまち血潮でいろどられた。なかには、クワやこん棒で互いに頭をなぐりつけたり、かみそりで自分ののどをかき切つて死んでいく者もあつた。こうして三月二十八日午後三時、三百二十九人の島民が悲惨な自決を遂げた。村民はこの盆地を、いまでも「玉碎場」と呼んでいる。」との記述があり、赤松大尉が住民に対して自決命令を出したとする記述がある（乙7・148頁）。

f 「戦闘概要」（昭和44年、新崎盛暉「ドキュメント沖縄戦争」所収）

「戦闘概要」は、昭和28年3月28日、太平洋戦争当時の渡嘉敷村村長や役所職員、防衛隊長らの協力のもと、渡嘉敷村遺族会が編集したもので、新崎盛暉「ドキュメント沖縄戦争」に転載、収録されている。

「戦闘概要」には、「同年三月二七日午後、赤松隊長より、当時の村長

と駐在巡査を通じて、住民は各自の壕を後にし、指定された西山の友軍陣地北方に集合せよとの命令伝達されたので、各自の壕を後にし、指定された西山軍陸地北方に集結した。同年三月二八日、午前一〇時頃、部隊より住民二〇名に対し、一個ずつの手留弾が渡され、午後一時頃皇國の万才と日本の必勝を祈り、一せいに玉碎した。」との記載のほか、「昭和二〇年三月二七日、夕刻駐在巡査安里喜順を通じ住民は一人残らず西山の友軍陣地北方の盆地へ集合命令が伝えられた。」「間もなく兵事主任新城真順をして住民の集結場所に連絡せしめたのであるが、赤松隊長は意外にも住民は友軍陣地外へ撤退せよとの命令である。何のために住民を集結命令したのか、その意図は全く知らないままに恐怖の一夜を明かすことが出来た。昭和二〇年三月二八日午前一〇時頃、住民は軍の指示に従い、友軍陣地北方の盆地へ集ったが、島を占領した米軍は友軍陣地北方の約二、三百米の高地に陣地を構え、完全に包囲態勢を整え、迫撃砲をもって赤松陣地に迫り住民の集結場も砲撃を受けるに至った。時に赤松隊長から防衛隊員を通じて自決命令が下された。危機は刻々と迫りつつあり、事ここに至っては如何ともし難く、全住民は陛下の万才と皇國の必勝を祈り笑って死のうと悲壯の決意を固めた。かねて防衛隊員に所持せしめられた手留弾各々二個が唯一の頼りとなった。各々親族が一かたまりになり、一発の手留弾に二、三〇名が集った。瞬間手留弾がそここに爆発したかと思うと轟然たる無気味な音は谷間を埋め、瞬時に老幼男女の肉は四散し阿修羅の如き阿鼻叫喚の地獄が展開された。」「手榴弾不発で死をまぬかれた者は友軍陣地へ救いを求めて押しよせた時、赤松隊長は壕の入口に立ちはだかり軍の壕へは一步も入ってはいけない、速かに軍陣地近郊を去れと激しく構え、住民をにらみつけた。」として、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に対して部隊陣地北方の盆地への集合・自決・軍の壕からの立ち去りを命じたとする記述がある（乙10・8,12,13頁）。

赤松大尉が自決命令を出したとする「戦闘概要」の記述は、昭和45年に発行された「週刊朝日」（甲B20）にも引用されている。

g 前記「沖縄県史 第8巻」

「沖縄県史 第8巻」には、「昭和二十年（一九四四）三月二十七日夕刻、駐在巡査安里喜順を通じ、住民は一人残らず西山の友軍陣地北方の陣地へ集合するように命じられた。その夜は物凄い豪雨で、住民たちは、ハブの棲む真暗な山道を豪雨と戦いつつ、老幼婦女子の全員が西山にたどりついた。ところが赤松大尉は「住民は陣地外に立ち去れ」と命じアメリカ軍の迫撃砲弾の炸裂する中を、さらに北方盆地に移動集結しなければならなかつた。いよいよ、敵の攻撃が熾烈になったころ、赤松大尉は「住民の集団自決」を命じた。約千五百人の住民は、二、三十人が一発の手榴弾を囲んで自決をはかった。互に、鎌や根棒で殺し合つたりした。あるいは剃刀で喉を切つた。ここに自決したもの、三二九人を数える。」として、赤松大尉が住民に対して集団自決を命じたとする記述がある（乙8・410頁）。

h 前記「沖縄県史 第10巻」

(a) 「沖縄県史 第10巻」には、「上陸に先だち、赤松隊長は、「住民は西山陣地北方の盆地に集合せよ」と、当時赴任したばかりの安里喜順巡査を通じて命令した。安里巡査は防衛隊員の手を借りて、自家の壕にたてこもる村民を集めては、西山陣地に送り出していた。」「西山陣地に村民はたどり着くと、赤松隊長は村民を陣地外に撤去するよう厳命していた。」「陣地に配備されていた防衛隊員二十数人が現われ、手榴弾を配り出した。自決をしようというのである。」「村長、校長、兵事主任ら村のリーダーらが集つて、相談ごとをしていた。そこで誰云うとなしに「天皇陛下万才」を三唱したり、「海行かば」を齊唱したりして、それがこだまするのだが、すぐ砲撃にかき消されていた。その時、渡嘉敷

の人たちの間から炸裂音がした。それにつられて、村民らは一齊に手榴弾のピンを抜いて、信管をパカパカたたいていた。肉片がとび散り、山谷はたちまち血潮で彩どられていた。しかし、発火した手榴弾はそう多くはなかった。生き残っては大変と、手榴弾を分解して、火薬を喰べている者もいた。とうとう、死ねない者たちは、鎌や棒でお互い同士なり合い、殺し合っていた。男たちは、妻子や親を殺し、親戚の者にも手をつけていた。そのために、男手のある家族の被害は一番大きい。身内の者を片づけると、自分自身は立木に首を吊った。」との記述がある（乙9・689,690頁）。

(b) 渡嘉敷村長であった米田惟好は、「沖縄県史 第10巻」に掲載された「渡嘉敷村長の証言」に、「安里喜順巡査が恩納川原に来て、今着いたばかりの人たちに、赤松の命令で、村民は全員、直ちに、陣地の裏側の盆地に集合するようにと、いうことであった。盆地はかん木に覆われてはいたが、身を隠す所ではないはずだと思ったが、命令とあらばと、私は村民をせかせて、盆地へ行った。」「盆地へ着くと、村民はわいわい騒いでいた。集団自決はその時始まった。防衛隊員の持つて来た手榴弾があちこちで爆発していた。安里喜順巡査は私たちから離れて、三〇メートルくらいの所のくぼみから、私たちをじっと見ていた。「貴方も一緒に…この際、生きられる見込みはなくなった」と私は誘った。「いや、私はこの状況を赤松隊長に報告しなければならないので自決は出来ません」といっていた。私の意識は、はっきりしていた。」「二、三〇名の防衛隊員がどうして一度に持ち場を離れて、盆地に村民と合流したか。集団脱走なのか。防衛隊員の持つて来た手榴弾が、直接自決にむすびついているだけに、問題が残る。私自身手榴弾を、防衛隊員の手から渡されていた。」と記載している（乙9・768,769頁）。

i 「家永第3次教科書訴訟第1審 金城重明証言」（昭和63年、平成2

年安仁屋政昭編「裁かれた沖縄戦」所収）

(a) 金城証人は、渡嘉敷島の集団自決の体験者であり、東京地方裁判所昭和59年(ワ)第348号損害賠償請求事件（以下「家永教科書検定第3次訴訟第1審」という。）において、証人として渡嘉敷島の集団自決について証言した。

「家永第3次教科書訴訟第1審 金城重明証言」には、「村の指導者を通して、軍から命令が出たというふうな違しがあります。配られた手榴弾で自決を始めると、これが自決の始まりであります。」「実は、当時の役場の担当者に電話で確認を取りましたら、集団自決が起る大体数日前ですね、日にちは何日ということはよくわかりませんけれども、日本軍の多分兵器軍曹と言っていたのでしょうか、兵器係だと思いますけれども、その人から役場に青年団員や職場の職員が集められて、箱ごと持つて来て、手榴弾をもうすでに手渡していたようです。一人に二箇ずつ、それはなぜ二箇かと申しますと、敵の捕虜になる危険性が生じた時には、一箇は敵に投げ込んで、あと一箇で死になさいと。ですから、やはり集団自決は最初から日本軍との係わりで予想されていたことだということがわかるわけです。更に集団自決の現場では、それに追加されてもう少し多く手榴弾が配られていると。しかし余り数は多くないものですから、私ども家族にはありませんでした。」「当時の住民は軍から命令が出たというふうに伝えられておりまして、そのつもりで自決を始めたわけであります。」「（証人自身は、直接その自決の命令が出たという趣旨の話を直接聞かれたのですか）はい、直接聞きました。」との記述がある（乙11・287,288頁）。

(b) 安仁屋政昭編「裁かれた沖縄戦」には、金城証人の「意見書 軍国主義的皇民化教育の末路としての「集団自決」」が掲載されているが、そこには「一千名近くの住民が、一箇所に集められた。軍からの命令を待

つ為である。阿波連の住民の幾人かが身の危険を感じて、「集団自決」の惨事が起こる前にその現場を離れようとすると、駐在が刀を振り回して自決場へ再び追い込まれるという現象も起こったのである。勿論これは彼自身の意志に基づく行動ではなく、日本軍に仕組まれた計画の実践に他ならなかった。この事も「集団自決」が軍隊に強いられたものであつて、住民の自発的行動でなかったことを証拠立てるものである。」「死刑囚が死刑執行の時を、不安と恐怖のうちに待つかのように、私共も自決命令を待った。いよいよ軍から命令が出たとの情報が伝えられた。配られた手榴弾で家族親戚同士が輪になって自決が行われたのである。」

「『集団自決』は様々な要素の絡みで生起した惨事である。天皇や国のために死ぬことを教え込まれた国民的素地があつたこと、捕虜になることへの恐怖心と恥意識、孤島で戦闘に巻き込まれて逃げ場を失い、精神的にも空間的にも追い詰められたという現実等が集団自決の要因となつたのである。しかし何よりも日本軍が戦略的に住民を一箇所に集結せしめた結果、敵軍に包囲された瞬間に必然的に「集団自決」へと追い込まれたということは、重大な要因として挙げなければならない。赤松隊は戦略上島の住民を敵軍と接触させない等の理由から、一箇所に集結せしめたのである。従つて我々住民が西山陣地の近くへ集結したのは、自らの自由意志によるものではなく、飽くまでも日本軍の意志によって強いたものであった。」「更に極めて重大な問題は、「集団自決」用の手榴弾は誰が何時何所で住民に配ったかということである。」「村の担当者の話によると、村の青年団員と役場の職員凡そ二〇名から三〇名位が役場に集められて手榴弾を各自二個ずつ配られた。捕虜になるおそれのある時には一個は敵に投げ、他の一個で自決するようにと手渡されたという。従つて「集団自決」の為の手榴弾は予め日本軍によって準備されたものである。手榴弾が予め手渡されたということは、軍によ

って「集団自決」への道が事前に備えられていたと言うことができるのである。同様の目的で防衛隊員にも手榴弾が二個ずつ手渡されていた。この事は住民が「集団自決」に追い込まれていく大きな原因となったのである。」といった記載がある（乙11・339、340、347、348頁）。

(c) 金城証人の体験談は、「潮」（昭和46年11月号、甲B21。なお、ここでは「渡嘉敷島でのいわゆる集団自決について、直接の指揮系統は未だ明確ではなく、赤松大尉は直接命令を下さなかつたという説もある」としている。）、「『集団自決』を心に刻んで」（甲B42）、平成19年6月22日付け毎日新聞（甲B77）、平成19年4月4日付け琉球新報（乙54）、「沖縄戦—県民の証言」（乙64）などにも掲載され、本件訴訟においても、家永教科書検定第3次訴訟第1審におけると同様の証言をしている。

j 「家永第3次教科書訴訟第1審 安仁屋政昭証言」（安仁屋政昭編「裁かれた沖縄戦」所収）

安仁屋政昭は、家永第3次教科書訴訟第1審における証言当時は沖縄国際大学の歴史学の教授であり、沖縄史料編集所に勤務した経歴を持ち、渡嘉敷村史の編集にも携わった者である。

「家永第3次教科書訴訟第1審 安仁屋政昭証言」には、「米軍の上陸前に赤松部隊から渡嘉敷村の兵事主任に対して手榴弾が渡されておつて、いざというときにはこれで自決するようにという命令を受けていたと、それから、いわゆる集団的な殺し合いのときに、防衛隊員が手榴弾を持ち込んでいると、集団的な殺し合いを促している事実があります。これは厳しい実証的な検証の中で証言を得ております。曾野綾子さんなどは、「ある神話の背景」という作品の中でこれを否定しているようすけれども、兵事主任が証言しております。兵事主任の証言というのはかなり重要であるということを強調しておきたいと思います。」「兵事主任という役割は、

大きな役割だと言いましたが、兵事主任の証言を得ているということは、決定的であります。これは、赤松部隊から、米軍の上陸前に手榴弾を渡されて、いざというときには、これで自決しろ、と命令を出しているわけですから、それが自決命令でないと言われるのであれば、これはもう言葉をもてあそんでいるとしか言いようがないわけです。命令は明らかに出ているということですね。」との記述がある（乙11・54,69頁）。

また、安仁屋政昭は、陳述書においても、同趣旨の記載をしている（乙68）。

k 「渡嘉敷村史」（平成2年）渡嘉敷村史編集委員会編集

(a) 「渡嘉敷村史」は、渡嘉敷村史編集委員会の編集により、渡嘉敷村役場が発行したものである。

「渡嘉敷村史」には、「すでに米軍上陸前に、村の兵事主任を通じて自決命令が出されていたのである。住民と軍との関係を知る最も重要な立場にいたのは兵事主任である。兵事主任は徵兵事務を扱う専任の役場職員であり、戦場においては、軍の命令を住民に伝える重要な役割を負わされていた。渡嘉敷村の兵事主任であった新城真順氏（戦後改姓して富山）は、日本軍から自決命令が出されていたことを明確に証言している。兵事主任の証言は次の通りである。①一九四五年三月二〇日、赤松隊から伝令が来て兵事主任の新城真順氏に対し、渡嘉敷部落の住民を役場に集めるように命令した。新城真順氏は、軍の指示に従って「一七歳未満の少年と役場職員」を役場の前庭に集めた。②そのとき、兵器軍曹と呼ばれていた下士官が部下に手榴弾を二箱持つてこさせた。兵器軍曹は集まつ（ママ）二十数名の者に手榴弾を二個ずつ配り訓示をした。（米軍の上陸と渡嘉敷島の玉碎は必至である。敵に遭遇したら一発は敵に投げ、捕虜になるおそれのあるときは、残りの一発で自決せよ。）③三月二七日（米軍が渡嘉敷島に上陸した日）、兵事主任に対して軍の命令が

伝えられた。その内容は、〈住民を軍の西山陣地近くに集結させよ〉というものであった。駐在の安里喜順巡査も集結命令を住民に伝えてまわった。④三月二八日、恩納河原の上流フィジガーで、住民の〈集団死〉事件が起きた。このとき、防衛隊員が手榴弾を持ちこみ、住民の自殺を促した事実がある。手榴弾は軍の厳重な管理のもとに置かれた武器である。その武器が、住民の手に渡るということは、本来ありえないことである。」「渡嘉敷島においては、赤松嘉次大尉が全権限を握り、村の行政は軍の統制下に置かれていた。軍の命令が貫徹したのである。」として、赤松大尉が住民に対して自決命令を出したとする記述がある（乙13・197,198頁）。

(b) 昭和63年6月16日の朝日新聞夕刊（乙12）によれば、富山真順は、朝日新聞の取材に対して同趣旨の供述をし、そうした供述をしたことに関して「玉碎場のことなどは何度も話してきた。しかし、あの玉碎が、軍の命令でも強制でもなかったなどと、今になって言われようとは夢にも思わなかった。当時の役場職員で生きているのは、もうわたし一人。知れきったことのつもりだったが、あらためて証言しておこうと思った。」と語ったとされる。

1 その他

(a) そのほか、沖縄戦の研究者である石原昌家は、日本軍が、軍官民共生共死の一体化の方針のもとで住民をスパイ視して直接殺害したほか、集団自決を強制した旨の見解を主張している（乙31及び72）。

(b) また、渡嘉敷島の集団自決については、本件訴訟を契機とした新たな住民の供述や新聞報道等がある。

例えば、渡嘉敷村の役場職員であった吉川勇助は、陳述書に、軍の陣地から防衛隊員が「伝令」と大声で叫びながら古波蔵村長のもとへやってきて、何事かを告げ、その後古波蔵村長が「天皇陛下万歳」と三唱し

て自決が始まつた旨記載し、沖縄タイムスの取材に対して、軍から離脱した防衛隊員が軍の強要により自決した旨供述している（乙67、70の1ないし3）。

(イ) 赤松命令説について否定し、又はその存在の推認を妨げる文献等としては、以下に記載するものがあげられる。

a 赤松大尉の手記等

赤松大尉は、「潮」（甲B2、昭和46年）に「私は自決を命令していない」と題する手記を寄せているほか、「週刊新潮」（昭和43年、甲B73）、昭和43年4月8日付けの琉球新報（乙26）の取材に応じた記録が残っている。赤松大尉は、「潮」（甲B2、昭和46年）に寄せた手記において、自決命令は出していない、特攻する覚悟であったため住民の処置は頭になかった、部落の係員から住民の処置を聞かれ、部隊が西山のほうに移動するから住民も集結するなら部隊の近くの谷がいいだろうと示唆した、これが軍命令を出し、自決命令を下したと曲解される原因だったかもしれないなどと記述し、赤松命令説を否定している。

b 「沖縄方面陸軍作戦」（昭和43年）防衛庁防衛研修所戦史室

「沖縄方面陸軍作戦」は、慶良間列島における日本軍の作戦及び戦闘の状況についてまとめた防衛庁の資料である。

「沖縄方面陸軍作戦」には、慶良間列島の集団自決について、「当時の国民が一億総特攻の気持…にあふれ、非戦闘員といえども敵に降伏することを潔しとしない風潮がきわめて強かつたことがその根本的理由であろう。」として、住民が軍の命令によってではなく自発的に自決に至ったとするような記述がある（乙55・252頁）。

c 「陣中日誌」（昭和45年）谷本小次郎著

「陣中日誌」は、第三戦隊の隊員であった谷本小次郎によって編集されたものである。

印刷された「陣中日誌」には、昭和20年3月28日の欄の終わりに「⑤小雨の中敵弾激しく住民の叫び阿修羅のごとく陣地後方において自訣し始めたる模様」とある次の行に注として「注 自訣は翌日判明したものである。」との記述があり、その次の行に「三月二十九日曇雨 悪夢の如き様相が白日眼前に洒された昨夜より自訣したるもの約二百名（阿波連方面に於いても百数十名自訣、後判明）首を縛った者、手榴弾で一団となって爆死した者、棒で頭を打ち合った者、刃物で頸部を切断したる者、戦いとは言え言葉に表し尽し得ない情景であった。」との記述があり、軍の命令を示す記載はない（甲B19・13頁）。なお、⑤の現在進行形の記述と注にはそれが感じられるが、体裁からは、注が日誌自体に何時なぜ記載されたかは不明であり、「後判明」とされる阿波連の自決者数の記載等についても同様である。

d 「ある神話の背景」（昭和48年）曾野綾子著

「ある神話の背景」は、作家の曾野綾子が、渡嘉敷島の住民や赤松大尉、第三戦隊の元隊員らに取材して執筆したものである。

「ある神話の背景」には、軍の自決命令により座間味、渡嘉敷で集団自決が行われたと最初に記載したのは「鉄の暴風」であるところ、「鉄の暴風」は直接の体験者ではない山城安次郎と宮平栄治に対する取材に基づいて書かれたものであり、これを基に作成したのが「戦闘概要」であり、さらにこれらを基に作成されたものが「戦争の様相」であるとの記述、「戦争の様相」に「戦闘概要」にある自決命令の記載がないのは、「戦争の様相」作成時には部隊長の自決命令がないことが確認できたから、記載がら外したものであるとの記述がある（甲B18・48頁）。また、「ある神話の背景」は、前記3つの資料は、米軍上陸日が昭和20年3月27日であるにもかかわらず、同月26日と間違って記載していると指摘している（甲B18・49頁）。

曾野綾子は、その後、「正論」（平成15年、甲B4）、「沈船検死」（平成18年、甲B55）、「Voice」（平成19年、甲B49）、平成19年10月23日付け産経新聞（甲B84）、「WILL」（平成20年1月号、甲B94）においても、「ある神話の背景」に示した見解を維持している。

e 「花綵の海辺から」（平成2年）大江志乃夫著

「花綵の海辺から」は、戦史研究家である大江志乃夫が執筆したものである。

「花綵の海辺から」には、「赤松嘉次隊長が『自決命令』をださなかつたのはたぶん事実であろう。西村市五郎大尉が指揮する基地隊が手榴弾を村民にくばったのは、米軍の上陸まえである。挺進戦隊長として出撃して死ぬつもりであった赤松隊長がくばることを命じたのかどうか、疑問がのこる。」として、赤松命令説を否定する記述がある（甲B36・27頁）。

f 「沖縄県警察史 第2巻」（平成5年）沖縄県警本部発行

(a) 「沖縄県警察史 第2巻」は、沖縄県警本部が発行した沖縄県の警察に関する資料である。

「沖縄県警察史 第2巻」には、安里巡査の供述として、「私は赤松隊長に会った。「これから戦争が始まるが、私たちにとっては初めてのことである。（中略）このままでは捕虜になってしまふので、どうしたらいいのか」と相談した。すると赤松隊長は、「私たちも今から陣地構築を始めるところだから、住民はできるだけ部隊の邪魔にならないよう、どこか静かで安全な場所に避難し、しばらく情勢を見ていてはどうか」と助言してくれた。私はそれだけの相談ができたので、すぐ部落に引き返した。」「私は住民の命を守るために赤松大尉とも相談して、住民を誘導避難させたが、住民は平常心を失っていた。」「集まった防衛隊員たちが、「もうこの戦争はだめだから、このまま敵の手にかかる。

死ぬより深く自分達の手で家族一緒に死んだ方がいい」と言い出して、村の主だった人たちが集まって玉砕を決行しようという事になった。私は住民を玉砕させる為にそこまで連れて来たのではないし、戦争は今始まったばかりだから玉砕することを当局としては認めるわけにはいかないと言った。しかし、当時の教育は、「生きて虜囚の辱めを受けず」だったので、言っても聞かなかった。そこで、「じゃあそれを決行するのはまだ早いから、一応部隊長のところに連絡を取ってからその返事を待つて、それからでも遅くはないのではないか」と言って部隊長の所へ伝令を出した。だがその伝令が帰って来ないうちに住民が避難している近くに迫撃砲か何かが落ちて、急に撃ち合いが激しくなった。そしたら住民は友軍の総攻撃が始まったものと勘違いして、方々で「天皇陛下万歳、天皇陛下万歳」と始まった。その時、防衛隊員は全員が敵に遭遇した時の武器として、手榴弾を持っていました。その手榴弾を使って玉砕したが、幸か不幸かこの手榴弾は不発が多く玉砕する事ができない人たちがいた。玉砕できなかつた人たちが集まって、友軍の陣地に行って機関銃を借りて自決しようとすることになって、自分たちで歩ける者は一緒に友軍の陣地に行ったが、友軍はそれを貸すはずがない。そこでガヤガヤしているうちにまた迫撃砲か何かが撃ち込まれ、多くの人たちがやられた。その時友軍に、『危険だから向こうに行け』と言われて、元の場所に帰つて来た。」との記述がある（甲B16・773ないし775頁）。

(b) 安里巡査は、後記eのとおり、沖縄タイムス（甲B60）に赤松大尉の直筆の手紙を紹介し、コメントした特崗力に宛てた昭和58年6月8日付けの手紙（甲B61）でも、集団自決が軍命でも赤松大尉の命令でないと記載するなどしている。

g 「沖縄戦ショウダウン」（平成8年）上原正稔著

「沖縄戦ショウダウン」は、平成8年6月1日から13回にわたつて沖

縄の地元紙である琉球新報に連載されていた上原正稔のコラムである。このコラムでは、米軍第77歩兵師団の兵士であったグレン・シアレスが語ったものを上原正稔が翻訳して掲載しているほか、渡嘉敷島の集団自決についての上原正稔の見解が述べられている。

「沖縄戦ショウウダウン」には、上原正稔の記載した注の中で、金城武徳や大城良平、安里巡査が、赤松大尉について、立派な人だった、食料の半分を住民に分けてくれた、村の人で赤松大尉のことを悪く言う者はいないなどと語ったことを記載し、援護法が集団自決に適用されるためには軍の自決命令が不可欠だったから赤松大尉は一切の釈明をせず世を去ったと記載している。取材源は明示していないものの、連載の5回目には、昭和20年3月28日の「夕刻、古波蔵村長が立ち上がり、宮城遥拝の儀式を始めた。北に向かって一礼し、「これから天皇陛下のため、御國のため、深く死のう」と話した。「天皇陛下万歳！」と皆、両手を上げて斎唱した」とが記述されている（甲B44）。

#### h 知念証人及び皆本証人の各証言

(a) 知念証人は、第三戦隊の小隊長として赤松大尉とともに渡嘉敷島を守備していた者である。

知念証人は、陳述書に「私は、正式には小隊長という立場でしたが、事実上の副官として常に赤松隊長の傍におり」と記載した上で、証人尋問において、「沖縄県史 第10巻」の体験談に赤松大尉の自決命令はない旨記載したことについて、正しい供述である旨証言し、「自決命令ははいだいておりません。」などと証言している（甲B67）。

知念証人は、琉球新報のコラムにおいても赤松大尉が自決命令を出していない旨述べている（甲B44）。

(b) 皆本証人は、第三戦隊の中隊長として赤松大尉とともに渡嘉敷島を守備していた者である。

皆本証人は、集団自決の起きた昭和20年3月28日の自らの行動について、午前1時ころに主力部隊と合流した、同日午前3時ころに赤松大尉の下に報告に行ったが、自決命令に関する話は一切なかった、翌29日になって部下から集団自決が起きたとの報告を受けた、赤松大尉とは親密に連絡を取っていたが、同年8月15日の終戦に至るまで赤松大尉自身からも他の隊員からも、赤松大尉が住民に自決命令を出したという話は一切聞いていないなどと証言している。

皆本証人は、「WILL」（平成17年12月号、甲B86）に「中隊長の見た現場」という論稿を寄せ、同趣旨を記載している。

#### i 照屋昇雄の供述

照屋昇雄は、琉球政府社会局援護課の職員であった者である。

産経新聞の平成18年8月27日の朝刊は、照屋昇雄が昭和20年代後半から琉球政府社会局援護課において援護法に基づく弔慰金等の支給対象者の調査をした者であるとした上で、同人が渡嘉敷島での聞き取り調査について、「1週間ほど滞在し、100人以上から話を聞いた」ものの、「軍命令とする住民は一人もいなかった」と語ったとし、赤松大尉に「命令を出したことにしてほしい」と依頼して同意を得た上で、遺族たちに援護法を適用するため、軍による命令ということにし、自分たちで書類を作り、その書類を当時の厚生省に提出したとの趣旨を語ったとの記事を掲載した（甲B35）。

照屋昇雄は、「正論」（平成18年11月号、甲B38）に掲載された「日本文化チャンネル桜」の取材班の取材に対しても、同趣旨の供述をしている。

#### j 徳平秀雄らの供述

(a) 徳平秀雄は、渡嘉敷島の郵便局長であった者である。

徳平秀雄は、「沖縄県史 第10巻」に寄せた体験談に「恩納川原に

着くと、そこは、阿波連の人、渡嘉敷の人でいっぱいでした。そこをねらって、艦砲、迫撃砲が撃ちこまれました。上空には飛行機が空を覆っていました。そこへ防衛隊が現われ、わいわい騒ぎが起きました。砲撃はいよいよ、そこに当っていました。そこでどうするか、村の有力者たちが協議していました。村長、前村長、真喜屋先生に、現校長、防衛隊の何名か、それに私です。敵はA高地に迫っていました。後方に下がろうにも、そこはもう海です。自決する他ないので。中には最後まで闘おうと、主張した人もいました。特に防衛隊は、闘うために、妻子を片づけようではないかと、いっていました。防衛隊とは云っても、支那事変の経験者ですから、進退きわまっていたに違いありません。防衛隊員は、持て来た手榴弾を、配り始めました。」「そういう状態でしたので、私には、誰かがどこかで操作して、村民をそういう心理状態に持っていたとは考えられませんでした。」と記載した（乙9・765頁）。

(b) 元第三戦隊第一中隊付防衛隊の大城良平は、「沖縄県史 第10巻」に寄せた体験談に「赤松隊長が自決を命令したという説がありますが、私はそうではないと思います。なにしろ、赤松は自分の部下さえ指揮できない状態に来ていたのです。私は自分の家内が自決したということを聞いて、中隊長になぜ自決させたのかと迫ったことがあります。中隊長は、そんなことは知らなかったと、いっていました。ではなぜ自決したか。それは当時の教育がそこにあてはまったからだと思います。くださいて云えば、敵の捕虜になるより、いさぎよく死ぬべきだということです。自発的にやったんだと思います。それには「はずみ」というものがあります。あの時、村の有志が「もう良い時分ではないか」といって、万才を三唱させていたといいますから、それが「はずみ」になったのではないでしょうか。みんな喜んで手榴弾の信管を抜いていたといいます。

その時、村の指導者の一人が、住民を殺すからと、機関銃を借りに來たといいます。そんなことは出来ないと、赤松隊長は追いやってと、彼自身から聞きました。結局自決は住民みんなの自発的なものだということになります。」と記載した（乙9・781頁）。

#### k その他

(a) 以上の文献等のほか、赤松大尉が集団自決に対する関与について「一部マスコミの、現地の資料のみによる興味本位的に報道されているようなものでは決してありませんでした」とする手紙を紹介する報道（甲B60）や、この報道を受けて、安里巡査が、昭和58年当衆議院外務委員会調査室に勤務していた徳嵩力に宛てて、渡嘉敷島の集団自決は軍の命令、赤松大尉の命令のいずれによるものでもなかつた旨記載した手紙（甲B61），その手紙に対する徳嵩力の返事（甲B62）など、赤松命令説に消極的な報道、手紙等がある。

(b) また、本件訴訟を契機とした供述や新聞報道等もある。

例えば、金城武徳は、前記「正論」（平成18年11月号）に掲載された現地取材において、渡嘉敷島の集団自決は軍の自決命令によるものではない旨供述している（甲B38、甲B52の1、2）。

#### (3) 援護法の適用問題について

ア 控訴人らは、梅澤命令説及び赤松命令説が集団自決について援護法の適用を受けるためのねつ造であったと主張する。そして、(2)で指摘したとおり、座間味島、渡嘉敷島における集団自決に関しては、多数の諸文献、証言等が存するところ、控訴、被控訴人らにおいては、その信用性等を争う諸文献等が存する。そして、控訴人らの諸文献等の信用性批判の根幹に援護法の適用問題があるので、集団自決に関する諸文献等の信用性の判断に先立ち、まず援護法の適用問題について判断する。

イ 援護法が、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補

償の精神に基づき、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的して制定された法律であり、昭和27年4月30日に公布されたことは、当裁判所に顯著であり、この当裁判所に顯著な事実に、証拠（甲B51、乙16、32、35の1及び2、36ないし38、39の1ないし5、47の1及び2、95並びに96）を併せ検討すれば、援護法の沖縄に対する適用経緯等について、次の事実が認められる。

(ア) 援護法は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的して制定された法律であり、昭和27年4月30日に公布された。

(イ) 沖縄は米軍の占領下にあり、日本法を直ちに適用することができなかつたため、日本政府は、同年8月、那覇日本政府南方連絡事務所を設置した。同所と米国民政府との折衝の結果、日本政府は、昭和28年3月26日、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）に現住する者に対して援護法を適用する旨公表した。

他方、琉球政府においては、同年4月1日、社会局に援護課が設置され、援護事務を取り扱うこととされた。

(ウ) 日本軍が沖縄に駐屯を開始したのは昭和19年6月ころであったが、駐屯当初、日本軍は、公共施設や民家を宿舎として使用し、軍人と住民が同居することがあった。そのほかにも、住民は、陣地構築や炊事・救護等で、軍に協力する立場にあった。また、沖縄戦は、島々を中心前線もないままに戦闘が行われたため、軍と住民は、軍の駐屯から戦争終了まで行動を共にすることが多かった。

このような事情により、住民を戦闘参加者と戦闘協力者に区分することは容易ではなかった。この点について、昭和30年3月に終戦後援護業務のため沖縄に出張滞在した厚生事務官馬淵新治（元大本営船舶參謀）は、防衛研修

所戰史室の依頼により執筆した報告書（乙36）において「複雑多岐な様相を帶びてゐる沖縄戦では、戦闘協力者と有給軍属、戦闘協力者と一般軍に無関係な住民との区別を、如何なる一線で劃するか、誠に至難な問題が介在している。結局總ゆる事例について調査糾明して最も明瞭なものから、逐次処理しつつ、其の範囲を縮少し、最後に左右いずれにするかの「踏み切り」をする以外にないようと思われる。」として、調査のため厚生省から担当事務官3名が長期に現地に派遣される段階になつたとしている。また、それまでの自身による戦闘協力の実態調査により戦闘協力者を区分し、その中に慶良間群島の集団自決をあげ、「軍によって作戦遂行を理由に自決を強要されたとする本事例は、特殊の[ケース]であるが、沖縄における離島の悲劇である。」としている（乙36・41～43頁）。

昭和31年3月、戦闘参加者の範囲を決定するため、厚生省引揚援護局援護課の職員らが沖縄に派遣され、沖縄戦の実態調査を行つた。沖縄県の住民は、沖縄県遺族連合会が懇談会、協議会を開催するなど、集団自決について援護法が適用されるよう強く求め、琉球政府社会局を通して厚生省に陳情する運動を行つた。

以上の実態調査や要望を踏まえて、厚生省は、昭和32年7月、沖縄戦の戦闘参加者の処理要綱を決定した。この要綱によれば、戦闘参加者の対象者は、①義勇隊、②直接戦闘、③弾薬・食糧・患者等の輸送、④陣地構築、⑤炊事・救護等の雜役、⑥食糧供出、⑦四散部隊への協力、⑧壕の提供、⑨職域（県庁職員・報道関係者）、⑩区村長としての協力、⑪海上脱出者の剝舟輸送、⑫特殊技術者（鍛冶工・大工等）、⑬馬鹿蒐集、⑭飛行場破壊、⑮集団自決、⑯道案内、⑰遊撃戦協力、⑱スパイ嫌疑による斬殺、⑲漁撈勤務、⑳勤労奉仕作業の20種類に区分され、その内容が詳細かつ網羅的に定義され、軍に協力した者が広く戦闘参加者に該当することとされた。その結果、約9万4000人と推定されている沖縄戦における軍人軍属以外の一般県民

の戦没者のうち、約5万5200人余りが戦闘参加者として処遇された。このうち、区分⑩「集団自決」の概況は、「狭小なる沖縄周辺の離島において、米軍が上陸直前又は上陸直後に警備隊長は日頃の計画に基いて島民を一箇所に集合を命じ「住民は男、女老若を問はず軍と共に行動し、いやしくも敵に降伏する」となく各自所持する手榴弾を以って対抗出来る処までは対抗し慮々と言う時にはいさぎよく死花を咲かせ」と自決命令を下したために住民はその命をそのまま信じ集団自決をなしたものである。尚沖縄本島内においては個々に米軍に抵抗した後、手榴弾で自決したものもある。集団自決の地域 座間味島、渡嘉敷島、伊江島」とされている(乙32、39の5)。

集団自決が戦闘参加者に該当するかの判断に当たっては、隊長の命令によるものか否かは、重要な考慮要素とされたものの、要件ではなく、隊長の命令がなくても戦闘参加者に該当すると認定されたものもあった。

(エ) 加えて、座間味村の援助法の申請は15次にわたり、申請から認定まで最短で3週間、平均3か月で補償対象との判断が下された。渡嘉敷村役場で援護担当であった小嶺幸信は、平成19年1月15日朝刊に掲載された沖縄タイムスの取材に対し、「『集団自決』の犠牲者を申請するとき、特に認定が難しかったという記憶はない。」と語った。元琉球政府の社会局援護課の職員であった金城見好も、同じ取材に答えて、「二、三ヶ月後の認定は早い。平均的には三ヶ月から六ヶ月かかっていた」「慶良間諸島は、沖縄戦の最初の上陸地という特別な地域だった。当初から戦闘状況が分かっており、住民を『準軍属』として処遇することがはっきりしていた」と説明した。この点は先に挙げた厚生省の現地実態調査と、それに基づいて作成された詳細でかつ網羅的な戦闘参加者の区分にも合致している。

ウ 前記認定事実によれば、昭和27年4月30日に公布された援護法が米軍の占領下にあった沖縄に適用されることとなつたのは昭和28年3月26日であること、その後、琉球政府社会局に援護課が設置され、沖縄戦の実態調査が行

われたこと、集団自決が戦闘参加者に該当することが決定されたのは昭和32年であること、隊長の命令がなくても戦闘参加者に該当すると認定された自決の例もあったことが認められ、また、前記(2)ア(ア)で認定した事実並びに証拠(乙2、35の1及び2)によれば、援護法が公布された昭和27年4月30日より以前の昭和25年に発行された「鉄の暴風」に、控訴人梅澤及び赤松大尉が住民に自決命令を出した旨の記述があり、その内容も具体的に記載されていること、昭和20年に作成された米軍の「慶良間列島作戦報告書」には、「尋問された民間人たちは、三月二十一日に、日本兵が、慶留間の島民に対して、山中に隠れ、米軍が上陸してきたときは自決せよと命じたとくりかえし語っている」との記述があり、座間味村の状況について、「明らかに、民間人たちは捕らわれないために自決するように指導(勧告)されていた」との記述があること(この林教授の訳について控訴人らが疑義を呈しているけれども、後記第4・5(4)エのとおり、控訴人らの主張するとおりに「慶良間列島作戦報告書」の該当部分を訳したとしても、軍が住民に自決を勧めていた事実は十分に認められる。)が認められる。

これらの事実に照らすと、梅澤命令説及び赤松命令説は、沖縄において援護法の適用が意識される以前から具体的な内容をともなって存在していたことが認められるから、援護法適用のために捏造されたものであるとする主張は採用できない。また、前記のとおり、隊長の命令がなくても戦闘参加者に該当すると認定された自決の例もあったことが認められるなど、日本軍がその作戦に様々な形で住民を協力させ、軍と行動を共にさせるなどして集団自決などの悲惨な結果を招いていることは沖縄戦全体の特徴として厚生省の現地調査の結果でも知られており、上記のとおり戦闘に協力した住民を広く準軍属として処遇することになつたのであるから、梅澤命令説及び赤松命令説を後日になってあえて捏造する必要があったとはにわかに考え難い。

エ(ア) これに対し、前記のとおり、昭和20年代後半から琉球政府社会局援護課

に勤務していたとする照屋昇雄は、渡嘉敷島での聞き取り調査について、「1週間ほど滞在し、100人以上から話を聞いた」ものの、「軍命令とする住民は一人もいなかった」と語ったとし、赤松大尉に「命令を出したことにしてほしい」と依頼して同意を得た上で、遺族たちに援護法を適用するため、軍による命令ということにし、自分たちで書類を作り、その書類を当時の厚生省に提出したとの趣旨を語ったとされる（甲B35及び38）。証拠（甲B63ないし65、乙56の1及び2、57の1及び2、58並びに59）によれば、照屋昇雄（本件訴訟では、昭和28年3月着任と主張されていた）は、昭和29年10月19日琉球政府の社会局援護課の援護事務の嘱託職員となり、昭和30年5月1日には旧軍人軍属資格審査委員会臨時委員となり、同年12月に選考により三級民生管理職として琉球政府に採用され、沖縄中部社会福祉事務所の社会福祉主事として勤務したこと、昭和31年10月1日に沖縄南部福祉事務所に配置換えとなり、昭和33年2月15日に社会局福祉課に配置換えとなり、同年10月には社会局援護課に在籍していたことが認められる。

(イ) 本件訴訟継続中の平成18年8月27日付けの産経新聞朝刊の3面にわたる記事（甲B35）及び「日本文化チャンネル桜」社長水島紹ほか2名の取材班による現地詳細報告「妄説に断！渡嘉敷島集団自決に軍命令はなかった」（正論平成18年11月号所収 甲B38）によると、同年5月から9月にかけて語られたという照屋昇雄の話の要点は次のようなものである。

- ① 照屋昇雄は、昭和20年代後半から琉球政府社会局援護課で旧軍人軍属資格審査委員会委員を務めた。当時援護法に基づく年金や弔慰金の支給対象者を調べるため、渡嘉敷島で100名から200名の聞き取り調査をした。
- ② その100名以上の人のなかに集団自決が軍の命令だという住民は、女も男も全部集めて調査したが、1人もいなかった。
- ③ 集団自決に援護法の適用が出来ないか東京の審査委員会で（南方同胞）援護会などが掛け合ったがだめだった。規定の中に隊長の命令によって死んだ

場合はお金をあげましょうという条文があるが、誰かわからないが当時の隊長さんたちに自決命令を出したと言つてくれとお願ひしたが応じてもらえなかつた。そして、（1955年だったかなあ）、12月頃、最後の東京の会議があり、自分は参加していないが渡嘉敷島の玉井喜八村長さんが参加したらしい、その時に厚生省の課長さんから、赤松さんが村を助けるために十字架を背負いますと言つていて、村長が早速赤松隊長の自宅に会いに行って、隊長命令を書くと言つことになっているそうですがと話したら、お前らが書ければサインして判子押しましょうということになった、25日に村長が帰ってきたので、翌月の15日か16日に間に合わせるように隊長命令を書くと言うことで、2人（甲B35では3人）で夜通しで作った。

- ④ 作ったのは命令ではなく、渡嘉敷住民に告ぐと書いてあった、赤松隊長の身になって書いた、何年何月何日、渡嘉志久から米軍が上陸して、もはや村の役所の前に来ている、國のため降伏せず、1人でもアメリカ人をやっつけてというような内容だったはず、住民も死して國のためにご奉公せよとかたくさん書いて、自決せよとかそんな命令じゃない、教育じみているのが命令書となっている。15日の閣議に出さなければ間に合わないということで、村長さんが赤松隊長のサインと判子をもらって間に合わせようを持っていった。
- ⑤ 村人は、赤松さんがそうやってくれたから援護金が出たことを聞いてわかっているからどんな人が来ても絶対に言わない。
- ⑥ 今回証言するには深いわけがある。赤松隊長はガンで余命3ヶ月のとき、玉井村長に何回も電話をしてきて、私は命が3ヶ月しかありませんから、村史から私が自決命令をしたことを削除して訂正文をはさんで欲しいと頼んで来た。玉井村長は悩んで眠れなくなり、自分も相談され親身に慰めたが、赤松大尉が死亡してしまい、村長も心労のため病氣して、まもなく死亡した。十字架を背負ってくれた人や玉井村長に安らかに眠つてもらうためにも、自分も、生きているうちに真実を言おうと決心したものである。

(ウ) 照屋昇雄の話は以上のような内容である。しかし、赤松大尉に軍命令を出したことにすることを依頼し(最初に誰が依頼をしたかははっきりしないが)、了解を得て、偽の軍命令の文書を作成してそれにサインと押印を得て、厚生省に提出したことなど云うことは、赤松大尉の生前の行動と明らかに矛盾する。赤松大尉の潮掲載の手記(甲B2)は前掲(原判決第4の5(2)イ(イ)a)のようなもので、当時、自分は住民の処置は頭になかったので、部落の係員に聞かれて、部隊は西山のほうに移動するから住民も集結するなら部隊の近くの谷がいいだろうと示唆した、これが軍命令を出し、自決命令を下したと曲解される原因だったかもしれない、というものである。すなわち、赤松大尉自身は軍命令を出した覚えがないので、マスコミ等で極悪無惨な鬼隊長などと非難され、その原因を自らに問い合わせた結果、西山へ住民を部隊と共に移動させたのが曲解される原因だったのかもしれないと考えるというのである。同大尉が、軍命令の捏造を村長に依頼されそれを了解して偽の命令書(?)にサインしたのだとすれば、赤松命令説の根拠についてこのように考察してみせ手記に記述したのは、そのような経緯をカモフラージュするためだということにならざるを得ないが、控訴人赤松本人尋問の結果や後掲の甲B80号証によってうかがわれる赤松大尉の人柄からすれば、同大尉がそのような器用なまねをするとは考えられないし、「血の叫び」とする同手記の真摯さにもそぐわない。また、同手記には、大学生の娘から軍人なら住民を守るのが義務ではないかと質問されたことが記載されており、その娘である佐藤加代子の陳述書(甲B80)では、大学1年生の時に「鉄の暴風」の父親に関する実名の記事を読み、息が止まるほどのショックを受けたこと、父にも怖くて聞けずに文献を調べるなど1年ほど1人で悶々と悩んだこと、父は質問されたと書いているが、むしろ事実や父の弁明を聞くというよりは一方的に詰問口調で父をなじったような感じであること、その後ようやく父そして父の抱えた問題と心の中で折り合いをつけていき、父への尊敬や愛情を失うことなく関係を継続することができたこと、ただ、今になってみると、もっと父に集団自決のことを含む戦争体験についてきちんと詳しく聞いておけばよ

かつたと後悔もしていること、父は希代の悪人とされながらも耐えていたのだと思うが、本当は事実はこうだったともっと世間に對して弁明したかったのだと思うし、家族にはなおいっそうのこと真実を知ってもらいたいという思いもあったと思うということや、曾野綾子のきちんとした取材で父が知る限りのことを話せたこと、マスコミへの厳しい批判などが、12頁にわたり心情のままに自然に語られている。これによってうかがうことのできる赤松大尉の家族の間のつながりなどに照らし、仮に照屋昇雄の述べるようなことがあったとすれば(自分が依頼に応じて偽の命令書にサインしたことによって家族に大きな負担を掛けたことになるのであるから)、そのことは家族に話されていないはずはないし、上記の手記や陳述書に記載されたような形での赤松大尉を含めた家族の中での大きな苦悩はあり得ないことである。佐藤加代子の陳述書の日付は平成19年10月6日であり、上記平成18年8月の産経新聞の記事(甲B35)や同年11月号「正論」掲載の「日本文化チャンネル桜」取材班の報告(甲B38)は佐藤加代子や控訴人赤松の知るところであろうが、それに沿った事実は、上記陳述書や控訴人赤松の陳述書(平成19年9月29日付、甲B79)や本人尋問にも全く出てこない。照屋昇雄の話は、身近にいた者たちとしてみれば、あまりにも荒唐無稽なあり得ない話として、明らかに黙殺されているものと理解される。また、昭和55年に死亡した赤松大尉が、余命が3ヶ月しかないと告げて村長に村史から自決命令の削除を求めて何度も電話をしたのであれば、そのことを、家族が知らないなどということもあり得ない。その当時は、既に、赤松大尉もその家族らも赤松命令説の誤りは明らかになったと考えていた時期であるし、そもそも、赤松大尉が村史の記載を知っていて、死の直前に何度も電話を掛けてそれの削除を依頼するほど気にしていたなどとの裏付けもない(ちなみに多年の宿願であったと発刊の辞が付された渡嘉敷村史資料編甲B39は昭和62年3月31日発行である。)。

(エ) 赤松大尉は、昭和46年の前記手記でも、照屋昇雄の述べるようなことに一切触れていないことは前記のとおりである。照屋昇雄の話が本当なら、曾野綾子は、

「ある神話の背景」のための赤松大尉への取材を昭和45年に極めて丁寧に行つておりながら、赤松大尉が秘密を守ったがために、神話の背景の最も根本的なところを誤ってしまったということになるが、いかにも不自然である。ちなみに、曾野綾子は、軍命令説と年金を得ることとの関係にもほかの箇所では触れているのであるから、問題自体を認識していなかった訳ではなく、赤松大尉からは、その様な話を聞かされてはいないのである。

(オ) 戦後間もない頃から渡嘉敷島に赤松隊長命令説があったこと自体は、控訴人らも特に争わず、その原因を自ら検討しているところであるし、「鉄の暴風」にも伝聞であるにせよその具体的な内容が記録され、馬淵新治の調査(乙36)でも確認されている。それなのに、軍命令とする住民は1人もいなかったという点や、逆に、照屋昇雄と村長(ともう1人の担当者)及び赤松大尉しか知らないはずの軍命捏造のことを住民みんなが聞いて知っており黙っているという点なども、不自然である。

(カ) 証拠(乙60及び61)によれば、本訴の被控訴人ら代理人である近藤卓史弁護士は、平成18年12月27日付け行政文書開示請求書により、厚生労働大臣に対し、前記産経新聞に掲載された「沖縄県渡嘉敷村の集団自決について、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用するために、照屋昇雄氏らが作成して厚生省に提出したとする故赤松嘉次元大尉が自決を命じたとする書類」の開示を求めたが、厚生労働大臣は、平成19年1月24日付け行政文書不開示決定通知書で「開示請求に係る文書はこれを保有していないため不開示とした。」との理由で、当該文書の不開示の通知をしたことが認められる。……なお、控訴人らは、当審で、書類の保存期間満了による廃棄等の可能性や、沖縄本土復帰の時に沖縄側に引き渡されたなどと主張し、正論20年6月号の論考(甲B107)を提出するが、所管庁への調査嘱託や引渡しの法令上の根拠、事務取扱規程等の裏付けも全くない話であり、採用できない。

(キ) その他、照屋昇雄の話は、訴訟の係属中に発表されたものでありながら反対

尋問を経ていないこと、内容的にも、その年代や、伝聞なのか実体験なのか、捏造したという軍命令の内容や、戦後10年以上後に捏造したような命令書が厚生省内で通用した経緯など、あいまいな点が多く、他方、赤松大尉の家族や関係者に対する裏付け調査や信用性に関する裏付け吟味もないままに新聞・雑誌・テレビ等向けの話題性だけが先行して(この点は後に見る宮平秀幸新証言とも共通する。)その後の裏付け調査がされた形跡もないことなど、問題が極めて多いものといわざるを得ない。

(ク) 以上の次第で、援護法適用のために赤松命令説を作り上げたという照屋昇雄の話は全く信用できず、これに追随し、喧伝するにすぎない前掲の産経新聞の記事(甲B35)や「日本文化チャンネル桜」取材班の報告(甲B38)も採用できない。

オ(ア) 盛秀助役の弟である宮村幸延が作成したとされる昭和62年3月28日付け「証言」と題する親書(甲B8)には、「証言 座間味村遺族会長 宮村幸延 昭和二十年三月二六日の集団自決は梅澤部隊長の命令ではなく当兵事主任(兼)村役場助役の宮里盛秀の命令で行なわれた。之は弟の宮村幸延が遺族補償のためやむえ得えず隊長命として申請した、ためのものであります 右当時援護係 宮村幸延 ㊞ 梅澤裕殿 昭和六二年三月二八日」との記載がある。

(イ) しかしながら、宮村幸延は、「別紙証言書は 私し(宮村)が書いた文面で わ ありません」との書面(乙17)を残しているほか、証拠(甲B5, 33, 85, 乙18, 41, 宮城証人及び控訴人梅澤本人)によれば、昭和62年3月26日の座間味村の慰靈祭に出席するために座間味島を訪問した控訴人梅澤は宮村幸延の経営する旅館に宿泊したこと、宮村幸延は、控訴人梅澤から、昭和62年3月26日、「この紙に印鑑を押してくれ。これは公表するものではなく、家内に見せるためだけだ。」と迫られたが、これを拒否したこと、同月27日、控訴人梅澤が同行した戰友という2人の男が宮村幸延に泡盛を飲ませ、宮村幸延は泥酔状態となったこと、その翌朝、朝から

飲酒していた宮村幸延を控訴人梅澤が訪れ、宮村幸延に対し、自らが作成した「昭和二十年三月二十六日よりの集団自決は梅沢部隊長の命令ではなく助役宮村盛秀の命令であった。之は遺族救済の補償申請の為止むを得ず役場当局がとった手段です。右証言します 昭和六十二年三月二十八日 元座間味村役場 事務局長 宮村幸延 梅沢裕殿」と記載された文書（甲B85は、その拡大写真）を示したこと、宮村幸延は、これに基づいて前記昭和62年3月28日付け「証言」と題する親書（甲B8 以下この項で、これを「証言」と略称する。）を作成したことが、それぞれ認められる。……。

(ウ) 被控訴人らは、「証言」は宮村幸延が飲酒酩酊させられたうえで書かれたもので、同人の意思に基づくものではないと主張する。しかし、「証言」の筆跡は比較的しっかりしており、控訴人梅澤に示された書面を機械的に写しただけではなく、宮村幸延が判断力を失うほどに酩酊していたとは到底認められないから、被控訴人らの主張は採用できない。

他方、控訴人梅澤は、その陳述書(2)（甲B33）で、宮村幸延が前記「証言」…を、その意思で作成したとして、次のように記載する。…、同陳述書(2)（甲B33）では、控訴人梅澤は慰靈祭の終わった28日座間味村役場に田中村長を訪ねたが、補償問題を担当していた幸延氏に聞いてくれといわれて、その足で幸延氏を1人で訪れ、訪問の理由をお話しくると、「幸延氏は突然私に謝罪したうえで、それまで一人で抱え続けてきた胸のつかえを一気に取り去るよう、集団自決者の遺族や孤児に援護法を適用するために軍命令という事実を作り出さなければならなかった経緯を切々と語って下さいました。『村中の者もそのことは知っています。』とも仰いました。『こんなに島が裕福になったのは、梅澤さんのお陰です。貴方がこの島の隊長であったことを誇りとしています。しかし、無断で勝手にやったこと、本当に済みませんでした。』と頭を垂れて再び謝罪されました。』「私は幸延氏に、是非とも今仰った内容を一筆書いて頂きたいとお願いしました。幸延氏はどのように書いたら良いでしょうかと尋ねられたので、

私は、お任せします、ただ、隊長命令がなかったことだけははっきりするようお願いしますとお答えしたのです。」「大手の清水建設に勤務され、その後厚生省との折衝等の戦後補償業務にも携わっていた経歴をお持ちの幸延氏は、私の目の前で、一言々々慎重に、『証言』（甲B8）をお書きになりました。」と記載され、その後、語り終わって共に杯を酌み交わし、義兄弟を約したと記載されている。

しかし、そのような作成状況であれば、前記「証言」の案文であったとみられる梅澤が作成した前記文書（甲B85）が存すること自体あり得ないことで、控訴人梅澤の陳述書（甲B33）は、この部分で指信し難いし、控訴人梅澤が沖縄タイムスの新川明に前記「証言」の作成状況として昭和63年12月22日に語った録音の内容（乙43の1及び2・5頁）とも異なり、指信し難い。すなわち、控訴人梅澤は、新川明に対しては、「今度、忠魂碑を、部下の切り込んだやつの忠魂碑を建てるために今度行った。その時に聞いたら、彼はまあ、酔ってないとは言いませんが、彼がそういう風に私に『本当に梅澤さん、ありがとうございました。申し訳ございません』とこうやってね、手をこうやってね、謝りながら書いたんですよ。『一筆書いてくれんか』って。『いや一書くのは苦手だけれどもなあ』と。『だってあんたは役場におった人でいろいろ文書も書いたらどうとわかるだろう』と。『どういうふうな書き出しがいいでしょうか』と言うから、『そうか』と、『書き出しがこれぐらいのことから書いたらどうですか』と私は2、3行鉛筆で書いてあげました。そしたら彼は『あ、分かった分かった、もういい。あとは私が書く』と言って、全然私が書いたのと違う文章を彼が書いてああいう文書をつくったわけです。まあ、よく聞いてくださいよ。それで結局私は『ありがとう』と。『ついでに判を押してもらえたなあ』と言ったら、彼は商売しておるから店の事務所の机の上から判を持ってきて押して『これでいいですか』と。『ありがとう』と。『これはしかし梅澤さん、公表せんでほしい』と言った。

『公表せんと約束してくれと』と。私はそれについては『これは私にとって大事なもんだと。家族や親戚、知人には見せると。しかし公表ということについては、一遍私も考えてみよう』と。公表しないなんて私は言っておりませんよ。やっぱりこれはですね、沖縄の人に公表したら大変だろうけれども、内地の人に知らせるぐらいは、知らせたいというのが私の気持ちだから。そういうふうなことで別れた。」「あの人はね、まあ言うたらやね、毎日、朝起きてから寝るまで酒を続けています。」と語っており、この「証言」作成後2年足らずの時点で新川明に語った作成状況と控訴人梅澤の陳述書(2)（甲B33）の前記記載内容は全く異なっており、控訴人梅澤の陳述書(2)（甲B33）の記載に疑問を抱かせる（なお、控訴人梅澤の陳述書(2)（甲B33）には、沖縄タイムスの新川明との対談の経緯等についての記載もあるところ、原審第9回口頭弁論期日に提出されたこの陳述書(2)（甲B33 平成18年8月26日付）が被控訴人らからの反論を踏まえて検討して書かれたものであるにもかかわらず（同1頁冒頭）、前記新川明との対談の経緯等は、乙第43号証の1及び2の録音内容に照らして措信しがたく、この陳述書(2)（甲B33）全体の信用性を減殺せしめる。）。

また、前記のとおり、証拠（乙43の1及び2）によれば、控訴人梅澤が沖縄タイムスの新川明に語った前記「証言」…の作成状況では、宮村幸延がこれを醉余作成したものであるということを認めている（乙43の2・5頁）。

(二) 控訴人梅澤は、前記のように「証言」に対する被控訴人らの反論を踏まえてもう一度詳しく説明するとして作成した前記陳述書(2)(甲B33)でも、1人で訪れた最初の日(28日)に来意を告げるとすぐ謝られたといい「証言」を書いてもらうについて案文を提示したことを否定し、昭和63年の沖縄タイムスの新川明との対談でも書き出しを尋ねられて2、3行鉛筆で書いてあげたら、わかった、もういい、後は自分で書くとして全然違った文書を書いたと具体的なやり取りを詳細に述べている。しかし、宮村幸延のところに残されていた文書(甲B85)は、控訴人梅澤の自筆と

認められるところ(控訴人梅澤も本人尋問で認めている。),その内容は、前掲のとおりであり、右証言しますという本文の内容、作成の日付、作成者宮村幸延の肩書きと氏名、梅澤裕殿という宛先まで書かれて体裁を整えた書面であり、押印すればいいだけの完成された文書である。宮村幸延は、あらかじめ用意されていたと考えられるこのような文書を示されて押印あるいはこれを手本に自書しての署名押印を求められたものと認められるが、それは先に(イ)で認定したような26日からの経緯に副ったもので、控訴人梅澤は意識的にそのような作成経緯を隠しているものと解ざるを得ず、同文書作成の経緯に関する控訴人梅澤の上記陳述書(2)(甲B33)やこれに副った本人尋問の結果は到底採用できない。

(オ) それではなぜ宮村幸延は「証言」の作成に応じたのか、また、作成経緯はともかく「証言」の内容自体は事実に合っているのかが次に問題となる。宮村幸延が判断力を失うほど酩酊していたとは認められないことは前記のとおりであるが、「証言」の文章は、手本とされた控訴人梅澤作成の完全な文書に比べて文脈や体裁がやや乱れており、座間味村遺族会長の立場を初行に打ち出し、助役とある盛秀の肩書きに兵事主任を先にして兼助役とし、「役場当局がとった手段」というを「弟である自分が遺族補償のためやむを得ず隊長命として申請したもの」と改め、自分の肩書きの役場事務局長を当時援護係としている。他方、その当時の事情として、宮村幸延は、既に初枝から、昭和20年3月25日の本部壕で控訴人梅澤は兵事主任であった助役らが自決用の弾薬の提供を求めたのに断ったという話を聞いており、控訴人梅澤が直接自決命令を出してはいないと理解していたこと、そして援護法適用の際の調査の時に初枝はそのことを述べず控訴人梅澤がマスコミの標的にされたことに深い罪悪感を感じていることを知っていたこと、援護事務においては座間味戦記に書かれた梅澤命令説が前提とされており後に初枝の話を聞いてからはそれが事実と異なると知り自分自身も担当者としてやや負い目を感じていたであろうこと、初枝と同様に控訴人梅澤がマスコミの標的となり家庭崩壊等極めて苦しい立場におかれていると聞いて深く同情していたであろうことな

どが推認できる。そうだとすると、宮村幸延は、最初の日は控訴人梅澤の文書への押印依頼を断ってはいたものの、控訴人梅澤やその戦友たちと酒を酌み交わすうちに、控訴人梅澤の立場に一層同情するようになり、家族に見せて納得させるだけだといわれて、初江から聞いていた話を前提として、自分の責任を前に出すようなニュアンスで「証言」を作成して控訴人梅澤の求めに応じたことが、十分考えられ、このような推論を左右するような事情はなく、後述の座間味村への同人の説明や妻文子の陳述(乙41)、宮城晴美の調査(乙18)とも一致している。そして、その上で、控訴人梅澤も新川明との対談では認めていたように、宮村幸延は、改めて、「これはしかし梅澤さん、公表せんと欲しい」「公表せんと約束してくれ」と明確に求めていたものと認められる。控訴人梅澤は、そのような経緯を十分自覚しているからこそ、本件訴訟においては、反論を踏まえ更に詳しく説明するとして提出した陳述書(2)や本人尋問においても、その様な作成経過を意識的に隠そうとしたものと考えざるを得ない。

そうだとすると、「証言」は、控訴人梅澤が家族に見せて納得させるだけのものであることを前提に、アルコールの影響も考えられる状況のもとに、控訴人梅澤の求めに応じて交付されたものにすぎないと考えるのが相当である。宮村幸延が、前記のように、同文書は「私し(宮村)が書いた文面でわありません」(乙17)としているのも、言われて書かれた文面であり自分の考えを示すものではないという趣旨を言わんとしたものと解される。そして、「証言」の内容は、初枝の話を前提としたものにすぎず、座間味戦記に記述されるような梅澤命令それ自体(梅澤命令説が補償問題以前から村で言われており、住民がそのように認識していたことは既に示したとおりである。)が遺族補償のために捏造されたものであることを証するようなものとは評価できないというべきである。

現に、控訴人梅澤も沖縄タイムスの新川明との会談で認めていたとおり(乙43の1及び2)、宮村幸延は、座間味島で集団自決が発生した際には、座間味島にいなかったのであって、…昭和20年3月26日の集団自決は梅

澤部隊長の命令ではなく当兵事主任(兼)村役場助役の宮里盛秀の命令で行われたとか、座間味戦記に言われている梅澤命令が実際にはなかったなどと語れる立場にはなかったことは明らかである。

沖縄タイムスが、昭和63年11月3日、座間味村に対し、座間味村における集団自決についての認識を聞いたところ(乙20)、座間味村長宮里正太郎が、同月18日付けの回答書(乙21の1)で回答したことは、第4・5(2)ア(ア)項に記載したとおりである。座間味村長宮里正太郎は、前記回答書(乙21の1)で「…証言した宮村幸延氏は、当時はひどく酩酊の時で梅澤氏が原稿を書いて来いろいろ説得され又、強要されたので仕方なく自筆で捺印した様である。しかし、これは決して公表しないことを堅く約束したので書いたもので又、宮村氏も戦争当時座間味村に在住してなく、本土の山口県で軍務にあつた。」として、その記載に疑義を呈するとともに、「遺族補償のため玉碎命令を作成した事実はない。遺族補償請求申請は生き残った者の証言に基き作成し、又村長の責任によって申請したもので一人の援護主任が自分で勝手に作成できるものではな」い、「当時の援護主任は戦争当時座間味村に住んでなく、住んでいない人がどうして勝手な書類作成が出来るでしょうか。」とも記載している。また、同文書に添えられた田中村長の県援護課等への回答には、宮村幸延の証言として「その日は投宿中の旧日本兵二人と朝六時頃から酒を飲んでいた、午前10時頃に問題の梅澤氏が入り込んで「私も年だ、妻子に肩身のせまい思いを一生させたくない。茲に原稿を書いてきてある、私の字体は判るので書き直して捺印を頼む」と強要され、しかもこれは家族だけに見せるもので絶対に公表しない事を堅く約束するとの事で仕方なく応じ、これはなんの証拠にもならないことを申し添えたと本人は証言し且つ新聞記載のことで怒ったら確かに酒をのんでいた人に申し訳ないと詫びていた由」とされている。さらに、参考資料として、「村長田中登は、梅澤海上挺進第一戦隊の座間味島進駐時には、主任書記で軍との渉外係も兼ねていた。この特攻隊受け入れで、当時の模様を簡単に

記して参考にしたい。座間味村は人口約500名の小さな島であったがその小さな島に人口の約倍の1000人余の日本部隊が進駐してきたので村も島も騒ぐのは当然であった、しかも同部隊は有名な海上特攻隊とその支援部隊であればなおさらだ。」「太平洋戦争では南方輸送路の中継の基地として利用され、続いて昭和19年9月の始めには沖縄防衛の海上特攻隊の約5割がケラマに配備される等軍事一色に塗りつぶされた村となって、軍政下の村政といった感が大きくされ、この特攻隊が良く言われた秘密兵团でその訓練は「見るな」という事だったが生活は山との関わりが多く畠も山の段々畠で家畜の草も薪取りも皆、山だった、従って山上に登れば彼等の訓練を見るなど見えていた訳で見たからには軍事機密の漏洩防止の上から住民の村外への移動は厳しく規制された。本土から親面会に来た者が戦後まで帰れなかった例や租界(ママ)まかりならぬという厳しい規制が行われ軍事至上主義がつくられた社会環境になった。その様な中での悲惨な上陸戦闘を迎へ、助役の命令では住民は動かなかつたと思う、軍命だと聴いて自決に動いたと皆が話している。」と当時の実情を記載している。宮村幸延は、当時のこのような事情を知らず、日本軍と村の関係や集団自決の背景には通じていないのであり、座間味村からすれば、まさに自決命令について語れる立場になかった者といえる。

- (カ) こうした事実に照らして考えると、宮村幸延の「証言」の記載内容は、初枝の話を前提とするものという以上の意味を持つものとはいいがたく、併せて、これに関連する控訴人梅澤の陳述書(2) (甲B 3 3) も指信し難い。
- カ(ア) 「母の遺したもの」には、第4・5(2)アイ)eのとおり、「沖縄敗戦秘録—悲劇の座間味島」に掲載された初枝の手記の控訴人梅澤の集団自決命令について、援護法の適用を求める、その適用を受けていた住民、遺族等に配慮して、「座間味戦記」の記載を引用したとの趣旨の記載がある。
- (イ) しかしながら、第4・5(2)アイ)eに引用した「母の遺したもの」の記載を仔細に検討すれば、初枝は、座間味村の住民が玉碎命令の存在を信じていた

ことから、援護法適用の調査に「はい、いいえ」で答えたと語るにすぎず、初枝としても集団自決についての日本軍の責任自体を否定するような考えを有していたわけではなく…「村の長老」から虚偽の供述を強要されたことなど援護法適用のために控訴人梅澤の自決命令をねつ造したことを直ちに窺わせるものではない。自決命令の具体的な内容自体はそれまでに既に存在し、他の者も供述していたのであり、それを前提に「はい、いいえ」で質疑応答され、初枝自身の見聞きした本部壕での控訴人梅澤とのやり取りを述べなかったというにすぎない。この点、宮城証人は、その陳述書に「隊長命令については、「住民は隊長命令で自決したといっているが、そうか」との質問に「はい」と答えたと書きましたが、それ以上に自分から説明はしなかつたとのことです。」と、「母の遺したもの」の記載の趣旨を補足している(乙63・11頁)。

(ウ) そして、これまでに判示してきた援護法の適用についての事実からすれば、「母の遺したもの」から集団自決について援護法の適用のために梅澤命令説が捏造されたとは認めることはできない。

キ 他方、控訴人梅澤に対して、村当局から、援護法適用のため自決命令を出したことにしてくれなどという依頼がなされた形跡はなく、控訴人梅澤もその様な依頼を受けたことを述べていない。しかし、仮に村当局や陳情担当者が自決命令は本当はなかったものだと考えていたとしたら、命令を出したとする日本軍や隊長らへの反面調査への対策などを検討せずに、一方的に自決命令を捏造するなどということは考えにくい。厚生省は現地調査をしているのであり、それに基づき当然日本軍側からの裏付けも必要となり聞き取りをするであろうことは、公務に従事している以上当然判っていることで、その調査結果とも合致すると考えているからこそ、特に控訴人梅澤への工作などしないままに実情を訴えて法の適用(この点では解釈の余地がある)を陳情したものと考えるのが自然である。厚生省における当時の事務処理の経緯等は本件訴訟には提出されていないが、先に見たような沖縄戦の戦闘参加者の実態把握と詳細な分類による処理要項の策定が、旧日本軍側への調査なしになさ

れたとは考えにくいのであって、その内容は、当時の調査結果に裏付けられていたものと考える方が合理的である。当時の行政過程の詳細な実態分析などは歴史学者の研究や議論に待つとしても、先に見た分類⑯の自決命令などという重大な事柄が、行政庁内で軽々しく捏造されたなどとは考えにくい。ちなみに、行政経験を有する照屋昇雄の本件訴訟中になされた前記の赤松大尉への命令捏造依頼説は、このような疑問に応えようとするものであったと考えられるが、前述のとおり、成功したとはいえない。

ク 以上を総合すると、沖縄において、住民が集団自決について援護法が適用されるよう強く求め、自決命令の有無がそれに関係していたことは認められるものの、そのために梅澤命令説及び赤松命令説が捏造されたとは認める事はできない。なお、この関係で、梅澤命令がなかったとして当審において新たに提出された「宮平秀幸新証言」は到底採用できないものであるが、これについては後述する。

#### (4) 集団自決に関する文献等の評価について

(2)で指摘したとおり、座間味島、渡嘉敷島における集団自決に関しては、多数の諸文献、証言等が存するところ、控訴、被控訴人らにおいては、その信用性等を争う諸文献等が存するので、真実性及び真実相当性の判断に先立ち、次に、そうした諸文献等の信用性等について判断する。(なお、本件訴訟提起後に訴訟の争点に関してなされた供述・証言等と異なり、歴史的文献や証言についての総合的な評価や意義付けは、本来、その作成し証言された時代の背景や社会状況、関連史料との比較検討等をも踏まえて多角的に行われるべき歴史研究の課題である。沖縄史料編集所専門員の大城将保は、沖縄戦記録の事業が現在も進行中であり、戦史、戦記類は知る限りでも700冊にのぼると述べ、沖縄県史の作成に関与した安仁屋政昭は、その作業について第4・5(2)ア)(ア)(a)(本判決151頁)に引用したようなことを述べている(甲B104資料1の3頁以下、乙11)。以下は、当然ながら、本件の名誉毀損による個人の権利の救済に必要な限りで、举証責任を踏まえて要件事実の判断に必要な

限度で行うものにすぎない。そして、これについては、当審でも控訴人から証拠等の評価について種々の主張がなされているが、それらを検討してみても、以下に変更、補正するものを除き、原判決の判断を変更するまでには至らない。)

#### ア 「鉄の暴風」について

(ア) 第4・5(2)ア)(ア)aに記載したとおり、「鉄の暴風」は、軍の作戦上の動きをとらえることを目的とせず、あくまでも、住民の動き、非戦闘員の動きに重点を置いた戦記であり、戦後5年しか経過していない昭和25年に出版されたものである。

第4・5(2)ア)(ア)aのとおり、牧港篤三が記載した「五十年後のあとがき」によれば、体験者らの供述をもとに執筆されたこと、可及的に正確な資料を収集したことが窺われる上、戦後5年しか経過していない昭和25年に出版されたこともあり、集団自決の体験者の生々しい記憶に基づく取材ができたことも窺われる。

同じく「鉄の暴風」の執筆者である太田良博は、沖縄タイムスに掲載された「沖縄戦に神話はない—「ある神話の背景」反論〈1〉」「同〈3〉」(甲B40の1)において、「鉄の暴風」の執筆に当たっては古波蔵村長を含め多くの体験者の供述を得たこと、「鉄の暴風」が証言集ではなく、沖縄戦の全容の概略を伝えようとしたため、証言者の名前を克明に記録するという方法をとらなかつたことを記載している。

(イ) 控訴人らは、「鉄の暴風」の初版には、「隊長梅沢少佐のごときは、のちに朝鮮人慰安婦らしきもの二人と不明死を遂げたことが判明した。」との記述があり、「鉄の暴風」の集団自決命令に係る記述は、風聞に基づくものが多く信頼性に乏しいと主張し、確かに初版(甲B6・41頁)にそのような記述があることが認められる(これは証拠(甲B6及び乙2)によれば、第10版で訂正されていることが認められる。)。

しかしながら、戦後の混乱の中、体験者らの供述をもとに執筆されたとい

う性質上、住民ではない控訴人梅澤のその後などについては不正確になったとしてもやむを得ない面があり、そのことから、直ちに「鉄の暴風」全般の信用性を否定することは相当でないものと思われる。

(ウ) 控訴人らは、「鉄の暴風」について、米軍の渡嘉敷島への上陸を昭和20年3月26日午前6時ころとするが、「沖縄方面陸軍作戦」によれば正しくは同月27日午前9時8分から43分であって、米軍上陸という決定的に重大な事実が間違っていると旨批判するところ、この批判は、第4・5(1)の認定事実に照らして、妥当するものと思われ、この点でも「鉄の暴風」の記述には、正確性を欠く部分があるといわなければならない。

もっとも、「鉄の暴風」は、前記のとおり、軍の作戦上の動きをとらえることを目的とせず、あくまでも、住民の動き、非戦闘員の動きに重点を置いた戦記であるために生じた誤記であるとも考えられ、こうした誤記の存在が「鉄の暴風」それ自体の資料的価値、とりわけ戦時中の住民の動き、非戦闘員の動きに関する資料的価値は否定し得ないものと思われる。すなわち、「鉄の暴風」の控訴人梅澤が「米軍上陸の前日、軍は忠魂碑前の広場に住民をあつめ、玉碎を命じた」との記載、赤松大尉が「こと、ここに至っては、全島民、皇国の万歳と、日本の必勝を祈って、自決せよ。軍は最後の一兵まで戦い、米軍に出血を強いてから、全員玉碎する」と命じたとし、これを聞いた知念副官の心境までも具体的に記述しているが、これを話した者が特定されおらず、どれほど正確なものであるかどうかは全く不明である。しかし、少なくともその内容は編集者が創造し、脚色するようなものとは考えられず、そのような話が仮に伝聞であったにしても当時住民からなされたこと自体は明らかであると考えられ、座間味島、渡嘉敷島における集団自決に至る経緯等については、第4・5(2)で子細に認定、判示した住民の体験談と枢要部において齟齬するところなく、集団自決の体験者の生き残り記憶に基づく取材ができたとする牧港篇三、「鉄の暴風」の執筆に当たっては多くの体験者の供述を得たとする

太田良博の見解を裏付ける結果となっており、民間から見た歴史資料として、その資料的価値は否定し難い。

(エ) もっとも、曾野綾子が著した「ある神話の背景」では、「鉄の暴風」は直接の体験者ではない山城安次郎と宮平栄治に対する取材に基づくものである旨の批判がなされている。

この点、「鉄の暴風」の執筆者の1人である太田良博は、沖縄タイムスに複数回連載した「沖縄戦に神話はない—「ある神話の背景」反論」（甲B40の1 枝番を含む）の中で、山城安次郎と宮平栄治からは渡嘉敷島の集団自決について取材したのではなく、沖縄タイムスが集団自決について調査する契機となった情報提供者にすぎないと反論し、集団自決の証言者として取材した対象は古波蔵村長など直接体験者であったとしている。「ある神話の背景」には、宮平栄治が太田良博から取材を受けた記憶はない旨述べたことが記述されているが（甲B18・51頁），これは、前記の太田良博の反論と整合する側面を有している。

そして、先に指摘したとおり、座間味島、渡嘉敷島における集団自決に至る経緯等については、第4・5(2)で子細に認定、判示した住民の体験談と枢要部において齟齬を来していないのであって、この事実からすると、「鉄の暴風」は直接の体験者ではない山城安次郎と宮平栄治に対する取材に基づくものである旨の批判は、採用できない。

(オ) 以上のとおりであるから、「鉄の暴風」には、初版における控訴人梅澤の不審死の記載（これは甲B第6号証及び乙第2号証によれば、平成5年7月15日に発行された第10版では削除されていることが認められる。），渡嘉敷島への米軍の上陸日時に關し、誤記が認められるものの、戦時下の住民の動き、非戦闘員の動きに重点を置いた戦記として、資料価値を否定できないものと認めるのが相当である。

(カ) ところで、控訴人らは、執筆者の牧志伸宏が、神戸新聞において、控訴人

梅澤の自決命令について調査不足を認める旨のコメントをしていると主張し、控訴人梅澤の陳述書（甲B33）にも、昭和63年11月1日に新川明と面接した際のことについて、「私の方から提出した幸延氏の『証言』を前に、明らかに沖縄タイムス社は対応に困惑していました。そして遂には、応対した同社の新川明氏（以下「新川氏」）が、謝罪の内容をどのように書いたら良いですかと済まなそうに尋ねて来たため、私が積年の苦しい思いを振り返りながら、また、自分自身の気持ちを確かめながら、自らの望む謝罪文を口述し、それ新川氏が書き取ったのです。」「その後、昭和63年12月22日、私の上記要求に対する回答ということで、沖縄タイムス社大阪支社において新川氏ら3名と会談しました。私の方は前回と同様、岩崎氏に立ち会つて貰いました。そうしたところ、沖縄タイムス社は前回の時の態度を一変させ、「村当局が座間味島の集団自決は軍命令としている。」と主張して私の言い分を頑として受け容れませんでした。」と記載している。

先に認定したとおり、沖縄タイムスは、控訴人梅澤と面談した直後である昭和63年11月3日、座間味村に対し、座間味村における集団自決についての認識を問うたところ（乙20），座間味村長宮里正太郎は、同月18日付けの回答書（乙21の1）で回答しているのであり、こうした回答を待つことなく、宮村幸延が作成したとされる昭和62年3月28日付け「証言」と題する親書（甲B8）を示されただけで、困惑して謝罪したというのは、不自然の感を否定できない。仮に、控訴人梅澤が陳述書で記載するとおり、昭和63年11月1日に新川明が謝罪したというのであれば、同年12月2日に態度を一転させた場合、前回の謝罪行為を取り上げて、新川明を批判するのが合理的であろうが、会談の記録を録音し、それを反訳した記録である乙第43号証の1及び2には、そうした状況の録音若しくは記載がない。加えて、証拠（乙43の1及び2）によれば、控訴人梅澤は、「日本軍がやらんでもええ戦をして、領土においてあれだけの迷惑を住民にかけたというこ

とは、これは歴史の汚点ですわ。」「座間味の見解を撤回させられたら、それについてですね、タイムスのほうもまた検討するとおっしゃるが、わたしはそんなことはしません。あの人たちが、今、非常に心配だと思うが、村長さん、宮村幸延さん、立派な人ですよ。それから宮城初枝さん、私を救出してくれたわけですよ、結局ね。ですから、もう私は、この問題に関して一切やめます。もうタイムスとの間に、何のわだかまりも作りたくない。以上です。」と述べて、沖縄タイムスとの交渉を打ち切っているが、それは、控訴人梅澤がいようやくとりが昭和63年11月1日に沖縄タイムスとの間であったとすれば（さらに言えば、控訴人梅澤の主張を前提とすれば）、控訴人梅澤の名誉を著しく毀損している「鉄の暴風」への追及をやめることは不合理であるといわなければならない。

この点についての控訴人らの主張を踏まえても、「鉄の暴風」の戦時下の住民の動き、非戦闘員の動きに重点を置いた戦記として、資料価値を否定することはできない。

#### イ 「母の遺したもの」について

（ア）「母の遺したもの」（甲B5）には、その第一部に初枝の手記である「血ぬられた座間味島」が収録されているところ、そこには、初枝が昭和20年3月25日に盛秀助役らと控訴人梅澤に会いに行った際のこととして、「助役は隊長に、「もはや最期の時が来ました。私たちも精根をつくして軍に協力致します。それで若者たちは軍に協力させ、老人と子供たちは軍の足手まいにならぬよう、忠魂碑の前で玉碎させようと思ひますので弾薬をください」と申し出ました。」「私はこれを聞いた時、ほんとに息もつまらんばかりに驚きました。重苦しい沈黙がしばらく続きました。隊長もまた片ひざを立て、垂直に立てた軍刀で体を支えるかのように、つかの部分に手を組んでアゴをのせたまま、じーっと目を閉じたつきりでした。」「私の心が、千々に乱れるのがわかります。明朝、敵が上陸すると、やはり女性は弄ばれたう

えで殺されるのかと、私は、最悪の事態を考え、動搖する心を鎮める事ができません。やがて沈黙は破れました。」「隊長は沈痛な面持ちで「今晚は一応お帰りください。お帰りください」と、私たちの申し出を断ったのです。私たちもしかたなくそこを引きあげて来ました。」「ところが途中、助役は宮平恵達さんに、「各壕を廻って皆に忠魂碑の前に集合するように…」」「後は聞き取れませんが、伝令を命じたのです。」との記述がある（甲B5・39,40頁）。

以上の部分は、初枝が控訴人梅澤に送ったノート「とておきの体験手記」の写し（甲B32）の該当部分でもほぼ同一である。すなわち、「助役は隊長に、「もはや最後の時が来ました。私たちも精根を尽す限り軍に協力致します。それで若者たちは軍に協力させ、老人と子供たちは軍の足・手まといにならぬよう忠魂碑の前で玉砕させようと思いますので弾薬を下さい」と、申しました。私はこの時になってほんとに息もつまらんばかりにハッといきました。あたりには重苦しい沈黙がしばらく続きました。そして隊長もまた軍刀の上に手を組み目をつぶってじーと沈黙のままでした。私の心は千々に乱れます。明朝の敵の上陸開始の事を思い、上陸後はいつも噂に聞かされている敵の私達への取扱いなどの事を考えると動搖する心をしづめる事ができません。やがて、沈黙は破れました。隊長は沈痛な面持ちで（[行外加筆]承諾なされず）「今晚は一応お帰り下さい。お帰り下さい」となだめられ、私たちもそこを引きあげて元の所へ帰る途中、助役は宮平恵達さんに各壕を廻って皆んなに忠魂碑の前に集合するように…又、私には役場の壕から重要書類を同じく忠魂碑の前に運ぶようにと命じられました。」というものである。

以上の手記に描写された本部壕のやり取りは極めて印象的である。初枝は、厚生省の調査ではこのことに触れず、家の光の手記で隊長命令を書いたがそのことが梅澤隊長に破滅をもたらしたと自責の念を持って、何度も記憶を確かめた上で、真実を伝えるべく手記に書き残して娘に伝え、懺悔の意味で控訴人梅澤にもその写し（甲B32）を送ったものであり、これに虚偽を記載したり、想像を加えた

りするような動機は全くなかったと考えられる。出来事自体が初枝にとって非常に印象的であったことや罪責感から細部まで記憶が保持されていたものと理解される。ちなみに、初枝の心の動搖をよそに長く続いた重苦しい沈黙の後に、沈痛な面持ちで隊長から発せられたという「今晚は一応お帰り下さい。お帰り下さい。」という言葉、長い沈黙の後の「今晚は一応…」という言葉は、重い事実を背景とする言葉であったとも考えられるのであるが、当時初枝にはその意味するものは理解できないままに、強い印象を残し、言葉のままに記憶されたものと解されるのである。その様な意味でも、初枝が記憶し、記述するところは正確なものと評価される。ともかく、初枝にとっては、二重の意味で、忘れるにも忘れようがない場面であったのであり、その記憶は、手記のように印象的で臨場感のある表現が可能なほどに細部に至るまで保持されたと見るのが相当である。また、控訴人梅澤に送ったノートの写し（甲B32）には上記のように「沈痛な面持ちで」と「『今晚は一応…』との間の右行外に「承諾なされず」と初枝の字で書き加えられている。これは記載の位置からして、初枝がノートの写しを昭和57年頃までに控訴人梅澤に送るにあたって、先のような自責の念を背景に、控訴人梅澤がこの時村の幹部の申し出に応じていないということをはっきりさせ、自分もそのように認識していることをしっかり伝えようとして書き加えたものと解される。なお、甲B32のこの「承諾なされず」には現在は赤で傍線が付されているが、それは甲B32を受け取った控訴人梅澤が初枝の意図を受け止めた上で、特に傍線を付したものではないかと推認される。そして、このころ控訴人梅澤と初枝は手紙のやり取りをしていた（甲B5）、このノートの内容について、控訴人梅澤が初枝に対して自分の記憶と違うなどと手紙で伝えたような形跡が全くない。そのことは、控訴人梅澤も、事実が初枝のノートのとおりであることに当時は異論がなかったことを窺わせるものである。また、初枝も、控訴人梅澤と何時間も話し合ったというのに（甲B5）、本部壕でのことについて控訴人梅澤と話が違ったなどということは全く述べておらず、その後も話は一貫しているのである。

(イ) もっとも、本件訴訟では、この点について、控訴人梅澤は、その陳述書（甲B1）において、初枝が語る同じ場面について、「問題の日はその3月25日です。夜10時頃、戦備に忙殺されて居た本部壕へ村の幹部が5名来訪してきました。助役の宮里盛秀、収入役の宮平正次郎、校長の玉城政助、吏員の宮平恵達、女子青年団長の宮平初枝（後に宮城姓）の各氏です。その時の彼らの言葉は今でも忘れることが出来ません。「いよいよ最後の時が來ました。お別れの挨拶を申し上げます。」「老幼女子は、予ての決心の通り、軍の足手纏いにならぬ様、又食糧を残す為自決します。」「就きましては一思いに死ねる様、村民一同忠魂碑前に集合するから中で爆薬を破裂させて下さい。それが駄目なら手榴弾を下さい。役場に小銃が少しあるから実弾を下さい。以上聞き届けて下さい。」その言葉を聞き、私は愕然としました。この島の人々は戦国落城にも似た心底であったのかと。」「私は5人に毅然として答えました。「決して自決するでない。軍は陸戦の止むなきに至った。我々は持久戦により持ちこたえる。村民も壕を掘り食糧を運んであるではないか。壕や勝手知った山林で生き延びて下さい。共に頑張りましょう。」と。また、「弾薬、爆薬は渡せない。」と。折しも、艦砲射撃が再開し、忠魂碑近くに落下したので、5人は帰って行きました。翌3月26日から3日間にわたり、先ず助役の宮里盛秀さんが率先自決し、ついで村民が壕に集められ次々と悲惨な最期を遂げた由です。」と記載しており（甲B1・2,3頁），控訴人梅澤は、本人尋問において、同趣旨の供述をしている。また、控訴人梅澤は、大城将保に依頼されて執筆した手記「戦斗記録」（甲B129）（昭和61年3月の沖縄史料編集所紀要甲B14所収）に同旨の記載をしている。

しかしながら、初枝の記憶するやりとりとして「母の遺したもの」に記載してあるのは、前記のとおりであり、かつ、初枝が残した前記ノート（甲B32）も、同様の記載にとどまっている。そして、宮城証人は、この点について、「武器提供は断ったとは言っていましたけれども、そういう最後まで

生き残ってというふうなことは、もし梅澤さんがおっしゃっていれば母はちゃんとノートに書いたと思います。」と証言している。確かに、控訴人梅澤が決して自決するでないなどと述べたのであれば、それは、それまで住民に求められてきた覚悟とは正反対の指示であり、初枝がそれを曲げて記憶し、記録するなどとは考えられない。後にも触れるように「今晚は一応お帰り下さい。お帰り下さい。」というのは、「自決するでない。」というのとはその実体において意味するところが全く異なる内容の言葉であるというべきなのである。こうした事実に、控訴人梅澤作成の陳述書（甲B33）の記載内容の信用性についての、これまでの検討結果からすると、控訴人梅澤の供述等は、初枝の記憶を越える部分については、到底信用し難い。

(イ-2) これに対し、控訴人梅澤は当審でも、改めて、自決してはならないと命じた旨を強調し、原判決の事実認定を「些末な点を云々して無理に難癖をつける」もので、「『一応』というただ一つの言葉や、梅澤のわずかな沈黙に、段階の意味を見いだそうとするのは、眞実からあえて目をそらそうとするものに等しい」などとして繰々非難する。

しかし、控訴人梅澤の同主張や上記供述等が到底採用できないことは、当審で補正、補足して引用した上記説示のほか以下のような事実からも明らかである。すなわち、先の「母の遺したもの」には、昭和55年12月16日の那覇のホテルでの控訴人梅澤と初枝との面談の様子を次のように記述している。「梅澤氏は、私（宮城晴美）がマスコミを連れてきてはいないかと、しきりにあたりを見回している。一方、母（初枝）の方は、雲上人であった戦時中の梅澤氏のイメージがまだ強く残っているらしく、極度に緊張しているのがそばにいる私にも伝わってくる。私はホテル内の喫茶室の最も奥まった席に梅澤氏を案内し、しばらく話したあと母を残して職場に戻った。以下は、母から聞いた話である。」「母が梅澤氏に、『どうしても話したいことがあります』と言うと、驚いたように『どういうことですか』と、返してきた。母は、三五年前の三月二五日の夜のできごとを順を追って詳しく話し、「夜、艦砲

射撃のなかを役場職員ら五人で隊長の元へ伺いましたが、私はその中の1人です」というと、そのこと自体忘れていたようで、すぐには理解できない様子だった。母はもう一度、「住民を玉砕させるようお願いに行きましたが、梅澤隊長にはそのまま帰されました。命令したのは梅澤さんではありません」と言うと、驚いたように目を大きく見開き、体をのりだしながら大声で「ほんとうですか」と椅子を母の方に引き寄せてきた。母が「そうです」とはっきり答えると、彼は自分の両手で母の両手を強く握りしめ、周りの客の目もはばからず「ありがとう」「ありがとう」と涙声で言いつづけ、やがて嗚咽した。母は、はじめて「男泣き」という言葉の意味を知った。」「梅澤氏は安堵したのかそれから饒舌になり、週刊誌で「集団自決」命令の当事者にされたあと職場におれなくなって仕事を転々としたことや、息子が父親に反抗し、家庭が崩壊したことなど、これまでいかにつらい思いをしたか、涙を流しながら切々と母に語った。」

以上の記述は、本件訴訟など予想されていない時期に発行された娘の宮城晴美の記述であり、その後の座間味島内案内の様子などとも整合性があり、初枝の複雑な心理や感想や、万全の受け入れ態勢を整えて控訴人梅澤の来島を勧めた経緯(甲B114)にも裏付けられていて、その内容を疑うべき事情はない(これに対し、甲B26号証の「第一戦隊長の証言」の再会場面は異なるが、両者を比較すると、甲B26号証には時間的な経緯の省略や再構成(なお、後示のように藤岡教授は別の場面についてはその様に分析している。)及び潤色があると疑わざる得ず、上記判断を左右しない。)。

上記「母の遺したもの」の記載によると、どうしても話したいことがあると思い詰めて初枝が35年前の3月25日夜の出来事を順を追って詳しく話し、役場職員ら5人で隊長の元に伺いましたが私はその一人ですと言っても、控訴人梅澤はそのこと自体忘れていたようで、すぐには理解できない様子であった、そこでもう一度初枝が「住民を玉砕させるようお願いに行きましたが、梅澤隊長にはそのまま帰されました。命令したのは梅澤さんではありません」というと、驚いたように目を

見開き大声で「ほんとうですか」と身を乗り出してきたというのである。これに対し、控訴人梅澤は、本部壕の出来事を忘れていたのではなく、目の前の女性が本部壕に来た若い女性であることが分からなかっただけであるかのように本人尋問では述べるが、先の具体的な記述とは到底相容れない。順を追つて詳しく話したが、忘れていたようすぐには理解できない様子なので、再度、「お願いに行ったがそのまま帰されたこと」を説明したというのであるから、忘れていてすぐには理解できなかった「そのこと自体」とは本部壕への5人の訪問自体であることは文脈上も明らかである。そして、控訴人梅澤が反応したのは、同控訴人が村側の要請には応じてくれずそのまま帰された、命令したのは梅澤さんではありませんという言葉を聞いてから、「ほんとうですか」と身を乗り出したというのである。それまでに、控訴人梅澤に本部壕での応答についての具体的な記憶があったとしたら、むしろ、本部壕を訪れたという話を聞いた時点で、すぐにその話になり、両者で記憶を確かめ合うというような流れになるのが自然であろうが、命令したのは梅澤さんではありませんという言葉を聞いて初めて「ほんとうですか」と身を乗り出して反応し、「そうです」と応えると「ありがとう」「ありがとう」と泣き出したというのであるから、それまで自分の記憶には残っていなかった35年前の出来事、自決命令を否定する根拠となる事実を教えられて、感動したものとしか理解できず、その様に理解すると、前記の「母の遺したもの」の記述は極めて自然である。

もっとも、その様なきっかけを得て、控訴人梅澤が、その当時のことを思い出してゆくということは十分あり得ることであるから、上記の経緯だけで控訴人梅澤の前記供述等が信用できないということにはならない。しかし、ここで検討をするのは、控訴人梅澤が本部壕でのことを憶えていなかつたとすれば、それはなぜかということである。既に出来事から35年が過ぎているのであるから、記憶がなかつたとしても一般的には異とするにあたらないが、控訴人梅澤は昭和33年頃には自決命令についてマスコミの標的になったと述べており、その当時において、自決命令を出したか否かが自身にとって深刻な問題になったはずである。しかし、その

当時においても、控訴人梅澤が本部壕でのやり取りを記憶していたという具体的な形跡が全くない。しかし、この点は、次のように考えるならば、よく了解できる。すなわち、当時はまさに翌朝にも米軍上陸が予想された極めて緊迫した非常時であり、日本軍は玉碎を覚悟して防戦の準備に奔走し、住民もかねての軍官民共生共死の覚悟のもとで戦える者は軍とともに戦うという態勢にあったのであるから、軍の足手まといにならないようにと住民から集団自決の申し出があつたとしてもその当時の状況下では（昭和60年代になって控訴人梅澤が述べるようには）特別のことではなかったのではないか、捕虜になるよりは潔く自決するということは当時は当然の覚悟とされていたのである。しかし、いざ住民が集団で自決に踏み切ると聞かされれば、ためらいが生まれるのは自然であり、そのための爆薬の提供を要請されても躊躇するのは当然である。そのため、控訴人梅澤も長い沈黙の後に「今晚は一応お帰り下さい。お帰り下さい」とだけ言ってひとまず住民を帰したもの、それは単に決断を延ばしただけのことで、軍の従来の大方針を変更したことではなく、控訴人梅澤にとって非常時の混乱の中で格別記憶に残るような出来事ではなかつたし、残しておきたいような事柄でもなかつたのではないかと考えられるのである。それは、翌日の米軍上陸、応戦、山中への退避、日々続く戦闘、自身の負傷、投降、その間の多数の部下の戦死、そして戦後の混乱等々の大激変の中で埋もれてしまう程度の出来事であったと考えられるのである。控訴人梅澤は、その後もマスコミが書き立てるような自決命令自体については自分の責任を意識することはなかつたし、その意味で集団自決自体は控訴人梅澤にとって重大な問題ではなかつたことは、昭和55年の初枝との再会後戦跡を案内されているときにも、部下の戦死には涙しても住民の自決にはあまり関心を示さなかつたということ（甲B5の264、265頁。この点の描写は具体的である。）からも裏付けられる。そうだとすると、本部壕の出来事も、初枝からその時弾薬の提供を断つたと教えられるまでは、控訴人梅澤にとって長く記憶に残るほど重大なことではなく、戦後35年の間、思い出されることもなかつたと理解されるのである。

ちなみに、この点は原審以来問題とされてきた点であるが、控訴人梅澤からは、昭和55年以前に控訴人梅澤が本部壕の出来事について記憶していたことを裏付けるそれ以前の日付の記録、日記、手記、戦友会誌の記事、戦友たちとの会話、マスコミ取材への応答、週刊誌の記事やそれへの反論の類の提出は一切ない。現在からそれらを収集するすれば相当困難であろうが、控訴人梅澤は昭和33年頃にはマスコミから激しい個人攻撃を受け、昭和60年頃には沖縄タイムス等への抗議活動を行い、手記や「戦斗記録」を執筆しているのであるから、それ以前の記録類が残っていても不思議ではない。しかし、本件訴訟記録上は、控訴人梅澤の上記供述は、客観的資料としては、昭和60年7月30日付神戸新聞の記事（甲B9）、同年10月6日付書簡（甲B130）、同年12月10日付書簡（甲B27）及び昭和61年発行の沖縄史料編集所紀要11号所載の手記「戦斗記録」（甲B14）とその原稿（甲B129）にまでしか遡れないである。

（イ-3）したがって、控訴人梅澤の語る本部壕での出来事は、一見極めて詳細かつ具体的ではあるが、初枝から聞いた話や初枝から提供されたノート等によって35年後から喚起されたものであり、記憶の合理化や補足、潜在意識による改変その他の証言心理学上よく知られた記憶の変容と創造の過程を免れ得ないものであり、その後さらに繰り返し想起されることにより確信度だけが増したものとみるとしかない。先にみた初枝の記憶し記録する事実の信頼性を左右するようなものは到底認められない。したがって、控訴人梅澤は、本部壕で「自決するでない。」などとは命じておらず、かねてからの軍との協議に従って防衛隊長兼兵事主任の助役ら村の幹部が揃って軍に協力するために自決すると申し出て爆薬等の提供を要請したのに対し、要請には応じなかつたものの、玉碎方針自体を否定することもなく、ただ、「今晚は一応お帰り下さい。お帰り下さい」として帰しただけであったと認めるほかはない。

このことは、帰された村の幹部らが、その直後に、集団自決を実行していることも符合している。村の幹部らが揃って軍に協力するために自決を申し出たのに

対し、部隊長から、決して自決するではないなどとそれまでの玉碎方針とは正反対の指示がなされたのであれば、その命令に反して、そのまま集団自決が実行されたというは不自然であり、「今晚は一応お帰り下さい。お帰り下さい」として決断しない部隊長に帰されて、村の幹部らが従来の方針に従い日本軍の意を体して信念に従つて集団自決を実行したものと考えるほうがはるかに自然である。

(イ) ……

(二) したがって、(ア)記載の「母の遣したもの」の記述から、…梅澤命令説を否定できるものではないというべきである。もとより、「母の遣したもの」の記述からすれば、前記「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」（下谷修久刊行「悲劇の座間味島 沖縄敗戦秘録」所収 乙6）及び「とておきの体験実話 沖縄戦最後の日」（「家の光」所収 乙19）にある控訴人梅澤の自決命令の記載が初枝の体験談としては措信し難いことはいうまでもない。

しかしながら、反面、第4・5(2)ア(1)eで記載したとおり、「母の遣したもの」には、初枝が木崎軍曹からは「途中で万一のことがあった場合は、日本女性として立派な死に方をしなさい…」と手榴弾一個が渡されたとのエピソードも記載されており（甲B5・46頁），この記載は、日本軍関係者が米軍の捕虜になるような場合には自決を促していたことを示す記載としての意味を有し、軍が自決を方針としていたことを裏付けるものとして、梅澤命令説を肯定する間接事実となり得る。控訴人らは、これを「軍の善き闇与」であるなどとも主張するが、採用できない。

ウ 「ある神話の背景」及びその指摘に係る文献について

(ア)a 「ある神話の背景」は、「鉄の暴風」「戦闘概要」「戦争の様相」の3つの資料は米軍の上陸日が昭和20年3月27日であるにもかかわらず同月26日と誤って記載していると指摘し、「鉄の暴風」は直接の体験者ではない山城安次郎と宮平栄治に対する取材に基づいて書かれたものであり、これを基に作成したのが「戦闘概要」であり、さらにこれらを基に作成さ

れたものが「戦争の様相」であるとの記述、「戦争の様相」に「戦闘概要」にある自決命令の記載がないのは、「戦争の様相」作成時には部隊長の自決命令がないことが確認できたから、記載から外したものであるとの記述がある。

控訴人らは、この記載を踏まえて、「戦闘概要」という私的文書で記載されていた「時に赤松隊長から防衛隊員を通じて自決命令が下された」との一文が公的な文献である「戦争の様相」においては削除されていると主張する。

b 「鉄の暴風」がそうした誤記をしていること、それをどう評価すべきかについては、先に判示したとおりであり、「鉄の暴風」が直接の体験者ではない山城安次郎と宮平栄治に対する取材に基づいて書かれたものであると認め難いのも、先に判示したとおりである。

c 先に判示したとおり、「戦闘概要」（乙10）は、昭和28年3月28日、太平洋戦争当時の渡嘉敷村村長や役所職員、防衛隊長らの協力のもと、渡嘉敷村遺族会が編集したもので、新崎盛暉「ドキュメント沖縄闘争」に転載、収録されているものであり、「戦争の様相」（乙3）は「沖縄戦記（座間味村渡嘉敷村戦況報告書）」に収められた文書で、先に判示した「座間味戦記」も、同じく「沖縄戦記（座間味村渡嘉敷村戦況報告書）」に収められており、これらは援護法の適用を当時の厚生省に申請した際に提出した資料である。

そこで、「戦闘概要」（乙10）と「戦争の様相」（乙3）を比較すると、両者においては、単に記述されている事柄が共通しているだけでなく、その表現が全く同じであるか酷似している点が多数見られるなど、昭和20年3月27日から集団自決に至るまでの経緯の記述が酷似していることが認められるから、両者は、いずれか一方が他方を参考にして作成されたものであることが窺われる。

この「戦闘概要」と「戦争の様相」の成立順序については、伊敷清太郎によれば、「戦闘概要」には「戦争の様相」の文章の不備（用語、表現等）を直したと思われる箇所が多数見受けられること、当時の村長の姓が「戦争の様相」では旧姓の古波蔵とされているのに対し「戦闘概要」では改姓後の米田とされていることなどから、「戦争の様相」が先に書かれたものであり、これを補充したものが「戦闘概要」であると考えられると分析されている（乙25）。

この伊敷清太郎の分析は、「ある神話の背景」の指摘をも踏まえて、極めて多くの箇所について綿密に検討を行い、緻密な考察を重ねたもので合理的な根拠を有し無理が無く、「ある神話の背景」の論拠にも疑問を呈しており、その考察はより説得的であると評価できる。したがって、前記のような「ある神話の背景」の「戦闘概要」と「戦争の様相」の成立順序についての記述は採用できず、これに基づく控訴人らの主張も採用できない。

もっとも、以上の類似性からすると、両者に独立の資料的価値を見出すことは困難であるというべきであって、真実性等の評価に当たっては、この点を十分踏まえる必要がある。

(イ) 嶋津与志(本名大城将保)は、「青い海『慶良間諸島の惨劇一集団自決事件の意味するもの』」（昭和53年、甲B91、以下「青い海」という。）において「従来の記録が、事実関係のうえで多くの誤りを含んでいることは曾野綾子氏の『ある神話の背景』で指摘されたところである。」と、「沖縄戦を考える」（昭和58年、甲B24）において「曾野綾子氏は、それまで流布してきた赤松事件の“神話”に対して初めて怜利な資料批判を加えて従来の説をくつがえした。」「今のところ曾野…説をくつがえすだけの反証は出ていない。」と、それぞれ評価している。……

(ウ) .....

(エ) .....

(オ) 前記(イ)のとおり、大城将保は「ある神話の背景」を評価している。しかしながら、大城将保は、前記「青い海」において「私自身は、今のところ戦争責任追及の問題に言及する用意はないし、自決命令があったかどうかについてはさて興味がない。」とした上で、星雅彦の指摘する、逃げ場のない無防備な小島の地理的状況・恐怖観念（やがて死ななければならぬ思案）・軍国主義教育による忠君愛國の精神・旧日本軍が常に発散させていた国民への圧力（黙っていてもある指示ができる状況一軍の意志を献身的に買って出て、さらにそれを末端へ促す可能性の強さ）・作戦と指導力のまずさ・敗色からくる狂気・沖縄県民への差別意識・非戦闘員の生命への無関心さ（軍優先の戦闘モラル）・責任を転嫁しやすい軍人階級の大義名分（利己的な虚榮心）・運命共同体の憎愛の狂気・弱肉強食のパターンといった原因の中に事実はほとんど網羅されているとし、こうした要因の中でも、旧日本軍が常に発散させていた国民への圧力を重視すべきであると述べて、全体として集団自決に対する軍の関与自体は肯定する見解を主張している（甲B91・86頁以下）。

(カ) 以上によれば、「ある神話の背景」は、命令の伝達経路が明らかになっていないなど、赤松命令説を確かに認める証拠がないとしている点で赤松命令説を否定する見解の有力な根拠となり得るもの、赤松命令があり得ないと論証するものとまではいえない。

## エ 米軍の「慶良間列島作戦報告書」について

第4・5(2)ア(ア)kのとおり、米軍の「慶良間列島作戦報告書」は、米軍歩兵第77師団砲兵隊が慶良間列島上陸後に作成したとされ、米国国立公文書館に保存されていた資料であって、その資料価値は高いものと思われる。

前記のとおり、林教授は、「尋問された民間人たちは、三月二十一日に、日本兵が、慶留間の島民に対して、山中に隠れ、米軍が上陸してきたときは自決せよと命じたとくりかえし語っている」「明らかに、民間人たちは捕らわれな

いために自決するように指導(勧告)されていた」とその一部を訳しているのに対し、控訴人らは、「尋問された時、民間人達は、3月21日に、日本の兵隊達は、慶留間の島民に対して、米軍が上陸したときは、山に隠れなさい、そして、自決しなさいと言った、と繰り返し言っていた。」と訳すべきである旨主張する。

しかし、仮に控訴人らの主張するように訳したとしても、日本軍の兵士達が慶留間の島民に対して米軍が上陸した際には自決するように促していたことには変わりなく、その訳の差異が本訴請求の当否を左右するものとは理解されない。

#### オ 昭和61年発行の「沖縄史料編集所紀要」(甲B14)等について

(ア) 大城将保が昭和61年発行の「沖縄史料編集所紀要」(甲B14)に「座間味島集団自決に関する隊長手記」と題して、梅澤命令説が従来の通説であったが、前記昭和60年7月30日付けの神戸新聞の報道を契機として、控訴人梅澤や初枝に事実関係を確認するなどして史実を検証したと述べ、控訴人梅澤の手記である「戦斗記録」を前記紀要に掲載し、また、前記紀要には、「以上により座間味島の『軍命令による集団自決』の通説は村当局が厚生省に対する援護申請の為作成した『座間味戦記』及び宮城初枝氏の『血ぬられた座間味島の手記』が諸説の根源となって居ることがわかる。現在宮城初枝氏は真相は梅澤氏の手記の通りであると明言して居る。」との記述があることは、第4・5(2)ア(イ)cのとおりである。

(イ) そして、証拠(甲B115, 128, 129)によれば、上記の「以上により」以下の記述は、上記手記を掲載した大城将保が、付加して記載したものであると認められる。もっとも、宮城初枝が「真相は梅澤氏の手記のとおりである」と明言しているというが手記のうちのどの部分までをいうのかは具体的に明らかではない。しかし、当時主に問題とされていたのは控訴人梅澤が直接、自決命令を発したか否かであり、その点について、本部壕で助役らが弾薬等の提供を求め、控訴人梅澤がその要請を断つたという経緯を初枝も認めている、という限りで「手記のとおり」と

されたものと解するのが相当である。けだし、先に詳細に検討し、認定したとおり、初枝の記憶するところは「母の遺したもの」の記述や前記のノートの記載のとおりであり、これを超えて、控訴人梅澤が「決して自決するでない」とか「壕や勝手知った山林で生き延びて下さい。共に頑張りましょう。」とかと言ったなどということを、初枝がそのとおりであると大城将保に言明したとは到底考えられないし、そのような証拠はない。なお、神戸新聞(甲B9)の初枝のコメント中の控訴人梅澤の言葉も、初枝が述べるはずもない内容であり、控訴人梅澤の説明との混同ないしは両者の違いの意味についての理解不足があると解され、これに関する記者の釈明(甲B34)は採用できない。

(ウ) 結局、「沖縄史料編集所紀要」(甲B14)は、文献的価値としては、控訴人梅澤の手記を掲載したこと、それには初枝の従前の話と一致する限度で裏付けがあるとされたことに意義を見出しえるにすぎないと認められる。

(エ) ところで、これに関連して、昭和61年6月6日付けの神戸新聞に、大城将保の談話として「宮城初枝さんからも何度も、話を聞いているが、「隊長命令説」はなかったというのが真相のようだ。」「梅澤命令説については訂正することになるだろう。」との記載がある(甲B10)。

これについては、大城将保自身が、「私は神戸新聞の記者から電話一本ももらったことはない。おそらく梅澤氏の言い分と私の解説文の一部をませあわせて創作したのであろうが、誰がみても事実と矛盾する内容で、明白なねつ造記事である。」などとしている(乙44及び45)が、取材の経緯(甲B34)はともかく、本部壕で控訴人梅澤が直接命令したことは無かったという限りでの大城将保の認識を示すものでしかない。

#### カ 德平秀雄らの体験談

(ア) 「沖縄県史 10巻」(乙9・765頁)に記載された徳平秀雄の集団自決に関する体験談中、事実を述べる部分で主なものとしては、恩納川原で米軍の攻撃を受けたこと、そこに防衛隊が現れたこと、徳平秀雄も参加の上、村

長・校長・防衛隊員ら渡嘉敷村の有力者が何らかの協議をしたこと、防衛隊員が住民に手榴弾を配布したこと、村長が何か言っていたこと、その後、住民が手榴弾を用いるなどして自決したこと、西山陣地に行ったものの、軍が陣地内に入れてくれなかつたことなどであり、これらの事実は、赤松命令説を覆すものではない。

そのほか、徳平秀雄の体験談の記載は、村の有力者の協議内容や村長の発言が明らかでないなど、あいまいな部分があり、また、「防衛隊とは云つても、支那事変の経験者ですから、進退きわまつてゐるに違ひありません。」「そういう状態でしたので、私には、誰かがどこかで操作して、村民をそういう心理状態に持つていったとは考えられませんでした。」などの部分は、徳平秀雄の推測を述べたものである。

(イ) 「沖縄県史 10巻」(乙9・781頁)に記載された大城良平の体験談も、赤松大尉が部下を指揮できなかつたという事情について具体性はなく(大城良平の体験談以外に赤松大尉が部下を指揮できなくなつてゐたと語るものは、本訴で提出された書証等の中には存しない。)，多くは大城良平の観測を述べるものにとどまっている。

#### キ 「秘録 沖縄戦記」

「秘録 沖縄戦記」は、平成18年に復刻版(甲B53)が出版されており、復刻版では、赤松大尉が自決命令を出したとする記述が削除されている。しかしながら、山川泰邦の長男である山川一郎の記載した復刻版のはしがきによれば、復刻版は、山川泰邦の死後に復刻出版されたものであると認められ、また、「一 渡嘉敷村民の集団自決」の章に先立って、「※本復刻版では「沖縄県史第10巻」(一九七四年)ならびに「沖縄資料編集所紀要」(一九八六年)を参考に、慶良間列島における集団自決等に関して、本書元版の記述を一部削除した。なお、集団自決についてはさまざまな見解があり、今後とも注視していく必要があることを付記しておきたい。」との記載がなされている。

こうした記載を踏まえると、第4・5(2)ア)e及びh記載のとおり、自己の体験や、終戦の翌年沖縄警察部が行った戦没警察官の調査の際に収集された数多くの人の体験談や報告、琉球政府社会局長時代の援護業務のために広く集めた沖縄戦の資料などに基づいて執筆されたとする「秘録 沖縄戦史」及び「秘録 沖縄戦記」の作者山川泰邦自身が赤松命令説についての見解を改めていたというものではなく、赤松命令説に反対する見解の存在又は沖縄戦の認識をめぐる紛争の存在を考慮して、復刻版を出版した遺族である山川一郎が慎重な態度をとつて沖縄県史第10巻などの記載の範囲に止めたものと認められ……る。

#### ク その余の文献の評価

(ア) 櫻井よしこは、第4・5(2)ア)f(b)のとおり、週刊新潮のコラムにおいて、座間味島の集団自決について概ね控訴人梅澤の供述に沿う事実経過を記載しているが、第4・5(2)ア)f(b)で判示したとおり、その記載内容から控訴人梅澤に対する取材や前記神戸新聞の記事等に基づく見解にとどまり、控訴人梅澤に対する取材を除き、櫻井よしこが生き残つた住民等からの聞き取りを行つたものとまでは認められないから、後記第4・5(5)ウのとおり、控訴人梅澤の供述等が措信し難い以上、その資料的価値は乏しいといふほかない。

(イ) 陣中日誌(甲B19)は、その中に掲載された「編集のことば」によれば、第三戦隊本部付であった谷本小次郎が基地勤務隊辻政弘中尉が記録した本部陣中日誌と昭和20年4月15日から同年7月24日までを記録した第三中隊陣中日誌をもとに、昭和45年8月15日に編集、発行したものであるとしている。折しも、赤松大尉が渡嘉敷島を訪れた際に抗議行動が起つた、そのことが報道されたのが同年3月であるところ(甲A4ないし7)、「陣中日誌」は、このような報道後、同年8月15日に発行されたものであるし、その元となった資料は当時の記録として貴重であろうが、それ自体は書証として提出されておらず、前記指摘のとおりその転載の正確性を確認できない。

(ウ) 戦史研究家である大江志乃夫が執筆した「花綵の海辺から」には、第4・

5(2)イ(イ)のとおり、「赤松嘉次隊長が「自決命令」をださなかったのはたぶん事実であろう。西村市五郎大尉が指揮する基地隊が手榴弾を村民にくばつたのは、米軍の上陸まえである。挺進戦隊長として出撃して死ぬつもりであった赤松隊長がくばることを命じたのかどうか、疑問がのこる。」との記載がある。

その「たぶん」赤松大尉が自決命令を出さなかつたと考えた根拠は、甲B第36号証として提出された「花綵の海辺から」の一部からは、「沖縄県史10巻」(乙9・781頁)に赤松大尉が部下を指揮できなかつたことを指摘する体験談を記載された大城良平の証言をあげる以外明確にされていない。

「沖縄県史 10巻」(乙9・781頁)に記載された赤松大尉が部下を指揮できなかつたことを指摘する大城良平の体験談の評価については、第4・5(4)カ(イ)のとおりであり、大城良平から聞かされたという遺族年金の支給という実益問題にも疑問があることは、第4・5(3)のとおりであつて、大江志乃夫の「たぶん」赤松大尉が自決命令を出さなかつたという観測的な判断は、本訴において資料価値は低いものというほかない。

(エ) 上原正穂が平成8年に琉球新報に掲載したコラムである「沖縄戦ショウダウン」には、第4・5(2)イ(イ)gのとおり、金城武徳や大城良平、安里巡査が、赤松大尉について、立派な人だった、食料の半分を住民に分けてくれた、村の人で赤松大尉のことを悪く言う者はいないなどと語ったことが記載された部分及び援護法が集団自決に適用されるためには軍の自決命令が不可欠だつたから赤松大尉は一切の釈明をせず世を去つたと記載された部分がある。

しかしながら、第4・5(1)のとおり、赤松大尉は、大城徳安、米軍の庇護から戻つた二少年、伊江島の住民男女6名を正規の手続きを踏むことすらなく、各処刑したことに関与し、住民に対する加害行為を行つてゐるのであつて、こうした人物を立派な人だった、村の人で赤松大尉のことを悪く言う者はいないなどと評価することが正当であるかには疑問がある。そして、第4

・2(3)で判示したとおり、赤松大尉は、昭和45年3月28日に渡嘉敷島で行われた戦没者合同慰靈祭に参加しようとしたものの、反対派の行動もあつて、沖縄本島から渡嘉敷島へ渡航できなかつたのであって、このことに照らしても村の人で赤松大尉のことを悪く言う者はいないなどと評価することは疑問であつて、その記載は一面的であるといふほかない。

また、援護法が集団自決に適用されるためには軍の自決命令が不可欠だつたから赤松大尉は一切の釈明をせず世を去つたと記載された部分についても、前示のとおり根拠がないのみならず、そもそも、赤松大尉自身がその様な考えを持っていたことを裏付ける的確な証拠もない。

#### (5) 知念証人及び皆本証人の各証言等日本軍関係者の供述、体験談等について

##### ア 知念証人の証言について

(ア) 第4・5(1)イ(イ)のとおり、米軍の上陸前、赤松大尉が住民に対して西山陣地へ集結するよう指示したことが認められ、第4・5(2)イ(イ)aのとおり、赤松大尉自身、部落の係員から住民の処置を聞かれ、部隊が西山に移動するから住民も集結するなら部隊の近くの谷がよいであろうと示唆してとニュアンスにやや差異はあるものの、赤松大尉が住民に対して西山陣地へ集結するよう指示したこと、その手記に記載している。

一方、知念証人は、陳述書(甲B67)に「私は、正式には小隊長という立場でしたが、事実上の副官として常に赤松隊長の傍におり」と記載しているにもかかわらず、西山陣地への集結指示については、聞いていない、知らない旨証言し、陳述書(甲B67)にも「住民が西山陣地近くに集まつたことも知りませんでした。」と記載している。この食い違いは、西山陣地への集結の持つ意味の重さに照らしても、知念証人の証言の信用性に疑問が生じさせるか、知念証人が赤松大尉の言動をすべて把握できる立場にはなかつたことを窺わせるもので、いずれにしても赤松大尉の自決命令を「聞いていない」「知らない」という知念証人の証言から赤松大尉の自決命令の存在を

否定することは困難であるということになる。

(イ) 知念証人は、「軍として手榴弾を防衛隊員の人に配っていたと、そういうことは御存じですか。」という質問に対し、「知りません。」と答え、さらに「それは全く知らないということですか。」という質問に対しては「はい。ぶら下げているのは見たのは見たんですが、配ったことについては全然わかりません。」と答えた。

第三戦隊が住民に対して自決用等として手榴弾を配布したことは、第4・5(2)イ記載の各諸文献及びそれらに記載された住民の体験談から明らかに認められるものであり、第4・5(1)のとおり、補給路の断たれた第三戦隊にとって貴重な武器である手榴弾を配布したことを副官を自称する知念証人が知らないというのは、極めて不合理であるというほかない。

(ウ) 知念証人は、控訴人ら代理人に対しては「沖縄県史 10巻」の「副官の証言」の記載内容は事前に確認して間違いがないと証言していたにもかかわらず、「沖縄県史 10巻」の「副官の証言」に「米軍の捕虜になって逃げ帰った二人の少年が歩哨線で日本軍に捕えられ、本部につれられて来ていました。少年たちは赤松隊長に、皇民として、捕虜になった君たちは、どのようにして、その汚名をつぐなうかと、折かんされ、死にますと答えて、立木に首をつって死んでしまいました。」との記載があり、第4・5(1)のとおり認められる米軍に保護された少年2名を日本軍が処刑したことについて、被控訴人ら代理人に問われると、「正直言ってそれはわかりません。」「私は直接会っていませんし、このことについて今初めて聞くんですから、ちょっとわかりません。」と答えた。

また、伊江島の女性等を処刑したことについても、「沖縄県史 10巻」の「副官の証言」に「伊江島の女性を私が処刑しました。伊江島の男女四人が、投降勧告文書を持って、陣地に近づき、捕えられ処刑されました。」などと記載があるにもかかわらず、「それは私、正直言って存じませんね、こ

の処刑という。処刑ということについては私は存じません。」と証言した後、控訴人ら代理人の問い合わせに対しては、「伊江島のこの処刑については、私は全然知らないんです。」「（知らないとはと聞かれて）それで、3名やっぱり処刑されて、それでも生き返りというとおかしいんですが、埋めたところから逃げていなくなったと。それをうちの将校が、知念おまえが逃がしたんだろうと、だから探してこいという命令を受けました。私はそのときはむかつとしたんですが、上官ですから、5人ぐらい兵隊を連れて探しに行きましたら、もう伊江島の人は、本当にもう、何といいますか、呼吸も困難な状態にあったんです。それで話を聞いたら、もう軍刀よりはピストルでやってくれと、ピストルでもう殺してくれという話がありましたので、私がピストルで撃ちました。」などと証言し、控訴人ら代理人の質問には迎合的で、被控訴人ら代理人の質問には拒否的で、一貫性のない証言をしている。

(エ) 以上指摘した点を考えると、知念証人の証言は措信しがたく、(ア)でも指摘したとおり、知念証人の証言から赤松大尉の自決命令の存在を否定することは困難である。

#### イ 皆本証人の証言について

(ア) 証拠(甲B66)によれば、皆本証人は、海上挺進戦隊第三戦隊の第三中隊長であった者であると認められる。そして、証拠(甲B66及び皆本証人)によれば、皆本証人は、陳述書(甲B66)あるいはその証人尋問において、昭和20年3月27日、赤松大尉から部隊の後退の援護を命ぜられ、午前9時すぎころに渡嘉敷島に上陸した米軍に対し、第三中隊に配属された基地隊の高塚小隊を率いて交戦したこと、同月28日午前1時ころになって、ようやく第三戦隊の主力部隊と合流し、午前3時ころになって、赤松大尉と会ったこと、皆本証人は、同月28日、第三中隊長として中隊を率いて陣地の配置場所におり、赤松大尉の側に常にいたわけないこと、赤松大尉が住民に対して陣地の近くに来たらと言ったことも、当時、聞いていなかったこ

とを記載し、若しくは証言した。もっとも、防衛庁防衛研修所戦史室「沖縄方面陸軍作戦」（乙55）では、「二十七日〇九〇〇ころ猛烈な砲爆撃の支援下に渡嘉志久海岸及び阿波連海岸に米軍が上陸を開始した。第三中隊長皆本義博少尉（57期）は配属の高塚小隊（勤務隊の高塚春次郎少尉以下二八名）を指揮し、渡嘉志久東側高地から渡嘉志久海岸に上陸した米軍を射撃して前進を阻止したが、迫撃砲、機関銃の猛射を受け交戦約三〇分にして高塚少尉以下九名の戦死者を生じた。皆本中隊長は高塚少尉に代わって小隊を直接指揮し、交戦を少時続けたのち一〇〇〇ころから撤退を開始し、二十八日一〇〇〇ころ戦隊本部に到着した」と記載されており、皆本証人が本隊と合流した時間に関し皆本証言と差異がある。

第4・5(1)イ(イ)のとおり、皆本証人は、赤松大尉が住民を西山陣地の方に集合するように指示した昭和20年3月27日には、主力部隊と合流していないとのことであるから、同日の赤松大尉の言動を把握できる立場になかったことになる。そして、翌28日の合流時間は、皆本証人の証言等と防衛庁防衛研修所戦史室「沖縄方面陸軍作戦」（乙55）との間で食い違いがあり、特定できないけれども、皆本証人の証言等によれば、同月28日、第三中隊長として中隊を率いて陣地の配置場所により、赤松大尉の側に常にいたわけではないことが認められ、同日の赤松大尉の言動を把握できる立場になかったことになり、赤松大尉の言動についての証言の評価に当たっては、この点を重視する必要がある。

(イ) 皆本証人は、手榴弾に関し、陳述書（甲B66）に「手榴弾は軍が管理していましたが、一部を「防衛隊」の隊員に配布していました。」「防衛隊」とは、防衛召集により部隊に編入された成人男子のこと、沖縄では昭和19年7月に編成されました。普段は家族と一緒に暮らしているのですが、いざという時には敵と戦わなければならず、軍人としての扱いを受けていました。そのために、軍は防衛隊員にも手榴弾を交付していたのです。あくまで

も戦闘に備えて交付していたのです。」「渡嘉敷島の集団自決で手榴弾が用いられたのは、以上の理由によるもので、普段から防衛隊員が手榴弾を保持していたからです。決して軍が自決を命じるために手榴弾を交付したではありません。」（甲B66・5頁）と記載している。

ところが、被控訴人ら代理人の「しかし皆さんは手りゅう弾の交付 자체、それは御存じないんですね。」という問い合わせに対しては「はい。」と答え、「交付の際にどういう命令が出てたということも御存じないということですかね。」という問い合わせに対しては「そうです。」と答え、さらには手榴弾の交付時期に関する質問に対しては、「私は当事者ではありませんから、何月何日ごろということは私はここで申し上げることはできません。」と答えている。そうすると、皆本証人の証言は、手榴弾を交付した目的等を明示する陳述書（甲B66）の内容と齟齬し、手榴弾に関する皆本証人の陳述書（甲B66）の記載及びその証言には疑問を禁じ得ない。

(ウ) 以上のとおり、皆本証人は、昭和20年3月27日及び同月28日の赤松大尉の言動を把握できる立場にあったとは認めがたく、また、その陳述書（甲B66）に記載された手榴弾に関する記述は、皆本証人自身の証言と齟齬し、信用できない。

#### ウ 控訴人梅澤の供述等について

(ア) 控訴人梅澤作成の陳述書である甲B第33号証の信用性に問題のあることは、既に第4・5(3)オ(ウ)ないし(オ)、第4・5(4)ア(カ)、第4・5(4)イ(イ)で指摘したとおりである。また、決して自決してはならないと命じたとか、「証言」の作成経緯等に関する、戦斗記録（甲B129）、陳述書（甲B1、33）や本人尋問の結果が採用できることも、控訴理由に応じて既に詳述したとおりである。

(イ) 控訴人梅澤は、その本人尋問において、第一戦隊では手榴弾を防衛隊員に配ったことも、手榴弾を住民に渡すことも許可していなかったと供述する一方、木崎軍曹が初枝に手榴弾を交付したことについて、木崎軍曹が初枝の身

の上を心配して行ったのではないかと供述する（控訴人梅澤本人調書3頁）。

しかしながら、防衛庁防衛研修所戦史室「沖縄方面陸軍作戦」（乙55）によれば、第一戦隊の装備は、「機関短銃九のほか、各人拳銃（弾薬数発）、軍刀、手榴弾を携行。」というものであることが認められ、控訴人梅澤自身、本人尋問において、「短機関銃、ピストル、軍刀、手榴弾しかない装備だった」と述べている。しかも、第4・5(1)アイアのとおり、慶良間列島は沖縄本島などと連絡が遮断されていたから、食糧や武器の補給が困難な状況にあったと認められ、装備品の殺傷能力を検討すると手榴弾は極めて貴重な武器であったと認められる。軍の装備が不十分で、補給路が断たれていたことについては、後記第4・5(7)ウ(ウ)のとおり、同じ慶良間列島の渡嘉敷島でも同様の状況であったところ、皆本証人は、手榴弾の交付について「恐らく戦隊長の了解なしに勝手にやるようなばかな兵隊はいなかつたと思います。」と証言し、控訴人梅澤自身も、一方で村民に渡せる武器、弾薬はなかったと供述している。

こうした状況で、第一戦隊長である控訴人梅澤の了解なしに木崎軍曹が初枝の身の上を心配して手榴弾を交付したというのは、不自然である。しかも、第4・5(2)アに記載したとおり、宮里育江（乙50・61頁、62）、宮原初子（乙9・746頁）、宮川スミ子（乙62及び98）も、初枝と同様に自決用に手榴弾を渡されたと体験談や陳述書等に記載しており、貧しい装備の戦隊長である控訴人梅澤が、手榴弾を自決のために住民に相当数交付するという事実を知らなかつたというのは、先に記載した事実に照らして考えると、…不自然であるというべきである。

(ウ) 以上の次第で、控訴人梅澤作成の陳述書（甲B1）、陳述書(2)（甲B33）及び控訴人梅澤本人尋問の結果は、これまで指摘した点では採用できないといふほかない。

## エ 赤松大尉の手記等について

(ア) 赤松大尉は、「潮」（甲B2、昭和46年）に「私は自決を命令していない」と題する手記を寄せているほか、「週刊新潮」（昭和43年、甲B73）、昭和43年4月8日付けの琉球新報（乙26）で取材に応じた記録が残っている。

(イ) 赤松大尉は、「潮」（甲B2）の「私は自決を命令していない」と題する手記（以下「赤松手記」という。）の中で、部落の係員に「部隊は西山のほうに移るから、住民も集結するなら、部隊の近くの谷がいいだろう」と示唆した。」とする一方、住民が集結していたことすら知らないと記載している。

他方、「週刊新潮」（甲B73）の取材に対しては、赤松大尉は、「そんな話は、まったく身に覚えがないことですよ。三月二十六日、米軍が上陸した時、島民からわれわれの陣地に来たいという申入れがありました。それで、私は、私たちのいる陣地の隣の谷にはいってくれといった。われわれの陣地だって、まったく陣地らしい陣地じゃない。ゴボウ剣と鉄カブトで、やっと自分のはいれる壕をそれぞれ掘った程度のものですからねえ。ところが、二十八日の午後、敵の迫撃砲がドンドン飛んで来た時、われわれがそのための配備をしているところに、島民がなだれこんで来た。そして村長が来て「機関銃を貸してくれ、足手まといの島民を打ち殺したい」というんです。もちろん断りました。村長もひどく興奮してたんでしょう。あの人は、シナ事変の時、伍長だったと聞いてたけど…。」「ところが、そのうちに島民たちが実際に大きな声で泣き叫びはじめた。これは、ものすごかったわけです。なにしろ八百メートル離れたところに敵がいるんですからね、その泣声が敵に聞えて、今度は集中砲火も浴びるわけです。それで、防衛隊に命じて、泣声を静めさせようとした。」と語っている。

この両者を比べれば、住民が集結していたことを認識していたか否かという事実に関し、大きな違いを示しており、同じ赤松大尉の認識としては、極

めて不合理であるというほかない(ちなみに、住民を、軍の陣地近くに集結させたか否かは、自決に関する軍の関与の上では大きな意味を持つ事柄である。なお、防衛隊が赤松大尉の命令によって行動したという点は、陣中日誌(甲B19)にも同旨[戦隊長防召兵を以て之を鎮めしむ]の記載がある。)。

(イ) 米軍の捕虜となっていた2人の少年の処刑に関して、赤松手記では、「二人の少年は歩哨線で捕まつた。本人たちには意識されてなくとも、いったん米軍の捕虜となっている以上、どんな謀略的任務をもらっているかわからないうから、部落民といっしょにはできないというので処刑することにいちおうなつたが、二人のうち小嶺というのが、阿波連で私が宿舎についていた家の息子なので、私が直接取り調べに出向いて行った。いろんな話を聞いたあと「ここで自決するか、阿波連に帰るかどちらかにしろ」といったら、二人は戻りたいと答えた。ところが、二人は、歩哨線のところで、米軍の電話線を切って木にかけ、首つり自殺をしてしまつた。赤松隊が処刑したのではない。」と記載している。

この赤松手記の記載の前段では、二人の少年が「どんな謀略的任務をもらっているかわからないから、部落民といっしょにはできない」と言っているのに、後段になると、ここで自決する選択肢のほか、「阿波連に帰るか」ということも提案しているのであって、その判断は矛盾している。

一方、「週刊新潮」(甲B73)の取材に対しては、赤松大尉は、「あとでやはり投降勧告に来た二人の渡嘉敷の少年のうち、一人は、私、よく知っていました。彼らが歩哨線で捕まつた時、私が出かけると、彼らは渡嘉敷の人といっしょにいたいという。そこで、"あんたちは米軍の捕虜になつたんだ。日本人なんだから捕虜として、自ら処置しなさい。それができなければ帰りなさい"といいました。そしたら自分たちで首をつって死んだんです。」と答えている。これを赤松手記と比較すると、少年達が投降勧告に來たかどうかの認識に差異があるし、死亡に至る経緯にもニュアンスに差異が

ある。そして、赤松手記等は、「沖縄県史 10巻」の「副官の証言」にある「米軍の捕虜になって逃げ帰つた二人の少年が歩哨線で日本軍に捕えられ、本部につれられて来ました。少年たちは赤松隊長に、皇民として、捕虜になった君たちは、どのようにして、その汚名をつぐなうかと、折かんされ、死にますと答えて、立木に首をつって死んでしまつた。」との記載(乙9・773頁)とも齟齬する。

この二人の少年の処刑に関する記載に顕著なように、赤松手記は、自己に対する批判を踏まえ、自己弁護の傾向が強く、手記、取材毎にニュアンスに差異が認められるなど不合理な面を否定できず、全面的に信用することは困難である。

(ニ) 以上、検討したところによれば、赤松手記の記載内容には疑問があり、それを直ちに措信することはできないというべきである。

#### (6) 沖縄戦に関する文部科学省の立場等

証拠(甲B54, 58, 乙31, 75及び76の各1ないし3, 77ないし92, 93の1及び2, 94ないし96並びに98ないし100, 104, 乙103)によれば、沖縄戦についての教科書の記載や教科書検定等について、次の事実が認められる。

ア(ア) 家永三郎は、昭和55年度教科書検定において検定済みであった高校日本史用教科書「新日本史」に、沖縄戦に関して、「沖縄県は地上戦の戦場となり、約十六万もの多数の県民老若男女が戦火のなかで非業の死に追いやられた。」と記述していたが、この記述を、昭和58年度改訂検定の際、「沖縄県は地上戦の戦場となり、約十六万もの多数の県民老若男女が戦火のなかで非業の死をとげたが、そのなかには日本軍のために殺された人も少なくなかった。」と改めるための改訂検定申請をした。

これに対し、当時の文部大臣は、沖縄戦における沖縄県民の犠牲については、沖縄戦の記述の一環として、県民が犠牲になったことの全貌が客観的に

理解できるようするため、もっと多くの犠牲者を生じさせた集団自決のことを書き加える必要があるとした上で、そのような記述がない家永三郎の前記申請に係る記述は「全体の扱いは調和がとれており、特定の事項を特別に強調し過ぎているところはないこと」という検定基準に抵触するとの検定意見を付した。

家永三郎は、文部省の修正の求めに応じ、最終的に、「沖縄県は地上戦の戦場となり、約十六万もの多数の県民老若男女が、砲爆撃にたおれたり、集団自決に追いやられたりするなど、非業の死をとげたが、なかには日本軍のために殺された人びとも少なくなかった。」との記述に修正した。

(イ) その後、家永三郎は、国に対し、昭和59年、教科書の記述の修正を強制されたことを理由として、損害賠償を求める訴訟を提起した（家永教科書検定第3次訴訟第1審）。この訴訟は最高裁まで争われ、その最高裁判決（最高裁平成9年8月29日大法廷判決・民集51巻7号2921頁）は、沖縄戦について、原審（東京高裁平成5年10月20日判決・判例時報1473号3頁）の認定した事実として、昭和58年度改訂検定「当時の学界では、沖縄戦は住民を全面的に巻き込んだ戦闘であって、軍人の犠牲を上回る多くの住民犠牲を出したが、沖縄戦において死亡した沖縄県民の中には、日本軍よりスパイの嫌疑をかけられて処刑された者、日本軍あるいは日本軍将兵によって避難壕から追い出され攻撃軍の砲撃にさらされて死亡した者、日本軍の命令によりあるいは追い詰められた戦況の中で集団自決に追いやられた者がそれぞれ多数に上ることについてはおおむね異論がなく、その数については諸説あって必ずしも定説があるとはいえないが、多数の県民が戦闘に巻き込まれて死亡したほか、県民を守るべき立場にあった日本軍によって多数の県民が死に追いやられたこと、多数の県民が集団による自決によって死亡したことが沖縄戦の特徴的な事象として指摘できるとするのが一般的な見解であり、また、集団自決の原因については、集団的狂気、極端な皇民化教育、

日本軍の存在とその誘導、守備隊の隊長命令、鬼畜米英への恐怖心、軍の住民に対する防諜対策、沖縄の共同体の在り方など様々な要因が指摘され、戦闘員の煩累を絶つための崇高な犠牲的精神によるものと美化するのは当たらないとするのが一般的であった」と指摘し、「右事実に照らすと、本件検定当時の学界においては、地上戦が行われた沖縄では他の日本本土における戦争被害とは異なった態様の住民の被害があったが、その中には交戦に巻き込まれたことによる直接的な被害のほかに、日本軍によって多数の県民が死に追いやられ、また、集団自決によって多数の県民が死亡したという特異な事象があり、これをもって沖縄戦の大きな特徴とするのが一般的な見解であったということができる。」「本件検定当時の学界の一般的な見解も日本軍による住民殺害と集団自決とは異なる特徴的事象としてとらえていたことは明らかである。」と判示した（当裁判所に顕著な事実である。）。

イ(ア) 文部科学省は、平成17年度教科書検定においては、沖縄戦の集団自決に関する記述について検定意見を付さなかったが、平成19年3月30日、平成18年度教科書検定において、7冊の申請教科書に対し、沖縄戦の集団自決に関する記述について、日本軍による自決命令や強要が通説となっているが、近年の状況を踏まえると命令があったか明らかではない旨の検定意見を付した。その結果、例えば、「山川出版社日本史A」の「島の南部では両軍の死闘に巻き込まれて住民多数が死んだが、日本軍によって壕を追い出され、あるいは集団自決に追い込まれた住民もいた。」との記載が「島の南部では両軍の死闘に巻き込まれて住民多数が死んだが、その中には日本軍によって壕を追い出されたり、自決した住民もいた。」と改められた。なお、壕からの住民追出し、住民に対する手榴弾の配布、スパイ容疑での住民殺害などに対する軍の関与については、検定意見は付されなかった。

(イ) 銭谷眞美文部科学省初等中等教育局長（以下「銭谷初等中等教育局長」という。）は、平成19年4月11日、衆議院文部科学委員会において、座間

味島及び渡嘉敷島の集団自決について、日本軍の隊長が住民に対し自決命令を出したとするのが従来の通説であった、前記検定意見は、この通説について当時の関係者から色々な供述、意見が出ていることを踏まえて、軍の命令の有無についてはいずれとも断定できないとの趣旨で付したものであり、日本軍の関与を否定するものではない旨の発言をした。

また、伊吹文明文部科学大臣は、同日、前記委員会において、前記検定意見について、日本軍の強制があった部分もあるかもしれない、当然あったかもしれない、なかつたとは言っていない、日本軍の強制がなかつたという記述をするよう要求するものではない旨発言した。

(ウ) 布村幸彦文部科学省大臣官房審議官（以下「布村審議官」という。）は、同月24日の決算行政監視委員会第一分科会において、座間味島及び渡嘉敷島の集団自決について、従来、日本軍の隊長が住民に対し自決命令を出したとするのが通説であった旨発言した。

(エ) 錢谷初等中等教育局長は、翌25日の教育再生特別委員会においても、前記(イ)と同様の発言をした。

(オ) 平成18年度教科書検定については、座間味村議会、渡嘉敷村議会、沖縄県議会などが、文部科学省に対し、前記イ(ア)の検定意見の撤回を求める意見書を提出し、このことが報道されたこともあり、集団自決に関する論争が起つた。

これに対し、布村審議官は、同年6月13日、軍の関与、責任は確かにある、部隊長による直接の命令があつたかどうかは断定できないとの意見で審議会の委員の意見が一致した、検定意見の撤回は困難である旨述べた。

ウ(ア) その後、平成18年度教科書検定を受けた高等学校日本史教科書について、平成19年11月に6発行社8点の教科書の沖縄戦の記載について訂正申請がなされた。これを受け、文部科学大臣は、教科用図書検定調査審議会に対し専門的、学術的な見地からの調査審議を依頼した。そこで、同審議会の日本史小委員

会は9名の専門家から意見聴取を行うなどして審議した結果、次のような趣旨の「(調査審議に当たっての)日本史小委員会としての基本的とらえ方」が公表された。すなわち、集団自決は、太平洋戦争末期の沖縄において、住民が戦闘に巻き込まれるという異常な状況の中で起こつたものであり、その背景には、当時の教育・訓練や感情の植え付けなど複雑なものがある。また、集団自決が起こつた状況を作り出した要因にも様々なものがあると考えられる、18年度検定で許容された記述に示される、軍による手榴弾の配布や壕からの追い出しなど、軍の関与はその主要なものととらえることができる、一方、それぞれの集団自決が、住民に対する直接的な軍の命令により行われたことを示す根拠は、現時点では確認できていない、他方で、住民の側から見れば、当時の様々な背景・要因によって自決せざるを得ないような状況に追い込まれたとも考えられる。集団自決については、沖縄における戦時体制、さらに戦争末期の極限的な状況の中で、複合的な背景・要因によって住民が集団自決に追い込まれていった、ととらえる観点に基づいていふことが、生徒の沖縄戦に関する理解を深めることに資するものとなると考える、という趣旨のものである。(甲B104、乙103)

(イ) そして、最終的に承認が適当とされた教科書の記載訂正文は、次のようなものである。

○「島の南部では両軍の死闘に巻き込まれて住民多数が死んだが、そのなかには日本軍によって壕を追い出されたり、あるいは集団自決に追い込まれた住民もあった。」

○「このなかには、スパイ容疑や作戦の妨げになるなどの理由で、日本軍によつて殺された人もいた。日本軍は住民の投降を許さず、さらに戦時体制下の日本軍による住民への教育・指導や訓練の影響などによって、「集団自決」に追い込まれた人もいた。」

○「日本軍が多くの県民を防衛隊などに動員したうえに、生活の場が戦場となつたため、県民の犠牲は大きく、戦闘の妨げやスパイ容疑を理由に殺された人も

いた。さらに、日本軍の関与によって集団自決に追い込まれた人もいるなど、沖縄戦は悲惨をきわめた。(側注)最近では、集団自決について、日本軍によつてひきおこされた「強制集団死」とする見方が出されている。」

○「そのなかには、日本軍によって「集団自決」②においこまれたり③、スパイ容疑で虐殺された一般住民もあった。(側注)②これを「強制集団死」とよぶことがある。③敵の捕虜になるよりも死を選ぶことを説く日本軍の方針が、一般の住民に対しても教育・指導されていた。(囲み)沖縄渡嘉敷島「集団自決」……日本軍はすでに三月二十日ころには、三十名ほどの村の青年団員と役場の職員に手榴弾を二こずつ手渡し、「敵の捕虜になる危険性が生じたときには、一こは敵に投げ込みあと一こで自決しなさい」と申し渡したのです。……いよいよ二十八日の運命の日がやってきました。およそ一千名の住民は一か所に集結させられました。玉碎(自決)のためです。死を目前にしながら、母親たちは子どもたちに迫っている悲劇的死について、泣きながらさとすように語り聞かせるのでした。もちろん幼い子どもたちには、共に死を遂げることの意味がわかるはずもありません。……私たち兄弟も、男性として家族に対する責任意識があったと思います。自分たちを生んでくれた母親に最初に手をかけたとき、私は悲痛のあまり号泣しました。ひもや石を使ったと思います。愛するがゆえに妹と弟の命も絶っていました。……」

○「また、軍・官・民一体の戦時体制のなかで、捕虜になることは恥であり、米軍の捕虜になって悲惨な目にあうよりは自決せよ、と教育や宣伝を受けてきた住民のなかには、日本軍の関与のもと、配付された手榴弾などを用いた集団自決に追い込まれた人々もいた。」

○「戦闘の妨げやスパイ容疑を理由に殺された人もいた。さらに、日本軍の関与によって集団自決に追いこまれた人もいるなど、沖縄戦は悲惨を極めた。(脚注)…また最近では集団自決について、日本軍によってひきおこされた「強制集団死」とする見方が出されている。」

○「また日本軍により、戦闘の妨げになるなどの理由④で県民が集団自決に追いやられたり、幼児を殺されたり、スパイ容疑をかけられるなどして殺害されたりする事件が多発した。(注)④住民は米軍への恐怖心をあおられたり、捕虜となることを許されなかったり、軍とともに戦い軍とともに死ぬ(「共生共死」)ことを求められたりもした。」

○「(囲み)…、日本軍は、県民を壕から追い出したり、スパイ容疑で殺害したりした。また、日本軍は、住民にたいして米軍への恐怖心をあおり、米軍の捕虜となることを許さないなどと指導したうえ、手榴弾を住民にくばるなどした。このような強制的な状況のもとで、住民は、集団自殺と殺しあいに追い込まれた。これらの犠牲者はあわせて800人以上にのぼった。」

(イ) 以上のような日本史小委員会の基本的とらえ方及び承認された教科書の記述は、もとより今後とも学問と言論の場で論議され、再批判されてゆくものであるとしても、その公開された調査審議の過程(甲B104)に照らせば、それまでの集団自決についての研究成果を反映したもので、歴史学者らの大半の見方あるいは最大公約数的な認識に副ったものと解される。』

## 6 宮平秀幸の新しい供述及び関連証拠について

原審の口頭弁論終結後、控訴人梅澤の伝令要員を務めていたという宮平秀幸の新しい供述が明らかになったとして新聞報道や雑誌への記事掲載がなされ、当審においても関連証拠が多数提出されて、それらに基づく事実主張がなされている(なお、控訴人ら訴訟代理人は、期日前には、当審で宮平秀幸の証人調べを求めるとしていたが、結局、証人申請はなされなかった。しかし、当事者の用語例にならい以下「秀幸新証言」と略称する。)。

そこで、以下、これらの当審提出証拠の証拠価値についてまとめて検討する。

(1) 甲B149（平成20年1月26日撮影のDVD映像）、  
150（同前半部分反訳）、159（同後半部分反訳）によると、当初の秀幸新証言の概要は次のとおりである。

① 秀幸は第一戦隊（梅澤部隊）の本部付きの伝令員であった。だから、一切は、全部解っている。

② 3月25日の夜、村三役一村長、助役、収入役と学校長が本部の壕へ来て、梅澤隊長が対応した。村側が「いよいよ明日は米軍の上陸だと思うので、住民はこのまま生き残ってしまったら鬼畜米英に女も男も殺される、同じ死ぬくらいなら、日本軍の手によって死んだ方がいい、それでお願いに来ました。」と言うのに対して、梅澤隊長は、「何をおっしゃいますか。戦うための武器弾薬もないのに、あなた方に自決させるようなそういうものはありません。絶対にありません。」と答えた。

③ 逆に梅澤隊長は、目を皿にして、軍刀を持って立って、「俺の言うことが聞けないのか！よく聞けよ。私たちは国土を守り、国民の生命財産を守るための軍隊であって、住民を自決させるために来たのではない。あなた方は、畏れ多くも天皇陛下の赤子である。あんた方が武器弾薬、毒薬を下さいと言っても、それは絶対に渡せない。そうした命

令は絶対にないから解散させろ。」と命令した。

④ 自分はその場にいて、隊長とは2メートルくらいしか離れていないところで隊長の話を聞いた。そのとき、助役に、うちの家族も忠魂碑の所に来ているのかと訊ねたが、集まっている、80名くらい集まっているという話であった。

⑤ それで、村の者たちは渋々帰っていき、自分もそれについて行ったところ、三役は忠魂碑の前の階段に立ち、野村村長が、「自決するために集まつてもらったが、日本軍の隊長からは『自決してはいけない。させない。』、しかも『民間人に渡す武器弾薬、毒薬、何もない』と強く叱咤されて、どうすることもできないから、ただいまから解散する。」と解散を命じた。

⑥ その後、家族を引き連れて避難し、整備中隊の壕に行き、自決させてもらおうと来たと言ったところ、内藤中隊長からも「だれがそんな自決命令を出したんだ。軍からは自決命令、玉碎命令は全然出していないよ。早く避難しなさいよ」と言われ、食料を持てるだけ持たされて追い出された。

(2) しかし、上記秀幸新証言は、同人自身の過去に話していたことと明らかに矛盾している。また、秀幸はさらに3通の陳述書（甲B132添付（平成20年3月10日付）、甲B142（同年8月7日付）、甲B158（同年9月1日付））を作成

し「証言」しているが、証言自体にも矛盾や不自然な変遷がある。

ア 秀幸は、平成4年制作のビデオドキュメント「戦争を教えてください・沖縄編」（乙108の1，2）で自分の戦争体験を詳細に語っている。そこでは、3月23日の晩から家族7人で自分たちの壕に入つて24，25日を過ごし、25日の午後8時半か9時頃になり、軍が（ママ）、玉碎命令が出ているから忠魂碑前で自決するので集まるようにと伝令が来たので忠魂碑前に行つたが、艦砲射撃の集中攻撃を浴び、各自の壕で自決せよということになり、家族で、整備中隊の壕の前等を経由して、夜明けに自分たちの壕にたどり着いたと話している。3月25日夜に宮里助役らが梅澤隊長を訪れた際に、本部付き伝令として隊長の傍らにいたということや①、梅澤隊長が自決するなど命じたとか②③、野村村長が忠魂碑前でそれを伝えて解散を命じた⑤などということは全く出ていない。

イ このことについて、拓殖大学藤岡信勝教授は意見書（2）（甲B145）で、秀幸は平成4年の記録社によりなされた上記ビデオ撮影に先立ち平成3年6月大阪の読売テレビの取材を受け、緒口令が敷かれていた村長の解散命令のことをうっかり話してしまい、そのことについて取材の数日後に田中登元村長から激しく叱責された、そのこともあり

平成4年の記録社のビデオ撮影も村当局の厳しい監視下に行われ、村長の妻が秀幸に真実を語らせないように秀幸の母貞子に圧力をかけ貞子と秀幸の妻がつきつきりで撮影されたため、秀幸は真実を語ることが出来なかつたものであると詳細に解説し、秀幸も、上記ビデオとの矛盾を指摘された後の陳述書（甲B142）で同様に弁解する。しかし、田中登元村長は既に平成2年12月11日に病気療養中の県立那覇病院で死亡しているのであって（乙119），上記藤岡教授の解説や秀幸の弁解は明らかに事実に反する。また、記録社の撮影状況に関する電話回答（乙118）もこれを否定しているし、宮城晴美の陳述書（乙117）によると、貞子は遅くとも平成3年からは病気療養のため本島に住んでいて酸素ボンベが手離せず、秀幸のビデオ撮影に立ち合はずもないとされている。

ウ 「小説新潮 昭和62年12月号」所載の本田靖春著ノンフィクション「座間味島一九四五」（乙109）には、語り部の役割を果たそうとする秀幸から当時聞き取ったという戦争体験が詳しく記載されている。それによると、秀幸は3月25日の夜、家族7名で宮平家の壕にいたところ、「午後10時を期して全員で集団自決するので忠魂碑の前に集合するように」との命令が伝えられ、家族で相談した後、午前0時になろうとするころ7名が正装して忠魂碑前

に行ったが皆の集合は遅れていた、だれかが軍に爆雷を貰いに行ったという話がその場に流れていたが、待てど暮らせど現物は届かない、そこへ米軍の小型機が飛来し照明弾を集まった村人のうえに落とし、その10分後くらいから忠魂碑めがけてものすごい艦砲射撃が始まり、皆その場から四散して山に逃げ込んだ、その夜から島内各所で集団自決が次々に起きたと、話している。秀幸が梅澤部隊長の傍らに居て、自決してはいけないと命令を聞いたとか①～④、村長がそれを住民に伝え解散を命じた⑤などの話とは全く異なっており、秀幸はこれらを聞いていないことになっている。

ちなみに、本田靖春は、上記ノンフィクション記事に宮城初枝の手記を引用しており、その次の号の「第一戦隊長の証言」（甲B26）には3月25日の梅澤隊長と助役らとのやりとりについて初枝や控訴人梅澤の話を掲載しているのであるから、秀幸からの取材のなかでも初枝が聞いた当日の本部壕でのやりとりが話題になっていても不思議ではないのであるが、それにもかかわらず、秀幸は本部壕のその場にいたなどとは全く述べておらず、忠魂碑前で爆雷が届くのを待っていたというのである。なお、藤岡教授は、本田の記事は、取材時間が少なく「官平語」に通じてもいい本田の錯誤であり、場面の再構成があるなどと解説す

る（甲B132）が、本部壕にいたなどと述べていないという事実自体は否定しようがないというべきである。

エ 今回の秀幸新証言自体にも不自然な変遷が見られる。秀幸新証言は当初は梅澤隊長の自決してはならないという命令を隊長付き伝令としてその2メートルの傍らで聞き、助役と会話もしたかのようなものであった（甲B111, 149, 150）が、初江や控訴人梅澤は秀幸がその場にいたことを否定していることなどを指摘されると、25日は夕刻まで整備中隊の壕で仮眠を取っていたが、家族のもとに帰るように言われ、途中、艦砲射撃が始まると本部壕の脇に転がり込むようにたどり着いたところ、壕の入り口から人の声が聞こえた、何事かと壕の入り口に何枚もかけられた毛布の陰に身を潜めた、毛布が死角になって私の姿は梅澤隊長からも盛秀助役からも見えなかった、しかし、梅澤隊長との距離はわずか2メートル程度しか離れてていなかつたという補足の説明がなされている（甲B132藤岡教授意見書添付の「証言」、甲B158）。いかにも不自然な変遷であり、辻褄合わせといわざるを得ない。

また、秀幸新証言では、同人は、姉である初枝に対して、梅澤さんが自決命令を出していないことを生きているうちにはつきり言わないと後で悔いを残すよと亡くなるまで言い続け、危篤状態の時にまで押しかけたかのよ

うに述べられている。しかし、先に認定したとおり、初枝は既に昭和55年の時点で控訴人梅澤と会って自分の記憶している壕での様子をそのままに話しており、ノートも送り、昭和57年にも手紙で詫びを述べているのである。したがって、秀幸が初枝に悔いを残すよと言つて告白を促すようなことはあり得ないことである。

(3) また、秀幸新証言は、他の多くの手記などが述べるところとも明らかに矛盾する。幾つかの例を挙げれば次のとおりである。

ア 秀幸の母宮平貞子の「座間味村史下巻」（平成元年発行乙50）登載の詳細な手記（談）によると、25日夜は家族で自分の壕に隠れており、夜になって艦砲射撃が激しくなるなか、家族で壕を出て逃げ回り、26日夜明けに自分の壕に戻った、この間3男（つまり秀幸。当時15歳）は、祖父母の手を引くようにして歩いた、途中、整備中隊の壕に行ったら、「こっちは兵隊のいる場所だからあなた方は上の方に逃げなさい。もし玉碎の必要があったら自分たちが殺してあげるから、決して早まったことをしてはいけないよ」とすごい口調で言われた、貞子たちの壕は奥まっていたため、伝令は来ず、忠魂碑前に集まれという指示は知らなかったので、忠魂碑前には行っていないと述べている。整備中隊の壕に行ったことは秀幸の話と一致しているが、

当夜は家族で終始行動を共にしていたことを詳細に述べており、それによると、秀幸が本部壕に行ったり、忠魂碑前行くことなどあり得ないことである。この貞子手記は、今回の秀幸新証言がなされる遙か前に記録されたもので、貞子が虚偽を述べる理由はない。

イ 「母の遺したもの」に記録された宮平春子（宮里盛秀の妹）の話によると、宮里盛秀助役の一家は、盛秀を先頭に忠魂碑にむかったが、数メートル前に照明弾が落下し、進むことが出来ずに、来た道を引き返すことにしたところ、村長と収入役がそれぞれ家族を連れ、盛秀一家の方に向かってきたので、ここで全員が忠魂碑に行くのをやめ、それまで村長や収入役らとその家族が避難していた農業組合の壕へ向かったと述べている。すなわち、これによると、村長は忠魂碑前に行っていないことになるのであり、秀幸の述べる忠魂碑前での村長の解散命令⑤などあり得ないことになる。宮平春子が虚偽を述べる理由もない。

ウ 宮城晴美は昭和60年頃から4年余り、座間味村役場の委託を受けて「座間味村史」全3巻の編集執筆に携わり、昭和63年1月頃から高齢者の聞き取り調査を行った。そして、そのころ秀幸から立ち話で昭和20年3月25日の夜忠魂碑前で村長から隊長が来たら玉碎すると言われたが、来ないので解散した旨の話を聞き、事実だとしたら村史か

らは絶対はずせない話であると考え、母初枝に確かめたが、そんな話は聞いたことがないということであり、貞子にも確かめるように言われて数回にわたって貞子から聞き取りをしたのがアの手記である、重要なことなのでそれまで聞き取りをした人やそれから聞き取りをした人にも忠魂碑前のことを見たが、誰一人として、秀幸の言うようなことを述べる人はいなかったというのである（乙110）。

現に、忠魂碑前に老人子どもを連れて行った成人女子が戦後多くの証言をしているが（「母の遺したもの」、「座間味村史下巻」、「沖縄県史10巻」など）、誰も忠魂碑前に村長が来たことや解散命令を出したこと⑤を述べているものはいない（この点についても藤岡教授は、締口令があり、老人の多くは調査の頃までには死亡してしまい、子供はものごころがついていなかつた可能性があるなどと解説する（甲B132）が、採用できない。）。

エ 初江の話は既に認定したとおりである。3月25日本部壕に行った人のなかに村長は含まれておらず、秀幸がその場にいたとはされておらず、梅澤隊長の対応も秀幸が述べるものとは全く異なっている。助役の申し出の後「重苦し

い沈黙がしばらく続きました。隊長もまた片ひざを立て、垂直に立てた軍刀で体を支えるかのようにして、つかの部分に手を組んでアゴをのせたまま、じっと目を閉じたき

りでした。……やがて沈黙は破れました。隊長は沈痛な面持ちで「今晚は一応お帰りください。お帰りください。」と私たちの申し出を断ったのです。」という記述は、遅くとも昭和52、3年以前に書かれたものと考えられ、先に詳細に検討したとおり、秀幸の言うようなことがあったなら、初枝が手記にそれを書き残さない理由はないし、娘の宮城晴美に話さない理由はない。初枝が昭和55年に梅澤隊長と面会し、その日の壕での出来事を話しあい、その後控訴人梅澤と文通した後にも、初枝の話に変わりはなく、一貫している。前記のように控訴人梅澤が初枝に対しその当時異論を述べた形跡もない。

オ 控訴人梅澤も、秀幸新証言の後にも、秀幸がその場にいたことは認めず、村長が来たとも認めていない。天皇陛下の赤子というようなことも自分はいわないと藤岡教授には述べたようである（甲B110）。

(4) 以上のとおり、秀幸新証言は、それまで自らが述べてきたこととも明らかに矛盾し、不自然な変遷があり、内容的にも多くの証拠と齟齬している。

甲B111（鴨野守 「住民よ、自決するな」と隊長は嚴命した 諸君！2008年4月号所収），甲B112（産経新聞同年2月23日付「新証言」に関する記事），甲B110（藤岡信勝 集団自決「解散命令」の深層 正論同年4月

号所収），甲B148（藤岡信勝・鴨野守 沖縄タイムズの「不都合な真実」 W i L L 同年8月号所収）等はいずれも今回の秀幸新証言を無批判に採用し高く評価するものであつて、同新証言と独立した証拠価値を持つものではない。また、藤岡教授は、平成20年7月28日付意見書（甲B132），同年8月28日付意見書2（甲B145）で、上記秀幸新証言の矛盾や辻褄合わせ等について種々解説を加えて秀幸新証言の信憑性を強調し、秀幸の驚異的な記憶力や標準人を遙かに超える映像的な記憶力についてもエピソードなどを紹介しているが、一方に偏するもので採用できない。

反対に、宮城晴美は、叔父秀幸について「…。何よりも、秀幸自身が、重要なできごとを戦後60年余りも胸に秘めていられるような性格ではありません。彼の話し好き、マスコミ好きは島でも定評があります。」と述べている（乙110）。秀幸や藤岡教授はこれに反論しているが（甲B142，145），そのような秀幸の性格は、秀幸のこれまでのマスコミ等との被取材歴（甲B113，145，乙108の1及び2，109）や、長時間に及ぶ甲B149号証のDVD映像での話しぶりやその話の内容自体からも十分見て取れるところである。

(5) 以上を総合すると、秀幸新証言は明らかに虚言であると断じざるを得ず、上記関連証拠を含め到底採用できない。

## 7 真実性ないし真実相当性について（その2）

（争点④，⑤及び当審補充主張イ，ウ）

(1) 控訴人らは、本件各記述についての真実性の証明の対象は、「沖縄ノート」の記述でいえば「沖縄の民衆の死を抵当にがなわれる本土の日本人の生」という論評を示すことのできる中身を持った命令（「無慈悲直接隊長命令説」）でなければならず、手榴弾の交付や軍官民共生共死の一体化の強制的雰囲気や日本軍の指示・強制などの背景事情を広義の自決命令に結びつけたとしても、それは本件各記述の真実性の証明とはならないと主張する。しかし、それは、論評の中身とその前提とされた事実とを混同するものであってにわかに採用できない。もっとも、先に名誉毀損性の有無に関して検討したとおり、各著者の意図は別としても、その記述自体からは、控訴人らが主張するように、部隊が生き延びるために住民の犠牲を強制する非情かつ無慈悲な部隊長の自決命令が直接なされたことを摘示するものと読みとることも可能であり、昭和45年ころの一般の読者の普通の読み方もそのようなものが多く、グラフ誌や週刊誌などが悲惨な集団自決を興味本位に取り上げ、その責任を非情無慈悲で異常な個人の命令に帰し、その個人を人非人・人面獸心・極悪無慚な鬼隊長などと非難攻撃するという風潮が一般であったものと考えられる（甲B1，2，5，18）。本件各記述の真実性の証明の対

象は、その出版当時のそのような一般的の読者の読み方に従つて、やはり、控訴人らのいう無慈悲隊長直接命令（以下これを「直接命令」と略称する。）の有無とするのが結論的には相当である。真実相当性の証明の対象も同様である（ただし、後述のように、現時点での出版継続の不法行為性を判断するに際しては、その後の事情も考慮するのが相当である。）。

(2) そして、前掲のような資料を総合して検討すると、当裁判所は、日本軍が集団自決に深く関わり住民を集団自決に追い込んだものであってそれを総体としての日本軍の命令と評価する見解（評価としての日本軍の命令。以下これを「評価たる軍命令」と略称する。）もあり得るものと考えるが、それは組織としての日本軍の責任をいうものであり、それがそのまま個人としての責任や具体的行動を意味するものではない。また、実際に行われたそれぞれの集団自決には複数の要因が複合して寄与していることを直視すべきものであって、一律に軍命令などと単純化して語られるべきものではないと考えられる（甲B 5, 37, 74, 75, 76, 91, 104, 137, 138）。しかし、以下に原判決を補正引用して示すとおり、集団自決に日本軍が深く関与しそれによって住民が集団自決に追い込まれたという要素は否定しがたいところである。しかしそうではあっても、ここで真実性又は真実相当性の証明の対象とされているのは、前述のように、「評価

たる軍命令」ではなく、非道無慈悲な隊長の「直接命令」であり、「評価たる軍命令」が認められたからといって直ちに「直接命令」が肯定されるものではない。以下に補正・引用する原判決の説示が示す手榴弾が使われたことや、日本軍のいるところでしか集団自決が生じていないことや、日本軍が防諺に意を用い住民に捕虜になることを許さなかったことなどは、「評価たる軍命令」の論証につながるものではあっても、直ちに具体的な「直接命令」の十分な証明となるものではない。この趣旨での控訴人らの主張は理由がある（ただし、「直接命令」の不存在が「評価たる軍命令」の不存在を意味するとか、「評価たる軍命令」が「直接命令」の論点すり替えだなどというとすれば賛成しがたい。）。そして、以上のような観点からすると、本件証拠上具体的な各「直接命令」を証するに足る的確な証拠はないとするのが素直である。

しかし、原判決もその説示で縷々検討するとおり、反対に、本件証拠上各「直接命令」は無かったと断定できるかといえば、それもできないのである。敵が上陸した場合は玉砕する、捕虜になることは許さないということが日本軍の大きな方針であったとすれば、それに従って部隊長として自決の指示をするのはむしろ避けられないのであって、軍隊組織であればそれは命令を意味するといえる。現に、梅澤隊長の場合も、村の指導者らが揃ってかねて言われてきた軍官民共生共死の

玉碎の方針に文字通りに従って「軍の足手まといにならぬよう」集団自決を申し出��きたときには、個人としての逡巡をみせてはいるが、結局、その場を引き下がらせただけで、軍の玉碎（自決）の方針を撤回してはいないのである。そこで、助役らは、日本軍ひいては梅澤隊長の意を体して自決を敢行したともいいうことができるるのである（村長以下村の指導者らはこのとき全員が自決している。）。また赤松大尉の場合も、住民を基地付近の西山に集結させ、そこへ日本軍の指揮下にある防衛隊員らが多数の手榴弾を持ち込んで自決が行われているのであるし、同大尉が捕虜になつたりした住民たちへの幾度もの処刑をためらった形跡はなく、かねて米軍上陸の際には住民を玉碎させるという方針を取っていたことは十分考えられ、それを否定するに足る的確な証拠はない。そうだとすれば、その具体的な形はともかく、赤松大尉がこの時の自決を命じていないと断定することもできない。

そうすると、結局、「直接命令」についても、本件証拠上は、その有無を断定するには至らないというほかはない。したがって、挙証責任に従えば、本件各記述については、本件証拠上その真実性の証明は無いということになる。

ちなみに、先に見た教科用図書検定調査審議会第2部会日本史小委員会の基本的とらえ方においても、集団自決が起つた状況を作り出した様々な要因のうち軍の関与はそ

の主要なものととらえることができるが、一方、それぞれの集団自決が住民に対する直接的な軍の命令により行われたことを示す根拠は、現時点では確認できていない、他方で、住民の側から見れば当時の様々な背景・要因によって自決せざると得ないような状況に追い込まれたとも考えられるとして、直接命令の有無については現時点では確認に至らないとされている。

(3)ア 以上のような判断は、その一部を以上の説示に従つて改めるほかは、おおむね原判決が第4・5(8)イ及びウで説示するとおりであり、また、本件各書籍の執筆に当たつての取材状況は同じく第4・5(7)の説示のとおりであるから、これら（原判決199頁下から5行目から201頁12行目及び202頁13行目から209頁7行目まで）を引用する。なお、第4・5(8)イ及びウの部分は以下に再掲してそれを補正する形式で当裁判所の判断を示す（引用の方式については10頁に示した方式により、当裁判所が付加しあるいは判断を改めた部分等は、区別しやすいようにゴシック体で表示し、削除した部分は……で示す。）。

イ 控訴人らは、原判決の説示に対し、当審の補充主張において、「母の遺したもの」（甲B5）、「座間味村史」（乙50）、「潮だまりの魚たち」（甲B59）、「沖縄県史第10巻」（乙9）などに採録され、あるいは「自叙

傳」（乙28）や陳述書（乙52、62），証言などで述べられた，宮城初江，宮村文子，宮平春子，宮里美恵子，宮村盛永，上洲幸子，宮里育江，中村尚宏，宮平（宮里）米子，宮里トメ，中村春子，金城重明，知念朝睦，その他住民らの述べる，兵士らの住民への励まし，その身を案じ無事を喜んだこと，怪我への気遣い，衛生兵の治療，食料の給付，米軍への恐怖，自決決断の経緯などのエピソードを挙げて，自決命令がなかったことの証拠であると繰々主張する。これらの個々の具体的な供述の意義を一律に評価することは相当でないが，それらのエピソードが，「鉄の暴風」以来一面的にいわれてきた無慈悲隊長直接命令にそぐわないもので，その不存在を示唆する面のあることは首肯できなくもない。しかし，それらと自決命令の存在 자체が相容れないものとまでは解されず，以下に補正して引用する原判決の説示する事実や前掲の数々の史料をも考え合わせると，それらを総合してみても，直接命令が無かったことが断定できるとまでは到底いえない（ちなみに，控訴人らも，いうところの「軍の善き関与」や「軍の関与なき自決」について，それらは，自決が隊長の命令で生じたものでないことを強く示唆している〔控訴人準備書面(2)〕というにとどめている。）。また，控訴人らの指摘する古波藏蓉子，大城良平の体験や金城武徳の話などが，一方的な

赤松大悪人説への疑問につながるものとしても，これらにより赤松自決命令が無かったとまでいえるものではない。

その他，控訴人らの当審における補充主張を検討しても，以下に原判決を補正する形で示す判断を，変更するには至らない。

#### 【原判決の引用】

##### 『第4 5(8)イ 座間味島における集団自決について

(ア) 座間味島では，第4・5(1)イ(ア)のとおり，昭和20年3月26日，忠魂碑前に集合した多数の住民がそれぞれ集団で死亡したと認められ，その際に，軍事装備である手榴弾が利用されたことは，第4・5(2)ア(ア)で掲げた証拠から認めることができる。

この集団自決を控訴人梅澤が命じたとの記載のある「鉄の暴風」，「秘録沖縄戦史」，「沖縄戦史」等には，その取材源等は明示されておらず，山川泰邦のように，その作者が死亡しているような書籍については，座間味島で集団自決が発生して相当の年月が発生している現在では，その取材源等を確認することは困難で…ある。

しかしながら，第4・5(2)ア(ア)で判示したとおり，「沖縄県史 第10巻」，「座間味村史 下巻」，「沖縄の証言」には，初枝を始めとして，宮里トメ，宮里美恵子，宮平初子，宮平カメ及び高良律子，宮村文子，宮平ヨシ子らの集団自決に関する体験談の記述があるほか，本件訴訟を契機とし，宮平春子，上洲幸子，宮里育江の体験談が新聞報道されたり，本訴に陳述書として提出されたりしている。そして，こうした宮里とめなど沖縄戦の体験者らの体験談等は，いずれも自身の実体験に基づく話として具体性，迫真性を有するものといえ，また，多数の体験者らの供述が，昭和20年3月25日の夜に忠魂碑前に集合して玉碎することになったという点で合致しているから，その信用性を相互に補完し合うものといえる。また，こうした体験談の多くに共通するものとして，

日本軍の兵士から米軍に捕まりそうになった場合には自決を促され、そのための手段として手榴弾を渡されたことを認めることが出来る（手榴弾の交付に関する控訴人梅澤の供述が措信し難いことは、第4・5(5)ウイで判示したとおりである。）。

(イ) 沖縄に配備された第三二軍が防諜に意を用いていたことは、第4・5(1)アイで判示したとおりであり、このことは、第4・5(1)ウで判示した日本軍による住民に対する加害行為に端的に表れている。すなわち、①渡嘉敷島において、防衛隊員であった国民学校の大城徳安訓導が渡嘉敷島で身寄りのない身重の婦人や子供の安否を気遣い、数回部隊を離れたため、敵と通謀するおそれがあるとして、これを処刑したこと、②赤松大尉が集団自決で怪我をして米軍に保護され治療を受けた二名の少年が米軍の庇護のもとから戻ったところ、米軍に通じたとして殺害したこと、③赤松大尉が米軍の捕虜となりその後米軍の指示で投降勧告にきた伊江島の住民男女6名に対し、自決を勧告し、処刑したことは、他の要因も考え得るもの、沖縄に配備された第三二軍が防諜に意を用いていたことに通じる。この点にかかる日本軍の沖縄各地における住民をスパイ視しての殺害、米軍保護下の住民多数の虐殺等について、教科書の記述変更問題等を機に新たに多くの証言がなされたとして報道されている（乙107（枝番を含む）、111ないし114（枝番を含む））。

そして、第4・5(1)イエで判示した第二戦隊の野田隊長が昭和20年2月8日に慶留間島の住民に対して「敵の上陸は必至。敵上陸の暁には全員玉碎あるのみ」と訓示した行為や第4・5(2)アガルに記載した米軍の「慶良間列島作戦報告書」の座間味村の状況についての「明らかに、民間人たちは捕らわれないために自決するように指導（勧告）されていた」との記述も、前同様、他の要因も考え得るもの、慶良間列島に駐留する日本軍が米軍が上陸した場合には住民が捕虜になり、日本軍の情報が漏れることを懸念したとも考えることができ、沖縄に配備された第三二軍が防諜に意を用いていたに通じる（「慶良間列島作戦報告書」の訳の問題に関しては、第4・5(4)エで判示したとおりであつ

て、控訴人ら主張のように訳しても、以上の判断に差異を来さない。）。

(ウ) 控訴人梅澤が率い、座間味島に駐留した第一戦隊の装備は、「機関短銃九のほか、各人拳銃（弾薬数発）、軍刀、手榴弾を携行」というものであり、慶良間列島が沖縄本島などと連絡が遮断されていたから、食糧や武器の補給が困難な状況にあったと認められ、装備品の殺傷能力を比較すると手榴弾は極めて貴重な武器であったと認められることは、第4・5(5)ウイで判示したとおりである。

そして、控訴人梅澤が本人尋問において村民に渡せる武器、弾薬はなかったと供述していることも、第4・5(5)ウイで判示したとおりであり、赤松大尉が率いた第三戦隊に関する証言ではあるが、皆本証人が手榴弾の交付について「恐らく戦隊長の了解なしに勝手にやるようなばかな兵隊はいなかつたと思います。」と証言していることは、軍の規律、第一戦隊及び第三戦隊に共通する装備の乏しさを考えると、等しく控訴人梅澤にも妥当するものと考えられる。

(エ) こうした事実に加えて、第4・5(1)イエで判示したとおり、座間味島、渡嘉敷島を始め、慶留間島、沖縄本島中部、沖縄本島西側美里、伊江島、読谷村、沖縄本島東部の具志川グスクなどで集団自決という現象が発生したが、以上の集団自決が発生した場所すべてに日本軍が駐屯しており、日本軍が駐屯しなかった渡嘉敷村の前島では、集団自決は発生しなかったことを考えると、集団自決については日本軍が深く関わったものと認めるのが相当であって、第4・5(1)アで判示した事実を踏まえると、沖縄においては、第三二軍が駐屯しており、その司令部を最高機関として各部隊が配置され、第三二軍司令部を最高機関とし、座間味島では控訴人梅澤を頂点とする上意下達の組織であったと認められるから、座間味島における集団自決に控訴人梅澤が関与したことは、あり得ることである。なお、控訴人梅澤が、25日夜本部壕で自決を申し出た村幹部らに対し、玉碎方針を撤回していないことは、先に認定したとおりである。

(オ) もっとも、前記のとおり、「沖縄県史 第10巻」、「座間味村史 下巻」、「沖縄の証言」等に体験談を寄せている宮里とめらの集団自決の体験者の供述

等から、控訴人梅澤による自決命令の伝達経路等は判然とせず、控訴人梅澤の言辞を直接聞いた体験者を本件全証拠から認められない以上、前記のとおり、取材源等は明示されていない「鉄の暴風」、「秘録 沖縄戦史」、「沖縄戦史」等から、直ちに「太平洋戦争」にあるような「老人・こどもは村の忠魂碑の前で自決せよ。」との控訴人梅澤の命令それ自体(当裁判所が先に述べた「直接命令」)までを認定することには無理がある。

(カ) しかしながら、以上認定したように、具体的な形はともかく、控訴人梅澤が座間味島における集団自決に関与したことはあり得ると考えられることに加え、第4・5(6)で検討したような教科用図書検定調査審議会第2部会日本史小委員会の検討結果、第4・5(2)ア(ア)記載の諸文献の存在、こうした諸文献等についての信用性に関する第4・5(4)の認定、判断、第4・5(7)記載の家永三郎及び被控訴人大江の本件各書籍の取材状況等を踏まえると、控訴人梅澤が座間味島の住民に対し「太平洋戦争」記載の内容の自決命令を発したことを直ちに真実と断定できないとしても、この事実については、事後的に検討してみても、合理的資料若しくは根拠があると評価できるのであって、本件各書籍の各発行時において、家永三郎及び被控訴人らが前記事実を真実であると信ずるについての相当の理由があったものと認めるのが相当である……。

#### ウ 渡嘉敷島における集団自決について

(ア) 渡嘉敷島では、第4・5(1)イ(イ)のとおり、昭和20年3月28日、西山陣地北方の盆地に集合した多数の住民が集団で死亡したと認められ、その際に、軍事装備である手榴弾が利用されたことは、第4・5(2)イ(ア)で掲げた諸文献である書証から認めることができる。

この集団自決を赤松大尉が命じたとの記載のある「鉄の暴風」、「秘録 沖縄戦史」、「沖縄戦史」等には、その取材源等は明示されていないことなどは、座間味島における集団自決について、先に判示したのと同様である。

渡嘉敷島における集団自決についても、渡嘉敷村長であった米田惟好、金城証人、富山真順、吉川勇助らの集団自決の体験者の体験談等があり、それらに

ついては控訴人らの指摘するような問題点がないとはいえないものの、その全体的な信用性を疑うまでの理由はない。

(イ) 沖縄に配備された第三二軍が防諺に意を用いていたことは、第4・5(1)ア(ア)で判示したとおりであり、第4・5(1)ウで判示した赤松大尉率いる第三戦隊の渡嘉敷島の住民に対する加害行為は、こうした防諺行為に通じ、第4・5(1)イ(エ)で判示した第二戦隊の野田隊長の言動、第4・5(2)ア(ア)に記載した米軍の「慶良間列島作戦報告書」の記載も、前同様、他の要因も考え得るもの、慶良間列島駐留の日本軍が米軍が上陸した場合には住民が捕虜になり、日本軍の情報が漏れることを懸念したとも考えることができ、沖縄に配備された第三二軍が防諺に意を用いていたに通じることも先に判示したとおりである。

第4・5(1)イ(イ)で判示したとおり、渡嘉敷島における集団自決は、昭和20年3月27日に米軍が渡嘉敷島に上陸した翌日である同月28日に赤松大尉の西山陣地北方の盆地への集合命令の後に発生しており、第4・5(1)ウで判示した赤松大尉率いる第三戦隊の渡嘉敷島の住民に対する加害行為を考えると、赤松大尉が上陸した米軍に渡嘉敷島の住民が捕虜となり、日本軍の情報が漏洩することをおそれて自決命令を発したことがあり得ることは、容易に理解できる。赤松大尉は、第4・5(1)ウで判示したとおり、防衛隊員であった国民学校の大城徳安訓導が渡嘉敷島で身寄りのない身重の婦人や子供の安否を気遣い、数回部隊を離れたため、敵と通謀するおそれがあるとして処刑しているところ、これに反し、米軍が上陸した後、手榴弾を持った防衛隊員が西山陣地北方の盆地へ集合している住民のもとへ赴いた行動を赤松大尉が容認したとすれば、赤松大尉が自決命令を発したことが一因ではないかと考えるのは自然である。

(ウ) 赤松大尉が率い、渡嘉敷島に駐留した第三戦隊の装備は、証拠(乙55)によれば、「機関短銃五（弾薬六〇〇〇発）のほか、各人拳銃（弾薬一銃につき四発）、軍刀、手榴弾を携行」であったと認められ、慶良間列島が沖縄本島などと連絡が遮断されていたから、食糧や武器の補給が困難な状況にあったと認められ、装備品の殺傷能力を比較すると手榴弾は極めて貴重な武器であったと

認められることは、第4・5(5)ウイで判示のと同様である。

そして、第三戦隊に属していた皆本証人が手榴弾の交付について「恐らく戦隊長の了解なしに勝手にやるようなばかな兵隊はいなかったと思います。」と証言していることは、先に判示しているとおりであり、手榴弾が集団自決に使用されている以上、その具体的な形は別として、赤松大尉が集団自決に関与していることは、あり得ることである。

(ニ) こうした事実に加えて、先に座間味島における集団自決に関して判示したとおり、沖縄県で集団自決が発生した場所すべてに日本軍が駐屯しており、日本軍が駐屯しなかった渡嘉敷村の前島では、集団自決は発生しなかったことを考へると、集団自決については日本軍が深く関わったものと認めるのが相当であって、第4・5(1)アで判示した事実を踏まえると、沖縄においては、第三二軍が駐屯しており、その司令部を最高機関として各部隊が配置され、第三二軍司令部を最高機関とし、渡嘉敷島では赤松大尉を頂点とする上意下達の組織であったと認められるから、その具体的な形は別としても、渡嘉敷島における集団自決に赤松大尉が関与したことは、あり得ることである。

(イ) もっとも、渡嘉敷島における集団自決の体験者の体験談等から赤松大尉による自決命令の伝達経路等は判然とせず、赤松大尉の下記の命令を直接聞いた体験者を本件全証拠から認められないことは、座間味島における集団自決と同様である上、前記のとおり、取材源等は明示されていない「鉄の暴風」、「秘録 沖縄戦史」、「沖縄戦史」等から、直ちに「沖縄ノート」にあるような「部隊は、これから米軍を迎へうち長期戦に入る。したがって住民は、部隊の行動をさまたげないために、また食糧を部隊に提供するため、いさぎよく自決せよ」との赤松大尉の命令の内容それ自体(当裁判所が先に述べた「直接命令」)までを認定することには無理があることも、座間味島における集団自決における控訴人梅澤の命令と同様である。

(カ) しかしながら、(イ)、(ニ)で認定したように、その具体的な形はともかく、赤松大尉が渡嘉敷島における集団自決に関与したことはあり得ると考えられることに加

え、第4・5(6)で検討したような教科用図書検定調査審議会第2部会日本史小委員会の検討結果、第4・5(2)イア記載の諸文献の存在、そうした諸文献等についての信用性に関する第4・5(4)の認定、判断、第4・5(7)イ記載の被控訴人大江の沖縄ノートの取材状況等を踏まえると、赤松大尉が渡嘉敷島の住民に対し「沖縄ノート」にあるような内容の自決命令を発したことを直ちに真実と断定できないとしても、この事実については、事後的に検討してみても、合理的資料若しくは根拠があると評価できるのであって、「沖縄ノート」の各発行時において、被控訴人らが前記事実を真実であると信ずるについての相当の理由があつたものと認めるのが相当である……。

エ 以上のとおり、控訴人梅澤及び赤松大尉が座間味島及び渡嘉敷島の住民に対しそれぞれ本件各書籍にあるような内容の具体的な直接の自決命令(「直接命令」)に限れば、これを出したことを真実と断定できないとしても、これらの事実については合理的資料又は根拠があるといえるから、本件各書籍の各発行時……において、被控訴人らが前記事実を真実であると信ずるについての相当の理由があつたものと認められ、被控訴人らによる控訴人梅澤及び赤松大尉に対する名誉毀損の不法行為は成立し……ない。』

#### (4) 小括

以上の次第で、本件各記述については、真実性の証明があるとはいえないが、これを真実と信ずるについて相当な理由があつたと認められるから、名誉毀損の不法行為は成立しない。

#### 8 公正な論評性の有無(原審争点⑥)について

この点についても、一部の判断を改め、補足するほかは、おむね原判決が「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の6項において説示するとおりである。そこで、これを以下に引用し、それを補正する形式で当裁判所の判断を示すこととす

る（引用の方式については10頁に示した方式により、当裁判所が付加しあるいは判断を改めた部分等は、区別しやすいようにゴシック体で表示する。）。

#### 【原判決の引用】

##### 『第4・6 爭点⑥（公正なる論評性の有無）について

(1) 第2・2(4)イのとおり、沖縄ノートは、被控訴人大江が、沖縄が本土のために犠牲にされ続けてきたことを指摘し、その沖縄について「核つき返還」などが議論されていた昭和45年の時点において、沖縄の民衆の怒りが自分たち本土の日本人に向かられていることを述べ、「日本人とはなにか、このような日本人ではないところの日本人へと自分をかえることはできないか」との自問を繰り返し、日本人とは何かを見つめ、戦後民主主義を問い合わせたものである。

被控訴人大江も、第4・4(2)イで判示したとおり、本人尋問において、①日本の近代化から太平洋戦争に至るまで本土の日本人と沖縄の人たちとの間にどのような関係があったかという沖縄と日本本土の歴史、②戦後の沖縄が本土と異なり米軍政下にあり、非常に大きい基地を沖縄で担っているという状態であったことを意識していたかという反省、③沖縄と日本本土との間のひずみを軸に、日本人は現在のままでいいか、日本人がアジア、世界に対して普遍的な国民であることを示すためにはどうすればよいかを自分に問いかけ、考えることが沖縄ノートの主題である旨供述している。また、赤松大尉のことを沖縄ノートで取り上げたことについて、被控訴人大江が本人尋問で「私は、今申しました第2の柱の中で説明いたしましたけれども、私は新しい憲法のもとで、そして、この敗戦後、回復しそして発展していく、繁栄していくという日本本土の中で暮らしてきた人間です。その人間が沖縄について、沖縄に歴史において始まり、沖縄戦において最も激しい局面を示し、そして戦後は米軍の基地であると、そして憲法は認められていない、その状態においてはっきりあらわれている本土と沖縄の間のギャップ、

差異、あるいは本土からの沖縄への差別と、沖縄側から言えば沖縄の犠牲ということをよく認識していないと。しかし、そのことが非常にはっきり、今度のこの渡嘉敷島の元守備隊長の沖縄訪問によって表面化していると、そのことを考えた次第でございます。」と供述していることは、第4・4(2)イのとおりである。

(2)ア 第2・2(3)イのとおり、沖縄ノートの各記述を見ると、「自己欺瞞と他者への瞞着の試み」「人間としてそれをつなうには、あまりにも巨きい罪の巨塊のまえで、かれはなんとか正気で生き伸びたいとねがう」「かれのペテン」「屠殺者」「およそ正視に耐えぬ歪んだ幻想をまでもいだきえたであろう。このようなエゴサントリックな希求につらぬかれた幻想にはとめどがない」「およそ人間のなしうるものと思えぬ決断」「かれはじつのところ、イスラエル法廷におけるアイヒマンのように、沖縄法廷で裁かれてしかるべきであったであろう」など、かなり厳しい表現が赤松大尉に対して使用されていることが認められる。

イ しかし、論評の公正性、それがいたずらに人を揶揄、愚弄、嘲笑し、ことさらに人身攻撃をするなど論評としての域を超えているのか否かを判断するにあたっては、使用された個々の言葉だけを取り出して論ずるのは相当でない。論者の論理、その使用された文脈のなかにおける用語、表現の必然性・相当性を十分に検討するべきである。その意味では当該節あるいは章全体を通じての論者の意図や論証の積み重ねをも検証すべきものであろうが、ここでは、論旨の上でひとつながりをなす本件記述3ないし5の文脈を見ると、次のとおりである。これらは、沖縄ノートの70年4月執筆とされる最終章「IX 「本土」は実在しない」において、佐藤・ニクソン共同声明以後、日本人の、沖縄についてエゴイズムをさらけ出した態度、沖縄とそこに住む人々を中心にして思考する想像力の欠如の様々な実例が山積みしているとして、沖縄の国政参加について憲法上の疑義があるという意見が議会で持ち出されたことなどをあげて「現在の沖縄のありようは、憲法にふれるおそれがないのか、憲法上疑義がないのか？沖縄の国政参加について、いま実際的なプログラムを身勝手にいじくりまわしながら、憲法の名を持ち出す時、自民党の政治家たちはその廉恥心において手が震えるということはな

いのか?…かれらに倫理的想像力 moral imagination はいささかもないのか?」などと論じた後に208頁1行目から215頁9行目まで続く別紙「第IX章 抜き書き」のような論評である。

別紙「第IX章 抜き書き」の論評は、確かに、いわば魂を内側からえぐるような厳しさを有するものであるが、章あるいはひとつながらの論旨の全体を通してみると、論者の立場からはまさにそこで伝えんとする意見に対して必然性のある言葉と表現及び事柄(素材)が選ばれているものと評することができる。論旨は相関連し展開する文章の中から、使われた個々の用語を取り出して並べ、赤松大尉を「アイヒマン」「屠殺者」「罪の巨塊」「ペテン」などとして揶揄、愚弄、嘲笑、悪罵し、いたずらに個人を貶め、人身攻撃をするものというのではなく、その直接的自決命令そのものを対象として告発せんとするものでもない。「慶良間列島の渡嘉敷島で沖縄住民に集団自決を強制したと記憶される男、どのようにひかえめにいっても(中略)「命令された」集団自決をひきおこす結果をまねいたことはつきりしている守備隊長」というやや慎重な表現が選ばれたことと、個人名の表示が意識して避けられた理由は、後記才のとおりであり、論者の意見からすると沖縄に対しそのような罪責を負った本土の日本人全体の姿が「明瞭にあらわれている」もの(被控訴人大江本人尋問)として選ばれ、その男のその昭和45年の沖縄への渡航をこそ論評の対象としているものであることは、論旨全体から明らかである。

ウ 控訴人赤松は、曾野綾子の読み方にならって「あまりにも巨きい罪の巨塊」とは赤松大尉を表現したものであると主張するが、「人間としてそれをつぐなうには、あまりにも巨きい罪の巨塊のまえで、かれはなんとか正気で生き伸びたいとねがう」との部分を前掲の文脈のなかで位置づけるならば、被控訴人大江が、罪の巨塊とは自決者の死体をあらわすものであり、文法的にみても「巨きい罪の巨塊」が渡嘉敷島の守備隊長を指すと読むことはできないとするのは、首肯でき、これが赤松大尉を神の立場から断罪し、揶揄、愚弄したものとはいえない。

エ そのほかの部分も、あくまで赤松大尉の実名を伏せたまま、「沖縄の民衆の死を抵当にあがなわれる本土の日本人の生、という命題」「この事件の責任者はいまなお、沖縄にむけてなにひとつあがなっていないが、この個人の行動の全体は、いま本土の日本人が総合的な規模でそのまま反復しているものなのである」「われわれは、かれの内なるわれわれ自身に鼻つきあわせてしまう」、「かれの幻想は、どのような、日本人一般の今日の倫理的想像力の母胎に、はぐまれたのであるか?」「かれら(新世代の日本人)からにせの罪責感を取除く手続のみをおこない、逆にかれらの倫理的想像力における真の罪責感の種子の自生をうながす努力をしないこと、それは大規模な国家犯罪へとむかうあやまちの構造を、あらためてひとつずつ積みかさねていることではないのか。」として、沖縄ノートの前記主題に沿う形でそれぞれの論旨を展開する中で、論者の意見からすれば論旨及び表現上の必然性をもって使用されている表現と事柄にすぎず、相手への人身攻撃などを意図するものとは認められず、相当性を逸脱するものとまではいえない。

オ また、沖縄ノートの各記述に赤松大尉の氏名が明示されていないのは、第4・2(3)のとおりであるが、被控訴人大江は、沖縄ノートに赤松大尉の氏名を明示しなかったことについて、本人尋問において、「私はこの大きい事件は1人の隊長の個人の性格、個人の選択というふうなことで行われたものではなくて、それよりもずっと大きいものであって、すなわち日本人の軍隊、日本の軍隊の行ったこと、そういうものとしてこの事件があると考えておりましたのですから、特に注意深くこの隊長の個人の名前を書くということをいたしませんでした。」「(後の方で渡嘉敷島の守備隊長のことを日本人一般の資質の問題として書いたのかという問い合わせに対して)後半の問題は、こういう経験をした人を通じて日本人一般の資質について書くと、あるいは私自身に対する自己批判も含めるという主題であります。ですから、今おっしゃったとおりです。」「その趣旨からも、むしろ名前を出すことは妥当でないと私は考えておりました。」と供述している。このことは、被控訴人大江が赤松大尉に対する個人攻撃の意図で沖縄ノートの各

記述をしていないことを示すとともに、むしろそうすれば沖縄ノートの主題からずれてしまうと考えていたことを明らかにするものである。

(3) そうすると、沖縄ノートの各記述は、守備隊長ひいては日本軍の行動と沖縄返還問題のその時における行動とを通して著者を含めた本土の日本人全体を批判し、反省を促す構成となっているものと認められ、所々に「ペテン」など、文脈次第では人身攻撃となり得る表現もあるものの、前記の文章全体の趣旨に照らすと、その表現方法が執拗なものとも、その内容がいたずらに極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現にわたっているともいえず、赤松大尉に対する人身攻撃をしたものとは認められない。

加えて、証拠（甲 A 3）によれば、沖縄ノートは、集団自決及び評価としての軍の命令をも含んだ沖縄戦という歴史的事実を前提のひとつとして、本土の日本人及び日本と沖縄の関係を論評するものであると認められ、このような…事実については、広く論評、表現の対象とされるべきものであることも考慮しなければならない。それらは、言論の場において自由に論じられるべきものである。

(4) 以上によれば、沖縄ノートの各記述は、意見ないし論評としての域を逸脱したものということはできない。したがって、沖縄ノートの各記述中、意見ないし論評にわたる部分の名誉毀損を理由とする損害賠償請求も、また理由がない。（原判決 209 頁 16 行目から 213 頁 1 行目）』

## 9 本件各書籍の出版等の継続について

### (1) 出版等の継続と不法行為の成否

先に名誉毀損の成否の基準等（第 3 の 3）に関して、引用する原判決の説示を改めるかたちで述べたとおり（原判決第 4・1 (3-2), (4), 本判決 121 頁），本件のように高度な公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的で

なされた記述について、発刊当時はその記述に真実性又は真実相当性が認められ、当該記述を含む書籍の出版は不法行為に当たらないものとして長年にわたって版を重ねてきたところ、新しい資料の出現によりその真実性が覆り、あるいは真実相当性の判断が揺らいだというような場合に、直ちにそれだけで、当該記述を改めない限りその書籍の出版を継続することが違法になると解することは相当ではない。先に述べたとおり、①新たな資料等により当該記述の内容が真実でないことが明白になり、②当該記述を含む書籍の発行により名誉を侵害された者がその後も重大な不利益を受け続けているなどの事情があり、③当該書籍をそのままの形で出版し続けることが出版の自由等との関係などを考え合わせても社会的な許容の限度を超えると判断される場合に限って不法行為の成立が認められると解すべきである。

そして、「太平洋戦争」は太平洋戦争に関する歴史研究書であり、「沖縄ノート」は沖縄の核付き返還が社会問題となっていた時代に昭和 44 年 1 月から 45 年 4 月までの間に執筆された評論を纏めたもので本件記述もその中で沖縄の集団自決に触れたものであり、いずれも高度な公共の利害に関する事実に係り、かつ、もっぱら公益を図る目的で出版されたものと認められる。また、「太平洋戦争」の著者が平成 14 年に既に死亡している事実は広く知られており、「沖縄ノート

ト」も各章毎に記述した年月が付記されていて、いずれも、その出版当時の著者の認識を記載した書籍として、長く出版が続けられ、世代を超えて読み継がれているものである。そして、控訴人らは、本件各書籍の出版当時に本件各記述について真実相当性があったこと自体は積極的に争わず、昭和48年の「ある神話の背景」や平成12年の「母の遺したもの」などの出版などにより本件各記述が真実でないことが明らかになったとして、その後（正確には原判決第3の5(2)のとおり）の出版等の継続を不法行為に当たると主張するのである。そこで、上記基準に従って不法行為の成立要件について検討する。

## (2) 真実でないことが明白になったとの要件について

この点は、先に7項において検討したとおりであり、控訴人の言う「直接命令」について、本件証拠上はその有無を断定するには至らないといわざるを得ない。そうだとすると、「直接命令」が真実でないことが明白になったとまではいえないから、既にこの点で、出版等継続の不法行為性は認められないことになる。

なお、先に真実性及び真実相当性を検討した際には、名誉侵害との関係で証明の対象を「直接命令」とするのが相当であるとして検討したのであるが、仮に出版後40年近くたつた現在の時点において本件各記述の真実性及び真実相当性を

問題にするとすれば、戦後60年以上を経て一般の読者の沖縄戦ないしは集団自決についての関心の内容も、前提知識も大きく変化しているのであるから、改めて本件各記述の読み方を検討してみる必要がある。すなわち、本件各書籍の各著者の意図は、当初から、ある隊長の直接命令を摘示してその個人を告発するところなどではなく、戦争における人間性の破壊の事実としての日本軍の隊長の命令を記述し（「太平洋戦争」），沖縄の犠牲の上に立つ本土の日本人の姿を明瞭に表す隊長の沖縄返還問題さなかでの沖縄訪問などを論評すること（「沖縄ノート」）にあることは、その書籍全体の論旨からも明らかである。本件各記述の摘示の内容や論評の前提となった事実は、前述の区分でいえば、むしろ、評価としての軍命令であり、評価としての軍命令の責任者としての日本軍の部隊長であるともいえるのである。他方、沖縄戦の研究者はもとより一般読者の理解も、現在においては、多くは、集団自決の問題は特定の隊長のその場における直接命令の有無などにあるのではないという認識にたち、本件各記述から集団自決をある特定の個人の責任のように理解しその個人を非難するのはむしろ誤りであると捉えられてきていると思われる（甲B74）。そうだとすると、現時点においては、名誉毀損にかかる真実性や真実相当性の証明の対象は「評価たる軍命令」あるいはその責任者であると解することもできな

くはないが、「評価たる軍命令」の有無はまさに評価であるがゆえに、その当否の判断は、本来は歴史学の課題として研究と言論の場においてこそ論じられるべきものである。また、出版継続の不法行為の成否について先のような基準を取るならば、現時点における真実相当性の判断により結論が直接左右されるものでもない。そこで、当裁判所は、現時点において本件各書籍を購読する一般の読者に予想される本件各記述の読み方の変化は、次に検討する。本件各記述が現在において控訴人梅澤や赤松大尉の社会的な評価としての名誉に及ぼす影響の程度の変化の問題としてこれを取り上げるのが相当であると考える。

(3) 本件各書籍の出版継続による控訴人らの不利益について

ア 次に、本件各記述を含む本件各書籍の出版等の継続によって生ずる控訴人らの不利益の程度について検討する。

前述のように、戦後60年以上を経て、沖縄の集団自決については、それをある特定の隊長のその場における無慈悲直接命令に帰するのではなく、総体としての日本軍の集団自決への関与、強制と誘導の問題として捉え、他の様々な要因と併せてその実態を直視するべきであるとの認識が一般化している（甲B5, 37, 74, 91, 104資料1の3頁以下、同38頁以下、154）。先に見た教科書検定の日本史小委員会の意見も、記述訂正を承認された各

教科書の記述もそのような認識を前提としているといえる。そうすると、仮に隊長命令が個人名を伴って掲示されても、それ自体がその個人を非難の対象としているものと受け止められるおそれは低くなっているといえる。また、一般的の読者にとって、半世紀以上前の出来事の記述から当該個人を特定する資料も乏しくなっており、行為者個人に対する関心もなくなっていると考えられる。控訴人らを特定して知り得る周囲の者にとっても、本件書籍出版後に明らかになった多くの資料等をも合わせて、本件各記述を時代的に限られた資料に基づくものとして批判的に評価検討することができる状況が生まれている。このような長い時の経過による状況の変化により、本件各記述によって、控訴人らの社会的な評価としての名誉が侵害される具体的な可能性は、一般的に見ても大幅に低下しているものと認められる。

イ 他方、証拠（甲B1, B5, B14, 27, 乙22, 42, 43の1・2, 116, 控訴人梅澤本人）によれば、控訴人梅澤は、昭和33年ころの週刊紙による個人攻撃等に苦しみ、名誉回復を強く念願するとともに、昭和63年ころまでは「鉄の暴風」（乙2）や「沖縄県史第10巻」（乙9）の記述についての訂正等を求める行動をとつて、昭和63年に沖縄タイムスに対してもうこの問題は

一切やめるなどと宣言して、その後は 17 年近く、特段の行動をとっていない。被控訴人らに対しては元々何らの抗議や申入れもしていない。そして、「沖縄史料編集所紀要」（甲 B 14）に控訴人梅澤の手記である「戦斗記録」が収録され、「沖縄県史第 10 卷」について事実上の訂正がなされたことや、平成 12 年には「母の遺したもの」（甲 B 5）が出版され、控訴人梅澤からすれば隊長命令（直接命令）のなかったことが公に明らかになったと考えて、個人の名誉の問題についてはそれなりに納得したものと認められる。控訴人梅澤は、宮城晴美に対する昭和 55 年 12 月 21 日付け書簡の中では「村の方々の集団自決は当時の実情の如何を不問私以下軍側の影響力が甚大であり当時軍を代表する者として全く申し訳なき次第であります。」（乙 66）と率直に記述しており、評価としての軍命令までを否定する考えはなかったものと推認できる。本件各書籍はその後も出版されて版を重ねており、控訴人梅澤が、送られた初枝のノート（甲 B 32）や沖縄史料編集所紀要 11 号（甲 B 14）あるいは宮村幸延の「証言」（甲 B 8）等の新しい資料を提示して本件各記述について被控訴人岩波書店に申入れをすること等は、極めて容易であったと考えられるが、控訴人梅澤が当時本件各書籍の記述を問題にした形跡は全くない。本件訴訟の提起も、控訴

人赤松が提訴の意思を固めるまで消極的であり、「沖縄ノート」も提訴後に読んだというのである。そうすると、遅くとも平成 12 年ころ以降は、本件各書籍の出版継続や本件各記述は、控訴人梅澤にとって取り立てていうほどの名誉感情の侵害や社会的評価の低下等の具体的な不利益をもたらすようなものではなくなっていたものと推認される。それは、不本意ながらもあきらめていたというよりは、既に新たな史料により汚名が雪がれたというそれなりの納得と時の経過や世間の関心の低下がもたらした、状況の客観的な変化であるというべきである。そのような状況の客観的な変化を背景に、本件各記述は、控訴人梅澤本人にとっては、個人の名誉に関するかぎり、もはや放置しておけば足りる程度の違法性しか有しないものと判断されていたものと認められる。

ウ また、証拠（甲 B 2, B 18, B 20, B 79, B 80, 控訴人赤松本人）によれば、赤松大尉及びその家族や親族らにあっても、「鉄の暴風」に始まる自決命令の記述や昭和 45 年ころの週刊紙による個人攻撃などは、多くの苦しみをもたらし、前示のように長女佐藤加代子も「鉄の暴風」を読み息が止まるほどのショックを受け、「沖縄ノート」の厳しい論評を怖いと感じ、また、一時は父親を詰問するなどのこともあった（甲 B 80）。しかし、まもなく、

昭和48年には「ある神話の背景」が出版され、これが関係者の間で高く評価されたことにより、本人及び家族やその周囲の者も、これによって赤松大尉の名誉は回復されたと安心した。そして、昭和61年に版を改めた「太平洋戦争」の第2版からは、赤松自決命令（直接命令）自体が削除され、日本軍としての責任を問うかたちに修正された。

「鉄の暴風」や、長女が怖いとまで感じた「沖縄ノート」の各記述はそのままでその後も刷を重ねていたが、赤松大尉やその親族らはそのことには格別関心を抱かず、赤松大尉は昭和55年に死亡し、遺族らもその後も出版社に対する申入れなどは全くしていない。赤松大尉も、「潮」昭和46年11月号所収の手記の中では、「『住民を自決から救えなかった手抜かり』は、私もじゅうぶんに責任を感じるところである。ほんとうに申しわけないと思っている。」「島の方々に対しては、心から哀悼の意をささげるとともに、私が意識したにせよ、しないにせよ、海上挺進隊隊長としての『存在』じたいが、ひとつの強大な力として、住民の方々の心に強く押しかぶさっていたことはいなめない、このことを、旧軍人として心から反省するにやぶさかではない…。」と率直に書いており（甲B2），凄惨な集団自決を目の当たりにした部隊長として、評価としての軍命令までを否定する考えは無かったものと推認できる。

控訴人赤松も、「神話の背景」により既に結着はついたことと考えており、その後、周囲からの非難もなく、「沖縄ノート」も赤松大尉に関する部分のみを拾い読みただけであった。

そうすると、昭和48年ころ以降は、赤松大尉にとっても、その死後はその遺族にとっても、本件各記述自体はもはや赤松大尉の社会的評価や敬愛追慕の情を取り立てていようほどに害するものではなく、放置しておけば足りる程度のものになっていたものと推認される。それは、控訴人梅澤の場合と同様に、不本意ながらもあきらめていたというよりは、既に新たな史料により事実は明らかになっているというそれなりの納得と旧軍人としての率直な反省及び時の経過や世間の関心の低下がもたらした、客観的な状況の変化であるというべきである。そのような客観的な状況の変化等により、本件各記述は、赤松大尉の遺族にとっても、個人の名誉に関する限りでは、もはや取り立てて取り上げるほどの痛痒をもたらさないものになっていたことを意味するといえる。

エ そうだとすれば、何故に、控訴人らが両名ともに、今、突然本件各記述によってその社会的評価や故人に対する敬愛追慕の情を著しく侵害されていると感ずるようになり、本件提訴にまで及んだのかが問題となる。この点は、いず

れも知人から日本史の教科書にまで集団自決が日本軍の命令によると書かれ權威ある書籍にも述べられているなどと教えられたからであるというのであるが、先に具体的に示したような各教科書の記述が、訂正の前後を問わず、控訴人らの名譽や故人への敬愛追慕の情を侵害するものとは到底いえない。そこに記述されているのは、個人の特定を伴わない「評価たる軍命令」であり、個人の人格権の保護を根拠に、またその名の下に、これらの記述の変更を意図し集団自決の歴史を正しく伝えんとすることには、やはり無理があるといわざるを得ない。たしかに、赤松大尉の遺族にとって、現在でも、沖縄ノートの厳しい論評を読み返すことは、心に苦痛をもたらすことに変わりはないとしても、それは主観的な感情の問題であって、人格権自体の侵害にはあたらない。人がその人格的価値について社会から受けた客観的評価としての名譽は、憲法上保護される重要な人格権であるが、本件各記述を含む本件各書籍の出版の継続によって、控訴人らが、現実に、かかる意味での人格権に関して重大な不利益を受け続けているとは、本件証拠上認められないのである。

オ また、控訴人らは、昭和49年7月の第5刷（「沖縄ノート」）あるいは平成14年の文庫化（「太平洋戦争」）以降の本件各書籍の出版等の継続についても不法行為に当

たると主張するのであるが、提訴に至るまで、控訴人らは、被控訴人らに対し本件各記述について何らの苦情の申入れもしていない。本件提訴に当たっても、何らの交渉も試みていない。それは、先に見たとおり社会的評価の低下について現実に重大な不利益がなかったということでもあろうが、著者らの立場からすると、当時の通説に基づくものとして初めは真実性が問題とされることもなかった本件各記述について、その内容を新しい資料に基づいて再検討するなどの機会もなかったものといわざるを得ず、控訴人らからはこれに関する故意過失についての具体的な主張もない。本件提訴に至るまでの本件各書籍の出版継続については、以上の点からしても、不法行為の成立を認める余地はない。

#### (4) 小括

以上によれば、本件各記述が真実でないことが明白になつたとも認められず、本件各書籍の出版継続によって、控訴人らが重大な不利益を受け続けているとも認められないであるから、いずれにしても、本件各書籍の出版継続（提訴までの分を含む）は、不法行為に当たらないというべきである。

#### 10 出版等の差止請求について

以上のとおり、本件各書籍の出版及びその継続は控訴人らに対する不法行為を構成しないから、控訴人らの出版等の差止請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

## 11 結論

以上の次第で、控訴人らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これらを棄却した原判決は、相当である。また、控訴人らが当審で拡張した請求も、理由がないことが明らかである。

よって、本件控訴及び控訴人らが当審で拡張した請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 小田耕治

裁判官 富川照雄

裁判官 山下寛